

草津市地域防災計画(資料編)

令和6年3月

草津市地域防災計画資料編 目 次

[I 条例、規則、要綱等]	7
I-1 草津市防災会議条例	8
I-2 草津市防災会議委員名簿	10
I-3 草津市災害対策本部条例	11
I-4 草津市災害対策本部規程	12
I-5 被災者生活再建支援法	16
I-6 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例	24
I-7 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	28
I-8 草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱	49
I-9 草津市防災行政無線局管理運用規程	51
I-10 草津市地域防災無線協議会規約	55
I-11 草津市緊急通報システム利用要綱	58
I-12 草津市障害者緊急通報システム事業運営要綱	69
I-13 草津市自主防災組織設置要綱	78
I-14 草津市自主防災組織事業補助金交付要綱	83
I-15 草津市自主防災組織等一覧	98
I-16 草津市建築物の浸水対策に関する条例	104
I-17 草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則	106
[II 協定関係]	109
[III 防災関係組織・体制、連絡先等]	119
III-1 草津市災害対策本部組織	120
III-2 各班の任務分担表	121
III-3 草津市職員警戒体制時動員計画	127
III-4 水防組織	139
III-5 水防区域の分担	140
III-6 防災関係機関情報交換担当部署	141
III-7 訓練メニュー	142
[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]	143
IV-1 避難所等一覧表	144
IV-2 広域避難所一覧表	147
IV-3 避難集合場所等候補地一覧表	148
IV-4 草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表	157
IV-5 主要な県防災無線FAX一覧	161
IV-6 草津市の県防災無線局	161
IV-7 滋賀地区非常通信経路計画	162
IV-8 貨物自動車運送一覧	163
IV-9 市公用車保有台数一覧	164
IV-10 漁船一覧	165
IV-11 ヘリコプター離発着場	166
IV-12 備蓄場所および備蓄品目	167
[V 公共施設等の現況]	169
V-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業の執行状況	170

V-2	消防水利の設置状況	171
V-3	消防力の現況（消防車両等の保有台数）	172
V-4	防火地域の指定状況	173
[VI	危険箇所・区域、危険物施設等]	174
VI-1	草津市の主な風水害	175
VI-2	草津市洪水・内水ハザードマップ	177
VI-3	市内の主要河川現況	179
VI-4	主要河川の水位段階	181
VI-5	重要水門・樋門調書	182
VI-6	農業用ため池一覧	183
VI-7	重要水防区域および危険箇所	185
VI-8	草津市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧	186
VI-9	草津市周辺の活断層の長期評価一覧	192
VI-10	琵琶湖西岸断層帯の活断層分布図	195
VI-11	草津市防災アセスメント調査結果抜粋（平成 27 年 1 月）	196
VI-12	危険物施設一覧	203
VI-13	高圧ガス製造所、貯蔵所一覧	210
VI-14	毒物劇物製造所一覧	211
VI-15	危険物施設分布図	212
VI-16	気象予警報（警報の種別および発表基準）	213
VI-17	気象予警報伝達系統図	219
VI-18	土砂災害警戒区域指定位置図	220
VI-19	浸水想定区域図	231
VI-20	水害・土砂災害リスクの見込まれる要配慮者利用施設リスト	234
[VII	医療・福祉・教育施設等]	243
VII-1	医療機関	244
VII-2	近隣死体処理場	245
VII-3	棺の調達先	246
VII-4	ドライアイス調達先	247
VII-5	教育施設（学校・幼稚園・幼稚園型認定こども園）	248
VII-6	文化財の指定状況等	249
[VIII	基準等]	250
VIII-1	火災警報の発令基準	251
VIII-2	被害即報等	252
VIII-3	災害の被害認定基準	259
VIII-4	災害救助法の適用基準	263
VIII-5	災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」	264
VIII-6	農業用河川工作物応急対策事業の事業区分および採択基準	269
VIII-7	災害り災者救じゅつ用寄贈品等に対する J R 運賃減免実施基準	270
VIII-8	水防工法	273
VIII-9	新震度階級	291
VIII-10	災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針	295
[IX	様式等]	296
IX-1	災害被害即報様式（その 1-人・建物）	297
IX-2	災害被害即報様式（その 2-道路・河川等）	298
IX-3	災害被害即報様式（その 3-農業関係被害、避難勧告等）	299

IX-4	「第1号様式(火災)」	300
IX-5	「第2号様式(特定の事故)」	301
IX-6	「第3号様式(救急・救助・武力攻撃災害等)」	302
IX-7	第4号様式(その1)「災害概況即報」	303
IX-8	第4号様式(その2)「被害状況即報」	306
IX-9	第5号様式「災害確定報告」	306
IX-10	被害即報事項事例	308
IX-11	パトロール結果報告書	310
IX-12	水防実施状況報告書	311
IX-13	災害情報等受理通報書	312
IX-14	家屋被害調査結果報告書	313
IX-15	り災者台帳	314
IX-16	り災証明書	316
IX-17	避難所収容者名簿	317
IX-18	避難所開設日誌	318
IX-19	物品出納簿	319
IX-20	被災者救助明細書	320
IX-21	応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書	321
IX-22	応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書	322
IX-23	災害救助用米穀売却指示書	323
IX-24	災害救助用米穀引渡申請書	324
IX-25	受領書	325
IX-26	世帯構成員別被害状況書	326
IX-27	生活必需品等必要状況	327
IX-28	義援金品拠出者名簿	328
IX-29	義援金品引継書	329
IX-30	義援金品受領書	330
IX-31	現金出納簿	331
IX-32	義援品受払簿	332
IX-33	緊急輸送車両確認申請書	333
IX-34	緊急輸送車両確認証明書	334
IX-35	緊急車両標章	335
IX-36	「災害状況報告書」(様式第1号)	336
IX-37	「災害防疫活動状況報告書」(様式第2号)	337
IX-38	「災害防疫作業日誌」(様式第3号)	339
IX-39	「患者台帳」(様式第4号)	340
IX-40	緊急放送依頼様式(草津市災害対策本部広報渉外班)	341
[X	草津市の概況]	344
X-1	草津市の地形	345
X-2	草津市の地盤種別図	346
X-3	草津市の気象状況	347
X-4	草津市の人口推移	349
X-5	草津市人口分布	350
X-6	草津市の建築物の状況	351
X-7	建物棟数	352
X-8	木造建物割合	353
X-9	非木造建物割合	354

X-10	土地利用の変遷図.....	355
[XI	大規模事故災害関連]	357
XI-1	危険物貯蔵施設・毒物劇物貯蔵施設・高圧ガス施設危険物施設.....	358
XI-2	AED 設置場所検索サイト.....	358
XI-3	滋賀県広域災害緊急医療情報システム.....	359
XI-4	毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準.....	360

[I 条例、規則、要綱等]

I-1 草津市防災会議条例

昭和38年7月12日

条例第17号

改正 昭和58年3月29日条例第22号

昭和61年10月1日条例第26号

平成12年3月24日条例第1号

平成24年10月11日条例第17号

平成25年3月29日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき草津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務ならびに組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 草津市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の区域の全部または一部を管轄する警察署の警察署長
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 市の区域の全部または一部を管轄する消防署の消防署長および消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認める公共的機関の職員のうちから委嘱する者
- 6 防災会議は、委員30人以内で組織する。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、草津市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員および学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、草津市の職員のうちから市長が指名する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月11日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の草津市防災会議条例第3条第5項第8号の委員として市長が最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

I-2 草津市防災会議委員名簿

委員別 条例第3条第5項	機 関 名 等	
同条第1号委員	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	
同条第2号委員	滋賀県南部土木事務所	
	滋賀県南部健康福祉事務所	
同条第3号委員	草津警察署	
同条第4号委員	草津市総合政策部	
	草津市建設部	
	草津市健康福祉部	
同条第5号委員	草津市教育委員会教育長	
同条第6号委員	草津市消防団長	
	湖南広域消防局西消防署長	
	湖南広域消防局南消防署長	
同条第7号委員	西日本旅客鉄道(株)草津駅	
	西日本電信電話(株)滋賀支店	
	関西電力送配電(株)滋賀支社	
	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部	
	(一社)滋賀県 LP ガス協会草津支部	
同条第8号委員	自主防災組織を構成する者 または学識経験のある者	学識経験者 草津市赤十字奉仕団 くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 湖南幼年女性防火委員会 公益社団法人滋賀県看護協会第2地区支部

I-3 草津市災害対策本部条例

昭和38年7月12日

条例第18号

改正 平成8年4月1日条例第9号
平成24年10月11日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、草津市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年10月11日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

I-4 草津市災害対策本部規程

昭和46年7月12日
訓令第7号

(本部の設置)

- 第1条 市内の全部もしくは一部にわたる非常災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、緊急に災害情報の伝達と被害状況のは握を行い、併せて被害の防止および災害対策を確立するため、草津市災害対策本部(以下「本部」という。)を置く。
- 2 本部は、草津市役所2階特大会議室に置く。ただし、特に必要ある場合には適当と認められた場所に移すことができるものとする。

(本部の組織)

- 第2条 本部に本部長、副本部長および本部員を置く。
- 2 本部長は、市長が当たり、副本部長は、副市長、教育長および危機管理監をもつて充てる。
- 3 市長が不在のときは、草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号)第2条第1号に掲げる副市長が、同号に掲げる副市長が不在のときは、他の副市長が、他の副市長が不在のときは、危機管理監が配備等の決定を行い、指揮するものとする。
- 4 本部員は、草津市地域防災計画(以下「計画」という。)に掲げる職にある者をもつて充てる。

(本部会議)

- 第3条 災害に関する総合対策確立について協議するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長および本部員をもつて構成する。
- 2 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

(部、班および事務分掌)

- 第4条 本部に計画に掲げる部および班を置き、それぞれの事務分掌を行うものとする。
- 2 本部長は必要に応じ、前項に規定する部および班以外の部もしくは班を設け、またはこれらの一部を置かないことができる。
- 3 班長は、部長の命を受け、班員は班長の指示によりその任に当たる。

(本部連絡員)

- 第5条 本部と各部および班との連絡調整を行うため、本部連絡員を設け、計画に掲げる職にある者をもつて充てる。

(配備区分等)

- 第6条 計画に掲げる災害の状況に応じて、部および班員(以下「職員等」という。)は、別に定める場所に速やかに集合し、第4条に規定する業務を行うものとする。

(待機等)

- 第7条 本部長は、総合的情報に基づき災害が予測される場合、その災害の規模その他の情勢により必要あるときは、職員に待機命令、非常活動命令等適宜命令を発するものとする。

(本部の開閉)

- 第8条 本部は、非常災害が発生し、またはそのおそれのある場合において市長が必要と認めるとき開設し、災害の発生がなく、また災害の応急措置が完了したとき閉鎖するものとする。

(本部の事務連絡)

第9条 本部の開設前または閉鎖後における事務の連絡は、総合政策部危機管理課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年9月8日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年10月27日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年7月28日訓令第9号)

この訓令は、昭和53年7月28日から施行する。

付 則(昭和54年3月31日訓令第4号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年8月21日訓令第5号)

この訓令は、昭和54年8月21日から施行する。

付 則(昭和54年11月1日訓令第9号)

この訓令は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年5月13日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年10月13日訓令第8号)

この訓令は、昭和56年10月13日から施行する。

付 則(昭和56年12月1日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年7月1日訓令第10号)
この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日訓令第11号)
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日訓令第13号)
この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(昭和61年4月1日訓令第7号)
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年4月1日訓令第4号)
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日訓令第3号)
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成元年10月5日訓令第7号)
この訓令は、平成元年10月5日から施行する。

付 則(平成3年4月1日訓令第4号)
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成3年10月1日訓令第9号)
この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日訓令第1号)
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日訓令第7号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日訓令第6号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日訓令第4号)
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成13年6月29日訓令第9号)
この訓令は、平成13年6月29日から施行する。

付 則(平成15年7月1日訓令第3号)
この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

付 則(平成16年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日訓令第3号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日訓令第3号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第4号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日訓令第7号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月4日訓令第10号)
この訓令は、平成28年10月4日から施行する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条）
第三章 被災者生活再建支援法人（第六条—第十七条）
第四章 国の補助等（第十八条—第二十条）
第五章 雑則（第二十条の二—第二十二条）
第六章 罰則（第二十三条—第二十五条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対

し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又

- は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

（基金）

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点も踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

（業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適

当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出そ

の他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一六年三月三十一日法律第一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第九八号で平成一六年四月一日から施行)

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 改正後の被災者生活再建支援法(以下「新法」という。)第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域(施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要なくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。)において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十三号)の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

(被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定によ

る指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年十一月一六日法律第一一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六〇号で平成一九年一二月一四日から施行）

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

- 4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和二年一二月四日法律第六九号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）で規定に準拠し、暴風、豪雨等で自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金で支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号および次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給す

ることができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) その災害による死亡が、その死亡した者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯で生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失もしくは流出した場合 350万円
- (3) 第1号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(保証人および利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で市長が定める率とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還方法等)

第15条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。

- 2 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還の方法によるものとする。
- 3 前項の規定による償還は、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。
- 4 災害援護資金の貸付けを受けた者の償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年10月5日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月28日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（平成4年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成23年11月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年7月1日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条および第15条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月20日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

I-7 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月25日
規則第33号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年草津市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別および生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日および死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別および生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた年月日および負傷または疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、または疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記様式第2号)を市長に提出し

なければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名および生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間および方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由および資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間および療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第6条の2 条例第14条第2項の規定に基づく市長が定める率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保証人を立てる場合 無利子
- (2) 保証人を立てない場合 年1.5パーセント

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間および償還方法を記載した貸付決定通知書(別記様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別記様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人および保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借入者が貸付金の償還を完了したときは、当該借入者に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第6号)を市長に提出する

ものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別記様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
 - 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間および支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
 - 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人が死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神または身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
 - 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
 - 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

- 第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名または住所の変更届等)

- 第17条 借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届(別記様式第16号)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(細目)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(令和元年7月1日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年11月20日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第5条第2項関係)

診断書

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷病名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初診年月日	年 月 日	
既往症	既存障害		治ゆ年月日	年 月 日	
療養の内容 および経過					
障害の状態 の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)				
関節運動 範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局 番					
年 月 日	病院または診療所の		診療担当者氏名		所在地 名称 印

証人	産 建物	(1) 自宅 m2 (2) その他 m2	務先	所在地	電話 局番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無およびその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡または重度障害者となった事実の有無					(有・無)		
借入申込金額					円		
必要資金の額	に	円	資金の内訳	災害援護資金	円		
	に	円		手持資金	円		
	に	円		その他()	円		
	に	円		合計	円		
被害の状況	被災時の具体的状況						
	住居の被害		(1)全壊	(2)半壊	世帯主の負傷	全治 か月	
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
			円	円		円	円
				合計			

様式第3号(第8条第1項関係)

災害援護資金貸付決定通知書

第 年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申込みのあつた災害援護資金の貸付けについては、次のとおり決定したので通知します。

記

記

貸付番号	第	号				
貸付金額		円				
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年 賦		半年賦	月	賦	
貸付利率	年	パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 持参するもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条第2項関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申込みのあつた災害援護資金の貸付けについては、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

様式第5号(第9条関係)
貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円
利 率 年 パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦 半年賦 月 賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律およびこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

草津市長 様

借 受 人 住 所
氏 名 印

上記の借入れに対し連帯してその債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名 印

様式第6号(第12条関係)

災害援護資金繰上償還申出書

年 月 日

草津市長 様

住所
借受人
氏名 印

災害援護資金の繰上償還を行いたいので、次のとおり申し出ます。

記

貸付番号 第 号
借受人氏名
貸付けを受けた日 年 月 日
貸付けを受けた金額 円
償還期限 年 月 日
償還金額 円
償還未済額 円
繰上償還をする日 年 月 日
繰上償還をする金額 円

様式第7号(第13条第1項関係)

災害援護資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

草津市長 様

借受人 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

災害援護資金償還金の支払猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入 金額	円	貸付 番号	第 号
	据置 期間	1 3 年 2 5 年	希望 猶予 期間 等	ただし か月 年 月 日 第 回償還以降
	償還 方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還 期間	年 月 日か ら 年 月 日 まで	変更 後の 償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の 根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条第2項関係)

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金償還金の支払猶予については、次のとおり承認したので通知します。

記

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第13条第3項関係)

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金償還金の支払猶予については、次の理由で承認できないので、当初の計画により償還されるよう通知します。

記

(承認できない理由)

様式第10号(第14条第1項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除申請書

年 月 日

草津市長 様

借受人	住所
	氏名 印
連帯保証人	住所
	氏名 印

災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除を受けたいので、次のとおり申請します。

記

貸付番号		第号		円	
支払免除を申請する違約金の金額					
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月 期	円	円	円
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条第2項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除承認通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、次のとおり承認したので、通知します。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円
に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除する。

様式第12号(第14条第3項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除不承認通知書

第 年 月 日 号

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、年 月 日現在 円となつておりますので、至急償還してください。

様式第13号(第15条第1項関係)

災害援護資金償還免除申請書

年 月 日

草津市長

住所
申請人

氏名

印

災害援護資金の償還免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号				
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の		全部 一部で	円)	
免除申請理由および理由発生年月日または理由継続期間					
免除申請者続人借受人またはその相保証人	ふりがな		男女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先および所在地				
	ふりがな		男女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先および所在地		
	ふりがな		男女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先および所在地		

様式第14号(第15条第3項関係)

災害援護資金償還免除承認通知書

第 年 月 日 号

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認したので通知します。

記

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元金 円
利子 円
違約金 円
合計 円

償還を免除した額	元金	円	
----------	----	---	--

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額 利子 円
違約金 円
合計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第15号(第15条第4項関係)

災害援護資金償還免除不承認通知書

第 年 月 日 号

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

様式第16号(第17条関係)

氏名等変更届

年 月 日

草津市長 様

借受人 住所

	または同居の親族	氏名	印
	連帯保証人		住所
		氏名	印

氏名等について異動したので、次のとおり届け出ます。

貸付番号	第 号			
借受人	ふりがな		住所	
	氏名			
連帯保証人	ふりがな		住所	
	氏名			
異動する事項(○で囲むこと。)			(異動の内容)	
1 住所変更 2 改姓または改名 3 死亡または行方不明 4 その他				

I-8 草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱

昭和 58 年 4 月 30 日
告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内において災害が発生した場合に、その災害により被災した世帯に対し、り災見舞金またはり災弔慰金（以下これらを「り災見舞い金等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象または火事もしくは爆発により生ずる被害をいう。

(交付要件および対象災害)

第 3 条 り災見舞金は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づいて本市に住民基本台帳に記載されている者がり災した場合に、次の各号いずれかに該当する被害を受けたとき、その者の属する世帯の世帯主またはその遺族に対し交付するものとする。

- (1) 住家の全焼または半焼
 - (2) 住家の全壊または半壊
 - (3) 住家の床上浸水
 - (4) 前 3 号に規定する被害に起因する死亡。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害弔慰金の支給の対象となる死亡を除く。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家とは、その世帯の構成員が常時起居している建物とし、物置および倉庫等は含まないものとする。

(被害の基準)

第 4 条 前条第 1 項に規定する全焼、全壊、半焼、半壊および床上浸水の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 全焼または全壊 住家が焼失し、もしくは、損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70 パーセント以上達したときまたはその住家を改築しなければ再び住家として使用することができないとき。
- (2) 半焼または半壊 住家が焼失し、もしくは損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できるとき。
- (3) 床上浸水 住家の主たる居住部分の床以上に浸水したときまたは著しい量の土砂もしくは竹木の堆積により一時的にその住家に居住することができないとき。

(り災見舞金等の額)

第 5 条 り災見舞金等の額は、次の表に定めるところによる。

種類	り災程度	金額
り災見舞金	全焼または全壊	1 世帯につき 30,000 円
	半焼または半壊	1 世帯につき 20,000 円
	床上浸水	1 世帯につき 10,000 円
り災弔慰金	死亡	死亡者一人につき 100,000 円

(り災見舞金等の交付)

第 6 条 見舞金等は、火災報告取扱要領（昭和 43 年 11 月 11 日付け消防総発第 393 号消防庁長官通知）に規定する火災報告または草津市地域防災計画に規定する被害状況の調査により、被害の発生を了知した後速やかに交付する。

(遺族の範囲)

第7条 り災弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者。
- 2 前項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、同号各号の順位により、同項第2条に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順次による。

(適用除外)

第8条 この要綱は、被害者の故意に基づくり災と認められたものについては、適用しない。

(事務処理)

第9条 り災見舞金等の交付事務は、健康福祉部人とくらしのサポートセンターにおいて処理する。

付 則

- 1 この要綱は昭和58年4月30日から施行する。
- 2 草津市罹災見舞金交付内規は廃止する。

付 則（平成4年5月1日告示第76号）

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成4年4月1日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日告示第101号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月9日告示第168号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
(草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則（平成29年4月12日告示第130号）

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

付 則（令和2年4月1日告示第87号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務および行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する草津市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理および運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送受するための電气的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まないものとする。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中または特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作またはその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(防災行政無線局の構成等)

第3条 防災行政無線局は、基地局および陸上移動局で構成する。

2 防災行政無線局に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 運用責任者

(総括責任者)

第4条 総括責任者は、防災行政無線局の管理および運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括責任者は、危機管理監をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、防災行政無線局の管理および運用の業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災事務を分掌する課等(以下「防災主管課」という。)の長の職にある者をもって充てる。

(運用責任者)

第6条 運用責任者は、防災行政無線局の適正かつ効率的な運用を確保するとともに無線従事者および無線取扱者を指揮監督する。

2 運用責任者は、基地局にあっては防災主管課の課長補佐級以上の職にある者を、無線設備が配置された所属にあっては当該所属の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者等)

第7条 無線設備の操作および管理の実務は、無線従事者および無線取扱者(以下「無線従事者等」という。)が行う。

2 無線従事者は、運用責任者の指揮監督のもと、無線設備の操作を行うほか、無線取扱者の行

- う無線設備の通信操作を管理する。
- 3 無線従事者は、無線局の業務に従事しているときは、無線従事者免許証を携帯していなければならない。
 - 4 総括責任者は、無線従事者の適正な配置および無線従事者等の養成に努めなければならない。

(管理の原則)

第8条 管理責任者は、防災行政無線局が常に良好な機能を果たせるよう善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(日常点検)

- 第9条 運用責任者は、無線局の無線設備について、毎日1回以上無線従事者等に点検をさせなければならない。
- 2 無線従事者等は、前項の点検の結果を運用責任者に報告しなければならない。

(定期点検)

第10条 管理責任者は、無線設備について、毎年1回以上定期点検をしなければならない。

(故障等の対応)

- 第11条 無線従事者等は、無線設備に故障等の異常を発見したときは、直ちにその状況を運用責任者に報告しなければならない。
- 2 運用責任者は、無線従事者等から無線設備に故障等の異常の報告を受けたときは直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 管理責任者は、無線局の無線設備に故障等の異常があったときは、直ちにその旨を総括責任者に報告し、協議のうえ、遅滞なく復旧に必要な措置を執らなければならない。

(処理経過の記録整理)

第12条 管理責任者は、前条第3項の規定に基づく処理の経過を記録しなければならない。

(無線設備の変更等)

- 第13条 運用責任者は、無線設備またはその設置場所もしくは常置場所を変更する必要があるときは、速やかに管理責任者に申し出なければならない。
- 2 管理責任者は、前項の申し出を受けたときは、遅滞なく総括責任者と協議のうえ必要な措置を講じるものとする。

(無線従事者の選解任の届出)

第14条 総括責任者は、法第51条の規定に基づき無線従事者の選任または解任の届出を行わなければならない。

(書類等の備付け)

- 第15条 無線局に、無線局免許状を備え置き、かつ、陸上移動局には無線局免許証票を備え付けなければならない。
- 2 無線局には、前項の書類のほか次に掲げるものを備え付けるものとする。
 - (1) 正確な時計
 - (2) 無線局関係の各種申請書等の写し
 - (3) 無線従事者選解任届の写し
 - (4) その他必要な書類
 - 3 管理責任者は、前2項の規定により備え置かれた書類等を適正に保管しなければならない。

(通信の原則)

- 第16条 通信は、草津市地域防災計画に基づく災害対策に係る業務および行政事務に関するものでなければならない。
- 2 必要のない無線通信は、行ってはならない。
 - 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
 - 5 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
 - 6 他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。ただし、非常通信および緊急通信を行う場合はこの限りでない。

(運用時間)

第17条 無線局の運用時間は、常時とする。

(運用状況の把握)

- 第18条 総括責任者は、すべての無線局の運用状況を常に把握するとともに、管理責任者に対して必要な助言または適切な指示を行わなければならない。
- 2 管理責任者は、通信の実施状況を電磁的方法により記録し、必要に応じ、書面を作成するものとする。

(通信の種類および定義)

第19条 通信の種類および定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、津波、雪害および火災(以下「災害」という。)その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行う無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命、財産の保護および国土の保全のために行う通信ならびに平時において早急に連絡しなければ時機を失し、かつ、効果が消滅すると判断される通信をいう。
- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号に掲げる以外の通信をいう。

(通信の取扱い順序)

第20条 通信の取扱いは、原則として、非常一斉通信、非常通信、緊急一斉通信、緊急通信、普通一斉通信、普通通信および試験通信の順序で優先して行う。

(通信統制)

- 第21条 災害その他非常の事態が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、総括責任者は、通信の統制を行うことができる。
- 2 通信統制に係る防災行政無線局の運用は、管理責任者がこれを行う。

(非常事態の通信統制の確保)

- 第22条 総括責任者は、前条の規定により通信の統制を行うときは、管理責任者に対して通信の確保に必要な措置を執るよう指示しなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の規定に基づく指示を受けたときは、通信に必要な体制を確保しなければならない。

(通信統制の通知)

第23条 管理責任者は、通信の統制を開始し、または終了する都度運用責任者に通知しなければならない。

(研修)

第24条 総括責任者は、無線従事者等に対して、無線設備の運用上必要な知識および技能について定期的に研修を行うものとする。

(通信訓練)

第25条 総括責任者は、防災行政無線局における通信の円滑な運用を図るため、定期的に通信訓練を行うものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
(草津市防災行政無線局管理規程の廃止)
- 2 草津市防災行政無線局管理規程(平成3年2月13日施行)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

I-10 草津市地域防災無線協議会規約

(目的)

第1条 本会は、草津市およびその周辺地域において、草津市の開設する地域防災無線システムの適切な運用により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および応急の復旧を図るための通信を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、草津市地域防災無線協議会と称する。

(組織)

第3条 本会は、草津市、防災関係機関および生活関連機関の代表を会員として組織する。

(事務所の位置)

第4条 本会の事務所は、草津市総合政策部危機管理課内に置く。

(役員)

第5条 本会に会長および副会長を置く。

2 会長は、草津市長をもって充てる。

3 副会長は、草津市副市長をもって充てる。

4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(総会)

第6条 本会に総会を置く。

2 総会は、年1回定期的に開催する。

3 前項に掲げるもののほか、必要がある場合は、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 会長は、総会の議長となる。

6 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第7条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の制定および改廃に関する事項

(2) 地域防災無線の運用計画、訓練計画および実施に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(地域防災通信の実施)

第8条 会員は、草津市地域防災計画に基づき、会長の指揮のもとに地域防災通信を行う。

(無線局の管理および運用)

第9条 会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理し、運用しなければならない。

(通信訓練)

第10条 会員は、常に非常時に際して円滑な通信を実施できるよう訓練を行うものとする。

(無線局管理者の選任)

第11条 会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとし、会長に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(無線局運用証明書)

第12条 会長は、会員に無線局運用証明書(別記様式)を交付する。

2 会員は、無線局を運用するときは、必ず無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(規約等の届出)

第13条 本会の規約および会員名簿は、近畿電気通信監理局長に届け出るものとする。規

約および会員名簿の内容について変更があった場合も同様とする
(細目)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規約は、平成 5 年 3 月 10 日から施行する。

別記様式(第 12 条第 1 項関係)

運用者の住所および氏名	
運用する無線局免許番号	第 号
運用する無線局の目的	防 災 行 政 用
運 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

草津市が免許を受けている無線局を上記の者が運用していることを証明します。
年 月 日

免許人 住 所 草津市草津三丁目 13 番 30 号
氏 名 草津市長

草津市地域防災無線協議会会員名簿

職	名
	草津市長
	草津市副市長
	草津市教育長
	草津市総合政策部長
	草津市総務部長
	草津市まちづくり協働部長
	草津市環境経済部長
	草津市健康福祉部長
	草津市子ども未来部長
	草津市都市計画部長
	草津市建設部長
	草津市上下水道部長
	草津市教育部長
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所草津維持出張所長
	滋賀県南部土木事務所長
	滋賀県警察草津警察署長
	西消防署長・南消防署長
	草津市消防団長
	西日本旅客鉄道(株)草津駅長
	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部

I-11 草津市緊急通報システム利用要綱

平成4年10月15日

告示第128号

改正 平成12年3月31日告示第65号

平成21年4月1日告示第56号

平成22年4月1日告示第77号

平成22年9月1日告示第213号

平成26年12月1日告示第332号

平成29年3月28日告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅ひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）の自宅に携帯用無線発信機および緊急通報機器（以下これらを「緊急通報機器」という。）を設置し、速やかな救急活動等を行うことにより、高齢者等の日常生活の不安の解消および安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、緊急通報機器を高齢者等に貸与するとともに、その利用に供し、緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）を設置し、緊急の対応が必要と認められる高齢者等に対する速やかな救急活動を行うほか、健康相談等適切な対応を行う制度をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、草津市とする。ただし、緊急通報システム利用の決定に関する事務を除き、この事業の一部を事業者へ委託して行うことができるものとする。

(利用対象者)

第4条 緊急通報システムを利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯に属する者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(利用申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急通報システム利用登録申請

書（別記様式第1号）に緊急通報システム利用承諾書（別記様式第2号）および緊急通報システム協力員承諾書（別記様式第3号）を添付して、担当区域の民生委員を経由して、市長に提出するものとする。

（許可決定等）

第6条 前条の申請を受理したときは、市長は、速やかに必要な調査をし、利用の可否を決定し、緊急通報システム利用許可（棄却）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の決定をしたときは、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に緊急通報機器を貸与するものとする。

（協力員の設置）

第7条 緊急通報システムの効果的な運用を図るため、緊急通報システム協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員の職務は、次のとおりとする。

(1) 受信センターその他の機関からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行い、その結果を関係機関等へ連絡すること。

(2) その他緊急通報システムが円滑に行われるための協力に関すること。

（緊急活動等）

第8条 受信センターは、利用者から緊急通報を受けた場合において、利用者、協力員等の情報により緊急対応が必要と認めたときは、速やかに湖南広域消防局に通報を行うものとする。

2 受信センターは、利用者から健康相談を受けたときは、的確に対応するものとし、定期的に安否確認を行う等利用者の不安の軽減に努めるものとする。

（機器の管理および譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担するものとする。

2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他緊急通報システムの目的以外に使用してはならない。

（異動等の届出）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム利用異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 緊急通報システムの利用を止めるとき。
- (3) 緊急通報システム利用登録申請書の内容に変更が生じたとき。
- (4) 長期入院または施設に入所したとき。

（利用の停止）

第11条 市長は、前条に規定する届出書の提出があつたとき、または不適切な利用があつたと認めるときは、利用の決定を取消し、緊急通報システム利用取消通知書（別記様式第6号）により利用者あて通知するものとする。

（台帳の作成）

第12条 市長は、緊急通報システム機器の利用者台帳（別記様式第7号）を作成し、機器の管理に当たらなければならない。

（細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年10月15日から施行する。

付 則（平成12年3月31日告示第65号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第56号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日告示第77号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年9月1日告示第213号）

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に緊急通報システムを利用している者については、当分の間は、なお従前の例による。

付 則（平成26年12月1日告示第332号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 58 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にサービスを利用している者は、第 1 条の規定による改正後の草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱第 2 条、第 2 条の規定による改正後の草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱第 2 条、第 3 条の規定による改正後の草津市緊急通報システム利用要綱第 4 条および第 4 条の規定による改正後の草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第1号(第5条関係)

緊急通報システム利用登録申請書					年	月	日	
草津市長		様		申請者 住所 氏名				
下記のとおり、緊急通報システムを利用したいので許可の申請をします。								
利 用 者	住所	電話						
	氏名	(ふりがな)	男・女	生年 月日	明・大・昭	年	月 日	
者	緊急通報システムが必要な理由							
	病 名			医 療 機 関	名 称			
					電 話			
					主治医			
同 居 者	氏名	(ふりがな)	男・女	生年 月日	明・大・昭	年	月 日	
者	病 名			医 療 機 関	名 称			
					電 話			
					主治医			
協 力 員	氏名	本人と の関係	住 所		電 話			
	1	(ふりがな)					
	2	(ふりがな)					
緊 急 連 絡 先	1	(ふりがな)					
	2	(ふりがな)					
介護保険サービス事業所等								
担当区域の民生委員			印					
(備考)								

自宅付近の略図(特に目印となるものを明記してください。)

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

緊急通報システム利用承諾書					
				年 月 日	
草津市長		様			
申請者 住 所					
氏 名				印	
緊急通報システムを利用するにあたり、下記事項を承諾します。					
<p>1 緊急通報を発し、受信センターからの確認電話に応答しないときなど、緊急に状況を確認する必要が生じた場合は、協力員・関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。</p> <p>2 緊急通報システム利用登録申請書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意します。</p> <p>3 緊急時に協力員、関係機関職員等が住宅内に立ち入る場合、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>4 緊急事態発生時は、下記親族等に連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">(利用申請書緊急連絡先)</p>					
緊急連絡先	氏 名		本人との関係	住 所	電 話
	1				
	2				
	3				

様式第3号（第5条関係）

様式第3号(第5条関係)

緊急通報システム協力員承諾書		年	月	日
草津市長	様			
	申請者	住	所	
		氏	名	印
		電	話	
緊急通報システム利用者	の協力員として下記事項について協力することを承諾します。			
1 緊急通報システム受信センターもしくは湖南広域消防局からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行うこと。				
2 1の状況の結果を速やかに関係機関等へ連絡すること。				
3 本承諾書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意すること。				
4 その他本事業が円滑に行われるために協力すること。				

様式第4号（第6条第1項関係）

様式第4号(第6条第1項関係)

緊急通報システム利用許可(棄却)決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システム利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 利用を許可します。

装置の設置予定日 年 月 日 時ごろ

2 申請を棄却します。

(理由)

様式第5号（第10条関係）

様式第5号(第10条関係)

緊急通報システム利用異動(変更)届出書

年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所

氏 名

緊急通報システム利用について、下記のとおり異動(変更)しましたので、お届けします。

記

異動事項	
変更事項	
異動(変更)年月日	年 月 日

様式第6号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)

緊急通報システム利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで異動(変更)届出のありました緊急通報システム機器については、下記事由により緊急通報システムの利用を取り消しましたので、返還するよう通知します。

記

- 1 利用取消年月日 年 月 日
- 2 取消事由

*撤去日については、後日、日程調整させていただきます。

(目的)

第1条 この要綱は、在宅ひとり暮らしの重度身体障害者（一日のうち相当の時間をひとりで生活することとなる重度身体障害者を含む。以下「重度身体障害者等」という。）が緊急通報システムを利用することにより、急病等の緊急時に速やかな救急活動等が行われる体制を整え、当該重度身体障害者等の日常生活の不安の解消および安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）を設置し、緊急の対応が必要と認められる重度身体障害者等に対する速やかな救急活動や通報等を行うほか、健康相談等適切な対応を行う制度をいう。

(実施主体)

第3条 市長は、緊急通報システム利用の決定に関する事務を除き、この事業の一部を事業者に委託して行うことができるものとする。

(対象者)

第4条 緊急通報システムを利用することができる者は、市内に住所を有し、草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年草津市告示第214号）で貸与された緊急通報装置（以下「緊急通報装置」という。）を自宅に設置する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 重度身体障害者等で、緊急事態の際に迅速な行動が困難な者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(利用申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急通報システム利用登録申請書（別記様式第1号）に緊急通報システム利用に係る承諾書（別記様式第2号）および緊急通報システム協力員承諾書（別記様式第3号）を添付して、市長に提出するものとする。

(許可決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに必要な調査を実施のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報システム利用許可（棄却）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(協力員の設置)

第7条 緊急通報システムの効果的な運用を図るため、緊急通報システム協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受信センターその他の機関からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行い、その結果を関係機関等へ連絡すること。
- (2) その他緊急通報システム事業が円滑に行われるための協力に関すること。

(緊急活動等)

第8条 受信センターは、利用者から緊急通報を受けた場合において、利用者、協力員等の情報により緊急性が認められたときは、速やかに湖南広域消防局に通報を行うものとする。

2 受信センターは、利用者から健康相談を受けたときは、的確に対応するものとし、定期的に安否確認を行う等利用者の不安の軽減に努めるものとする。

(異動等の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム利用異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。
- (3) 緊急通報システム利用登録申請書の内容に変更が生じたとき。
(利用の取消し)

第10条 市長は、前条第1号または第2号の届出書の提出があったときまたは不適切な利用があったと認めるときは、利用の承諾を取り消し、緊急通報システム利用承諾取消通知書（別記様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(台帳の作成)

第11条 市長は、緊急通報システム事業の利用者台帳（別記様式第7号）を作成しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月6日から施行する。
(草津市障害者緊急通報装置給付事業運営要綱の廃止)
- 2 草津市障害者緊急通報装置給付事業運営要綱（平成12年草津市告示第126号）は、廃止する。

別記
様式第1号（第5条関係）

緊急通報システム利用登録申請書					
草津市長		様		年 月 日	
申請者 住所					
氏名 印					
下記のとおり、緊急通報システムを利用したいので登録を申請します。					
利用者	住所	草津市		電話	
	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
	緊急通報システムが必要な理由				
	病名	(血液型)	医療機関	名称	
				電話	
主治医					
同居者	氏名		続柄		
	身体状況				
協力員	氏名	本人との関係	住所	電話	
	1				
	2				
	3				
緊急連絡先	1				
	2				
	3				
住居管理者					

様式第2号（第5条関係）

<p>緊急通報システム利用に係る承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>草津市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>緊急通報システムを利用するに当たり、下記事項を承諾します。</p>					
<p>1 緊急通報を発し、緊急通報受信センターからの確認電話に応答しないときなど、緊急に状況を確認する必要がある場合は、協力員・関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。</p> <p>2 緊急通報システム利用登録申請書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意します。</p> <p>3 緊急時に協力員、関係機関職員等が住宅内に立ち入る場合、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>4 緊急事態発生時は、下記親族等に連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">（利用申請書緊急連絡先）</p>					
緊急 連絡 先	氏 名		本人と の関係	住 所	電 話
	1				
	2				
	3				

様式第3号（第5条関係）

緊急通報システム協力員承諾書	
年 月 日	
草津市長	様
住 所	
氏 名	
印	
電 話 一	
緊急通報システム利用者	の協力員として下記事項に ついて協力することを承諾します。
記	
1 緊急通報システム受信センターまたは湖南広域消防局からの連絡を受けたときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行うこと。	
2 1の状況確認の結果を速やかに、関係機関等へ連絡すること。	
3 本承諾書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意すること。	
4 その他本事業が円滑に行われるために協力すること。	

様式第4号（第6条関係）

緊急通報システム利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システム利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定の内容
2. 利用を承諾しない場合の理由

様式第5号（第9条関係）

緊急通報システム利用異動（変更）届出書

年 月 日

草津市長 様

申請者 住所
氏名 印

緊急通報システム利用について、下記のとおり異動（変更）しましたので、お届けします。

記

異 動 事 項	
変 更 事 項	
異 動 （ 変 更 ） 年 月 日	年 月 日

様式第6号（第10条関係）

緊急通報システム利用承諾取消通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで異動（変更）届出のありました緊急通報システムについては、下記事由により緊急通報システムの利用の承諾を取り消しましたので、通知します。

記

1 利用承諾取消年月日 年 月 日

2 取消事由

※装置の撤去予定日には、必ず自宅にいてください。都合の悪い場合は、速やかにまで連絡してください。

様式第7号 (第11条関係)
緊急通報システム利用者台帳

No.	氏名	住所	電話	設置日	廃止日	備考

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の町内会等が地域住民の自主的な防火・防災活動の促進を図ることを目的として自主防災組織(防災活動全般を行う組織をいい、自衛消防隊を含む。)を設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 町内会等または住民が既存の町内会等に加入していないマンション管理組合の代表者(以下「町内会長等」という。)は、自主防災組織を結成しようとするときは、自主防災組織設置届(別記様式第1号)に、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置者が町内会等の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図および自主防災組織組織台帳

(2) 設置者がマンション管理組合の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図、自主防災組織組織台帳およびマンション管理組合同規約(変更届)

第3条 町内会長等は、前条の規定により届け出た事項を変更する必要があるときは、速やかに自主防災組織設置変更届(別記様式第2号)に変更しようとする事項を記入した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(廃止)

第4条 町内会長等は、自主防災組織を廃止しようとするときは、速やかに自主防災組織廃止届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の設置に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年6月14日から施行する。

付 則(平成4年10月1日告示第120号)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成18年2月1日告示第5号)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月 日から施行する。

草津市長 様

町内会 またはマンション管理組合名
会長

自主防災組織設置届

当町内会では、コミュニティ防災組織づくりの一環として、 年 月 日付
 けで自主防災組織を結成しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第2条の規定に基づ
 き、次のとおり設置届を提出します。

記

□町内会

- ア 自主防災組織会則 別添
- イ 自主防災組織組織図 別添
- ウ 自主防災組織台帳 別添

□マンション管理組合

- ア 自主防災組織会則 別添
- イ 自主防災組織組織図 別添
- ウ 自主防災組織台帳 別添
- エ マンション管理組合 別添

※該当する組織にチェックを記入してください。

自主防災組織台帳

町内会名 <u>またはマンション管理組合</u>	
名称	
結成年月日	年 月 日
隊員総数	

隊長名	任期(年月日まで)	住所	電話番号
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

	年 月 日		
--	-------	--	--

表彰関係

表彰者	内容	表彰年月日

自主防災組織・組織台帳(設備・備品)

購入年度	購入設備・備品	数量	備考
年度			

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会 またはマンション管理組合名

会長名 印

自主防災組織設置変更届

当町内会の自主防災組織の設置につきましては 年 月 日付けでお届けしたところですが、お届けした事項の一部に変更が生じたので草津市自主防災組織設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり設置変更届を提出します。

記

1 変更事項

2 変更事由の発生した日

年 月 日

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合名

会長

自主防災組織廃止届

年 月 日付で設置いたしました自主防災組織を、年 月
日付で廃止しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第4条の規定に基づき、お届けしま
す。

I-14 草津市自主防災組織事業補助金交付要綱

昭和59年6月1日
告示第70号

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民の自主的な防災活動の促進を図るために、町内会が自主防災組織（防災活動全般を行う組織をいい、自衛消防隊を含む。）を結成して実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で草津市自主防災組織事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織運営事業
- (2) 自主防災組織防災備品等購入事業
- (3) 自主防災組織防災啓発事業
- (4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織防災備品等購入事業（備品等の購入金額の合計が600,000円を超え、かつ、購入する備品等に救助用資機材の種類の備品等を含むものに限る。）

2 前項各号の事業に係る補助対象経費、補助率および補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
運営事業	自主防災組織の運営に要する経費	10分の10	19,000円
防災備品等購入事業（別表第1関係）	別表第1に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の3分の1	500,000円
防災備品等購入事業（別表第2（消防用ホースを除く。）の購入等に要す	別表第2に掲げる備品等（消防用ホースを除く。）の購入等に要す	事業費の3分の1	防災啓発事業と合算して 100,000円

く。) 関係)	る経費		
防災啓発事業	防災啓発誌等（自ら企画立案したもので全戸配布するものに限る。）、町内会が災害時に使用するための様式等の作成に係る印刷製本費等	事業費の3分の1	防災備品等購入事業（別表第2関係）と合算して 100,000円
滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織防災備品等購入事業	別表第3に掲げる備品等の購入等に要する経費	市補助費の2分の1	300,000円

3 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 第1項第4号の事業に係る補助金の交付は、一の補助事業者（補助対象事業を行う組織をいう。以下同じ。）につき1回限りとする。

（補助金交付申請書の添付書類）

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 自主防災組織運営事業

自主防災組織運営事業計画書（別記様式第1号）

(2) 自主防災組織防災備品等購入事業

自主防災組織防災備品等購入計画書（別記様式第2号）および当該事業に係る防災備品等の設置予定位置図

(3) 自主防災組織防災啓発事業

自主防災組織防災備品等購入計画書（別記様式第2号）

(4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織消火器具等購入事業

自主防災組織消火器具等購入計画書（別記様式第2号）および当該事業に係る消火器具等の設置予定位置図

(補助金交付変更申請書)

第4条 規則第7条第1項に規定する申請は、草津市自主防災組織事業補助金交付変更申請書(別記様式第3号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を規則第16条第2項に規定する概算払により交付することができるものとし、第3条の2号または第3号に該当する補助事業者はあらかじめ補助金概算払請求書(別記様式第4号)により請求するものとする。

(補助事業等実績報告書の添付書類等)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とし、その提出期日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

(1) 自主防災組織運営事業

自主防災組織運営事業実績報告書(別記様式第5号)

(2) 自主防災組織防災備品等購入事業

自主防災組織防災備品等購入実績報告書(別記様式第6号)ならびに当該事業に係る防災備品等の明細の分かるもの(請求書、納品書その他これらに準ずるもの)および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図

(3) 自主防災組織防災啓発事業

自主防災組織防災備品等購入実績報告書(別記様式第6号)ならびに当該事業に係る印刷製本費の明細の分かる物(請求書、納品書その他これらに準ずるもの)および領収書それぞれの写しならびに成果物1部

(4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織消火器具等購入事業

自主防災組織消火器具等購入実績報告書(別記様式第6号)ならびに当該事業に係る消火器具等の請求明細書および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図

付 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行し、昭和59年度以降の補助金について適用する。

付 則(昭和61年3月15日告示第15号)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、同日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成4年10月1日告示第121号）

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成5年6月1日告示第58号）

- 1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成7年5月1日告示第65号）

この要綱は、平成7年5月1日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成8年5月21日告示第87号）

この要綱は、平成8年5月21日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成8年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成9年5月30日告示第104号）

この要綱は、平成9年5月30日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成9年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成12年6月15日）

この要綱は、平成12年6月15日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成13年6月15日告示第100号）

この要綱は、平成13年6月15日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成13年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成16年5月24日告示第101号）

この要綱は、平成16年5月24日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成16年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成17年5月20日告示第90号）

この要綱は、平成17年5月20日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事情補助金交付要綱は、平成17年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成19年8月3日告示第171号）

この要綱は、平成19年8月3日から施行し、改正後の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成20年7月1日告示第138号）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日告示第72号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月15日告示第174号）

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

付 則（平成26年4月18日告示第148号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日告示第119号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第106号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月24日告示第139号）

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

付 則（令和4年3月31日告示第85号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（令和5年4月20日告示第159号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別表第1（第2条第2項関係）

種別	備品等
大型防災用備品	小型動力ポンプ
	浄水装置

別表第2（第2条第2項関係）

種別	備品等
消火用資機材	消火栓器具
	消火器
	組立式水槽
	軽可搬式動力ポンプ
	消防用ホース
	消火用バケツ
救助用資機材	発電機
	投光器
	コードリール
	可搬式ウインチ
	チェーンソー
	エンジンカッター
	救助用工具（工具袋、油圧式ジャッキ、番線カッター、バール、おの、鉄ハンマー、折込式のこぎり）
救護用資機材	救急セット（医薬品のみの購入は除く。）
	担架

	車椅子
	自動体外式除細動器(AED)
防災用被服類	ヘルメット
	法被
	ジャンパー
	腕章
	活動服一式（消火活動用）
	消防用長靴
	チェーンソー・エンジンカッター保護衣一式
通信器具類	携帯用無線機
	トランシーバー
	携帯拡声器
	防災スピーカー（設置工事費含む。）
防災倉庫	資機材倉庫（設置工事費含む。）
炊出器具類	鍋、釜類
	かまどベンチ（製作に要する経費を含む。）
	炊飯装置
	ガスコンロ（ <u>ガスボンベ等燃料のみの購入を含む。</u> ）
災害用備蓄品	<u>非常食品（アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの）</u>
	<u>毛布・寝袋</u>
	<u>トイレ用凝固剤</u>
	<u>携帯トイレ</u>
	<u>紙おむつ・生理用品</u>
	<u>トイレットペーパー</u>
	<u>ブルーシート等のビニールシート</u>
	<u>土のう袋</u>
その他	テント
	仮設トイレ

	リヤカー
	避難誘導棒
	安全コーン
	隊旗・誘導旗・のぼり旗
	脚立、はしご
	エレベータ用防災セット（中身のみの購入は除く。）

※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第2条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表第3（第2条第2項関係）

種別	備品等
消火用資機材	組立式水槽
	可搬式動力ポンプ
	小型動力ポンプ
	その他市長が認めるもの
救助用資機材	携帯用無線機
	発電機
	投光器
	可搬式ウインチ
	チェーンソー
	エンジンカッター
	油圧式ジャッキ
	その他市長が認めるもの
その他	炊飯装置
	資機材庫
	掛矢
	ヘルメット
	法被
	手袋
	その他市長が認めるもの

別記様式第1号（第3条第1号関係）

自主防災組織運営事業計画書

1 自主防災組織の名称 _____

隊長名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____

隊員総数 _____ 名（男子 _____ 名・女子 _____ 名）

女性自主防災組織の有無 有・無（女性消防隊を含む。）

2 事業計画

実施予定 年月日	訓練・研修等の内容	参加予定 者数

3 防災備品等維持管理台数

- (1) 小型動力ポンプ _____ 台
- (2) 軽可搬式動力ポンプ _____ 台
- (3) 消火栓器具一式 _____ 式
- (4) 消火器 _____ 台
- (5) A E D _____ 台
- (6) リアカー _____ 台
- (7) 担架 _____ 台
- (8) 車いす _____ 台
- (9) その他 _____

4 一次集合場所 _____

様式第2号（第3条第2号、第3号、第4号関係）

自主防災組織防災備品等購入計画書

1 備品等購入計画

備品等の名称	購入予定日	購入予定金額	規格	付属品
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		

注 備品等ごとに、設置位置図、見積書の写しを添付してください。ただし、法被、ヘルメット、ジャンパー、腕章、活動服一式（消火活動用）、消防用長靴など防災隊が身に着けるものの購入については見積書のみを添付してください。

2 啓発誌、様式等作成計画

規格等	数量	単価	金額
		円	円

活動計画	啓発誌等内容

注 見積書の写しを添付してください。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

草津市長 様

印

草津市自主防災組織事業補助金交付変更申請書

年 月 日付けで申請しました草津市自主防災組織事業補助金交付申請書
を下記のとおり変更したいので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により準用す
る同規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更前補助金額 _____ 円

変更後補助金額 _____ 円

変更理由 _____

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

草津市長 様

住所 _____

会長 _____ 印

年度草津市自主防災組織事業補助金概算払請求書

年 月 日付け草 第 号で交付の決定の通知があつた草津市自主防災組織事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市補助金等交付規則第16条第2項の規定により請求します。

記

金 _____ 円

下記の口座に振り込んで下さい。

金融機関名 _____ 本・支店名 _____

預金種別 _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

様式第6号（第6条第2号、第3号、第4号関係）

自主防災組織防災備品等購入実績報告書

1 備品等購入実績

備品等の名称	購入日	購入金額	規格	付属品
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		

注 備品等ごとに、明細の分かる物（請求書、納品書などそれらに準ずるもの。）および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図を添付してください。ただし、法被、ヘルメット、ジャンパー、腕章、活動服一式（消火活動用）、消防用長靴など防災隊が身に着けるものの購入について設置位置図は不要です。

2 啓発誌等作成実績

規格等	数量	単価	金額
		円	円

活動実績	啓発誌等内容

注 印刷製本費の明細の分かる物（請求書、納品書などそれらに準ずるもの。）および領収書それぞれの写し、成果物1部を添付してください。

I-15 草津市自主防災組織等一覧

R54.1 現在

学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日	組織変更等
志津学区	馬場町	馬場町内会自主防災会組織	S43.01.15	H19.04.01
	山寺町	山寺町自主防災組織	H19.04.01	
	山寺新田	山寺新田自主防災会	H17.11.01	
	笠井町	笠井町内会自主防災会	H19.06.11	
	山寺大空	山寺大空防災会	H27.06.03	
	岡本町	岡本町自主防災会	H19.07.01	H19.07.01
	青地第一	青地第一町自主防災組織（組織変更届出未）	S55.03.10	H17.00.00
	青地第二	青地第二町内会自主防災会	S59.11.00	H27.04.01
	エメラルドマンション草津青地自治会	エメラルドマンション草津青地Ⅰ・Ⅱ防災会	H06.12.11	H18.12.21
	追分町	追分町自主防災会	H17.04.01	
	上尾	上尾町内会自主防災会	H25.06.01	
	ロクハタウン自治会	ロクハタウン自主防災会	不明	H18.10.08
12/12				
志津南学区	追分鴨田	追分鴨田防災会	H20.05.18	
	コージーガーデン自治会	コージーガーデン防災会	H21.05.16	
	かがやきの丘	かがやきの丘町内会自主防災会	H28.09.01	
	追分南	追分南町内会自主防災会	H26.04.01	
	追分南八丁目	追分南8丁目町内会自主防災会	R2.1.27	
	若草1丁目	若草1丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草2丁目	若草2丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草3丁目	若草3丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草4丁目	若草4丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草5丁目	若草5丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草6丁目	若草6丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草7丁目	若草7丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	若草8丁目	若草8丁目町内会自主防災会	H20.04.20	
	岡本町西	岡本町西町内会自主防災会	H20.04.20	
14/14				
草津学区	高樋町	高樋町防災会	H19.06.01	
	上砂原町自治会	上砂原町自治会自主防災会	H26.10.01	
	砂原町	砂原町内自衛消防隊	S61.06.08	
	上東町	上東町自主防災組織（避難計画の届出）	H21.04.01	
	東草津	東草津町内会自主防災隊（組織変更届出未）	S59.05.08	H17.00.00
	東元町	東元町自主防災組織	S62.06.11	
	元一	元一町内会自主防災隊	不明	
	元二	元二防災推進会	H21.02.20	
	元三	元三町内会防災会	H19.04.01	
	元四	元四町内会防災会	H19.04.01	
	元五	元五町内会防災会	H19.04.01	
	本一	本町一丁目自主防災組織（避難計画の届出）	H20.06.01	
	川端町	川端町自主防災組織（避難計画の届出）	H20.05.14	
	本二	本二町内会防災会	H19.12.01	
	本三	本三親交会	H17.04.03	
	本四	本四町防災会	H19.04.01	
	本五	本五町内会自主防災会（22.04.14受付）	H22.04.03	
	本六	本六町内会自主防災隊	H14.04.01	
	宮町	宮町自主防災隊	S55.10.01	H18.05.20
	西一	西一自衛消防隊	不明	
草津団地	草津団地町内会自主防災隊	H17.11.01		

	湖都町	湖都町町内会自主防災会	S57.10.01	H25.04.25
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日	組織変更等
草津学区	グリーンピア草津	グリーンピア草津自主防災組織	H20.09.02	
	ベルヴィ草津	ベルヴィ草津自主防災会	H19.09.24	
	エルシティ草津	エルシティ町内会自主防災会	H28.11.28	
	パールタウン	パールタウン自主防災組織	H14.09.01	
	高橋単身者寮行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み 22.12.02 受付		
26/27				
大路地区	南町	南町自衛消防隊	S46.05.29	
	中之町	中之町自主防災会	H19.06.01	
	北中町	北中町自主消防団	S62.04.01	
	北町	北町自主防災会	H19.06.01	
	大宮町	大宮町自主防災会	S52.09.25	H27.5.14
	新屋敷町	新屋敷自衛消防隊	S56.08.00	
	世基町	世基町自主防災会	H19.06.01	
	神楽町	神楽町自主防災会	H19.06.01	
	生栄町	生栄町自衛消防隊	S44.05.00	
	栄二	栄二自衛消防隊	S47.04.00	
	新屋敷第二	新屋敷第二町内会自主防災隊	H10.04.01	H16.06.20
	エルティ	エルティ町内会自主防災隊	H19.05.13	
	デリード草津駅前	デ・リード草津駅前自主防災会	H18.12.01	
	マーメイドシティ草津	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)		
	伽羅コート	伽羅コート町内会自主防災会	H28.9.23	
	TOWER 111 自治会	TOWER111 自治会防災会	H17.06.01	
	アウルコート大路自治会	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)		
	伽羅ガーデンスクエア	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)		
	西大路第一	西大路第一町内会自衛消防隊	H15.08.01	
	西大路第三	西大路第三町内会自主防災隊	H08.04.01	H17.09.01
	シャルマンコーポ草津	シャルマンコーポ草津自衛消防隊	S61.05.00	
	ファミリーハイツ草津	ファミリーハイツ草津管理組合自主防災会	H28.06.10	
	ユニハイム草津ユトリオ自治会			
クサツウエストロイヤルタワー自治会				
若竹本町	若竹本町自衛消防隊	H12.04.02		
プレサンスロジェ草津	プレサンスロジェ草津町内会自主防災隊	H27.04.14		
21/26				
渋川学区	渋川南	町内会防災自衛消防隊(組織変更届出未)	H17.04.01	H18.00.00
	渋川中町	中町自衛消防隊	S56.05.20	
	北町第一	北町第一町内会自主防災	S54.04.01	H18.06.25
	北町第二	渋川北町第二消防隊	S55.04.01	
	北町第三	渋川北町第三町内会自衛消防隊	S55.04.01	
	北町第四	渋川北町第四町内会自衛消防隊	S58.04.01	
	北町第五	渋川北町第五町内会自衛消防隊	H07.04.01	
	ユニハイム草津	ユニハイム草津自主防災隊	H27.11.19	
	みらいまち草津	みらいまち草津町内会自主防災会	H30.05.21	
	中出第一	中出第一町内会自衛消防隊	H03.10.01	
	中出第二	中出第二町内会自衛消防隊	S61.04.01	
	中出第三	中出第三町内会自衛消防隊	H05.04.01	
	中出第四	中出第四町内会自主防災隊	S63.04.01	H21.04.05
	中出第五	中出第五町内自衛消防隊	H11.04.01	
	渋川中町第二	渋川中2 自主防災隊(組織変更届出未)	H08.07.01	H18.00.00

	渋川南三	渋川南三町内会自主防災会	H19.08.01	
	渋川南二	渋川南二町内会自主防災会 (22.12.20 受付)	H22.11.29	
17/17				
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日	組織変更等
矢倉学区	矢倉町	矢倉町自主防災・自衛・婦人消防隊	S51.04.01	
	室木町	室木町自衛消防隊	S56.07.31	
	東室木町	東室木町内会自主防災部	H08.04.01	H20.02.02
	中尾町	中尾町自主防災隊	S57.05.01	H18.00.00
	玄甫町	玄甫町自主防災会	S52.11.26	H27.04.06
	玄甫団地	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)		
	馬池町自治会	馬池町防災部(自衛消防隊は存続される)	S56.04.01	H21.04.01
	大塚団地	大塚団地自主防災会	S61.05.11	
	矢倉団地	矢倉団地自治会自主防災会	H19.04.01	
	グランドール南草津	グランドール南草津町内会自主防災組織	H24.04.01	
	草津みらい町	草津みらい町自主防災団	H20.03.09	
	南草津ピースタウン	南草津ピースタウン町内会自主防災会	H20.04.01	
	医大宿舎行連区	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)		
	教職員住宅行連区	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)		
11/14				
老上学区	野路町川ノ下	野路町第二部自衛消防隊	S48.09.10	H15.00.00
	野路下北池	野路下北池町自主防災会	H07.08.01	H21.05.10
	アメニティ南草津Ⅱ	アメニティ南草津自主防災組織	H26.08.01	
	南草津西	南草津西町内会自主防災会	H28.09.01	
	南笠町	南笠町内会自主防災会	S56.04.20	H19.09.30
	湖州平自治会	湖州平自主防災会	H18.10.29	H27.04.19
	南草津団地自治会	南草津団地自治会自主防災隊	H21.11.20	
	大町	大町自主防災会	H19.06.12	
	プリムタウン第1			
8/9				
老上西学区	鳩が森町	鳩が森町内会自主防災隊	S46.04.00	H18.11.01
	新浜町	新浜町内会自主防災対策本部	S55.04.04	
	東新浜町	東新浜町町内会自主防災会	H04.06.01	H19.04.01
	ベルヴィタウン新浜町	ベルヴィタウン新浜町自主防災会	H19.11.17	
	南新浜自治会	南新浜町防災会	H19.03.19	
	リバーサイド新浜町	リバーサイド新浜町防災会	H20.07.12	
	新浜町四ノ坪	新浜町四の坪防災会	H20.08.25	
	ベルヴィ東新浜町			
	ヴァンデュール南草津・新浜自治会			
	矢橋東	矢橋東町内会防災会	H28.03.15	
	矢橋町自治会	矢橋町自衛婦人消防隊	S40.08.12	
	よし池町	よし池町防災隊	H04.06.20	
	花ノ木	花ノ木自治会自主防災組織	H21.12.25	
	ヴィア・プレッソ自治会	ヴィア・プレッソ自治会自主防災会	H24.10.01	
	ベルヴィ矢橋			
	矢橋殿坪	矢橋殿坪自主防災	H30.07.19	
	橋岡町自治会	橋岡町自主防災会	S47.10.00	H20.06.05
	中林自治会	中林自治会防災防犯委員会	H19.04.01	
開華	開華町内会自主防災会	H25.05.01		
16/19				
玉川学区	野路町	野路自主防災会	S48.11.00	H20.06.13
	野路小林町	野路小林町自衛消防隊	H15.06.01	
	桜ヶ丘	桜ヶ丘防災会(防災防犯委員会)	S56.04.00	

	ローレルコート南草津	ローレルコート南草津自主防災会	H20.10.26	
4/4				
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日	組織変更等
南 笠 東 学 区	新南笠町	新南笠町自主防災隊	S57.00.00	
	滋賀医科大学南笠	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)		
	東南笠	東南笠町内会自主防災組織「チームつながり」	H20.07.18	
	笠山町	笠山町防災委員会(組織変更届出未)	H03.08.24	
	狼川町	狼川町自主防火防災隊	S63.04.01	H24.04.01
	南笠ニュータウン	南笠ニュータウン町内会自主防災団 (組織変更届出未)	H07.09.01	H18.00.00
	滋賀医科大学看護師宿舎行連区	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)		
5/7				
山 田 学 区	北山田町	北山田町自主防災会	S27.01.03	H23.07.01
	五条	五条町自警団	S43.05.00	
	山田町	山田町自衛消防隊	S53.06.18	
	南山田町	南山田町自主防災会	H06.05.30	H18.04.01
	南山田町岡	岡町内会自衛消防隊	H03.04.21	
	南山田町不動浜	不動浜自主防災組織(組織変更届出未)	H07.08.01	H18.00.00
	南山田団地	南山田団地町内会自衛消防隊	S55.07.01	
	木川町	木川町自主防災組織	S50.01.03	
	木川町出屋敷	出屋敷町自衛消防隊	S56.09.05	
	木川町新田	木川町新田町自衛消防隊	S63.07.16	
	陽ノ丘団地	陽の丘団地町内会自主防災	S47.04.01	H20.11.01
	三ツ池町	三ツ池町防犯・防災の会	H20.03.14	
	出屋敷団地	出屋敷団地自主防災組織	H17.01.31	
	御倉町	御倉町自衛消防隊	H09.09.01	
	14/14			
笠 縫 学 区	上笠町第一	上笠第一町内会自衛消防隊(婦人)	S60.06.02	
	上笠町第二	上笠町第二町内会自衛消防隊	H15.07.18	
	上笠町第三	上笠町第三町内会自主防災隊	S61.06.30	
	上笠町第四	上笠第四町内会自衛消防隊	S59.09.09	
	上笠町第五	上笠第五町内自主防災隊	H20.10.01	
	上笠町第六	上笠町第六町内会自衛消防隊	H17.02.12	
	野村・上笠NT	野村・上笠NT町内会自主防災隊	H29.04.01	
	野村西町	野村西町自衛消防隊	不明	
	野村南町	野村南町自主防災会	H05.09.15	
	丸ノ内町	丸ノ内町防災組織	H16.08.01	
	野村中央町	野村中央町防災組織	H16.04.01	
	下笠町馬場	下笠町馬場自衛消防隊	S57.04.01	
	下笠町下出	下出町自衛消防隊	S62.00.00	
	下笠町井之元	井之元町自主防災隊	S58.02.09	H27.04.06
	下笠町市場	市場町自衛消防隊	H16.12.01	
	下笠町北出	北出町内会自衛消防隊	H07.04.17	
	下笠町南出	南出町自衛消防隊	S58.01.00	
	下笠町小屋場	小屋場町自主防災会	S63.10.23	H19.04.01
	下笠町浜	浜町内会自衛消防隊	S63.03.20	
	下笠町松原	松原町自主防災会	H17.06.01	
	下笠町寺内	寺内町自衛消防隊	H07.02.01	
	松陽台	松陽台自衛消防隊	H15.12.20	
	0・Hプラザ草津	0・Hプラザ草津町内会自主防災会	H24.04.01	
笠縫団地	笠縫団地自主防災会	H28.06.01	H30.04.01	
下笠ニュータウン	下笠ニュータウン町内会自主防災会	H29.08.01		

	ユートピアタウン下笠	ユートピアタウン下笠自主防災会	R3. 04. 01	
26/26				
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日	組織変更等
笠 縫 東 学 区	野村町	野村町自主防災団	S60. 10. 01	H21. 04. 01
	草津グリーンハイツ北	草津グリーンハイツ北町自主防災隊	H17. 07. 01	
	草津グリーンハイツ南	草津グリーンハイツ南町自主防災会	H17. 11. 01	
	平井東町	平井東町自主防災隊 (組織変更届出未)	H14. 04. 01	
	平井南	平井南町自主防災会	H17. 10. 01	
	平井中町	平井中町自主防災会	H17. 02. 01	
	平井西町自治会	平井西町自衛消防隊	H16. 11. 23	
	平井元町	平井元町自主防災会	H17. 12. 15	
	平井北町	平井北町内会自主防災会	H17. 04. 05	
	ディオフェルティ草津	ディオフェルティ草津自主防災会	H17. 04. 01	
	川原町自治会	川原町自主防災組織 (組織変更届出未)	S58. 04. 01	
	駒井沢町自治会	駒井沢町自主防災会	S59. 02. 19	H27. 10. 04
	新堂町	新堂町自衛消防隊	S40. 04. 01	
	集町	集町自衛消防隊	S61. 04. 00	
野村町むつみ行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み 22. 12. 1			
疋田マンション行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み 22. 12. 1			
14/16				
常 盤 学 区	片岡町	片岡町自主防災委員会	S63. 06. 11	H18. 03. 26 (H21. 12. 14 届出)
	下寺町	下寺町自衛消防隊	S61. 06. 30	
	下寺町津田江	津田江町自衛消防隊	S63. 03. 13	
	下物町	下物町自衛消防隊	S52. 08. 00	
	芦浦町東	芦浦町東自衛消防隊	S61. 06. 30	
	芦浦町自治会	芦浦町自主防災会	S63. 00. 00	H18. 08. 20
	長束町	長束町自衛消防隊	H07. 09. 01	
	上寺町	上寺町自衛消防隊	H06. 04. 01	
	穴村町	穴村町自衛消防隊	H04. 06. 01	
	北大萱町	北大萱町自衛消防隊	S62. 03. 20	
	志那町	志那町自主防災組織	S55. 04. 01	H23. 12. 01
	志那町吉田	吉田町自主防災隊	H10. 04. 01	H18. 04. 01
	志那中町自治会	志那中町自衛消防隊	S57. 04. 01	
	常盤団地自治会	常盤団地町内会自主防災会	H28. 08. 22	
	片岡東自治会	片岡東自治会自主防災防犯会	H18. 06. 30	
16/16				

組 織 率	町内会割	<u>92.3%</u> [204 (組織) / 221 (町内会・行連区)]
	行連区を除く町内会割	<u>94.9%</u> [204 (組織) / 215 (町内会)]

自主防災組織等の設置が困難な町内会(行連区含む)が、消防法第八条に基づき当該防火対象物に防火管理者(政令で定める資格を有する者)を定め、当該防火対象物について消防計画(*)を作成し、同条第1項第2号に基づき西消防署長に届出をしている町内会等。

消防計画(*)に定める事項・・・自衛消防組織の編成、火災予防上の自主検査、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検整備、避難施設の維持管理等、防火上の構造の維持管理、収容人員の適正化、訓練の実施、防災教育、火災等の災害に対する自衛消防活動、消防機関との連携、改築など工事中の火気の使用等の監督、地震対策、放火防止対策等で、入居者や従業員等に対する周知徹底や教育等を十分しておくことが大切である。

<p>共同住宅の消防計画 届出町内会等（6町内会等）</p>	<p>伽羅コート・アウルコート大路・滋賀医科大学南笠・医大宿舍行連区・教職員住宅行連区・滋賀医科大学看護師宿舍行連区</p>
<p>共同住宅の震災計画 届出町内会等（町内会等）</p>	<p>エルシティ草津・マーメイドシティ草津・伽羅ガーデンスクエア・ファミリーハイツ草津・玄甫団地・グランドール南草津・アメニティ南草津Ⅱ・常盤団地・草津警察署官舎行連区</p>
<p>防災（避難）計画届出町内会 （3町内会）</p>	<p>早期の自主防災組織の設置が諸事情により困難な町内会が、市や消防署の指導により、現町内会で最大限取り組める範囲で「防災（避難）計画」を作成し、住民の防災意識に変化が見られる等前向きな姿勢（取り組み）が期待でき、自主防災組織の設置に向け努力している町内会を「自主防災組織設置済」と認める。（決済済）</p>

I-16 草津市建築物の浸水対策に関する条例

平成18年6月30日
条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき作成された計画をいう。）に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。
- 2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
 - 3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

(市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

(特定建築物の安全の確保)

- 第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。
- 2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出)

第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室（建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。）を設ける建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出

るものとする。

(助言および指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。

I-17 草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則

平成18年9月1日

規則第48号

改正 平成21年4月1日規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水のおそれのある区域)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。

(特定建築物)

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の地盤の高低差等により浸水のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市役所
- (2) 西消防署
- (3) 南消防署
- (4) 草津警察署
- (5) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき告示された救急病院
- (6) 滋賀県南部合同庁舎
- (7) その他市長が必要と認める建築物

(浸水対策上必要な措置)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める浸水対策上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 次に掲げる設備の設置については、浸水のおそれのある区域内において浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を考慮すること。
 - ア 受変電設備
 - イ 非常用電気設備
 - ウ 受水槽設備
 - エ 分電盤および端子盤
 - (2) 地下室を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造とすること。
- 2 浸水のおそれのある区域以外に位置する特定建築物にあつては、前項第1号に規定する想定水位を50センチメートルとして必要な措置を行うものとする。
 - 3 第1項第1号に掲げる設備の機能に支障のないよう浸水対策を行う場合は、同号の想定水位を考慮することを要しない。

(届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、浸水対策検討（変更）届出書（別記様式）によるものとする。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図および断面図
- (2) 浸水対策の内容を明記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の位置図、配置図、平面図および断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年4月1日規則第25号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月4日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月4日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別記様式(第5条関係)

浸水対策検討(変更)届出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地・
名称および代表者の氏名〕

草津市建築物の浸水対策に関する条例第6条の規定により、次のとおり建築物の浸水対策について届け出ます。

建築物の場所	草津市		
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 特定建築物(防災活動の拠点となる施設・避難所)		
	<input type="checkbox"/> 地下室を設ける建築物 ・ <input type="checkbox"/> 非常用エレベーターを設ける建築物		
主要用途		延べ面積(戸数)	m ² (戸)
建築物の構造	造一部 造	地上 階・地下 階	地下室面積 m ²
工事種別	新築・増築・改築	地下室の用途	
工事着手予定年月日		工事完了予定年月日	
設計者	住 所		
	氏 名	電 話	
工事施工者	住 所		
	氏 名	電 話	
浸水対策実施概要			
変更概要			

※	第 号
本件届出書については、草津市建築物の浸水対策に関する条例に基づく特定建築物の整備基準または、整備指針に照らし、次のとおり通知します。	
年 月 日	草津市長

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 建築物の種類については該当するものの□にレ印を記入のこと。
 - 浸水対策実施概要・変更概要欄に記載できない場合は別紙に記載のこと。
 - ※欄は記入しないこと。
 - 確認申請書または計画通知を提出する日までに届け出てください(2部)。

[II 協定関係]

災害時応援協定締結状況(令和6年3月現在)

○国との協定

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24.6.25

○地方公共団体との協定

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害支援・友好交流基本協定	大分県別府市	H9.2.14
2	災害支援・友好交流基本協定	大阪府摂津市	H9.2.20
3	災害支援・友好交流基本協定	岡山県津山市	H9.3.3
4	災害支援・友好交流基本協定	千葉県君津市	H9.3.7
5	災害時における相互応援協定	静岡県焼津市	H9.4.23
6	災害支援・友好交流基本協定	三重県津市	H18.10.18
7	災害支援・友好交流基本協定	岐阜県多治見市	H18.12.8
8	東海道五十三次市区町 災害時相互応援に関する協定	東京都品川区、大田区、神奈川県横浜市、大磯町、小田原市、箱根町、静岡県函南町、三島市、清水町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井市、愛知県豊明市、三重県桑名市、鈴鹿市、亀山市、滋賀県甲賀市、湖南市、大津市	H9.12.4
9	災害時における相互応援・連携基本協定	守山市、栗東市、野洲市	H17.7.1
10	災害時の相互応援に関する協定	香川県観音寺市	H24.11.2
11	滋賀県市長会「災害相互応援協定」	12団体(大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市)	H24.11.27
12	大規模災害時における相互応援に関する協定	福島県伊達市	H25.1.31
13	大規模災害等の発生時における公共施設の応急使用に関する協定	草津警察署	H25.8.8
14	消防活動支援情報としての住民基本データ外部提供に関する協定	湖南広域行政組合	H26.10.1
15	災害時要援護者情報の提供に関する協定	湖南広域行政組合	H27.2.13
16	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県伊勢原市	H29.10.10
17	災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定	彦根愛知犬上広域行政組合 八日市布引ライフ組合 湖北広域行政事務センター 守山野洲行政事務組合 近江八幡市 甲賀市 湖南市 大津市 高島市	R2.11.6

○民間事業所等との協定

●情報通信

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害発生時における草津市と 草津市内郵便局の協力に関する協定	草津市内郵便局	H28.10.31
2	「安心」が得られるまちづくりに関する協定	生活協同組合コープしが	H25.3.28
		朝日新聞サービスアンカーASA草津 朝日新聞サービスアンカーASA草津西 京都新聞草津販売所 聖教新聞草津販売店 中日新聞草津専売店きのせ新聞舗 有限会社ニューズ読売YC草津中央・草津大路 株式会社YKS	H25.10.18
		佐川急便株式会社西日本支社 有限会社あすか運送 株式会社小寺運輸 西村運輸倉庫株式会社 片岡営業所 有限会社ヤマモト運送 京滋ヤクルト販売株式会社	H25.10.18
		京都新聞 草津本陣販売所 読売センター東草津 読売センター草津西・草津上笠	H25.12.20
		布亀株式会社 ワタミフードシステムズ株式会社	H27.7.6
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン(草津志那中、 草津川原、草津平井町、草津野村 1 丁目、草 津野村 5 丁目、草津下笠、草津大路 2 丁目、 草津中学校前、草津湖南農業高校前、草津青 地町、草津若草、草津追分町、草津矢倉 2 丁 目、草津野路老上、近江草津バイパス、草津 パナソニック前、草津野路、南草津、草津矢橋 北、国道南くさつ)	H27.11.19
		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	H29.2.24
		ヤマト運輸株式会社滋賀主管支店	H29.8.9
		宅配クック123 草津守山店	H30.1.26
		大塚製薬株式会社	R3.4.27
3	災害時等における放送の実施に関する協定	株式会社えふえむ草津	H21.3.20
4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26.9.15

5	防災への取り組みに関する協定	Google Ireland Limited	H26.10.1
6	おうみ自治体クラウド災害協定	おうみ自治体クラウド協議会 トーテックアメニティ株式会社 キシステム株式会社	H27.11.19
7	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	アガタ電子株式会社	H31.1.31
8	災害時等における情報提供に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	R2.2.10

●避難施設

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	帝産湖南交通株式会社 帝産湖南交通社屋 草津都市開発株式会社 エルティ932 南興業株式会社 ホテル ポストンプラザ草津 株式会社クサツエストピアホテル クサツエストピアホテル アーバンホテルシステム株式会社 アーバンホテル草津 アーバンホテルシステム株式会社 アーバンホテル南草津 有限会社伊藤生商事 ビジネスホテル HIBARI 株式会社平和堂アル・プラザ草津店 アル・プラザ草津 綾羽株式会社 A・SQUARE 株式会社アヤハディオ草津店 ディオワールド草津店 株式会社近鉄百貨店草津店 近鉄百貨店草津店 株式会社モリノビル HOTEL21 株式会社草津第一ホテル 草津第一ホテル 株式会社びわこ乃千松 びわこの千松 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 南草津駅前自転車、自動車駐車場	H26.10.31
		株式会社平和堂フレンドマート志津東草津店 宗教法人無量壽寺 宗教法人西方寺	H28.1.19

2	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定	滋賀県立草津養護学校 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 滋賀県立障害者福祉センター 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 滋賀県立聴覚障害者センター 社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津 社会福祉法人グロー 滋賀県立むれやま荘 社会福祉法人しあわせ会 障害福祉サービス事業所第二むつみ園 社会福祉法人若竹会 ワークステーションわかたけ 社会福祉法人 あすこみっと 滋賀県障害者雇用支援センター 特定非営利活動法人アイ・コラボレーション アイ・コラボレーション 社会福祉法人こなんSSN こなんSSN 社会福祉法人こなんSSN シエスタ 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター JALAN 社会福祉法人にぎやか会 にぎやか工房 社会福祉法人メイプル メイプル滋賀工場 社会福祉法人にぎやか会 にぎやか塾 特定非営利活動法人きらら ワークパートナーきらら穴村 特定非営利活動法人きらら ワークパートナーきらら北山田 社会福祉法人若竹会 若竹作業所 社会福祉法人しあわせ会 障害福祉サービス事業所むつみ園 特定非営利活動法人すまいる スマイルくさつ 社会福祉法人若竹会 山寺作業所 株式会社AISC Workshop tetote 社会医療法人誠光会 “介護老人保健施設草津ケアセンター” 医療法人社団よつば会 “介護老人保健施設ケアタウン南草津”	H27.3.19
---	---------------------------	--	----------

	<p>社会福祉法人よつば会 特別養護老人ホーム 風和里</p> <p>社会福祉法人よつば会 特別養護老人ホーム 帆の里</p> <p>社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム やわらぎ苑(しあわせ)</p> <p>社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム やまでら</p> <p>社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム ゆうすいのさと</p> <p>社会福祉法人聖優会 特別養護老人ホーム 菖蒲の郷</p> <p>社会福祉法人聖優会 特別養護老人ホーム 第二菖蒲の郷</p> <p>社会福祉法人みのり 特別養護老人ホーム ぼふら</p> <p>社会福祉法人みのり 介護老人福祉施設 なみき</p>	
	<p>医療法人社団よつば会ケアタウン南草津 グループホーム</p> <p>医療法人社団よつば会グループホーム クローバー</p>	H27.10.26
	社会福祉法人誠光福祉会グループホーム なぎさ	H27.11.9
	社会福祉法人華頂会グループホーム はるか	H27.12.1
	社会福祉法人寿会グループホーム 常輝の里	H27.12.14
	有限会社オアフ グループホームオアフ グループホームマハナ	H27.12.15
	社会福祉法人よつば会 特別養護老人ホーム 萩の里	H28.8.22
	特別養護老人ホーム えんゆうの郷	H29.5.23
	特別養護老人ホーム 茜の郷	R3.2.19
	社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園 障害者支援センター 重症心身障害者 通所施設かなえ	R3.9.28

●帰宅困難

1	一時滞在施設への一斉帰宅抑制対象者および 市民の受入に関する協定書	株式会社UACJ製箔滋賀製造所	R2.1.22
---	--------------------------------------	-----------------	---------

2	クロスアベニュー草津における災害時の避難協力施設としての一時利用および維持管理に関する協定書	北中西・栄町地区市街地再開発組合	R2.2.4
3	草津市立市民交流プラザにおける帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定書	ビバ・テルウェル西日本グループ	R4.6.1

●土木・建築・設備

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における水道施設の応急措置支援に関する協定	草津市管工事協同組合	H20.10.1
2	災害時における電気設備の応急復旧支援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	H18.11.20
3	災害時における応急復旧支援に関する協定	特定非営利活動法人草津の未来を建設する市内業者会	H27.12.15
4	災害時における井戸水の使用に関する協定	日東電工株式会社メンブレン事業部滋賀営業所 パナソニック株式会社アプライアンス社	H24.9.5
5	災害時における井戸水の使用に関する協定	学校法人 立命館	H30.1.22
6	災害時等における拠点の使用に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	R2.2.10
7	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R2.4.17
8	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	R2.4.17
9	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	R2.4.17
10	災害時等における井戸水の使用に関する協定	株式会社 メタルアート	R3.9.1
11	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	関西電力送配電株式会社滋賀支社	R5.2.1

●医療・救護・援助

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における救援活動の支援に関する協定	山田漁業協同組合 志那漁業協同組合	H21.4.21

2	災害時における被災者救援の協力に関する協定	綾羽株式会社	H22.1.15
3	災害時における被災者救援の協力に関する協定	イオンモール株式会社 株式会社マイカル草津サティ	H20.10.12
4	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人草津栗東医師会 一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会 一般社団法人びわこ薬剤師会	H25.5.9
5	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社ケンコー 株式会社増田医科器械 株式会社三笑堂	H28.3.4
6	災害時における上下水道事業の応援活動等に関する協定	株式会社エコシティサービス	R2.1.31
7	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	H30.8.27

●エネルギー

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定	一般社団法人滋賀県エルピーガス協会草津支部	H22.1.15

●物資供給

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時の地域内輸送拠点指定に関する承諾	立命館大学	H8.4.18
2	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社マイカル草津サティ	H20.10.12
3	災害時における日用品等の調達に関する協定	株式会社赤ちゃん本舗	H22.1.15
4	災害時における日用品等の調達に関する協定	株式会社アヤハディオ	H22.1.15
5	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社近鉄百貨店草津店	H22.1.15
6	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ファミリーマート	H22.1.15
7	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社平和堂	H22.1.15
8	災害時における飲料の提供協力および災害救援型自動販売機の設置に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	H22.3.13
9	災害時における物資の調達および輸送の協力に関する協定	富士産業株式会社	H24.9.5
10	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	キンキダンボール株式会社 レンゴー株式会社	H28.3.4
11	災害時における物資調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H28.9.2

12	災害時における量の提供等に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29.1.13
13	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H29.8.24
14	災害時等における支援に関する包括協定	草津ライオンズクラブ	R2.11.25
15	災害時対応および地域まちづくりに関する協定書	草津市農業協同組合	R2.12.17
16	災害時における食料品等の供給等に関する協定書	株式会社バローホールディングス	R5.7.7

●衛生

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	大五産業株式会社	H25.3.7
2	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	草津環境管理サービス企業組合	H25.3.7
3	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	有限会社滋賀環境センター	H25.3.7
4	災害および感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等に関する相互連携協定	大五産業株式会社、有限会社滋賀環境センター、草津環境管理サービス企業組合、滋賀県環境整備事業協同組合	R3.9.3
5	災害時における浴場施設利用等に関する協定書	株式会社ビーバーレコード	

●ボランティア

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定	社会福祉法人草津市社会福祉協議会	H27.1.15
2	災害時の被災者支援に関する相互協力協定書	社会福祉法人草津市社会福祉協議会 公益社団法人草津青年会議所	R1.6.28

●地図

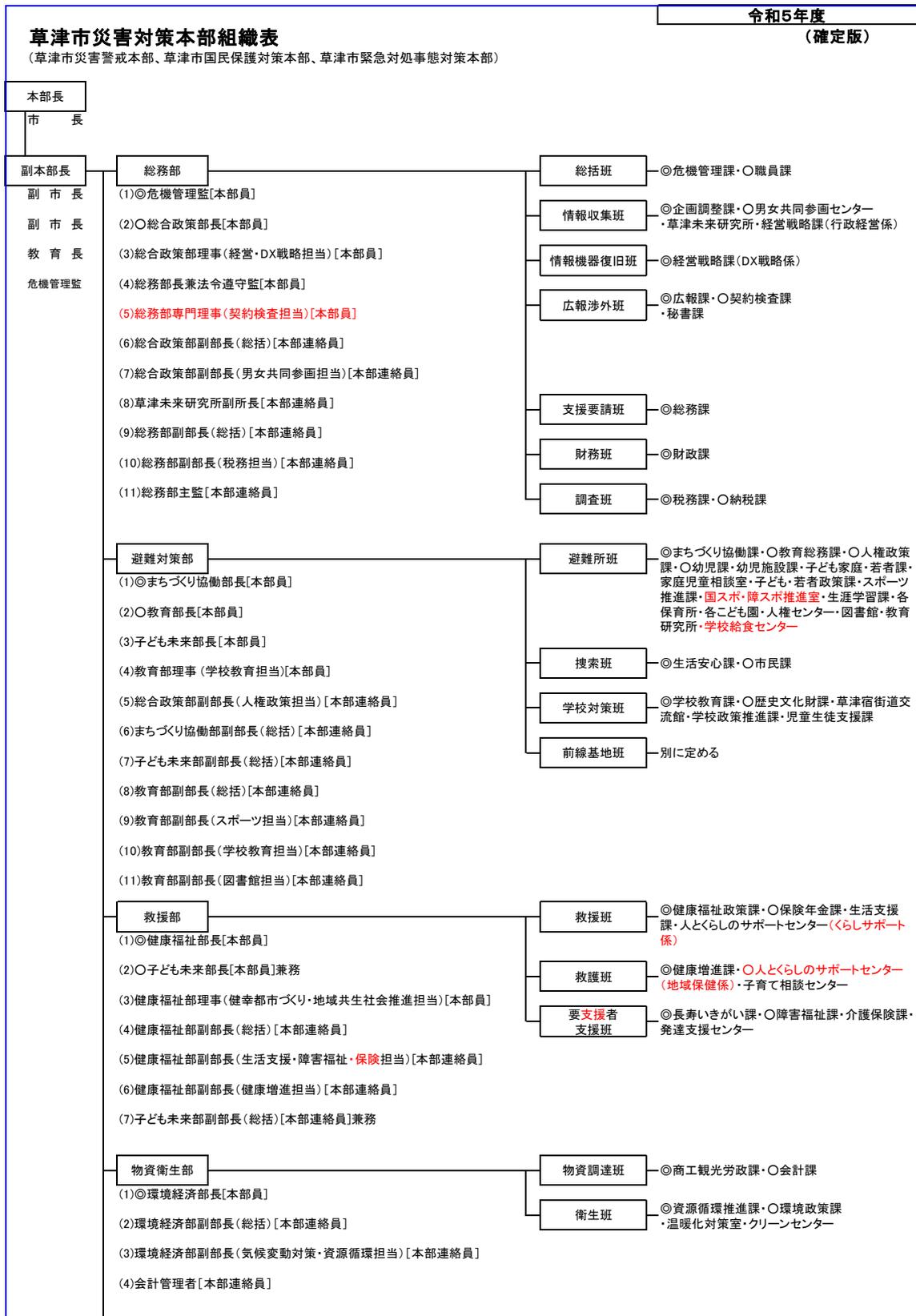
番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27.2.6

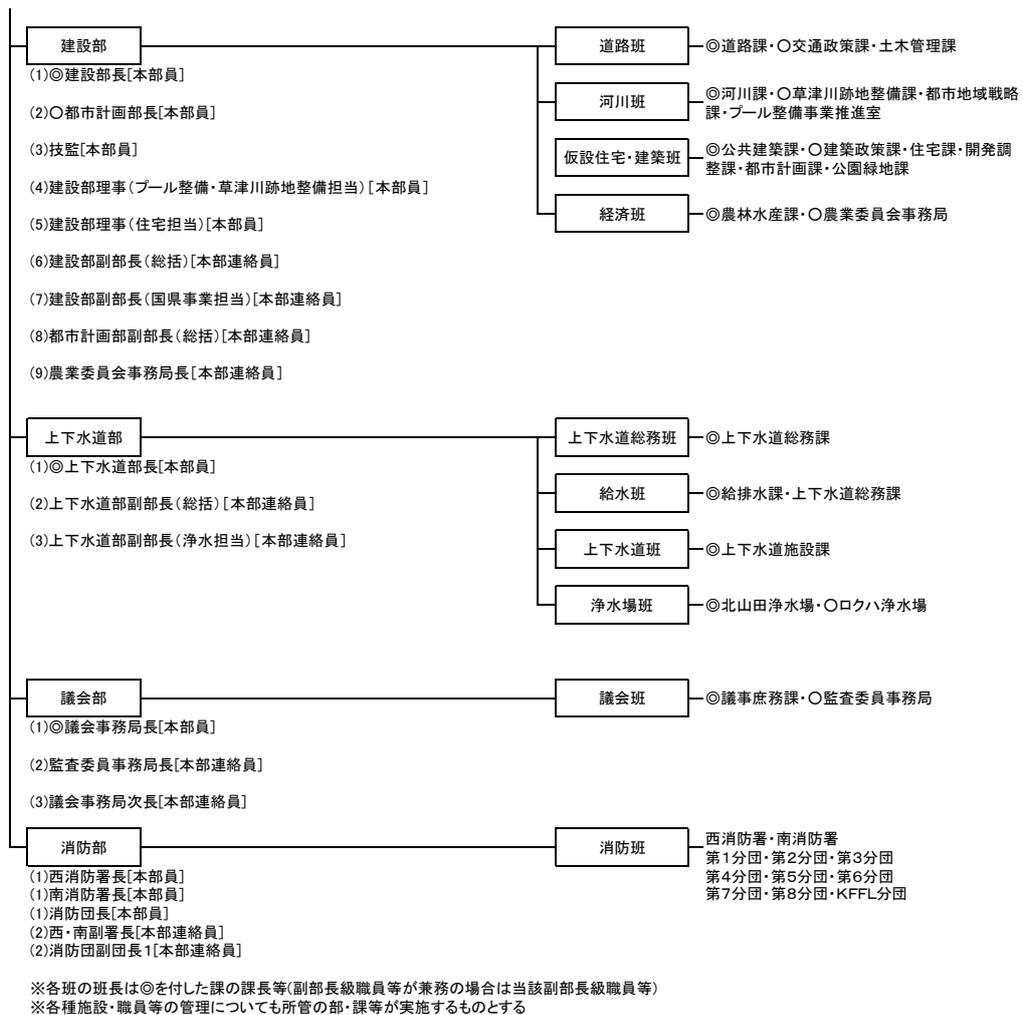
●その他

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	特殊詐欺等の被害防止のための連携・協定に関する協定	浄土宗滋賀地区・草津警察署・栗東市	H27.7.13

[Ⅲ 防災関係組織・体制、連絡先等]

Ⅲ-1 草津市災害対策本部組織





Ⅲ-2 各班の任務分担表

各班の任務分担表 R5 (確定版)

※構成課内の◎は班長、○は副班長を担当する課を示す。

部名及び担当職	班名	構成課	任務分担
総務部 部長 危機管理監 副部長 総合政策部長 本部員	総括班	◎危機管理課 ○職員課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の全般的な企画に関すること。 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 県、警察並びに消防機関等の防災機関との連絡調整に関すること。 受援に関すること。

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
総務部長兼法令遵守監 <u>総務部専門理事</u> <u>(契約検査担当)</u> 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 本部連絡員 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 草津未来研究所副所長 総務部副部長(総括) 総務部副部長(契約検査担当) 総務部副部長(税務担当) 総務部主監	情報収集班	◎企画調整課 ○男女共同参画センター 草津未来研究所 経営戦略課(行政経営係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集、受理及び通報に関すること。 ・ 被害情報の収集、報告に関すること。 ・ 災害通信に関すること。
	情報機器復旧班	◎経営戦略課(DX戦略係)	・ コンピュータシステムの保守管理に関すること。
	広報渉外班	◎広報課 ○契約検査課 秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の伝達に係る広報活動に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 被災地の視察・慰問に関すること。 ・ 災害記録に関すること。
	支援要請班	◎総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の応援要請に関すること。 ・ 関係機関への支援要請に関すること。 ・ 総務各班の応援に関すること。 ・ 車両の確保・配車に関すること。 ・ 市有財産の緊急使用に関すること。 ・ 来庁者の避難誘導に関すること。
	財務班	◎財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予算に関すること。 ・ 総務各班の応援に関すること。
	調査班	◎税務課 ○納税課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害状況調査に関すること。 ・ 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。 ・ 仮設住宅・建築班の応援に関すること。

部名及び担当職	班 名	構成課	任 務 分 担
避難対策部 部長 まちづくり協働部長 副部長 教育部長 本部長 子ども未来部長 教育部理事（学校 教育担当） 本部連絡員 総合政策部副部長 （人権政策担当） まちづくり協働部 副部長（総括） 子ども未来部副部 長（総括） 子ども未来部副部 長（幼児担当） 教育部副部長（総 括） 教育部副部長（スポ ーツ推進・スポーツ 大会担当） 教育部副部長（学 校教育担当） 教育部副部長（図 書館担当）	避難所班	◎まちづくり協働課 ○教育総務課 ○人権政策課 ○幼児課 幼児施設課 子ども家庭・若者課 家庭児童相談室 子ども・若者政策課 スポーツ推進課 <u>国スポ・障スポ推進室</u> スポーツ大会推進室 生涯学習課 各保育所 各こども園 人権センター 図書館 教育研究所 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難状況の総括に関する事。 ・ 避難者の安否情報の収集に関する事。 ・ 避難所の災害復旧対策に関する事。 ・ 避難所の開設・運営に関する事。 ・ 避難者名簿の作成に関する事。 ・ 外国人避難者に関する事。 ・ <u>帰宅困難者対策に関する事</u>
	捜索班	◎生活安心課 ○市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の人命救助に関する事。 ・ 行方不明者等の捜索、収容並びに埋（火）葬に関する事。 ・ 戸籍関係届出に関する事。 ・ 安否確認のまとめ・報告・回答に関する事 ・ <u>風水害時の避難所の開設・運営に関する事</u>
	学校対策班	◎学校教育課 ○歴史文化財課 草津宿街道交流館 学校政策推進課 児童生徒支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の安全に関する事。 ・ 学校施設の管理点検及び再開に関する事。 ・ 避難所班、前線基地班との連携に関する事。 ・ 文化財の保護に関する事。 ・ <u>風水害時の避難所の開設・運営に関する事</u>
	前線基地班	別に定める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別に定める。

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
救援部 部長 健康福祉部長 副部長 子ども未来部長 (兼務) 本部長 健康福祉部理事(健 幸都市づくり・地域 共生社会推進担当) 本部連絡員 健康福祉部副部長 (総括) 健康福祉部副部長 (生活支援・障害 福祉・保険担当) 健康福祉部副部長 (健康増進・保険 年金・ワクチン担 当) 子ども未来部副部 長(総括)(兼務)	救援班	◎健康福祉政策課 ○保険年金課 生活支援課 人とくらしのサポートセ ンター(くらしサポート 係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援金品の受付及び配分計画に関するこ と。 ・ 罹災見舞金及び災害弔慰金の支給等に関 すること。 ・ ボランティアの応援受付及び要請に関す ること。
	救護班	◎健康増進課 ○人とくらしのサポートセ ンター(地域保健係) 子育て相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の開設に関すること。 ・ 医療機関及び保健所との連携に関するこ と。 ・ 医療機器、医薬品及び救護医薬品の受領 及び保管に関すること。 ・ 感染症に関すること。
	要支援者支援班	◎長寿いきがい課 ○障害福祉課 介護保険課 発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の避難支援に関するこ と。 ・ 災害時要援護者の安否確認に関するこ と。 ・ 避難所との連携に関すること。 ・ 福祉避難所の開設に関すること。
物資衛生部 部長 環境経済部長 本部連絡員 環境経済部副部長 (総括) 環境経済部副部長 (気候変動対策・ 資源循環担当) 資源循環担当 会計管理者	物資調達班	◎商工観光労政課 ○会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援食料品の保管配分に関すること。 ・ 緊急物資の調達及び管理に関すること。 ・ 災害関係経費の出納に関すること。 ・ 応急輸送及び移送に関すること。 ・ 救援班の応援に関すること。 ・ <u>水害の場合、別紙「水防体制動員基準」 の水防体制による任務を兼ねる。</u> ・ 帰宅困難者に関すること。
	衛生班	◎資源循環推進課 ○環境政策課 温暖化対策室 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿及び倒壊家屋等廃棄物処理に関する こと。 ・ 各施設の災害復旧対策に関すること。

部名及び担当職	班 名	構成課	任 務 分 担
建設部 部長 建設部長 副部長 都市計画部長 本部員 技監 建設部理事（プール 整備・草津川跡地整 備担当） 建設部理事（住宅担 当） 本部連絡員 建設部副部長（総括 （技術）） 建設部副部長（総括 （事務）） 建設部副部長（国県 事業担当） 都市計画部副部長 （総括） 都市計画部副部長 （建築担当） 農業委員会事務局長	道路班	◎道路課 ○交通政策課 土木管理課	<ul style="list-style-type: none"> 道路の災害復旧及び被害調査に関すること。 通行不能個所の調査及びその対策に関すること。 建設事業者への応援依頼等連絡調整に関すること。 応急輸送及び移送に関すること。 捜索班の応援に関すること。
	河川班	◎河川課 ○草津川跡地整備課 都市地域戦略課 プール整備事業推進 室	<ul style="list-style-type: none"> 河川の災害復旧対策及び被害調査に関すること。 応急輸送及び移送に関すること。 捜索班の応援に関すること。
	仮設住宅・建築 班	◎公共建築課 ○建築政策課 住宅課 開発調整課 都市計画課 公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅に関すること。 倒壊家屋解体撤去に関すること。 公営住宅の災害復旧に関すること。 各種建築物の応急補強対策に関すること。 各種建築物の応急危険度判定に関すること。 各種宅地の応急危険度判定に関すること。 捜索班の応援に関すること。
	経済班	◎農林水産課 ○農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業施設の復旧対策及び被害調査に関すること。 捜索班の応援に関すること。
	各班共通		<ul style="list-style-type: none"> 建設部内の応援については、適時実施。特に水防時の河川班、震災当初の建築班への支援 <u>水害の場合、別紙「水防体制動員基準」の水防体制による任務を兼ねる。</u>
	上下水道部 部長 上下水道部長 本部連絡員 上下水道部副部長	上下水道総務班	◎上下水道総務課
	給水班	◎給排水課 上下水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給に関すること。

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
(総括) 上下水道部副部長 (浄水担当)	上下水道班	◎上下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の復旧対策及び被害調査に関すること。 給水班および浄水場班の応援に関すること。
	浄水場班	◎北山田浄水場 ○ロクハ浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 浄水の確保に関すること。
議会部 部長 議会事務局長 本部連絡員 監査委員事務局長 議会事務局次長	議会班	◎議事庶務課 ○監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市議会の連絡調整に関すること。 監査委員に関すること。
消防部 本部員 西消防署長 南消防署長 消防団長 本部連絡員 西消防署副署長 南消防署副署長 消防団副団長	消防班	消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> 避難措置に関すること。 災害防御及び応急措置に関すること。

Ⅲ-3 草津市職員警戒体制時動員計画

令和5年度職員警戒体制時動員計画（地震時）

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
総務部		1 危機管理監	12 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事 (契約検査担当) 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 草津未来研究所副所長 総務部副部長 (総括) 総務部副部長 (税務担当) 総務部主監	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	部長
						副部長
						本部員
						"
						"
						本部員
						連絡員
						"
						"
						"
総括班 (危機管理課) (職員課)	6 危機管理課長 (5)	6 危機管理課長 (5)				班長 副班長
初動特別支援要員			12			
情報収集班 (企画調整課) (男女共同参画センター) (経営戦略課(行政経営係)) (草津未来研究所)			1 企画調整課長			班長 副班長 (班員) "
情報機器復旧班 (経営戦略課(DX戦略係))			1 経営戦略課長			班長
広報渉外班 (広報課) (契約検査課) (秘書課)			1 広報課長			班長 副班長 (班員)
支援要請班 (総務課)			1 総務課長			班長
財務班 (財政課)			1 財政課長			班長
調査班 (税務課) (納税課)			1 税務課長			班長 副班長

避難対策部		<p>11</p> <p>まちづくり協働部長</p> <p>教育部長</p> <p>子ども未来部長</p> <p>教育部理事 (学校教育担当)</p> <p>総合政策部副部長 (人権政策担当)</p> <p>まちづくり協働部副部長 (総括)</p> <p>子ども未来部副部長 (総括)</p> <p>教育部副部長 (総括)</p> <p>教育部副部長 (スポーツ担当)</p> <p>教育部副部長 (学校教育担当)</p> <p>教育部副部長 (図書館担当)</p>				<p>部長</p> <p>副部長</p> <p>本部長</p> <p>本連絡員</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		
<p>避難所班</p> <p>(まちづくり協働課)</p> <p>(教育総務課)</p> <p>(人権政策課)</p> <p>(幼児課)</p> <p>(幼児施設課)</p> <p>(子ども家庭・若者課)</p> <p>(家庭児童相談室)</p> <p>(子ども・若者政策課)</p> <p>(スポーツ推進課)</p> <p>(国スポ・障スポ推進室)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(各保育所)</p> <p>(各こども園)</p> <p>(人権センター)</p> <p>(図書館)</p> <p>(教育研究所)</p> <p>(学校給食センター)</p>		<p>1</p> <p>まちづくり協働課長</p>	全職員出動	全職員出動		<p>班長</p> <p>副班長</p> <p>副班長</p> <p>副班長 (班員)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		
<p>搜索班</p> <p>(生活安心課)</p> <p>(市民課)</p>		<p>1</p> <p>生活安心課長</p>						<p>班長</p> <p>副班長</p>
<p>学校対策班</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(歴史文化財課)</p> <p>(草津宿街道交流館)</p> <p>(学校政策推進課)</p> <p>(児童生徒支援課)</p>		<p>1</p> <p>学校教育課長</p>						<p>班長</p> <p>副班長 (班員)</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
前線基地班員		88						

<p>救援部</p>		<p>7</p> <p>健康福祉部長 子ども未来部長(兼務) 健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当) 健康福祉部副部長(総括) 健康福祉部副部長(生活支援・障害福祉・保険担当) 健康福祉部副部長(健康増進担当) 子ども未来部副部長(総括)(兼務)</p>					<p>部長 副部長 本部長 本部長 連絡員 " " "</p>
<p>教授班</p> <p>(健康福祉政策課) (保険年金課) (生活支援課) (人とくらしのサポートセンター(くらしサポート係))</p>		<p>1</p> <p>健康福祉政策課長</p>					<p>班長 副班長(班員) "</p>
<p>教護班</p> <p>(健康増進課) (人とくらしのサポートセンター(地域保健係)) (子育て相談センター)</p>		<p>1</p> <p>健康増進課長</p>					<p>班長 副班長(班員)</p>
<p>要支援者支援班</p> <p>(長寿いきがい課) (障害福祉課) (介護保険課) (発達支援センター)</p>		<p>1</p> <p>長寿いきがい課長</p>					<p>班長 副班長(班員) "</p>
<p>物資衛生部</p>		<p>4</p> <p>環境経済部長 環境経済部副部長(総括) 環境経済部副部長(気候変動対策・資源循環担当) 会計管理者</p>					<p>部長 本部長 " "</p>
<p>物資調達班</p> <p>(商工観光労政課) (会計課)</p>		<p>1</p> <p>商工観光労政課長</p>					<p>班長 副班長</p>
<p>衛生班</p> <p>(資源循環推進課) (環境政策課) (温暖化対策室) (クリーンセンター)</p>		<p>1</p> <p>資源循環推進課長</p>					<p>班長 副班長(班員) "</p>

全職員出勤

全職員出勤

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
建設部			9 建設部長 都市計画部長 技監 建設部理事 (プール整備・草津川跡地整備担当) 建設部理事 (住宅担当) 建設部副部長 (総括(技術)) 建設部副部長 (総括(事務)) 建設部副部長 (国県事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 都市計画部副部長 (建築担当) 農業委員会事務局長	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	部長 副部長 本部員 " " 本部員 " " " "
道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)		1 道路課長	班長 副班長 (班員)			
河川班 (河川課) (草津川跡地整備課) (都市地域戦略課) (プール整備事業推進室)		1 河川課長	班長 副班長 (班員) "			
仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)		1 公共建築課長	班長 副班長 (班員) " " "			
経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)		1 農林水産課長	班長 副班長			

建設部		<p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">建設部長 都市計画部長</p> <p style="text-align: center;">技 監</p> <p style="text-align: center;">建設部理事 (プール整備・草津川跡地整備担当)</p> <p style="text-align: center;">建設部理事 (住宅担当)</p> <p style="text-align: center;">建設部副部長 (総括)</p> <p style="text-align: center;">建設部副部長 (国県事業担当)</p> <p style="text-align: center;">都市計画部副部長 (総括)</p> <p style="text-align: center;">農業委員会事務局長</p>	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動
道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)		<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">道 路 課 長</p>		
河川班 (河川課) (草津川跡地整備課) (都市地域戦略課) (プール整備事業推進室)		<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">河 川 課 長</p>		
仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)		<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">公 共 建 築 課 長</p>		
経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)		<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">農 林 水 産 課 長</p>		

上下水道部		3 上下水道部長 上下水道部副部長 (上下水道部副部長 浄水担当)	全職員出動	全職員出動	部長 本部長 連絡員 "
上下水道総務班 (上下水道総務課)		1 上下水道総務課長			班長
給水班 (給排水課) (上下水道総務課)					班長 副班長
上下水道班 (上下水道施設課)		1 上下水道施設課長			班長
浄水場班 (北山田浄水課) (口クハ浄水場)		1 北山田浄水場長			班長 副班長
議会部		3 議会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局次長	全職員出動	全職員出動	部長 本部長 連絡員 "
議会班 (議事庶務課) (監査委員事務局)		1 議事庶務課長			班長 副班長
消防部	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長		本部長 " " 本部長 連絡員 "

※参考 地震災害時の配備体制(草津市地域防災計画震災対策編P65より抜粋)

配備区分	配備内容	配備人員
地震警戒 1号体制	市の地域に震度4の地震が発生した場合、災害に関する情報収集および県との情報交換を行う態勢	防災担当職員
地震警戒 2号体制	市の地域に震度5弱の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害に関する情報収集および応急対策を準備する態勢	各班長以上の職員(消防班除く)前線基地班、初動特別支援委員および本庁舎近傍の職員
災害警戒 本部	市の地域に震度5強の地震が発生した場合又は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する態勢	職員全員
災害対策 本部	市の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合、市が全力をあげて防災活動を実施する態勢	職員全員

令和5年度職員警戒体制時動員計画（風水害時）

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
総務部		2 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監	2 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総合政策部副部長 (総括)	10 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事(経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事 (契約検査担当) 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 草津未来研究所副所長 総務部副部長 (総括) 総務部副部長 (税務担当) 総務部主監	全職員 出動	部長 副部長 本部員 " " 本部員 " " " " "
総括班 (危機管理課) (職員課)	6 危機管理課長 (5)	6 危機管理課長 (5)	全職員 出動	班長 副班長		
初動特別支援要員	※気象状況により、避難所を開設する際、必要に応じて参集する場合がある。					
情報収集班 (企画調整課) (男女共同参画センター) (経営戦略課(行政経営係)) (草津未来研究所)		11 企画調整課長 (10)	全職員 出動	班長 副班長 (班員) "		
情報機器復旧班 (経営戦略課(DX戦略係))		2 経営戦略課長 (1)	全職員 出動	班長		
広報渉外班 (広報課) (契約検査課) (秘書課)	2 広報課長 (1)	8 広報課長 秘書課長 (6)	全職員 出動	班長 副班長 (班員)		
支援要請班 (総務課)		4 総務課長 (3)	全職員 出動	班長		
財務班 (財政課)		1 財政課長	3 財政課長 (2)	班長		
調査班 (税務課) (納税課)		2 税務課長 納税課長	8 税務課長 納税課長 (6)	班長 副班長		

<p>救援部</p>	<p>1 健康福祉部長</p>	<p>3 健康福祉部長 健康福祉部副部長 (総括) 健康福祉部副部長 (生活支援・障害福祉・保険担当)</p>	<p>7 健康福祉部長 子ども未来部長(兼務) 健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当) 健康福祉部副部長 (総括) 健康福祉部副部長 (生活支援・障害福祉・保険担当) 健康福祉部副部長 (健康増進担当) 子ども未来部副部長 (総括)(兼務)</p>	<p>全職員出動</p>	<p>部長 副部長 本部長 本部長 " " " "</p>
<p>救援班 (健康福祉政策課) (保険年金課) (生活支援課) (人どくらしのサポートセンター (くらしサポート係))</p>		<p>1 健康福祉政策課長</p>	<p>4 健康福祉政策課長 保険年金課長 (2)</p>		<p>班長 副班長 (班員) "</p>
<p>教護班 (健康増進課) (人どくらしのサポートセンター (地域保健係)) (子育て相談センター)</p>		<p>2 健康増進課長 (1)</p>	<p>5 健康増進課長 (4)</p>		<p>班長 副班長 (班員)</p>
<p>要支援者支援班 (長寿いきがい課) (障害福祉課) (介護保険課) (発達支援センター)</p>	<p>4 (3)</p>	<p>7 長寿いきがい課長 障害福祉課長 (5)</p>	<p>20 長寿いきがい課長 障害福祉課長 (18)</p>		<p>班長 副班長 (班員) "</p>
<p>物資衛生部</p>	<p>1 環境経済部長</p>	<p>2 環境経済部長 環境経済部副部長 (総括)</p>	<p>4 環境経済部長 環境経済部副部長 (総括) 環境経済部副部長 (気候変動対策・資源循環担当) 会計管理者</p>		<p>部長 本部長 " " "</p>
<p>物資調達班 (商工観光労政課) (会計課)</p>		<p>全職員出動</p>	<p>全職員出動</p>	<p>班長 副班長</p>	
<p>衛生班 (資源循環推進課) (環境政策課) (温暖化対策室) (クリーンセンター)</p>		<p>10 資源循環推進課長 環境政策課長 (8)</p>	<p>全職員出動</p>	<p>班長 副班長 (班員) "</p>	

建設部	<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">建設部長 都市計画部長</p> <p style="text-align: center;">技 監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当)</p>	<p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">建設部長 都市計画部長</p> <p style="text-align: center;">技 監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (国県事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 農業委員会事務局長</p>	<p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">建設部長 都市計画部長</p> <p style="text-align: center;">技 監 建設部理事 (プール整備事業担当) 建設部理事 (住宅担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (国県事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 農業委員会事務局長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: auto;">全職員出動</div>	<p style="text-align: center;">部長 副部長 本部長 " " " " 本部長 " " " "</p>
<p>道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">水防体制動員基準に加え、必要に応じて動員</p>	全職員出動	全職員出動		<p style="text-align: center;">班 長 副班長 (班員)</p>
<p>河川班 (河川課) (草津川跡地整備課) (都市地域戦略課) (プール整備事業推進室)</p>		全職員出動			<p style="text-align: center;">班 長 副班長 (班員) "</p>
<p>仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)</p>		全職員出動			<p style="text-align: center;">班 長 副班長 (班員) " " "</p>
<p>経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)</p>		全職員出動			<p style="text-align: center;">班 長 副班長</p>

上下水道部	1 上下水道部長	3 上下水道部長 上下水道部副部長 (総括) 上下水道部副部長 (浄水担当)	3 上下水道部長 上下水道部副部長 (総括) 上下水道部副部長 (浄水担当)	全職員出動	部長 本連絡員 "
上下水道総務班 (上下水道総務課)		2 上下水道総務課長 (1)	全職員出動		班長
給水班 (給排水課) (上下水道総務課)		2 給排水課長 (1)			班長 (班員)
上下水道班 (上下水道施設課)		3 上下水道施設課長 (2)			班長
浄水場班 (北山田浄水場) (ロクハ浄水場)		4 北山田浄水場長 ロクハ浄水場長 2(北山田1+ロクハ1)			6 北山田浄水場長 ロクハ浄水場長 4(北山田2+ロクハ2)
議会部	1 議会事務局長	1 議会事務局長	3 議会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局次長	全職員出動	部長 本連絡員 "
議会班 (議事庶務課) (監査委員事務局)			1 議事庶務課長		班長 副班長
消防部	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制 西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長		本部員 " " 本連絡員 "

【参考】草津市地域防災計画風水害編より抜粋

配備区分	配備内容	配備時期
警戒1号体制	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる体制とする。	次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。 台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪警報
警戒2号体制	災害関係課等の職員で情報連絡活動が行いうる体制とする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。 台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報
災害警戒本部	配備を強化し、災害対策本部の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報
災害対策本部	災害に対する警戒もしくは小規模の応急対策を実施する体制 市が全力をあげて防災活動を実施する体制	(7) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、市長が必要と認めるとき。 (4) 気象業務法に基づく特別警報が発せられ、市長が必要と認めるとき。 (9) 気象業務法に基づく暴風、大雨、または洪水、その他の警報が近江南部に発せられ、市長が必要と認めるとき。 (1) 市域または近辺に火事、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めるとき。

Ⅲ-4 水防体制動員基準

令和5年度水防体制動員基準							
		配 置 人 員					
水防体制 (ウエザーニュース 指標)		レベル2 体制	レベル2.5 体制	レベル3 体制	レベル4 体制	レベル5 体制	
指 標	時間雨量	予測・実測 20mm/h以上	リスクスケールとしてはレ ベル3であるが、レベル3 体制をとる必要のない場 合、または、リスクスケ ール2であるが、現場対応 が多い場合。	予測・実測 30mm/h以上	予測50mm/h以上 実測40mm/h以上		
	積算雨量	予測・実測 30mm/3h		予測・実測 50mm/3h	予測・実測 70mm/3h 150mm/24h		
	その他	(※)			西矢倉(草津川)水位 氾濫注意水位超過(310cm)	西矢倉(草津川)水位 避難判断水位超過(340cm)	
水防事務局	指揮監 副指揮監			(指揮監) 建設部 部長 (副指揮監) 技監 危機管理監 建設部理事(プール・草津川跡地) 建設部理事(住宅) 建設部総括副部長 建設部副部長(国県)	(指揮監) 建設部 部長 (副指揮監) 技監 危機管理監 建設部理事(プール・草津川跡地)【土のう・ポンプ担当】 建設部理事(住宅)【土のう・ポンプ担当】 建設部総括副部長【内水・隧道担当】 建設部副部長(国県)【一級河川担当】	都市計画部部長 環境経済部部長 【通報箇所・交通整理担当】 都市計画部総括副部長 【農林担当】 環境経済部総括副部長	
	事務局長 ●水防事務局長(河川課長) 副局長(河川課河川係長)	河川課 道路課	(河川課長) (河川係長) 河川課 道路課	1(河川課長) 1(河川係長) 2河川課 1道路課	1(河川課長) 1(河川係長) 2河川課 1道路課	1(河川課長) 1(河川係長) 4河川課 3道路課	
	連絡調整担当【広報含む】 ●危機管理課長	危機管理課	(危機管理課長) 危機管理課	1(危機管理課長) 1危機管理課	1(危機管理課長) 1危機管理課	1(危機管理課長) 5危機管理課	
		班長除く小計(A)	班長除く小計(A)	班長除く小計(A)	班長除く小計(A)	班長除く小計(A)	
調査班	●調査班長(道路課長) 副班長(農林水産課長) 副班長(道路課道路係長)	農林水産課	(道路課長) (農林水産課長) (道路係長) 農林水産課 住宅課 公園緑地課 草津川跡地整備課 都市地域戦略課 プール整備事業推進室	1(道路課長) 1(農林水産課長) 1(道路係長) 2農林水産課 1住宅課 2公園緑地課 1草津川跡地整備課 1都市地域戦略課 1プール整備事業推進室	1(道路課長) 1(農林水産課長) 1(道路係長) 3農林水産課 3住宅課 3公園緑地課 3草津川跡地整備課 2都市地域戦略課 1プール整備事業推進室	1(道路課長) 1(農林水産課長) 1(道路係長) 3道路課 3農林水産課 5住宅課 4公園緑地課 4草津川跡地整備課 5都市地域戦略課 2都市地域戦略課	
	【レベル5以降】 【内水・隧道バトロール担当】(副指揮監が担当) 【一級河川バトロール担当】(副指揮監が担当) 【通報箇所・交通整理担当】(副指揮監が担当) 【農林担当】(副指揮監が担当)						
	(各担当は状況により変更となる)	(B)	班長除く小計(B)	班長除く小計(B)	班長除く小計(B)	班長除く小計(B)	
		1	10	16	32	57	
資材工作班	●資材工作班長(土木管理課長) *NPO市内業者会調整 副班長(道路課管理用地係長) 副班長(河川課員)	河川課 道路課 土木管理課	(土木管理課長) 河川課 道路課 土木管理課	1(土木管理課長) 2河川課 2道路課 1土木管理課	1(土木管理課長) 2河川課 2道路課 1農林水産課 1土木管理課 1都市計画課 1交通政策課 1住宅課 1プール整備事業推進室	1(土木管理課長) 2河川課 2道路課 3農林水産課 3土木管理課 2都市計画課 5交通政策課 3農工商労政課 3プール整備事業推進室	
	【レベル5以降】 【土のう・ポンプ対応担当】(副指揮監が担当)						
	(各担当は状況により変更となる)	(C)	班長除く小計(C)	班長除く小計(C)	班長除く小計(C)	班長除く小計(C)	
		0	5	6	14	31	
全体人数		8	24	38	70	116 (他班からの応援含む) 128	
内訳	班長(水防事務局含む4名) ●印	0	4	4	4	4	
	副本部長・指揮監・副指揮監	0	0	7	7	11	
	水防事務局 (A)	7	5	5	13	13	
	2班合計人数 (B)+(C)	1	15	22	46	88	
他班から建設部への応援(初動特別支援要員)	0	0	0	0	12		
湖南広域消防局西消防署、湖南広域消防局南消防署、草津市消防団 NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会							

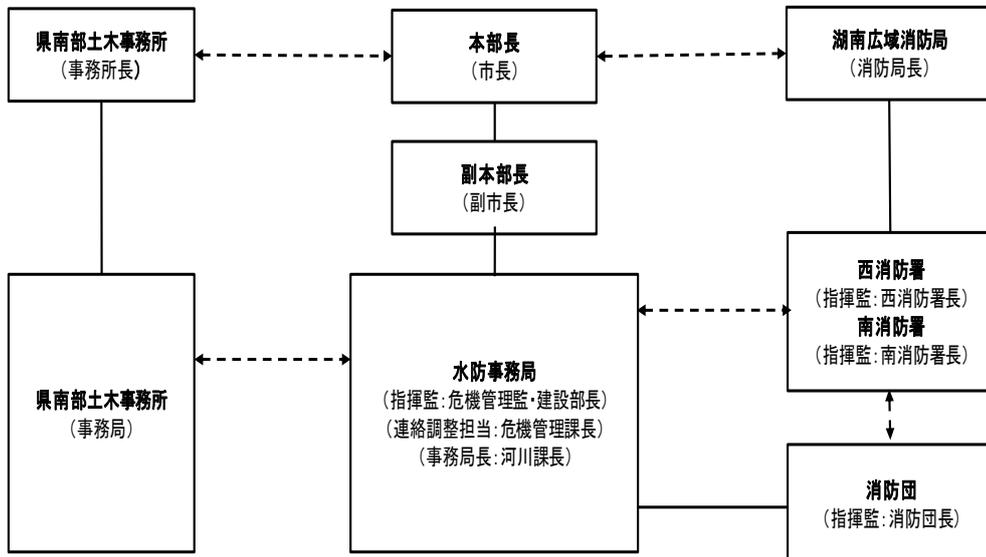
(※) 周辺雨量地点で10分間で10mm以上の降雨を観測し、雨雲が草津市内に影響ありそうな時は、水防体制指標に限らずレベルを発令する場合がある。

(#) 他班からの応援についてはレベル5体制からとするが、レベル4体制においても、状況によっては応援を要請するが、災対本部設営後に従事する。

(*) 避難所開設を決定した場合、レベルにかかわらず前線基地班・避難所班および物資調達班へ応援を要請する。

III-5 水防組織

(水防初動体制)



- 河川砂防関係
- 道路関係
- 建設業協会湖南支部

- NPO市内業者会
- 調査班
- 資材工作班

- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団
- 第4分団
- 第5分団
- 第6分団
- 第7分団
- 第8分団
- KFFL分団

Ⅲ-6 水防区域の分担

河川名	担当分団	集合場所
伯 母 川	1・2・7〃	各分団詰所
十 禅 寺 川	3・8〃	
伊 佐 々 川	1・5・7〃	
天 満 川	5 〃	
駒 井 川	5・6 〃	
山 寺 川	4 〃	
境 川	6 〃	
中 ノ 井 川	5 〃	
北 川	3・8〃	
前 川	3・8〃	
狼 川	3・8〃	
菖 蒲 谷 川	2 〃	
草 津 川	1・2・3・4・7・8〃	
葉 山 川	5・6・7〃	
伊 佐 々 川 放 水 路	5・7〃	
美 濃 郷 川	2 〃	

Ⅲ-7 防災関係機関情報交換担当部署

関係機関名	担当部署	電話番号	県防災行政無線
草津市	危機管理課 (市本部総括班)	(代) 563-1234 (ダイヤルイン) 561-2325	206
西消防署 南消防署	庶務管理係	(代) 568-0119 (代) 564-4951	
滋賀県(県本部)	防災危機管理局	(代) 524-1121 (ダイヤルイン) 528-3432	100-819 ~824
南部環境・総合事務所	総務課		
南部土木事務所	河川砂防課	(代) 564-7211 (ダイヤルイン) 567-5442	110-862 110-875
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	健康福祉課	(代) 564-7211 (ダイヤルイン) 562-3527	110-830
草津警察署	地域課	563-0110	
西日本旅客鉄道(株)	草津保線区	562-0266 562-3295	
西日本電信電話(株)	滋賀支店	510-0961	
草津用水土地改良区		568-3149	
日本通運(株)	草津営業課	562-3014	
関西電力送配電(株)滋賀支社		0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	
大阪ガスネットワーク(株)	(昼)導管計画チーム 導管計画グループ	075-315-8942	
京滋事業部	(休日・夜間) 中央保安指令部 中央指令室	075-321-0632	
草津市消防団	団本部(西消防署内)	568-0119	
国土交通省滋賀国道事務所草津維持出張所	管理係	(代) 562-0842	
水資源開発公団 琵琶湖開発総合管理所	湖南管理所	(代) 562-0335	

西日本電信電話は、災害その他の非常事態により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合、上記の公共機関および救急活動に直接関係する加入電話の通話を優先的に確保するため、他の加入電話の利用制限を行う。

また、上記の加入電話が被災した場合は優先的に応急復旧を行う。

Ⅲ-8 訓練メニュー

訓練内容		所要時間	組織レベル	備考
消火訓練	バケツリレー	15分	初級	バケツ
	消火器取扱い訓練	20分	初級	水消火器
	消火栓取扱い訓練（点検要領含む）	30分	中級	消火栓器具
	小型動力ポンプ取扱い訓練	30分	上級	小型ポンプ
救出訓練	災害救出工具取扱い訓練	20分	中級	救助工具一式
	倒壊家屋等救助訓練	20分	上級	救助工具一式
	ロープ結び訓練	30分	上級	練習用ロープ
救護訓練	救護搬送法	30分	中級	毛布、竿
	応急手当（止血、骨折処置等）	60分	中級	タオル、三角布
	普通救命講習Ⅰ（AED含む）	180分	上級	
その他の訓練	防火防災ビデオ	20分	初級	ビデオデッキ
	防火防災講話・座談会	30分	初級	
	防災指導車（地震体験）	30分	初級	
	D I G（災害図上）訓練	120分	初級	地図、マジック
	H U G（避難所運営）訓練	120分	中級	地図、マジック
	発災対応型訓練（シナリオなし）	30分	中級	
	総合訓練	30分	上級	

（組織レベル）

初級：自主防災組織（自衛消防隊等）の未結成の自治会、事業所など

中級：自主防災組織（自衛消防隊等）が結成され、過去に数回の訓練を実施している自治会、事業所

上級：自主防災組織（自衛消防隊等）が結成され、毎年訓練を実施している自治会、事業所

[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]

IV-1 避難所等一覧表

(避難所)

(1人当り 2 m²)

施設名	収容可能面積 (m ²)	運動場面積(m ²)	電話番号	収容可能 人員(人)
志津まちづくりセンター	310		562-0047	155
志津南まちづくりセンター	239		563-6206	119
草津まちづくりセンター	276		564-4999	138
大路まちづくりセンター	300		563-5673	150
渋川まちづくりセンター	235		569-0350	117
矢倉まちづくりセンター	197		565-1560	98
老上まちづくりセンター	192		564-1430	96
老上西まちづくりセンター	233		565-1995	116
玉川まちづくりセンター	247		564-0189	123
南笠東まちづくりセンター	315		561-8469	157
山田まちづくりセンター	182		562-0044	91
笠縫まちづくりセンター	235		562-0071	117
笠縫東まちづくりセンター	199		568-3164	99
常盤まちづくりセンター	268		568-1970	134
志津こども園	148	753	562-0147	74
草津中央おひさまこども園	113	792	562-7180	56
たちばな大路こども園	241	1,385	516-0180	120
矢倉こども園	111	672	566-7222	55
老上こども園	141	881	562-6320	70
玉川こども園	150	723	564-0043	75
山田こども園	140	1,960	562-1340	70
笠縫こども園	144	1,160	562-6275	72
笠縫東こども園	168	878	564-6595	84
常盤こども園	120	1678	568-1053	60
草津第二保育所	151	1,351	563-1282	75
草津第三保育所	104	461	563-1279	52
草津第四保育所	88	604	568-0305	44
矢橋ふたばこども園	137	569	563-1266	68
西一会館	285		562-5448	142
西一教育集会所	254		563-1275	127
橋岡会館	295		562-5864	147
橋岡教育集会所	180		563-3818	90
新田会館	301		563-1281	150
新田教育集会所	423		562-5668	211
常盤東総合センター	450		568-0224	225
芦浦教育集会所	65		568-0224	32
計				3,809

(福祉避難所)

(1人当り 2 m²)

施設名	建物面積(m ²)	運動場面積(m ²)	電話番号	収容可能 人員(人)
なごみの郷	2,462		568-4753	200
長寿の郷ロクハ荘	1,709		563-5021	200
市立障害者福祉センター	1,577		569-0351	150
市立発達支援センター	434		569-0353	100
計				650

福祉避難所（協定締結施設）

施設名	電話番号	収容可能人員
滋賀県立草津養護学校	566-0012	50
滋賀県立障害者福祉センター	564-7327	60
滋賀県立聴覚障害者センター	561-6111	10
びわこ学園医療福祉センター草津	566-0701	100
滋賀県立むれやま荘	568-0294	5
障害福祉サービス事業所第二むつみ園	565-1456	20
ワークステーションわかたけ	569-5697	30
滋賀障害者雇用支援センター	563-4005	30
アイ・コラボレーション	569-4777	5
こなんSSN	568-2411	45
シエスタ	561-8856	30
JALAN	569-5125	20
にぎやか工房	565-2500	30
メイプル滋賀工場	561-6910	40
にぎやか塾	567-2920	10
ワークパートナーきらら穴村	568-2807	50
ワークパートナーきらら北山田	565-8480	5
若竹作業所	565-0178	20
障害福祉サービス事業所むつみ園	565-1456	40
スマイルくさつ	563-2363	5
山寺作業所	565-0178	20
Workshop tetote	532-1103	6
介護老人保健施設 草津ケアセンター	567-1122	20
介護老人保健施設 ケアタウン南草津	562-1001	5
特別養護老人ホーム風和里	561-7500	10
特別養護老人ホーム帆の里	566-8620	5
特別養護老人ホームやわらぎ苑（しあわせ）	564-6500	15
特別養護老人ホームやまでら	564-8216	30
特別養護老人ホームゆうすいのさと	568-3600	15
特別養護老人ホーム菖蒲の郷	566-3888	20
特別養護老人ホーム第二菖蒲の郷	566-5366	20
特別養護老人ホームぼぷら	563-0030	10
介護老人福祉施設なみき	563-6600	3
特別養護老人ホーム萩の里	567-8560	8
ケアタウン南草津 グループホーム	562-1124	5
グループホーム クローバー	562-1254	※1
グループホームなぎさ	568-5100	3
社会福祉法人 華頂会 グループホームはるか	567-0073	2
グループホーム常輝の里	568-2406	8
グループホームオアフ	516-0678	10
グループホームマハナ	569-5103	30
特別養護老人ホーム えんゆうの郷	598-1866	20
特別養護老人ホーム 茜の郷	598-1866	6
重症心身障害者通所施設かなえ	516-4778	※1

※1 は利用者のみ対応可能

IV-2 広域避難所一覧表

(広域避難所)

(1人当り 2 m²)

(注)※は、ヘリコプター発着場所

学区区分	施設名	運動場面積 (m ²)	収容可能 面積(m ²)	電話番号	収容可能 人員(人)
志津学区	志津小学校	9,131	660	562-0341	330
	高穂中学校※	15,121	1,317	565-3611	658
	高等技術専門校草津	6,395	630	564-3296	315
	校舎(テクノカレッジ草津)				
志津南学区	志津南小学校	9,545	660	564-3666	330
草津学区	草津小学校※	12,978	663	562-0124	331
	草津中学校	13,600	1,364	562-2125	682
	湖南農業高等学校	17,953	983	564-5255	491
	ふれあい体育館	8,000	592	564-0271	296
大路区	草津第二小学校	10,259	655	563-3800	327
渋川学区	渋川小学校	9,581	655	566-6116	327
	草津東高等学校	29,376	2,608	564-4681	1,304
	綾羽高等学校	6,941	917	563-3435	458
矢倉学区	矢倉小学校	11,658	635	564-4388	317
老上学区	老上小学校	11,242	663	562-0440	331
	老上中学校※	16,729	1,317	564-4394	658
	光泉中・光泉 高等学校	19,529	837	564-5600	418
老上西学区	老上西小学校	8,000	752	566-2401	376
玉川学区	玉川小学校	15,538	635	563-1271	317
	玉川中学校	15,323	1,276	566-3631	638
	玉川高等学校	25,200	1,230	565-1581	615
	草津クレアホール		645	564-5815	322
南笠東学区	南笠東小学校	9,447	660	562-9540	330
山田学区	山田小学校	14,402	618	563-3744	309
	草津高等学校	23,340	1,230	562-1220	615
	武道館		1,121	565-7997	560
笠縫学区	笠縫小学校	12,103	663	562-0352	331
	松原中学校	9,183	1,264	568-0246	632
	総合体育館	17,600	2,818	568-3150	1,409
	YMITアリーナ(くさ つシティアリーナ)	29,255	3,132	563-1265	1,566
笠縫東学区	笠縫東小学校	14,181	625	564-4391	312
	新堂中学校	15,714	1,323	568-2990	661
常盤学区	常盤小学校※	7,274	668	568-0002	334
計					16,900

IV-3 避難集合場所等候補地一覧表

名 称	面積 m ²	所 在 地
馬場第一児童遊園	653	馬場町字小丸地内
馬場第二児童遊園	407	馬場町字岩川原 1060-7
笹谷児童公園	5,235	山寺町 529-2 他
山の神公園	3,145	山寺町 61-6
笠井児童遊園	299	山寺町字笠井 1154-46
山寺瀬畑児童遊園	628	山寺町字瀬畑 1109-7 他
山寺十徳児童遊園	553	山寺町字十徳 1091-6 他
山寺新田児童遊園	887	山寺町字新田 781
山寺四反田児童遊園	514	山寺町字四反田 1125-46 他
岡本下田児童遊園	233	岡本町字下田 1070-27
岡本東鴻ノ池児童遊園	202	岡本町字東鴻ノ池 1115-17
岡本西鴻ノ池児童遊園	187	岡本町字西鴻ノ池 1371-11
岡本奥山田児童遊園	280	岡本町字奥山田 1090-8
岡本児童遊園	208	岡本町字祐前 198-1
青地大定木児童遊園	768	青地町字大定木 380-32
青地大定木第二児童遊園	408	青地町字大定木 394-11
青地野中児童遊園	292	青地町字野中 1259-2 他
青地亀池児童遊園	180	青地町字亀池 361-32
青地後町児童遊園	165	青地町字後町 566-15
青地後町第二児童遊園	150	青地町字後町 607-22
青地後町第三児童遊園	150	青地町字後町 598-21
青地後町第四児童遊園	163	青地町字後町 636-16
青地上田児童遊園	191	青地町字上田 864-3
青地第二児童遊園	297	青地町字溝枕 218-3
青地第三児童遊園	222	青地町字横枕 231-2 他
青地柳児童遊園	228	青地町字柳 700-5
青地柳第二児童遊園	662	青地町字柳 655-2 他
青地八反田児童遊園	550	青地町字八反田 1595 番 7
ロクハ公園	132,000	追分七丁目他
田白児童公園	1,245	追分町字田白 121-1
水田児童公園	1,000	追分町字水田 1205
大將軍公園	3,128	追分町字大將軍 1340
追分丸尾北公園	4,253	追分町 1626
追分丸尾南公園	1,585	追分町 1965

追分上尾児童遊園	190	追分町字上尾 629-87
追分鴨田児童遊園	173	追分町字鴨田 1171-15
追分鴨田第二児童遊園	150	追分町字鴨田 1189-8
追分鴨田第三児童遊園	150	追分町字鴨田 1187-11
追分鴨田第四児童遊園	439	追分町字鴨田 1183-80
追分鴨田第五児童遊園	268	追分南二丁目字鴨田 1183-90 他
追分口畑児童遊園	166	追分町字口畑 203-8
追分中尾児童遊園	153	追分町字中尾 560-33
追分中尾第二児童遊園	187	追分町字中尾 558-1
追分丸尾児童遊園	150	追分町字丸尾 1008-18
追分丸尾第二児童遊園	428	追分町字丸尾 976-9
追分丸尾第三児童遊園	506	追分町字丸尾 971-1
追分丸尾第四児童遊園	164	追分町字丸尾 1009-9
追分道然保児童遊園	301	追分町字道然保 775-100
追分南三丁目児童遊園	694	追分南三丁目字丸尾 1147-9
追分荒堀第一児童遊園	154	追分町字荒堀 707-8
追分荒堀第二児童遊園	233	追分町字荒堀 688-43
追分荒堀第三児童遊園	140	追分町字荒堀 704-14
追分荒堀第四児童遊園	233	追分町字荒堀 727-12
追分荒堀第五児童遊園	248	追分町字荒堀 685-5
田白へソ塚児童遊園	391	追分町字田白 126-2
追分上尾第二児童遊園	208	追分六丁目字上尾 640 番 12
若草東児童公園	1,996	若草二丁目 6-1
若草中央児童公園	7,387	若草五丁目 12-1
若草西児童公園	2,023	若草八丁目 5-4
若草一丁目児童遊園	400	若草一丁目 9-1
若草三丁目児童遊園	400	若草三丁目 5-8
若草四丁目児童遊園	918	若草四丁目 12-1
若草六丁目児童遊園	400	若草六丁目 2-3
キロメキ児童遊園	150	東草津二丁目字キロメキ 626-8
東草津大丸児童遊園	186	東草津三丁目字大丸 8-22
東草津高樋児童遊園	167	東草津三丁目字高樋 201-17
上東児童遊園	167	東草津三丁目字中砂原 146-15
東草津上野田第一児童遊園	183	東草津二丁目字上野田 620-22
東草津上野田第二児童遊園	164	東草津二丁目字上野田 621-7
東草津高樋第二児童遊園	157	東草津三丁目字高樋 211 番 27

込田公園	5,400	草津三丁目字的場 553 の一部他
草津南森部児童公園	1,331	草津町字南森部 1553-45
草津筋違児童遊園	455	草津町字筋違 1496-4
草津宮ノ後児童遊園	570	草津町字宮ノ後 1747-6 他
宮町上門田児童遊園	179	草津四丁目字上門田 750-8
草津駒坂児童遊園	166	草津町字駒坂 1874-9
湖都町児童遊園	165	草津町字糖他 1515-25
草津持生児童遊園	207	草津町字持生 1879 番 2
西一粃干場児童公園	1,000	西草津一丁目字粃干場 1335 の一部
西一第一児童遊園	916	草津町字六ノ坪 1356-1
西一第二児童遊園	342	西草津二丁目 1630-44
西一北中ノ町児童遊園	198	西草津一丁目字北中ノ町 1373-3
西一粃干場第一児童遊園	151	西草津一丁目字粃干場 1300-2
西一粃干場第二児童遊園	945	西草津一丁目字粃干場 1306-3 他
西一粃干場第三児童遊園	337	西草津一丁目字粃干場 1280-2
西一粃干場第四児童遊園	414	西草津一丁目字粃干場 1341 の一部
草津川跡地公園（区間 5）	38,000	大路二丁目 4 番 1 1 号
大路五反田児童遊園	150	大路二丁目字五反田 173-5
大路砂田児童遊園	490	大路三丁目字砂田 50-33
大路へラ田児童遊園	150	大路三丁目字へラ田 19-4
若竹神子作児童遊園	150	若竹町字神子作 209-14
若竹横田児童遊園	242	若竹町字横田 226
西大路列草児童遊園	600	西大路町字列草 567-9
西渋川児童公園	1,162	西渋川二丁目字下過上寺 129-2
西渋川東公園	2,216	西渋川二丁目字甲田 267-12 他
渋川中央児童遊園	488	渋川一丁目 4-19
樋ノ上児童遊園	369	渋川二丁目 1013-9
せせら公園	275	西渋川一丁目 408-8
中出四児童遊園	109	西渋川一丁目字詰り 354-4
西大路笠ノ庄児童遊園	302	西大路町字笠ノ庄 674-6
西渋川スダレ西第三児童遊園	208	西渋川二丁目字スダレ 26-5、 27-5
西渋川丸ノ内児童遊園	150	西渋川一丁目字丸ノ内 752-6
西渋川南三十六児童遊園	150	西渋川二丁目字南三十六 240-8

西渋川スダレ西児童遊園	564	西渋川二丁目字スダレ 43-43
西渋川スダレ西第二児童遊園	165	西渋川二丁目字スダレ 18-4
西渋川トシ児童遊園	165	西渋川二丁目字トシ十六 235-5
西渋川五位児童遊園	189	西渋川二丁目字五位 143-8 他
西渋川上深田児童遊園	2,458	西渋川一丁目字上深田 495-3
馬池北児童公園	1,087	東矢倉二丁目字中池 580-220
馬池中央児童遊園	731	東矢倉二丁目字新池 578-201 他
馬池東児童遊園	343	東矢倉四丁目字山田 513-10
馬池東第二児童遊園	369	東矢倉四丁目字山田 528-1
馬池南児童遊園	360	東矢倉四丁目字山田 554-28
矢倉池田児童遊園	365	矢倉一丁目字池田 924-24
矢倉南平児童遊園	152	矢倉一丁目字南平 160-7
矢倉室木児童遊園	228	東矢倉二丁目字室ノ木 296
東矢倉玄甫第一児童遊園	318	東矢倉三丁目字玄甫 364-87 他
東矢倉玄甫第二児童遊園	340	東矢倉三丁目字玄甫 398-16
西矢倉辻海道児童遊園	862	西矢倉三丁目字辻海道 1050-59 他
西矢倉桧塚児童遊園	150	西矢倉三丁目字桧塚 1328-16
西矢倉桧塚第二児童遊園	141	西矢倉三丁目字桧塚 1339-26
大塚団地児童遊園	821	西矢倉三丁目 200-60
大塚団地東児童遊園	823	西矢倉三丁目字西浦 1105-8
さわ公園	1,491	南草津四丁目 8
南草津西公園	1,292	南草津三丁目 31
南草津駅東山道記念公園	5,095	野路町字片原3034他
南草津北公園	2,492	野路町字岡田765-1他
野路池之内児童遊園	577	野路町字池ノ内 490-15 他
野路岡田児童遊園	180	野路町字岡田 761-3
野路片原児童遊園	166	野路町字片原 664-11
野路片原第二児童遊園	150	野路町字片原 661-15
野路下北池児童遊園	299	野路町字下北池 136-19
野路下北池北児童遊園	180	野路町字下北池 2425-3
野路下北池西児童遊園	167	野路町字下北池 2419-6
野路下北池南児童遊園	365	野路町字下北池 148-8
鳩ヶ森・よし池児童遊園	220	南笠町字鳩ヶ森 1074-18
南笠開華第一児童遊園	913	南笠町字開華 1904-17
南笠開華第二児童遊園	1,065	南笠町字開華 1896-4

南笠笠堂児童遊園	436	南笠町字笠堂 1162-5
南草津団地児童公園	1,546	橋岡町字池ノ下3-68他
橋岡第一児童遊園	258	橋岡町 73-1 の一部他
橋岡第二児童遊園	886	橋岡町 39-5 他
橋岡第四児童遊園	226	橋岡町字大町 17-17
橋岡第五児童遊園	192	橋岡町字大町 23-22 他
橋岡第六児童遊園	363	橋岡町字庄司田 203-41
橋岡第七児童遊園	311	橋岡町字池ノ下 3-122 他
橋岡第八児童遊園	165	橋岡町字名林 93-37
矢橋公園	7,200	矢橋町字先出地内
湖州平北児童公園	1,172	矢橋町字馬池下 23-32
湖州平南児童公園	1,095	矢橋町字古池下 52-60
新浜上川中児童遊園	201	新浜町字上川中 499-36
新浜上川中第二児童遊園	150	新浜町字上川中 503-13
新浜四ノ坪児童遊園	153	新浜町字四ノ坪 480-2 他
新浜四ノ坪第二児童遊園	410	新浜町四ノ坪 478-5、477-3
新浜三ツ池児童遊園	7,886	新浜町字上川中 495-3 の一部他
新浜尺迦野児童遊園	300	新浜町字尺迦野 460-41
新浜尺迦野第二児童遊園	145	新浜町字尺迦野 464-18 他
新浜尺迦野第三児童遊園	220	新浜町字尺迦野 463-7
新浜上屋敷第一児童遊園	367	新浜町字上屋敷 23-22
新浜上屋敷第二児童遊園	249	新浜町字上屋敷 8-11
新浜上屋敷第三児童遊園	170	新浜町字上屋敷 12-2
新浜上屋敷第四児童遊園	530	新浜町字上屋敷 55-22
新浜上屋敷第五児童遊園	166	新浜町字上屋敷 10-24
矢橋殿坪児童遊園	311	矢橋町字殿坪 77-19
矢橋中ノ沢児童遊園	307	矢橋町字中ノ沢 385-12
矢橋水曾呂児童遊園	1,155	矢橋町字水曾呂 76-7 他
矢橋花ノ木児童遊園	157	矢橋町字畑ヶ田 965-12 他
矢橋古池下児童遊園	695	矢橋町字古池下 54-4 他
矢橋中林第一児童遊園	183	矢橋町字中林 1531-1
矢橋中林第二児童遊園	170	矢橋町字中林 1520-9 他
桜ヶ丘中央児童公園	4,111	野路町字アイヅリ谷 1922-475 他
桜ヶ丘西児童公園	1,708	野路町字丸塚 1915-149
はさま公園	2,003	野路一丁目 4-9
狼川河川公園	6,360	野路東七丁目地先

野路公園 ※1	24,000	野路八丁目地先
野路小林児童遊園	268	野路町字岡田 868 他
野路池之尻児童遊園	890	野路一丁目字池之尻 12-2
野路姥ヶ尻児童遊園	174	野路町字姥ヶ尻 1073-23
野路上北池公園	150	野路町字上北池 23-11
野路観音堂児童遊園	149	野路町字観音堂 2224-4、2225-14
野路御林山第二児童遊園	168	野路町字御林山 1993-26
野路狸山児童遊園	298	野路町字狸山 1827-47
野路狸山第二児童遊園	150	野路町字狸山 1869-12
野路狸山第三児童遊園	149	野路町字狸山 1168-29 他
野路廣野児童遊園	162	野路町字廣野 1368-3
野路山桃児童遊園	167	野路町字小野山 2047-12
野路御林山児童遊園	368	野路町字御林山 1981-47 他
野路小野山児童遊園	604	野路町字小野山 2049-90
野路中山田児童遊園	165	野路町字中山田 1743-5
野路荒田児童遊園	150	野路東三丁目字荒田 1951-28
野路荒田第二児童遊園	150	野路東四丁目字荒田 1959-42
野路桜ヶ丘北児童遊園	190	桜ヶ丘一丁目字石坂 1903-105
野路桜ヶ丘西児童遊園	393	桜ヶ丘二丁目字丸塚 1915-148
野路桜ヶ丘南児童遊園	910	桜ヶ丘三丁目字荒田 1917-20 他
桜ヶ丘北口児童遊園	597	桜ヶ丘一丁目字荒田 1906-53 他
桜ヶ丘三丁目児童遊園	260	桜ヶ丘三丁目字アイヅリ谷 1922-92 の一部
東南笠児童公園	1,776	南笠東三丁目字唐堀 1520-3 他
南笠新毛児童遊園	150	南笠東三丁目字新毛 1550-5
南笠新毛第二児童遊園	180	南笠東三丁目字新毛 1583-26
新南笠児童遊園	214	南笠東二丁目字東寺 1491-5 の一部
狼川児童遊園	1,365	南笠東四丁目字笹ノ口 340-1
笠山ふれあい広場	1,730	笠山一丁目字笠山 404-2 他
師子舞谷児童公園	1,617	笠山六丁目字師子舞谷 156-88
笠山第一児童遊園	188	笠山三丁目字山口 1640-20
笠山第二児童遊園	167	笠山二丁目字笠山 242-5 他
南笠師子舞谷児童遊園	386	笠山四丁目字師子舞谷 157-32 他
南笠新池第一児童遊園	568	笠山五丁目字新池 108-35

南笠新池第二児童遊園	306	笠山五丁目字新池 108-32 他
南笠山口児童遊園	808	笠山三丁目字山口 1632-1 他
南笠第二児童遊園	272	笠山四丁目字笹ノ口 461-17
南笠第三児童遊園	543	笠山三丁目字笠山 332-78
南笠第四児童遊園	513	笠山四丁目字笹ノ口 449-17
南笠第五児童遊園	780	南笠東一丁目字月法 536-120
南笠第六児童遊園	244	笠山三丁目字笠山 322-126
南笠第七児童遊園	246	笠山四丁目字笹ノ口 434-50 他
南笠第八児童遊園	200	笠山四丁目字笹ノ口 434-29
南笠第九児童遊園	316	笠山三丁目字笠山 332-268
南笠第十児童遊園	286	笠山三丁目字笠山 322-359
木川六ノ坪児童公園	1,010	木川町六ノ坪 1350
木川四石舞児童公園	1,963	木川町字四石舞 896-3
木川四石舞第一児童遊園	320	木川町字四石舞 907-2
木川四石舞第二児童遊園	186	木川町字四石舞 909-12
木川四石舞第三児童遊園	559	木川町字四石舞 912-23
木川上野児童遊園	104	木川町字上野 1088-4 他
木川十九児童遊園	151	木川町字十九 100-24
山田里南児童遊園	165	山田町字里南 204-4
出屋敷児童遊園	555	木川町字出屋敷
新田西児童遊園	393	木川町 952-3
木川砂池児童遊園	346	木川町字砂池 955-40
木川神保ヶ町児童遊園	165	木川町字神保ヶ町 890-2
木川神保ヶ町第二児童遊園	165	木川町字神保ヶ町 840-8
木川中林児童遊園	512	木川町字中林 1230-17
木川柳原児童遊園	175	木川町字柳原 776-9
陽の丘児童遊園	330	木川町 1212
御倉児童遊園	462	御倉町字六石 567
あさかぜ広場	1907	山田町字里北 401
南山田児童公園	1,071	南山田町字三ノ坪 1100-49
不動浜児童遊園	369	南山田町字えり島 1315
北山田児童遊園	626	北山田町 846-5 他
草津川跡地公園（区間2）	56,000	北山田町 3268 番地 1
上笠道田児童遊園	133	上笠二丁目 385-3
上笠北田児童遊園	173	上笠二丁目字北田 378-6 他
上笠五反長児童遊園	297	上笠二丁目 288-4

上笠溝内児童遊園	394	上笠二丁目 50-58
上笠昼町児童遊園	281	上笠二丁目字昼町 159 他
上笠公園	800	上笠三丁目字海添 303-57
上笠四丁目大町児童遊園	1,105	上笠四丁目字大町 633-4
上笠四丁目下熊川児童遊園	1,350	上笠四丁目字下熊川 824-43
上笠堤児童遊園	50	上笠五丁目字堤 996-3
上笠堤南児童遊園	192	上笠五丁目字堤 963-11
野村東公園	3,000	野村一丁目字五位田地先
野村南堀池児童遊園	120	野村町字南堀池 286-18
野村上十九児童遊園	108	野村町(二丁目)字上十九 68-5
野村上小畑児童遊園	105	野村二丁目上小畑 280-2
野村下伊屋田児童遊園	148	野村三丁目字伊屋田 237-6
野村西町児童遊園	151	野村四丁目字諸ヶ池 664-18
野村西町第二児童遊園	102	野村四丁目字諸ヶ池 667-29
野村西出児童公園	1,021	野村五丁目字西出 384-1 他
野村南浦児童公園	1,181	野村五丁目字南浦 585-4
野村松田児童遊園	518	野村五丁目字松田 790-2
野村九反田児童遊園	470	野村五丁目字九反田 795-32
野村五丁目味噌内児童遊園	173	野村五丁目字味噌内 781-3 他
野村石池児童遊園	372	野村五丁目 576-24
野村西公園	3,171	野村六丁目字北堀池 9-10
野村北公園	2,768	野村七丁目字北東浦地先
弾正公園	59,000	下笠町字弾正 289-5 他
松陽台第一児童遊園	397	下笠町字野岸 673-5 他
松陽台第二児童遊園	182	下笠町字弾正 220-31
下笠北松原児童遊園	409	下笠町字北松原 334-4
下笠衣田児童遊園	320	下笠町字衣田 512-13
下笠水掛児童遊園	300	下笠町字水掛 601-8
平井一ノ坪児童遊園	237	西渋川二丁目 44-16 他
平井公園	2,400	平井一丁目地内
平井一丁目毛智宇児童遊園	218	平井一丁目字毛智宇 142-3 他
平井西町児童遊園	471	平井二丁目字桜 4-15
平井馬田児童遊園	88	平井五丁目字馬田 80-4
平井馬田第二児童遊園	165	平井五丁目字馬田 75-14
平井五丁目五ノ坪児童遊園	98	平井五丁目五ノ坪 23-8
平井六丁目西児童遊園	240	平井六丁目字横宗伯 425-36

平井鳶ヶ巣児童遊園	542	平井町字鳶ヶ巣 357-8
平井鷺ヶ巣第二児童遊園	300	平井町字鷺ヶ巣 362-5
平井尻細児童遊園	273	平井町字尻細 369 番 28
川原一丁目木津児童遊園	150	川原一丁目字木津 471-26
川原小久保児童公園	1,476	川原二丁目字小久保 376-40
川原柳之浦児童遊園	245	川原三丁目字柳之浦 97-11
川原児童遊園	200	川原四丁目字的場地内
川原納豆田児童遊園	365	川原町字納豆田 43-15 他
駒井沢湯屋田児童遊園	612	駒井沢町字湯屋田 135-11 他
駒井沢児童遊園	641	草津市駒井沢町 318 番地
新堂公園	1,716	新堂町字北中小路 172 他
片岡町下ツブ田児童遊園	553	片岡町字下ツブ田 172-21 他
水生植物公園みずの森	37,400	下物町字烏丸 1091
下物児童遊園	230	下物町字君ヶ門 306
芦浦第一児童遊園	453	芦浦町 319-6
芦浦第二児童遊園	700	芦浦町 461
芦浦第三児童遊園	343	芦浦町字西浦 747-45
芦浦第四児童遊園	321	芦浦町字教王寺 777-27
穴村公園	1,706	穴村町字浅ドノ 32-2
北大萱児童遊園	413	北大萱町字中出 498
平湖・柳平湖公園	1,470	志那町字コドロ 2961-2 他

(平成 29 年 8 月 1 日 現在)

※開発による帰属や廃止により追記・削除があります。

※1 野路公園については、現在事業中であり、面積については都市計画決定区域面積を記載しております。

IV-4 草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表

局番号	種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
25206100	統制	100	ぼうさいくさつ	統制台		無線室
局番号	種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
25206201	携帯	201	ぼうさいくさつ 201	総務部	総務部携帯 1	危機管理課
25206202	携帯	202	ぼうさいくさつ 202	総務部	総務部携帯 2	危機管理課
25206203	携帯	203	ぼうさいくさつ 203	総務部	総務部携帯 3	危機管理課
25206205	車載	205	ぼうさいくさつ 205	総務部	4 2号車	地下駐車場
25206206	車載	206	ぼうさいくさつ 206	総務部	2 4号車	地下駐車場
25206207	車載	207	ぼうさいくさつ 207	総務部	2 1号車	地下駐車場
25206208	車載	208	ぼうさいくさつ 208	消防部	消防団 8号車	第 8分団
25206209	車載	209	ぼうさいくさつ 209	総務部	3 9号車	地下駐車場
25206210	車載	210	ぼうさいくさつ 210	総務部	4 1号車	地下駐車場
25206301	携帯	301	ぼうさいくさつ 301	避難対策部	避難対策部	まちづくり協働課
25206302	半固定	302	ぼうさいくさつ くさつ だいにしょうがっこう	避難対策部	草津第二小学校	草津第二小学校
25206303	半固定	303	ぼうさいくさつ おいかみしょうがっこう	避難対策部	老上小学校	老上小学校
25206304	半固定	304	ぼうさいくさつ たまがわしょうがっこう	避難対策部	玉川小学校	玉川小学校
25206305	半固定	305	ぼうさいくさつ かさぬいしょうがっこう	避難対策部	笠縫小学校	笠縫小学校
25206306	携帯	306	ぼうさいくさつ 306	避難対策部	草二携帯 1	草津第二小学校
25206307	携帯	307	ぼうさいくさつ 307	避難対策部	草津小学校	草津小学校
25206308	携帯	308	ぼうさいくさつ 308	避難対策部	老上携帯 1	老上小学校
25206309	携帯	309	ぼうさいくさつ 309	避難対策部	山田小学校	山田小学校
25206310	携帯	310	ぼうさいくさつ 310	消防部	消防団携帯 8	第 8分団
25206311	携帯	311	ぼうさいくさつ 311	避難対策部	南笠東小学校	南笠東小学校
25206312	携帯	312	ぼうさいくさつ 312	避難対策部	玉川携帯 1	玉川小学校
25206313	携帯	313	ぼうさいくさつ 313	避難対策部	志津小学校	志津小学校
25206314	携帯	314	ぼうさいくさつ 314	避難対策部	志津南小学校	志津南小学校
25206315	携帯	315	ぼうさいくさつ 315	避難対策部	矢倉小学校	矢倉小学校
25206316	携帯	316	ぼうさいくさつ 316	避難対策部	笠縫携帯 1	笠縫小学校
25206317	携帯	317	ぼうさいくさつ 317	避難対策部	洪川小学校	洪川小学校
25206318	携帯	318	ぼうさいくさつ 318	避難対策部	笠縫東小学校	笠縫東小学校
25206319	携帯	319	ぼうさいくさつ 319	避難対策部	常盤小学校	常盤小学校
25206320	携帯	320	ぼうさいくさつ 320	避難対策部	老上西小学校	老上西小学校
25206321	携帯	321	ぼうさいくさつ 320	避難対策部	高穂中学校	高穂中学校
25206322	携帯	322	ぼうさいくさつ 320	避難対策部	松原中学校	松原中学校
25206323	携帯	323	ぼうさいくさつ 320	避難対策部	新堂中学校	新堂中学校
25206324	携帯	324	ぼうさいくさつ 324	避難対策部	玉川中学校	玉川中学校

局番号	種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
25206325	携帯	325	ぼうさいくさつ 325	避難対策部	草津中学校	草津中学校
25206326	携帯	326	ぼうさいくさつ 326	避難対策部	老上中学校	老上中学校
25206327	携帯	327	ぼうさいくさつ 327	総務部	総務部携帯4	危機管理課
25206401	携帯	401	ぼうさいくさつ 401	救援部	救援部	社会福祉課
25203402	携帯	402	ぼうさいくさつ 402	物資衛生部	物資調達班1	商工観光労政課
25200403	携帯	403	ぼうさいくさつ 403	物資衛生部	物資調達班2	商工観光労政課
25206404	携帯	404	ぼうさいくさつ 404	救援部	物資班携帯1	健康増進課
25206405	携帯	405	ぼうさいくさつ 405	救援部	物資班携帯2	健康増進課
25206501	携帯	501	ぼうさいくさつ 501	建設部	建設部	河川課
25206502	携帯	502	ぼうさいくさつ 502	建設部	経済班携帯1	農林水産課
25206503	携帯	503	ぼうさいくさつ 503	建設部	経済班携帯2	農林水産課
25206504	携帯	504	ぼうさいくさつ 504	建設部	道路班携帯1	道路課
25206505	携帯	505	ぼうさいくさつ 505	建設部	道路班携帯2	道路課
25206506	携帯	506	ぼうさいくさつ 506	建設部	建築班携帯1	公共建築課
25206507	携帯	507	ぼうさいくさつ 507	建設部	建築班携帯2	公共建築課
25206508	携帯	508	ぼうさいくさつ 508	建設部	河川班携帯1	河川課
25206509	携帯	509	ぼうさいくさつ 509	建設部	河川班携帯2	河川課
25206510	車載	510	ぼうさいくさつ 510	建設部	河19号SP	立体駐車場
25206511	車載	511	ぼうさいくさつ 511	建設部	河74号軽T	地下駐車場
25206601	携帯	601	ぼうさいくさつ 601	上下水道部	上下水道部	上下水道総務課
25206602	半固定	602	ぼうさいくさつ きたやまだ じょうすいじょう	上下水道部	北山田浄水場	北山田浄水場
25206603	半固定	603	ぼうさいくさつ ろくはじょうすいじょう	上下水道部	ロクハ浄水場	ロクハ浄水場
25206604	携帯	604	ぼうさいくさつ 604	上下水道部	給水班携帯1	上水道課
25206605	携帯	605	ぼうさいくさつ 605	上下水道部	給水班携帯2	上水道課
25206606	携帯	606	ぼうさいくさつ 606	上下水道部	給水班携帯3	ロクハ浄水場
25206607	携帯	607	ぼうさいくさつ 607	上下水道部	給水班携帯4	北山田浄水場
25206608	携帯	608	ぼうさいくさつ 608	上下水道部	給水班携帯5	穴村修理班
25206609	携帯	609	ぼうさいくさつ 609	上下水道部	下水道班携1	下水道課
25206610	携帯	610	ぼうさいくさつ 610	上下水道部	下水道班携2	下水道課
25206611	車載	611	ぼうさいくさつ 611	上下水道部	水道12号車	地下駐車場
25206612	車載	612	ぼうさいくさつ 612	上下水道部	水道15号車	地下駐車場
25206613	車載	613	ぼうさいくさつ 613	上下水道部	水道16号車	地下駐車場
25206614	車載	614	ぼうさいくさつ 614	上下水道部	水道76号車	地下駐車場
25206615	車載	615	ぼうさいくさつ 615	上下水道部	水道77号車	地下駐車場
25206616	車載	616	ぼうさいくさつ 616	上下水道部	給水車110	北山田浄水場
25206617	車載	617	ぼうさいくさつ 617	上下水道部	給水車119	北山田浄水場
25206618	車載	618	ぼうさいくさつ 618	上下水道部	水道修理班1	穴村修理班

局番号	種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
25206619	車載	619	ぼうさいくさつ 619	上下水道部	水道修理班 2	穴村修理班
25206701	半固定	701	ぼうさいくさつ にししょうぼうしょ	消防部	西消防署	西消防署
25206702	半固定	702	ぼうさいくさつ みなみしょうぼうしょ	消防部	南消防署	南消防署
25206703	携帯	703	ぼうさいくさつ 703	消防部	西消防署携帯	西消防署
25206704	携帯	704	ぼうさいくさつ 704	消防部	南消防署携帯	南消防署
25206705	携帯	705	ぼうさいくさつ 705	消防部	消防団携帯 1	第 1 分団
25206706	携帯	706	ぼうさいくさつ 706	消防部	消防団携帯 2	第 2 分団
25206707	携帯	707	ぼうさいくさつ 707	消防部	消防団携帯 3	第 3 分団
25206708	携帯	708	ぼうさいくさつ 708	消防部	消防団携帯 4	第 4 分団
25206709	携帯	709	ぼうさいくさつ 709	消防部	消防団携帯 5	第 5 分団
25206710	携帯	710	ぼうさいくさつ 710	消防部	消防団携帯 6	第 6 分団
25206711	携帯	711	ぼうさいくさつ 711	消防部	消防団携帯 7	第 7 分団
25206712	車載	712	ぼうさいくさつ 712	消防部	消防団指令車	西消防署
25206713	車載	713	ぼうさいくさつ 713	消防部	消防団 1 号車	第 1 分団
25206714	車載	714	ぼうさいくさつ 714	消防部	消防団 2 号車	第 2 分団
25206715	車載	715	ぼうさいくさつ 715	消防部	消防団 3 号車	第 3 分団
25206716	車載	716	ぼうさいくさつ 716	消防部	消防団 4 号車	第 4 分団
25206717	車載	717	ぼうさいくさつ 717	消防部	消防団 5 号車	第 5 分団
25206718	車載	718	ぼうさいくさつ 718	消防部	消防団 6 号車	第 6 分団
25206719	車載	719	ぼうさいくさつ 719	消防部	消防団 7 号車	第 7 分団
25206720	車載	720	ぼうさいくさつ 720	消防部	消防あおばな	西消防署
25206801	半固定	801	ぼうさいくさつ けいさつしよ	協力機関	草津警察署	草津警察署
25206802	半固定	802	ぼうさいくさつ くさつえき	協力機関	J R 草津駅	J R 草津駅
25206803	半固定	803	ぼうさいくさつ おおさかがす	協力機関	大阪ガス	大阪ガス

市役所 2 階特大会議室（災害対策本部）緊急電話番号表

N T T回線	077 (563) -7930
	077 (563) -7931
	077 (563) -7932
	077 (561) -2315
内線	3115、3116、3117、3118
	3119、3125、3126

IV-5 主要な県防災無線FAX一覧

無線局の名称	番号
県防災危機管理局	* 「7407, 7412, 7413」
県南部土木事務所 経理用地課	* -522-202
湖南広域消防局	1510
彦根地方気象台	1700
NHK大津放送局	1720
びわ湖放送(株)	1730
陸上自衛隊大津駐屯地	1740
滋賀県警察本部	5020

※全て、「6」発信

IV-6 草津市の県防災無線局

衛星端末局の名称	番号	機器の名称	設置場所
草津市端末局	206	無線装置 夜間専用電話機 着信専用電話機① 災害時 // ② 送信用電話機	無線室(2階) 1階コントロール室 危機管理課(平常時) 2階大会議室(災害時) 庁舎内線電話全機

IV-7 滋賀地区非常通信経路計画

非常通信経路

区間	市役所 (出張所) からの距離 Km	通信経路	県庁まで の距離 Km
草津市 大津市	1. 2	(無 線) 草津警察署 ——— 県警察本部 草津市野村3-1-11 大津市京町4-1-2 地域課 地域課	0. 1
	1. 0	(有 線) J R 草津駅 ~~~~ J R 大津駅 草津市渋川1-1-16 大津市春日町1-3 駅 長 駅 長	0. 5
	1. 5	(無線・有線混在) 関電(株)草津営業所 ~~~ 関電(株)滋賀支店 草津市若竹町10-7 大津市におの浜4-1-15 当直者または窓口受付 支店長	2. 0
	1. 5	(無 線) 国土交通省滋賀国道工事 国土交通省滋賀国道 事務所草津維持出張所 工事事務所 草津市渋川2-4-22 大津市竜が丘4-5 事務係 電気通信係または宿直者 (無 線) ——— 県防災危機管理局 大津市京町4-1-1 防災情報担当	0
	5. 5	(無 線) 西消防署(移動局) ——— 湖南広域消防局 草津市上笠町477-1 栗東市小柿三丁目1-1 署 員 職 員 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達できない場 合は、他の消防本部を中継する。)	
	1. 0	(無 線) 鉄道警察隊 ——— 県警察本部 草津市渋川1-1-14 大津市京町4-1-2 地域課	0. 1

IV-8 貨物自動車運送一覧

事業社名	所在地	電話番号
日本通運(株)草津営業課	大路一丁目 1-1	562-3014
近江陸運(株)草津営業所	東草津一丁目 3-53	562-0606
グリーンエクスプレス(株)	駒井沢町 137-1	568-2727
江南工業(株)	野路町 1148-2	562-1204
光洋運輸産業(株)	青地町 1063-2	562-2129
(株)小寺運輸	下笠町 1319	568-2345
コトブキ運輸(株)	野路町 2115	562-5511
三興商運(有)	長束町 207	568-1255
(株)滋賀丸運	野路町 977-2	562-5406
センコー(株)草津営業所	穴村町 80-1	568-3571
土屋運輸送(株)草津営業所	南笠町 473-7	564-4815
西村運輸倉庫(株)	片岡町 267-1	568-2750
平井運輸(株)	北山田町 15-1	562-0760
中島運送(株)	南笠町 514	562-6727
松田運送(株)	大路二丁目 13-25	562-0245

IV-9 市公用車保有台数一覧

乗用			貨物		ダンプ			トラック			バス (マイクロ)	応急作業車 (水道・道路)	普通
普通	小型	軽	小型	軽	4 t	2 t	軽	2 t	0.85 t	軽			特殊
7	6	27	22	51	0	1	1	1	1	4	2	5	4

IV-10 漁船一覧

漁業協同 組合名	所在地	電話	動力漁船	
			ディーゼル	電気 点火
山田	草津市北山田町 3130	562-0509	22	10
志那	// 志那町1436-2	568-0011	2	6

IV-11 ヘリコプター離発着場

施設の名称	所在地	電話番号	面積 m ²	林野火災 の適否		備考
				面積	水利	
松原中学校グラウンド	下笠町 110	568-0246	9,183	否	有	
草津小学校 //	草津三丁目- 14-5	562-0124	12,978	適	有	
高穂中学校 //	追分七丁目 6- 1	565-3611	15,121	適	有	
老上中学校 //	矢橋町 7-1	564-4394	16,729	適	有	
常盤小学校 //	志那中町 119	568-0002	7,274	否	有	
野村運動公園 //(注)	野村三丁目- 58-14	563-1265	26,574	否	有	
矢橋帰帆島多目的 (注) //	矢橋町帰帆 2108	564-1900	11,180	-	-	
環境衛生センター //(注)	集町 404-1	568-0251	-	-	-	
湖南広域消防局西消防 署(注)	上笠町 477-1	568-0119	-	-	-	
烏丸半島多目的広場 (注)	下物 1091	568-4102	-	-	-	
滋賀医科大学付属病院 (注)	笠山七丁目字 獅子舞谷 126	548-2770	529	-	-	
淡海医療センター(注)	矢橋 1660	563-8866	400	-	-	

(注) 消防防災用ヘリコプター発着場 飛行場外離着陸場

IV-12 備蓄場所および備蓄品目

備蓄場所	備蓄品目（主なもの）
草津第二小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
玉川小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
老上小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
笠縫小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
志津小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
志津南小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
矢倉小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
老上西小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
草津小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、仮設給水栓、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
南笠東小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
山田小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
笠縫東小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等
常盤小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2 t、燃料・オイル等

渋川小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
松原中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
新堂中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
草津中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
老上中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
玉川中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、燃料・オイル等
高穂中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ（洋式、車椅子用、小使用）、マンホールトイレ、燃料・オイル等
コミュニティ防災センター	食糧（アルファ米等）エンジンカッター、チェーンソー、毛布、発電機、車両用ブロック、ハシゴ、救助道具セット、投光機、ポリタンク、液体ミルク、粉ミルク
弾正公園	給水用具 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級

[V 公共施設等の現況]

V-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業の執行状況

[土地区画整理事業]

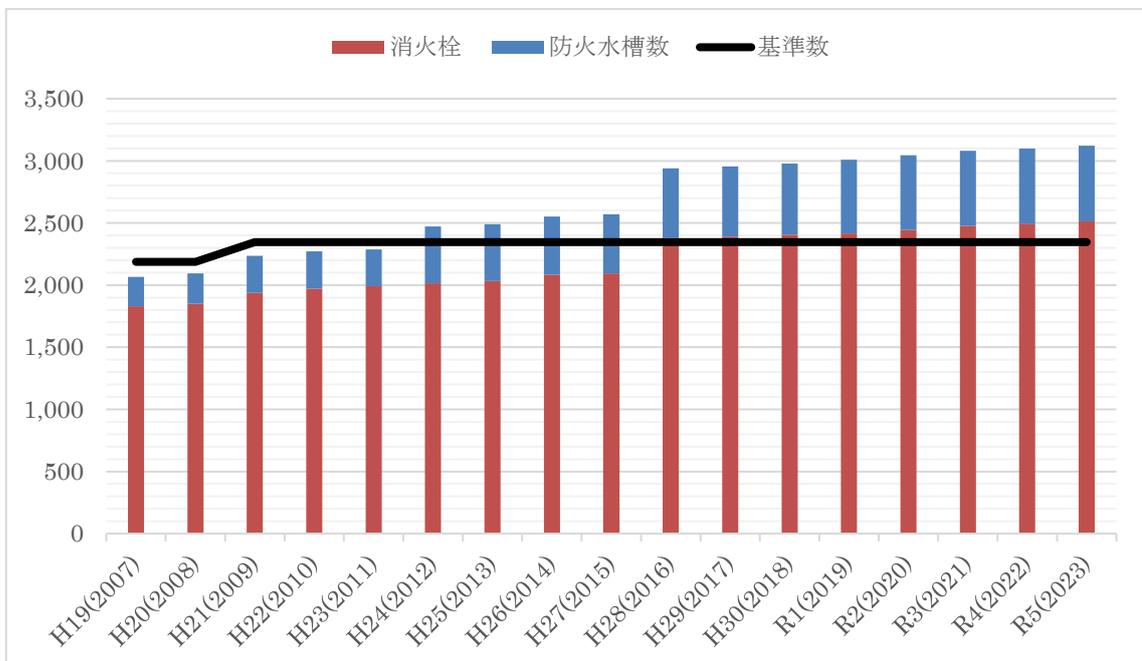
事業名	事業主体	施行面積	施行期間
大津湖南都市計画事業 野村土地区画整理事業	市	37.9 ha	昭和48年度～平成25年度 完了
大津湖南都市計画 中林土地区画整理事業	組合	1.5	昭和47年度～昭和49年度 完了
大津湖南都市計画 追分北部土地区画整理事業	組合	5.2	昭和49年度～昭和52年度 完了
大津湖南都市計画事業 湖南丘陵土地区画整理事業	個人	38.1	昭和55年度～平成8年度 完了
大津湖南都市計画 追分南部土地区画整理事業	組合	3.5	平成3年度～平成9年度 完了
大津湖南都市計画事業 野路東部土地区画整理事業	組合	16.7	平成4年度～平成13年度 完了
大津湖南都市計画事業 追分東部土地区画整理事業	組合	10.4	平成4年度～平成12年度 完了
大津湖南都市計画 草津中央土地区画整理事業	組合	3.4	平成7年度～平成9年度 完了
大津湖南都市計画 野路北部土地区画整理事業	組合	0.5	平成8年度～平成11年度 完了
大津湖南都市計画事業 野路西部土地区画整理事業	組合	30.5	平成11年度～平成22年度 完了
大津湖南都市計画 草津市追分丸尾 土地区画整理事業	組合	19.2	平成14年度～平成26年度 完了
大津湖南都市計画 南草津プリムタウン 土地区画整理事業	組合	32.3	平成27年度～令和4年度 施行中

[市街地再開発事業]

事業名	事業主体	施行面積	施行期間
草津駅前A地区第一種 市街地再開発事業	組合	0.9 ha	昭和60年度～昭和63年度 完了
大路中央地区第一種 市街地再開発事業	組合	0.7	平成13年度～平成16年度 完了
渋川一丁目2番地区第一種 市街地再開発事業	組合	0.7	平成18年度～平成21年度 完了
北中西・栄町地区第一種 市街地再開発事業	組合	0.7	平成27年度～令和2年度 完了

V-2 消防水利の設置状況

	基準数	消火栓	防火水槽数
H19(2007)	2,187	1,830	237
H20(2008)	2,187	1,851	244
H21(2009)	2,346	1,937	299
H22(2010)	2,346	1,971	300
H23(2011)	2,346	1,992	294
H24(2012)	2,346	2,016	456
H25(2013)	2,346	2,034	456
H26(2014)	2,346	2,083	470
H27(2015)	2,346	2,094	475
H28(2016)	2,346	2,380	560
H29(2017)	2,346	2,390	565
H30(2018)	2,346	2,405	573
R1(2019)	2,346	2,416	592
R2(2020)	2,346	2,444	601
R3(2021)	2,346	2,476	605
R4(2022)	2,346	2,495	604
<u>R5(2023)</u>	<u>2,346</u>	<u>2,514</u>	<u>609</u>



V-3 消防力の現況（消防車両等の保有台数）

(1) 西消防署・南消防署

	ポンプ車	タンク車	はしご車	化学車	水槽車	救助車	広 報 連 絡 車	(指 揮 車)	指令車	査察車	救急車	無線中継車
西消防署		2					1	2	2	2	2	1
南消防署		2	1	1		1	1	1	2	2	2	

令和5年4月1日現在

(2) 草津市消防団 27.9.1「機能別消防団」発足、第8分団 27.12.20 発足

		団員定数	ポンプ車	ポンプ 小型動力 積載車	指揮(令)車	搬送車	ポンプ 小型動力
本部	本部	4			1	2	
	機能別消防団員	10					
	第1分団	30	1	1			1
	第2分団	30	1	1			1
	第3分団	30	1	1			1
	第4分団	30	1	1			1
	第5分団	30	1	1			1
	第6分団	30	1	1			1
	第7分団	30	1	1			1
	第8分団	30	1	1			1
	K F F L分団	20			1		
	計	274	8	8	2	2	8

V-4 防火地域の指定状況

本市の中心区域の一部に防火地域が指定されている。

大津湖南都市計画防火地域	
区 域	大路一丁目の一部、渋川一丁目の一部
面 積	6.4 h a

[VI 危險箇所・区域、危険物施設等]

VI-1 草津市の主な風水害

発生年月日	被害内容
享和2年6月29日未刻 (1802年7月28日)	28日豪雨あり、29日まで北東の風強く、草津川が金勝川との合流点付近より長さ100mにわたって決壊、草津宿の流出・倒壊家屋287軒、行方不明者数百人、溺死者42人
嘉永元年6月6日 (1848年7月6日)	守山・草津・瀬田近在、大洪水にて大荒れ、人多く死に家流れる 葉山村出水甚だしく六地藏村にて堤防決壊川辺・目川・渋川・中沢・川原・上笠等の諸村みな浸水す
明治元年	湖面水位上昇0.94m
明治3年9月18日	草津川、馬場地区の数ヶ所で破堤
明治8年8月13日	湖面水位上昇1.36m、下物・下寺・片岡・志那・志那中・北山田で被害、田畑冠水97町歩
明治9年9月29日	湖面水位上昇0.94m、下物・下寺の田畑冠水37町歩
明治10年9月21日	湖面水位上昇1.18m、下物・下寺の田畑冠水31町歩
明治14年7月9日	湖面水位上昇1.38m、下物・下寺・志那中の田畑冠水44町歩
明治17年7月20日	湖面水位上昇2.12m
明治18年7月1日	台風、老上村倒壊家屋3戸、浸水140戸、田畑被害60町歩
明治18年7月4日	海面水位上昇2.71m、老上村14戸浸水、栗太郡で水害1547町歩、野洲郡で3008町歩が冠水、7月の豪雨で草津川破堤、さらに9月2日にも決壊
明治22年9月5日	湖面水位上昇2.00m
明治23年5月10日	湖面水位上昇1.97m
明治25年7月27日	湖面水位上昇1.14m、1732戸被害、655町歩が冠水
明治28年8月9日	湖面水位上昇2.12m
明治29年9月13日	湖面水位上昇3.73m、7月、8月、9月の大雨で県内の10,743町歩が冠水、栗太郡で死傷者2名、流失・全壊家屋192戸、家屋半壊174戸、床上浸水2225戸、床下浸水429戸、田浸水1508町歩、畑浸水145町歩、堤防決壊48箇所1351間、山田村水没
明治32年10月10日	湖面水位上昇1.45m
明治36年7月25日	湖面水位上昇1.47m
明治40年9月11日	湖面水位上昇1.28m
大正6年10月29日	湖面水位上昇1.43m
昭和3年6月17～18日	梅雨前線による大雨、伯母川出水氾濫で109戸浸水
昭和5年7月31日	水害で狼川堤防83m、伯母川で堤防93m、北川で堤防32m、草津川上流の上田上で堤防281m決壊、さらに十禅寺川で堤防105mが決壊し水田3町歩を埋没
昭和9年9月21日	室戸台風災害、山田小学校倒壊、瀬田川鉄橋で列車転覆老上小学校も一部倒壊、草津地方で死者19名、重軽傷者139名など。本台風は風台風であった
昭和13年6月～7月	豪雨で葉山川・草津川氾濫、7月4日午後6時20分頃志津村大

	字馬場小字新川原付近の草津川堤防が決壊、翌5日にも同小字付近が再び110mにわたり決壊
昭和28年7月21日	湖水上昇+65cm、200町歩冠水、山田・笠縫・常盤で被害
昭和28年9月25日	台風13号災害、栗太郡で家屋全壊3戸、半壊43戸、床上浸水641戸、床下浸水2741戸、田冠水1470町歩、道路決壊225箇所
昭和30年10月20日	台風26号災害、豪雨で草津川・大戸川・宮川・金勝川の堤防が切れ、下笠で畑が水没
昭和34年9月26日	伊勢湾台風、草津市域の河川氾濫8箇所
昭和35年7月8日	豪雨で草津川旭橋(草津1丁目)付近の左岸堤防250mに亀裂、決壊はしなかった
昭和36年6月25～29日	梅雨前線豪雨、笠縫小学校氾濫のため休校、床上浸水1戸、床下浸水306戸、水田冠水439ha、堤防決壊6箇所、被災所帯11戸、被災者数47人、湖面上昇による草津市域での浸水面積は最大で243ha
昭和36年9月16日	台風18号災害、市域での被害は死者1名、重軽傷者128名、家屋全半壊1008戸、床下浸水28戸など
昭和39年2月9日	草津川トンネル改修工事中の不手際で降雨後浸水
昭和40年7月8日	豪雨で草津地区の約50戸が床下浸水、30haが冠水
昭和40年9月17日	台風24号災害、川原地区の葉山川堤防が決壊、草津川右岸堤防も国道1号付近で長さ20m、幅2.5mにわたって削られた
昭和42年7月9日	集中豪雨、駒井沢川右岸7m、北川左岸10mにわたり決壊、30戸が床下浸水
昭和43年7月2日	豪雨により大路1丁目、草津2丁目など約380戸が床下浸水、集町の中ノ井川と駒井沢川の合流点が約3mにわたり決壊した。市域で床上浸水25戸、床下浸水825戸、河川被害56箇所、道路被害22箇所
昭和43年7月26日	局地的な集中豪雨、葉山川左岸で決壊
昭和44年6月26日	豪雨のため北大萱の中ノ井川右岸決壊、水田30haが浸水、同河川の破堤は6月11日、13日に続いて3度目である、さらに8月2日も切れ、浜街道が3ha冠水した
昭和45年6月14～16日	豪雨で中ノ井川氾濫、北大萱付近で右岸堤防が長さ10mにわたり決壊、田畑約12ha浸水、さらに同河川右岸が約7mにわたり決壊、水田30haが冠水
昭和46年9月26日	台風29号災害、草津川旭端付近で水位1.5m、130戸が床下浸水、430名被災
昭和47年7月12～13日	豪雨で北川堤防が13日午後5時頃決壊、河川52箇所、道路24箇所、橋4箇所が被害
平成25年9月15～16日	台風18号災害、16日午前5時5分大雨特別警報を滋賀県に発令、土砂崩れ、土砂流入、護岸損傷 計53箇所

出典：平成7年度草津市震災対策基本計画基礎調査報告書、草津市、草津市史第I巻～第V巻(1982～1990)、草津市史編纂委員会、滋賀県災害誌(1966)、滋賀県総務部消防防災課・彦根地方気象台編集

VI-3 市内の主要河川現況

1 一級河川

河川名	指定年月日	区 間		延長 (単位m)
		上 流 端	下流端	
堺川	S30. 3. 27	左岸 守山市大門町字迎出54-1 右岸 守山市大門町字吉上120	琵琶湖への 流 入 点	3,520
中ノ井川	S40. 3. 24	左岸 栗東市大字林字上野浦91 右岸 栗東市大字林字大塚222	琵琶湖への 流 入 点	11,400
駒井川	S40. 3. 24	左岸 草津市集町字頭ヶ坪86 右岸 草津市北大萱町字中島85	中ノ井川への 流入点	1,870
葉山川	S40. 3. 24	左岸 栗東市大字六地藏字鈎里山160 右岸 栗東市大字六地藏字奥山田200	琵琶湖への 流 入 点	11,600
天満川	S41. 3. 28	左岸 草津市上笠町字四反長32 右岸 草津市上笠町字九反田791	葉山川への 流 入 点	900
伊佐々川	S40. 3. 24	左岸 栗東市大字岡字高井21 右岸 栗東市大字岡字高井20	琵琶湖への 流 入 点	8,100
草津川	S40. 3. 24	大津市上田上桐生町地先の国有林地先の オランダ堰堤	琵琶湖への 流 入 点	13,170
美濃郷川	S40. 3. 24	左岸 栗東市大字荒張字長野1075 右岸 栗東市大字荒張字長野1073-1	草津川への 流 入 点	2,200
菖蒲谷川	S40. 3. 24	左岸 草津市馬場町字小網谷23 右岸 草津市山寺町字南山834	美濃郷川への 流入点	880
山寺川	S44. 3. 20	左岸 草津市木川町字上定木351 右岸 草津市木川町字高木415	琵琶湖への 流 入 点	3,000
伯母川	S40. 3. 24	左岸 草津市岡本町字下田1072 右岸 草津市岡本町字下田1069	琵琶湖への 流 入 点	10,300
北川	S40. 3. 24	左岸 草津市野路町字東浦1697 右岸 草津市矢倉町字中池580	琵琶湖への 流 入 点	4,300
前川	S45. 4. 20	左岸 草津市野路町字横街道12-2 右岸 草津市野路町字牛の町368-2	琵琶湖への 流 入 点	2,000
十禅寺川	S40. 3. 24	左岸 草津市野路町字仮又2146 右岸 草津市野路町字中山田1742	琵琶湖への 流 入 点	3,730
狼川	S40. 3. 24	左岸 草津市南笠町字新池97-1 右岸 草津市野路町字御林山2301-5	琵琶湖への 流 入 点	5,600

2 準用河川(河川法第100条第1項)

河川名	指定年月日	区 間		延長 (単位m)	川幅 (単位m)
		上 流 端	下 流 端		
前川支流	S50. 1. 22	左岸 草津市矢橋町 字八六1813-1地先 右岸 草津市矢橋町 字位野1811-1地先	琵琶湖への流入点	590	3
矢橋北側 排水路	S50. 1. 22	左岸 草津市矢橋町 字五丁目1497-2地先 右岸 草津市矢橋町 字五丁目1499地先	琵琶湖への流入点	720	1
門ノ川	S50. 1. 22	左岸 草津市矢橋町 字城前町1162地先 右岸 草津市矢橋町 字城前町1163地先	左岸 草津市矢橋町 字城前町1154-2地先 右岸 草津市矢橋町 字城前町1165地先	94	1
伊勢所川	S57. 6. 19	左岸 草津市矢橋町 字野ノ上1435-1地先 右岸 草津市矢橋町 字北池田1414地先	左岸草津市南山田町 字鬼塚676地先 右岸草津市北山田町 字伊勢所13-1地先	840	5
殿田川	H7. 7. 17	左岸 大津市大萱七丁目 字北尻川3169の2地先 右岸 草津市新浜町 字釜谷ノ内366の3地先	琵琶湖への流入点	※350 大津とまたがるため1/2	7

VI-4 主要河川の水位段階

番号	河川名	河川区分	水位観測所	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	対象区域	備考
1	草津川 (放水路)	水位情報 周知河川	西矢倉	2.3 m	3.1 m	3.4 m	4.3 m	4.57 m	矢倉学区、老上 学区、山田学区 (御倉町、南山 町、矢橋町、西 矢倉二丁目)	暫定値
2	草津川 (放水路)		山寺橋	0.55 m	1.3 m			2.6 m	志津学区、草津 学区(草津川以 南)	暫定値
3	金勝川		目川	1.2 m	2.6 m				草津第二学区、 渋川学区、笠縫 学区、笠縫東学 区(葉山川以南)	

VI-5 重要水門・樋門調書

番号	河川名	名称	所在	管理者	操作担当者	操作基準	構造	w×h×n	摘要
								断面×数	
1	山寺川	樋頭樋門	木川町	木川町出屋敷	同左生産組合	洪水時堰板除去	鋼製ローラーゲート	3.8×2.15×1	
2	山寺川	水通樋	木川町	木川町	〃	洪水時堰板除去	鋼製ローラーゲート	1.8×1.20×1	
3	山寺川	久治田樋門	木川町	木川町	〃	洪水時堰板除去	石造、角落とし	1.2×1.0×1	
4	山寺川	山寺井堰	山田町	山田町	〃	洪水時解扉	鋼製スルースゲート	4.8×1.6×1	
5	伊佐々川	上田井	渋川一丁目	渋川町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	2.0×2.0×1	
6	伊佐々川	墓無樋門	上笠一丁目	上笠町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	5.1×1.8×1	
7	伊佐々川	福井樋門	下笠町	下笠町	〃	洪水時堰板除去	鋼製スルースゲート	6.5×1.3×1	洪水時自動解放
8	前川	矢橋樋門	矢橋町	矢橋町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	2.0×1.0×1	
9	前川	矢橋樋門	矢橋町	矢橋町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	2.1×1.0×1	
10	伯母川	三ツ池樋門	西矢倉一丁目	三ツ池水利組合	〃	洪水時開扉	木製スルースゲート	3.5×3.5×2	
11	天満川	四反長女樋門	野村五丁目	上笠町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	1.5×1.5×1	
12	天満川	高道樋門	上笠一丁目	上笠町	〃	洪水時開扉	鋼製スルースゲート	2.1×1.7×1	
13	天満川	上笠樋門	上笠一丁目	上笠町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	3.6×0.9×1	
14	駒井川	駒井小駒	駒井沢町	駒井沢町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	3.5×2.0×1	
15	駒井川	新堂用水	新堂町	新堂町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	4.5×1.8×1	
16	駒井川	駒井川一本木堰用水	北大萱町	北大萱町	〃	洪水時自動解放	ファブリゲート	3.0×2.0×1	
17	中ノ井川	中ノ井川大樋	駒井沢町	駒井沢町	〃	洪水時自動転倒	ファブリゲート	6.4×2.3×1	
18	中ノ井川	中ノ井川奥前樋門	集町	集町	〃	洪水時自動転倒	自動転倒ゲート	6.0×2.0×1	
19	中ノ井川	第二井堰	集町	集町	〃	洪水時自動転倒	自動転倒ゲート	6.0×2.0×1	
20	太田川	北大萱樋門	北大萱町	北大萱町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	5.0×0.9×1	
21	太田川	志那樋門	志那町	志那町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	7.5×1.3×1	4号
22	乙川	志那中樋門	志那中町	志那中町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	5.5×1.2×1	幹排
23	中村川	芦浦樋門	芦浦町	芦浦町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	1.5×0.6×1	
24	中村川	片岡樋門	片岡町	志那中町	〃	洪水時自動転倒	自動転倒ゲート	1.6×1.3×1	6号
25	下寺川	下寺樋門	下寺町	下寺町	〃	洪水時自動解放	鋼製スルースゲート	4.2×1.4×1	7号
26	6号幹排	津田江樋門	下寺町	津田江町	〃	洪水時転倒	自動転倒ゲート	3.0×1.8×1	
27	6号幹排	津田江樋門	下寺町	津田江町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	3.0×1.0×1	
28	境川	芦浦樋門	芦浦町	芦浦町	〃	洪水時堰板除去	石造、角落とし	1.5×1.0×1	
29	郡上川	西草津樋門	西草津一丁目	西草津	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	1.4×0.7×1	
30	土寄川	川原樋門	川原町	川原町	〃	洪水時堰板除去	コンクリート角落とし	2.0×1.7×1	
31	伊佐々川	下笠樋門	下笠町	下笠町	〃	洪水時開扉	鋼製スルースゲート	8.5×1.0×1	

VI-6 農業用ため池一覧

	名称	所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	洪水吐	堤体	堤体形式	築造年代	形態配置	受益戸数 (※)	受益面積 (※)	取水施設	利用状況	多目的利用	環境	備考
1	野池	西矢倉一丁目 1440	三ツ池水利組合	5	650	66000	3	2	1	2	2	463	70	1	1	3	2	
2	頓蓮池	西矢倉一丁目 1442	三ツ池水利組合	3	750	34000	3	2	2	2	3	0	70	1	1	3	2	
3	新浜深池	新浜町 9	新浜町財産区	2.2	460	13600	3	2	2	2	1	95	53	1	1	1	1	
4	弁天池	南笠東一丁目 537	南笠生産組合	2.8	600	42800	3	2	1	2	1	82	10	1	1	1	1	
5	仮又池	野路八丁目 2146-1	野路町財産区	1.3	460	20000	3	2	2	2	1	24	1.5	1	1	1	1	
6	下池	東矢倉三丁目 354、357	草津市	2	220	92400	3	2	2	2	3	45	12	1	1	1	3	総務課 財産管理係
7	中池	東矢倉三丁目 358-1	草津市	3.8	140	3960	2	2	2	2	1	45	12	1	1	1	3	総務課 財産管理係
8	中池	青地町 1072	青地町財産区	3.5	100	4140	3	2	2	2	1	31	2.2	1	1	1	3	
9	城池	青地町 824-1	青地町財産区	2.4	60	15100	3	2	2	2	1	48	6	1	1	3	1	
10	奥池	馬場町 196	馬場町財産区	1.6	50	10000	3	2	1	2	1	79	25.4	1	1	1	2	
11	込坂池	野路八丁目 1750	野路町財産区	1.9	300	2300	3	2	2	2	1	30	2	1	1	1	3	
12	砂池	木川町 956	出屋敷生産組合	2	390	9200	3	2	2	2	1	43	15	1	1	3	3	
13	菰池	追分六丁目 606	追分町田地水利組合	4	220	32900	3	2	2	2	1	20	9	1	1	1	3	
14	青葉池	岡本町 467	岡本町内会	1.6	30	5600	3	2	2	2	1	40	15	1	1	1	3	
15	追分池	追分南八丁目 1013-1	個人	7.6	50	18200	3	2	2	2	1	10	3	1	1	1	3	

16	新池	追分南五丁目 964-1	個人	2.8	20	900	3	2	2	2	1	40	4	1	1	1	3
17	観音池	野路九丁目 1391-1	野路町財産区	2.4	60	1500	3	2	2	2	1	40	10	1	1	1	3
18	奥の沢池	矢橋町 341	矢橋町財産区	1.4	220	500	3	2	2	2	1	10	1.5	1	1	1	3

※ 変動が著しく、現状と異なる場合あり

洪水吐	1 破堤により補修の必要有り 2 洪水吐なし 3 その他(通常の維持管理で対応できる)	形態配置	1 単独で受益をもつため池 2 複数で受益をもつうち主たるため池 3 複数で受益をもつうち補助的なため池	取水施設	1 通常の維持管理で対応できる 2 その他
堤体	1 補修の必要有り 2 その他(通常の維持管理で対応できる)	利用状況	1 主として農業用水として利用している 2 主として用水以外として利用している(農業用水も利用)	環境	1 周辺住民の憩いの場 2 動植物の希少種が生息 3 その他(周辺環境に特に悪影響はない)
堤体形式	1 アースダム(傾斜コア型) 2 アースダム(均一型)	多目的利用	1 洪水調整 2 公園利用 3 その他		
築造年代	1 江戸時代以前 2 不明				

VI-7 重要水防区域および危険箇所

河川名	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき施設	対策水防工法
	区域	延長	区域	延長	区域	延長			
狼川	JR琵琶湖線から県道平野草津線まで	3,000m	培坂川合流点から県道平野草津線まで	2,250m	JR琵琶湖線から培坂川合流点まで	750m	天井川、護岸老朽、河川狭小、洗掘		
十禅寺川	JR琵琶湖線から始点まで	1,400m	同左	1,400m			天井川、護岸老朽、河川狭小		
前川	県道大津草津線より上流200m下流500m	1,400m							
北川	JR琵琶湖線より始点まで	700m							
伯母川	東海道新幹線から名神高速道路まで	2,400m							
草津川	左岸 草津市矢橋町から草津市橋岡町まで	400m							
	左岸 草津市御倉町から草津市西矢倉三丁目まで	800m							
	右岸 草津市御倉町から草津市西矢倉一丁目まで	2,200m							
	左岸 草津市青地町より上流3,200m 草津市山寺町より上流3,000m	6,200m	同左	6,200m	同左	6,200m	天井川、護岸老朽	人家200戸 市道3,000m	積土俵工 木流し工
中ノ井川	葉山川合流点より上流1,800m	3,600m	葉山川合流点より上流1,200m	2,400m					
駒井川	中ノ井川合流点より上流1,300m	2,600m							
伊佐々川	草津市野村町上流700mより下流1,400m	2,800m							
山寺川	県道大津守山近江八幡線より上流900m	1,800m							
菖蒲谷川	起点より下流350m	700m							

VI-8 草津市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧

参考：新編日本被害地震総覧(増補改訂版), 1997 年, 東京大学出版会

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
1	599 5 28	推古 7 4 27	-	7.0	-	大和	倒潰家屋を生じた。「日本書紀」にあり。地震による被害の記述としてはわが国最古のもの。	-
2	745 6 5	天平 17 4 27	35.4° N 136.5° E	7.9	-	美濃	檜館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒潰し、摂津では余震が20日間止まなかった。	-
3	827 8 11	天長 4 7 12	35.0° N 135.75° E	6.5~7	-	京都	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月まであった。	-
4	856 - -	斉衡 3 3 -	-	6~6.5	-	京都	京都およびその南方で屋舎が破壊し、仏塔が傾いた。	-
5	881 1 13	元慶 4 12 6	-	6.4	-	京都	宮城の垣牆・官庁・民家の類損するものはなはだ多く、余震が翌年まで続いた。	-
6	890 7 10	寛平 2 6 16	-	6.0	-	京都	家屋傾き、ほとんど倒潰寸前のものがあった。	-
7	934 7 16	承平 4 5 27	-	6.0	-	京都	午刻に地震2回、京中の築垣が多く転倒した。	-
8	938 5 22	天慶 1 4 15	35.0° N 135.8° E	7.0	-	京都・紀伊	宮中の内膳司類れ、死4、舎屋・築垣倒れるもの多く、堂塔・仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。余震多く、8月6日に強震があった。	-
9	976 7 22	貞元 1 6 18	34.9° N 135.8° E	≥6.7	-	山城・近江	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死50以上。近江の国府・国分寺・関寺(大津市)で被害。余震が多かった。	-
10	1038 - -	長暦 1 12 -	34.3° N 135.6° E	-	-	紀伊	高野山中の伽藍・院宇に転倒するもの多かった。	-
11	1041 8 25	長久 2 7 20	-	-	-	京都	法成寺の鐘楼が転倒した。	-
12	1070 12 1	延久 2 10 20	34.8° N 135.8° E	6~6.5	-	山城・大和	東大寺の巨鐘の鈕が切れて落ちた。京都では家々の築垣に被害があった。	-
13	1091 9 28	寛治 5 8 7	34.7° N 135.8° E	6.2~6.5	-	山城・大和	法成寺の仏像倒れ、その他の建物・仏像にも被害。大和国金峯山金剛蔵王宝殿が破壊した。	-
14	1093 3 19	寛治 7 2 14	-	6~6.3	-	京都	所々の塔が破壊した。	-
15	1099 2 22	康和 1 1 24	-	8~8.3	-	南海道・畿内	興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があったらしい。	-
16	1177 11 26	治承 1 10 27	34.7° N 135.8° E	6~6.5	-	大和	東大寺で巨鐘が落ちるなどの被害。京都でも地震が強かった。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
17	1185 8 13	文治 1 7 9	35.0° N 135.8° E	7.4	-	近江・山城・大和	京都、特に白河辺の被害が大きかった。社寺・家屋の倒潰破壊多く死多数。宇治橋落ち、死1。9月まで余震多く、特に8月12日の強い余震では多少の被害があった。	-
18	1245 8 27	寛元 3 7 27	-	-	-	京都	壁・築垣や所々の屋々に破損が多かった。	-
19	1317 2 24	文保 1 1 5	35.0° N 135.8° E	6.5~7	-	京都	これより先1月3日京都に強震、余震多く、この日大地震。白河辺の人家悉く潰れ、死5。諸寺に被害、清水寺出火。余震が5月になっても止まなかった。	-
20	1325 12 5	正中 2 10 21	35.6° N 136.1° E	6.5	-	近江北部・若狭	荒地・中山崩れる。竹生島の一部が崩れて湖中に没した。若狭国敦賀郡の気比神宮倒潰。京都で強く感じ、余震が年末まで続いた。	-
21	1350 7 6	正平 5 5 23	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	祇園社の石塔の九輪が落ち砕けた。余震が7月初旬まで続いた。	-
22	1361 8 1	正平 16 6 22	-	-	-	畿内諸国	この月18日より京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。23日にも地震あり。次の地震の前震か？	-
23	1369 9 7	正平 24 7 28	-	-	-	京都	東寺の講堂傾く。史料少なく、λ、φ、Mは決めにくい。	-
24	1425 12 23	応永 32 11 5	35.0° N 135.8° E	6.0	-	京都	築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。	-
25	1449 5 13	宝徳 1 4 12	35.0° N 135.75° E	5.75~6.5	-	山城・大和	10日から地震があった。洛中の堂塔・築地に被害多く、東山・西山で所々地裂ける。山崩れで人馬の死多数。淀大橋・桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。	-
26	1466 5 29	文正 1 4 6	-	-	-	京都	天満社・糺社の灯籠倒れる。	-
27	1494 6 19	明応 3 5 7	34.6° N 135.7° E	6.0	-	大和	諸寺破損、矢田庄(大和郡山の西)の民家多く破損。余震が翌年に及んだ。	-
28	1510 9 21	永正 7 8 8	34.6° N 135.6° E	6.5~7	-	摂津・河内	摂津・河内の諸寺で被害。大阪で潰死者があった。余震が70余日続く。	-
29	1579 2 25	天正 7 1 20	34.7° N 135.5° E	6.0	-	摂津	四天王寺の鳥居崩れ、余震3日にわたる。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
30	1596 9 5	慶長 1 閏7 13	34.65° N 135.6° E	7.5	-	畿内	京都では三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城天守大破、石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒潰も多く、死傷多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。	-
31	1618 9 30	元和 4 8 12	-	-	-	京都	不動院大破する。『京都府寺誌稿』による。	-
32	1662 6 16	寛文 2 5 1	35.2° N 135.95° E	7.5~7.75	-	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し潰家1570、大溝で潰家1020余、死37。彦根で潰家1千、死30余。榎村で死300、所川村で死260余。京都で町屋倒壊1千、死200余など。諸所の城破損、大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。	-
33	1664 1 4	寛文 3 12 6	-	5.9	-	山城	二条城や伏見の諸邸破損、洛中の築垣所々崩れる。吉田神社・下加茂社の石灯籠倒れる。余震が月末まで続いた。	-
34	1665 6 25	寛文 5 5 12	-	6.0	-	京都	二条城の石垣12~13間崩れ、二の丸殿舎など少々破損。	-
35	1669 6 29	寛文 9 6 2	-	5.9	-	尾張	名古屋城三ノ丸石垣少し崩る。京都・奈良・和歌山で有感。	-
36	1694 12 12	元禄 7 10 26	-	-	-	丹後	宮津で地割れで泥噴出。家屋破損、特に土蔵は大破損。	-
37	1715 2 2	正徳 4 12 28	35.4° N 136.6° E	6.8	-	大垣・名古屋・福井	大垣城・名古屋城で石垣崩れる。福井で崩家があり、奈良・京都・伊賀上野・松本で有感。	-
38	1731 11 13	享保 16 10 14	-	-	-	近江八幡・刈谷	近江八幡で青屋橋の石垣破損し、刈谷で本城厩前の塀倒れる。	-
39	1740 7 20	元文 5 6 27	-	-	-	奈良・畿内	奈良で鳥居1つ倒る。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐で有感。和泉国助松村で土手かべ多く痛む。	-
40	1751 3 26	宝暦 1 2 29	35.0° N 135.8° E	5.8	-	京都	諸社寺の築地や町屋など破損。越中で強く感じ、鳥取・金沢・大阪・池田で有感。	-
41	1753 2 11	宝暦 3 1 9	-	-	-	京都	洛中の築地等に小被害。池田・伊勢・鳥取で有感。	-
42	1774 1 22	安永 2 12 11	-	-	-	丹後	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
43	1802 11 18	享和 2 10 23	35.2° N 136.5° E	6.8	-	畿内・名古屋	奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋で本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。彦根・京都で有感。やや深い地震か？	-
44	1819 8 2	文政 2 6 12	35.2° N 136.3° E	7.3	-	伊勢・美濃・近江	近江八幡で潰家 82、死 5。木曾川下流では香取(多度町)で 40 軒全滅、金廻では海寿寺潰れ圧死 70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。	-
45	1830 8 19	天保 1 7 2	35.1° N 135.6° E	6.5	-	京都および隣国	洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒潰はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死 280。上下動が強く、余震が非常に多かった。	-
46	1833 5 27	天保 4 4 9	35.5° N 136.6° E	6.3	-	美濃西部	大垣北方の村々で山崩れ多く、死者 30 余という。余震が多く、8 月まで続く。震源は根尾谷断層に近い。	-
47	1854 7 9	安政 1 6 15	34.75° N 136.0° E	7.3	-	伊賀・伊勢・大和 および隣国	12 日頃から前震があった。上野付近で潰家 2 千余、死約 600、奈良で潰家 400 以上、死 300 余など、全体で死者は 1500 を越える。上野の北方で西南西-東北東方向の断層を生じ、南側の 1km の地域が最大 1.5m 相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。	-
48	1858 4 9	安政 5 2 26	-	-	-	丹後・宮津	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。岩ヶ鼻(丹後半島の伊根付近)で蔵の壁痛み、岩瀧辺も強かった。	-
49	1889 5 12	明治 22	35.4° N 136.8° E	5.9	-	岐阜付近	美濃南部・尾張北部が強くゆれ、家屋の壁に亀裂を生ず。岐阜市内の長良川の堤に亀裂を生ず。	-
50	1891 10 28	明治 24	35.6° N 136.6° E	8.0	-	愛知県・岐阜県	仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、死 7273、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に 6m、水平に 2m ずれた。1892 年 1 月 3 日、9 月 7 日、94 年 1 月 10 日の余震でも家屋破損などの被害があった。	濃尾地震
51	1898 11 13	明治 31	35.3° N 136.7° E	5.7	-	木曾川中流域	濃尾地震の余震。愛知県葉栗郡太田島村で家屋の傾斜、土蔵壁の亀裂・墜落などがあった。その他黒田町・中島郡稲沢町・大垣町(河水が灰白色となり、石灯籠の転倒多し)・伊勢の沿岸で小被害あり。	-

番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
52	1899 3 7	明治 32	34.1° N 136.1° E	7.0	-	紀伊半島南東部	奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大きく、木ノ本・尾鷲で死 7、全壊 35、山崩れ無数。大阪・奈良で煉瓦煙突の破損が多かった。	-
53	1900 3 22	明治 33	35.8° N 136.2° E	5.8	-	福井県鯖江付近	鯖江町・吉田村で被害が最も多かった。県全体で家屋全壊 2、半壊 10、破損 488 など。	-
54	1900 5 31	明治 33	35.7° N 136.6° E	5.3	-	岐阜県根尾谷付近	中根尾村でところどころ山崩れ。	-
55	1903 7 6	明治 36	35.0° N 136.5° E	5.7	-	三重県菰野付近	菰野で警察の壁、その他家屋に小破損あり。	-
56	1909 8 14	明治 42	35.4° N 136.3° E	6.8	-	滋賀県姉川付近	虎姫付近で被害が最大。滋賀・岐阜両県で死 41、住家全壊 978。姉川河口の湖底が数十 m 深くなった。	江濃(姉川)地震
57	1911 2 18	明治 44	35.4° N 136.3° E	5.5	-	滋賀県姉川付近	虎姫村で障壁に亀裂。姉川地震の余震か？	-
58	1916 11 26	大正 5	34.6° N 135.0° E	6.1	-	神戸	死 1。付近に軽い被害があった。有馬温泉の泉温 1℃上がる。	-
59	1925 7 7	大正 14	35.4° N 136.5° E	5.8	-	岐阜付近	四日市で煙突の倒れたもの、塀の壊れたものあり。	-
60	1927 3 7	昭和 2	35.5° N 135.2° E	7.3	0	京都府北西部	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死 2925、家屋全壊 12584。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ 7km)を生じた。測量により、地震に伴った地殻の変形が明らかになった。	北丹後地震
61	1936 2 21	昭和 11	34.6° N 135.7° E	6.4	0	大阪・奈良	死 9、家屋全半壊 148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。	河内大和地震
62	1952 7 18	昭和 27	34.5° N 135.8° E	6.8	60	奈良県中部	震源の深さ 60km、和歌山・愛知・岐阜・石川各県にも小被害があった。死 9、住宅全壊 20。春日大社の石灯籠 1600 のうち 650 倒壊。	吉野地震
63	1963 3 27	昭和 38	35.8° N 135.8° E	6.9	0	福井県沖	敦賀・小浜間に小被害があった。住家全半壊 6 など。	越前岬沖地震
64	1968 8 18	昭和 43	35.2° N 135.4° E	5.6	0	京都府中部	綾部市で住家半壊 1、一部破損 1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。余震回数は表 584-1 のとおり。	-
65	1990 1 11	平成 2	35.1° N 135.9° E	4.9	11	滋賀県南部	大震度は IV(奈良)、東海道新幹線が一時ストップし、京都でビルの窓ガラスが割れた。	-

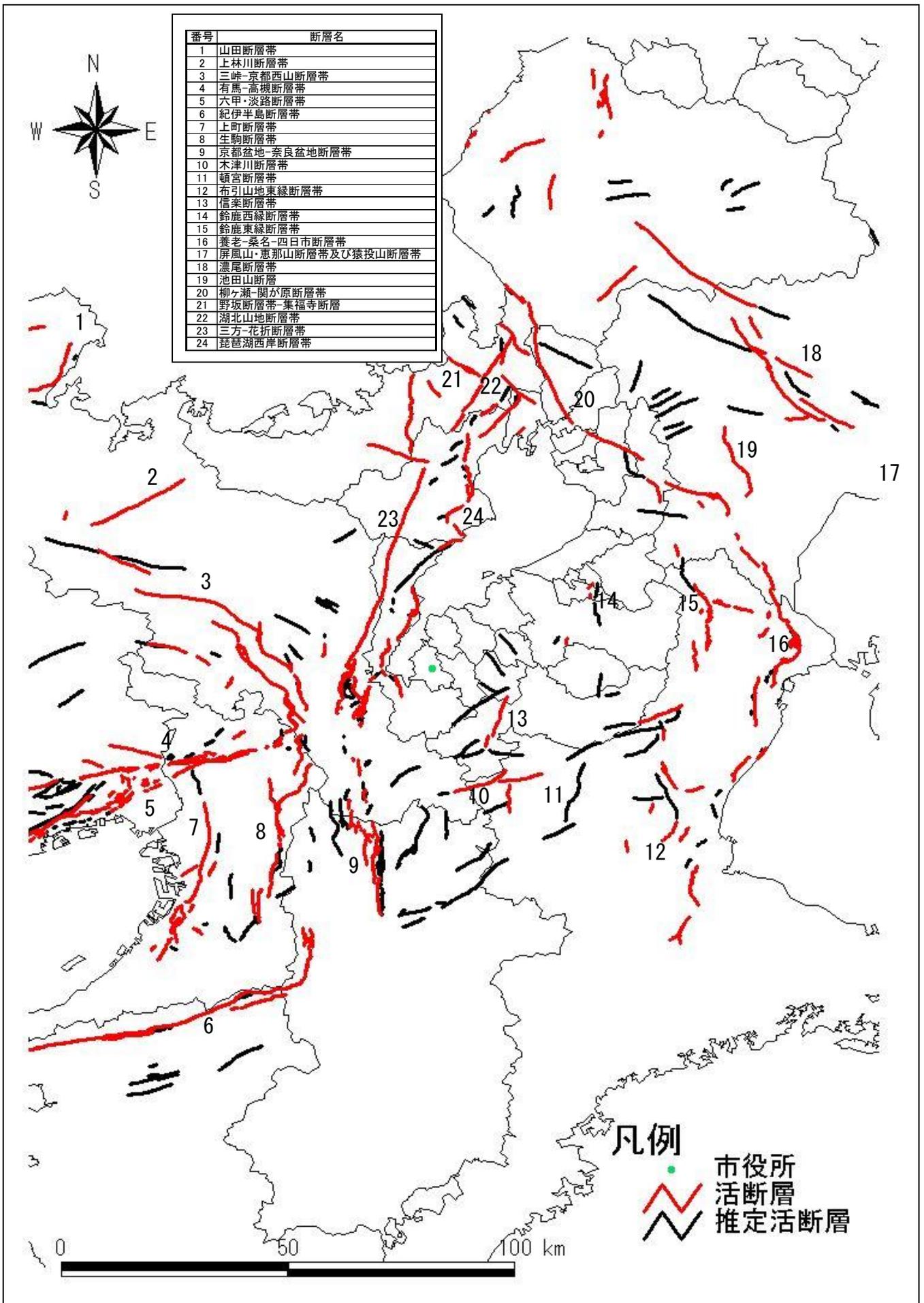
番号	西暦	日本暦	北緯 東経	M	深さ	地域	被害摘要	地震名
66	1994 5 28	平成 6	35.3° N 136.3° E	5.2	44.1	滋賀県中東部	傷 1、最大震度は彦根・四日市で IV であるが、通信調査によると、彦根市南部・野洲川河口付近、日野町にも震度 IV がある。 図 696-1	-
67	1995 1 17	平成 7	34.6° N 135.1° E	7.2	17.9	阪神・淡路	活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度 6 だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路, 新幹線を含む鉄道路線なども崩壊した。	平成 7 年兵庫 県南部地震： 阪神・淡路大 震災

VI-9 草津市周辺の活断層の長期評価一覧

参考：地震調査研究推進本部ホームページ

番号	断層名	長期評価で 予想された 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主 な活断層に おける相対 的評価	平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
1	山田断層帯 (山田断層帯主部)	7.4程度	不明	不明	不明	やや高い	不明
	(郷村断層帯)	7.4程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約3.3千年前 約1万-1.5万年 1927年北丹後地震
2	上林川断層帯	7.2程度	不明	不明	不明	やや高い	不明
3	三峠-京都西山断層帯 (三峠断層)	7.2程度	ほぼ0.4 ~0.6%	0.7~1%	1~2%	やや高い	5-7千年程度 3世紀以前
	(京都西山断層帯)	7.5程度	ほぼ0~ 0.8%	ほぼ0~ 1%	ほぼ0~ 3%	やや高い	約3.5-5.6千年 約2.4銭年前-2世紀
4	有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	ほぼ0~ 0.02%	ほぼ0~ 0.05%	ほぼ0~ 0.3%	やや高い	1-2千年程度 1596年慶長伏見地震
5	六甲・淡路断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区域)	7.9程度	ほぼ0~ 0.9%	ほぼ0~ 2%	ほぼ0~ 5%	やや高い	9百-2.8千年程度 16世紀
	(主部/淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	1.8-2.5千年程度 兵庫県南部地震
	(先山断層帯)	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	5千-1万年程度 11-17世紀初頭
6	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁-金剛山地東縁)	8.0程度	ほぼ0~ 5%	ほぼ0~ 9%	ほぼ0~ 20%	高い	約2千-1.2万年 1-4世紀
7	上町断層帯	7.5程度	2~3%	3~5%	6~10%	高い	8千年程度 約2.8-9千年前
8	生駒断層帯	7.0~7.5程 度	ほぼ0~ 0.1%	ほぼ0~ 0.2%	ほぼ0~ 0.6%	やや高い	3-6千年 1.6-1千年前頃
9	京都盆地-奈良盆地断層帯 (奈良盆地東縁断層帯)	7.4程度	ほぼ0~ 5%	ほぼ0~ 7%	ほぼ0~ 10%	高い	約5千年 約1.1万-1.2千年前
10	木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約4千-2.5万年 1854年伊賀上野地震
11	頓宮断層帯	7.3程度	1%以下	2%以下	4%以下	やや高い	約1万年以上 約1万年前-7世紀
12	布引山地東縁断層帯 (東部)	7.6程度	0.001%	0.002%	0.005%	やや高い	2.5万年程度 1.1万年頃
	(西部)	7.4程度	ほぼ0~ 1%	ほぼ0~ 2%	ほぼ0~ 4%	やや高い	1.7万年程度 約2.8万-4百年
13	信楽断層帯	主要98活断層帯以外の活断層					
14	鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	0.08~ 0.2%	0.1~0.3%	0.3~0.6%	やや高い	約1.8-3.6万年 特定できない
15	鈴鹿東縁断層帯	7.5程度	0.5%以下	0.8%以下	2%以下	やや高い	6千年以上 十分特定できない
16	養老-桑名-四日市断層帯	8程度	ほぼ0~ 0.6%	ほぼ0~ 1%	ほぼ0~ 3%	やや高い	1.4-1.9千年
							13-16世紀

番号	断層名	長期評価で 予想された 地震規模 (マグニチュー ド)	地震発生確率			我が国の主 な活断層に おける相対 的評価	平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
17	屏風山・恵那山断層帯 および猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	4万年程度 約1.4万年頃
	(屏風山断層帯)	6.8程度	0.2~0.7%	0.4~1%	0.8~2%	やや高い	4千-1.2万年程度 特定できない
	(加木屋断層帯)	7.4程度	0.1%	0.2%	0.3%	やや高い	3万年程度 特定できない
	(恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	ほぼ0~ 2%	ほぼ 0.001~3%	ほぼ 0.001~6%	やや高い	約7.2千-1.4万年 約7.6千-5.4千年前
18	濃尾断層帯 (濃尾断層帯主部/梅原断層帯)	7.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約1.4-1.5万年 1891年濃尾地震
	(濃尾断層帯主部/根尾谷断層帯) (温見断層北西部)	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約2.1-3.6千年 1891年濃尾地震
	(温見断層南東部)	6.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約2.2-2.4千年 1891年濃尾地震
	(濃尾断層帯主部/三田洞断層帯) (揖斐川断層帯)	7.0程度	不明	不明	不明	やや高い	不明 不明
	(武庫川断層帯)	7.0程度	不明	不明	不明	やや高い	不明 不明
		7.1程度	不明	不明	不明	やや高い	特定できない 1-10世紀
		7.3程度	不明	不明	不明	やや高い	特定できない 不明
19	池田山断層	主要98活断層帯以外の活断層					
20	柳ヶ瀬-関が原断層帯	7.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約2.3-2.7千年 17世紀頃
21	野坂-集福寺断層帯	7.3程度	ほぼ0% もしくはそれ 以上	ほぼ0% もしくはそれ 以上	ほぼ0% もしくはそれ 以上	やや高い	約5.6-7.6千年 もしくはそれ以上 15-17世紀
22	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約3-4千年 11-14世紀
	(南東部)	6.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	概ね7千年程度 15-17世紀
23	三方-花折断層帯 (三方断層帯)	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	やや高い	約3.8-6.3千年 1662年の地震
	(花折断層帯中南部)	7.3程度	ほぼ0~ 0.6%	ほぼ0~ 1%	ほぼ0~ 2%	やや高い	4.2-6.5千年 2.8千年前-6世紀
24	琵琶湖西岸断層帯	7.8程度	0.09~9%	0.2~20%	0.3~30%	高い	約1.9-4.5千年 約2.8-2.4千年前



VI-10 琵琶湖西岸断層帯の活断層分布図



- 1 : 石庭地点 2 : 弘川地点 3 : 饗庭地点 4 : 針江付近 5 : 比良沖地点
 6 : 真野地点 7 : 衣川地点 8 : 比叡辻地点 A : 文献6

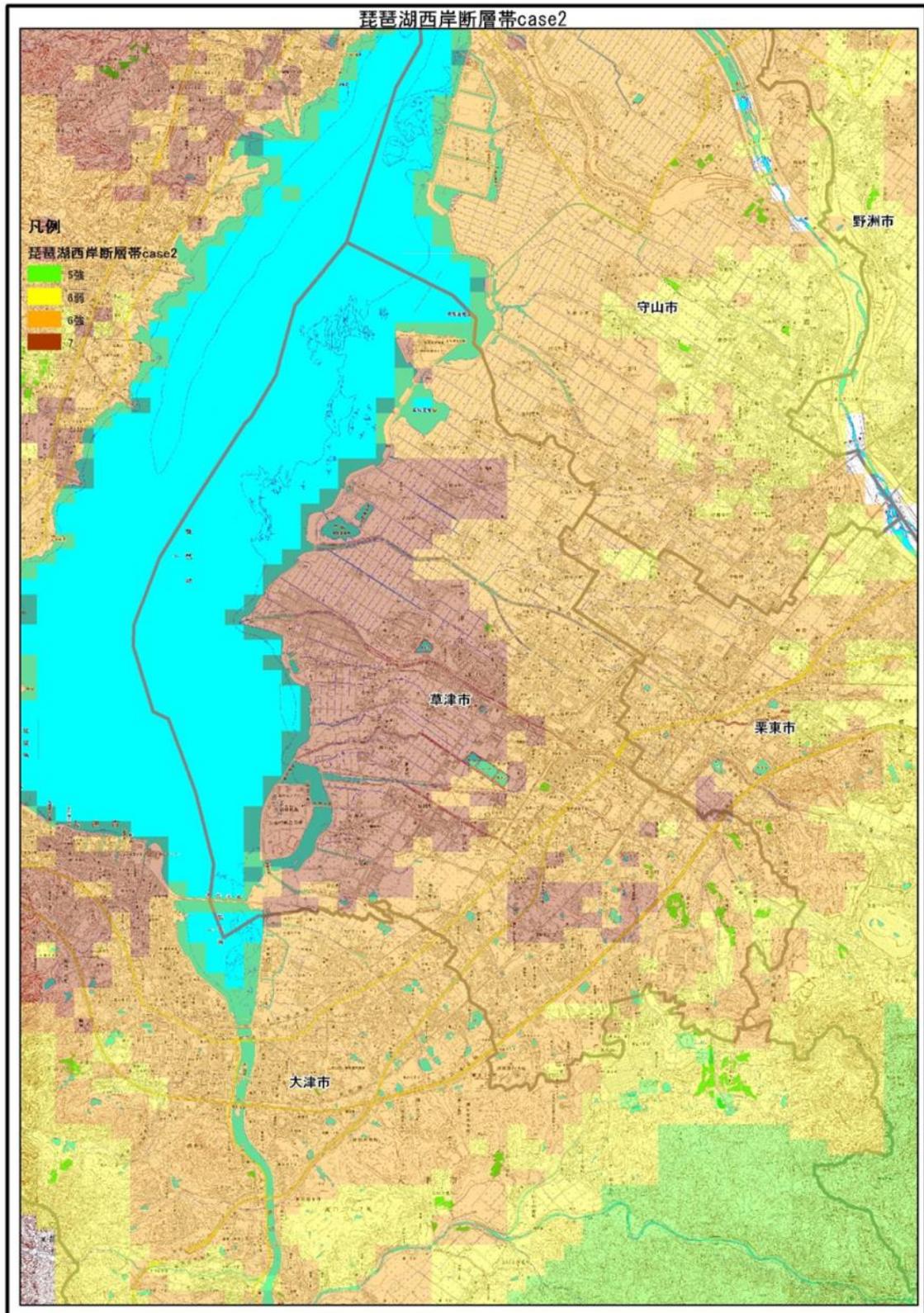
活断層の位置は文献4及び文献8に基づく。

● : 断層帯の北端と南端

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」、「名古屋」、「宮津」及び「京都及大阪」を使用。

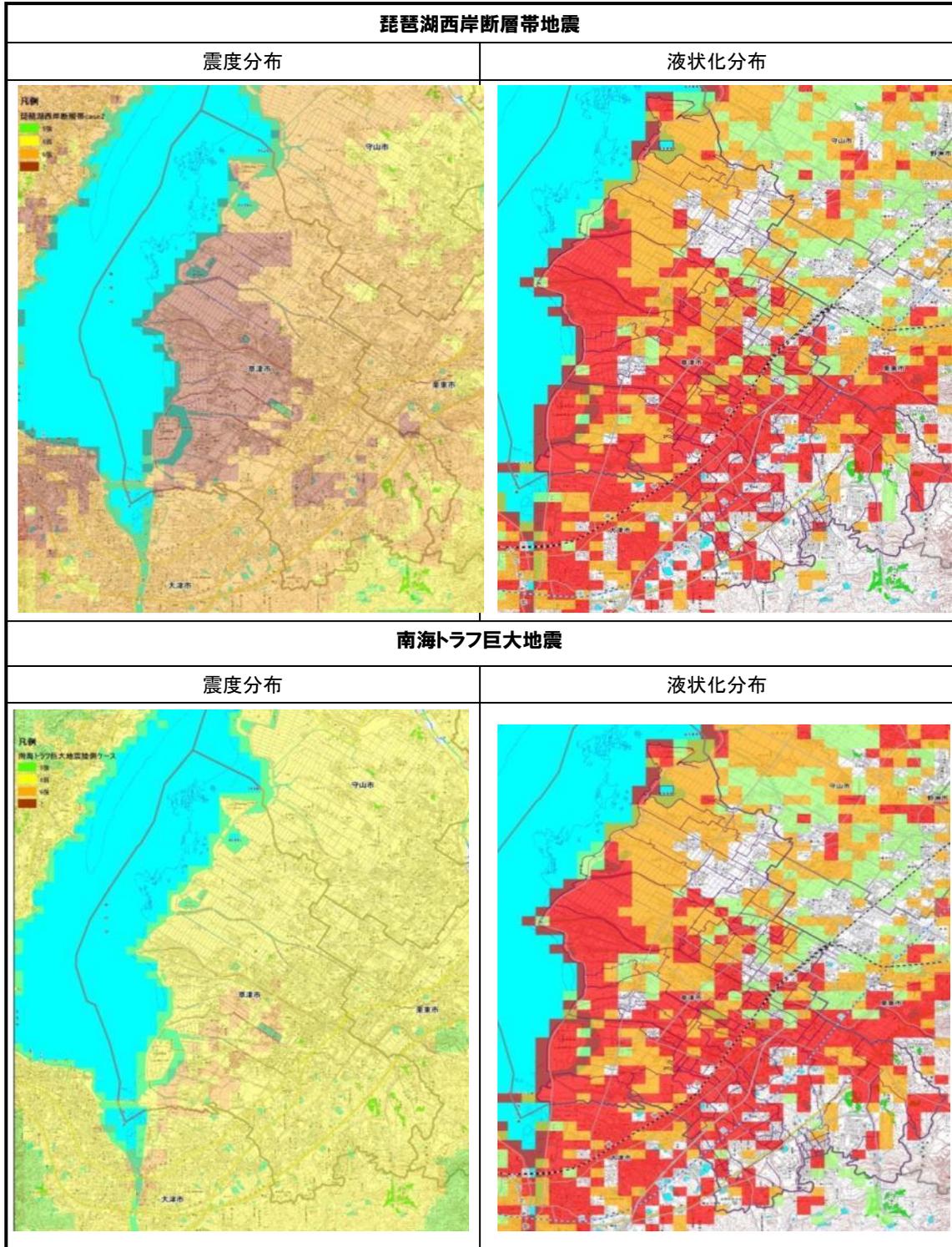
VI-11 草津市防災アセスメント調査結果抜粋（平成27年1月）

① 震度想定図



② 液状化指数評価図

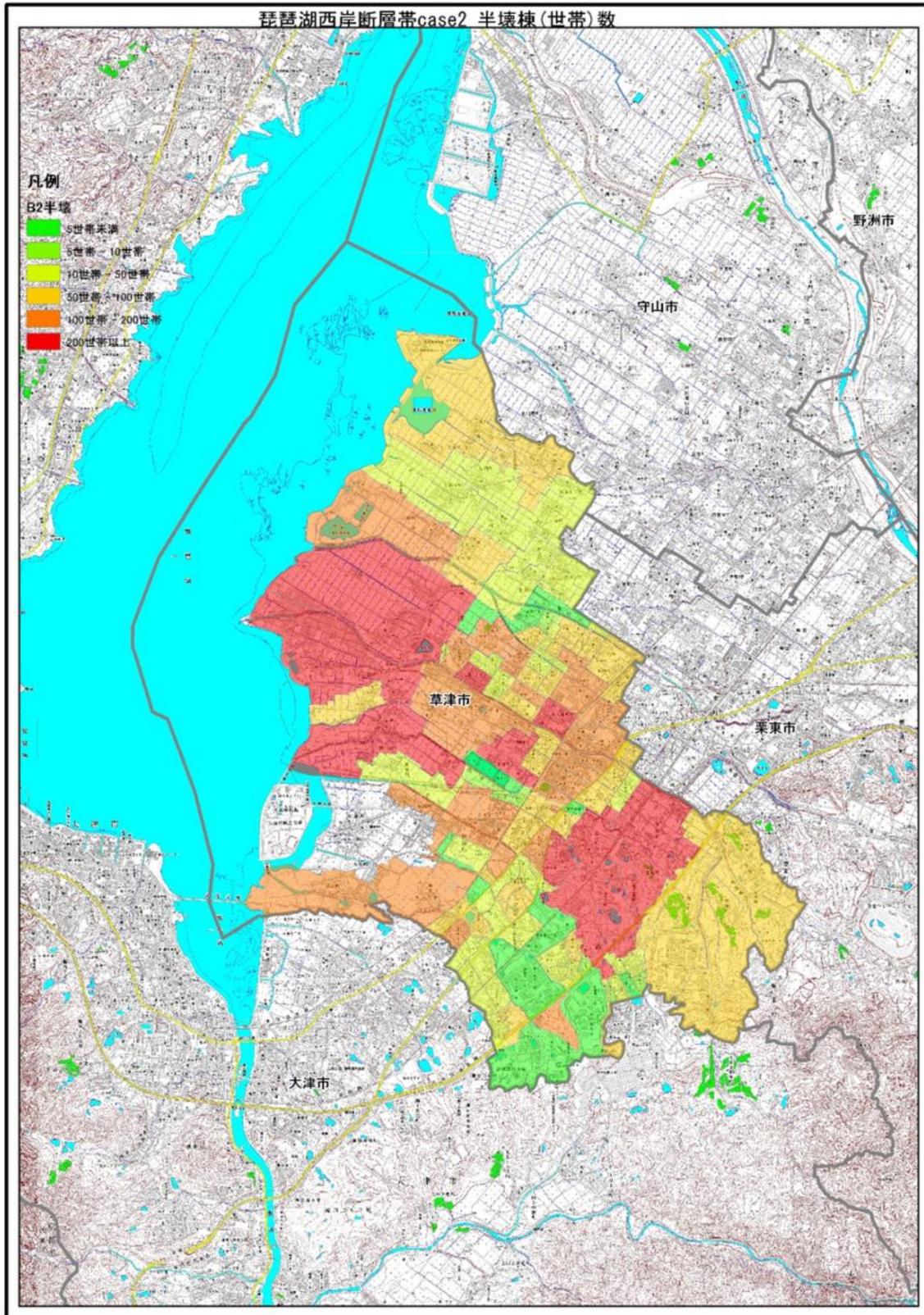
表 琵琶湖西岸断層帯及び南海トラフ巨大地震時の想定震度分布、液状化分布



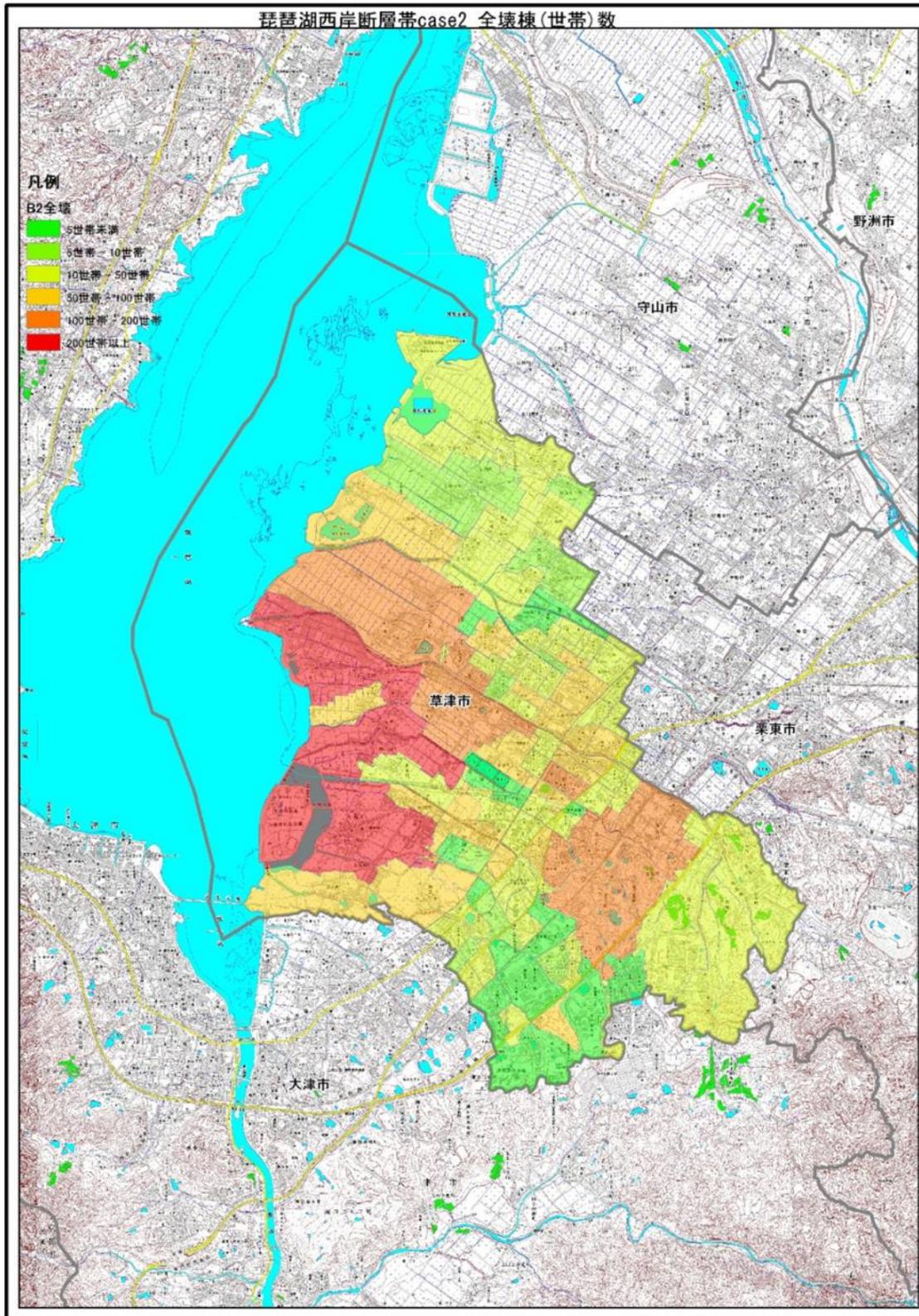
PL値による液状化危険度

- 液状化危険度はかなり低い PL=0
- 液状化危険度は低い 5 ≥ PL > 0
- 液状化危険度する可能性がある 15 ≥ PL > 5
- 液状化危険度は高い PL > 15

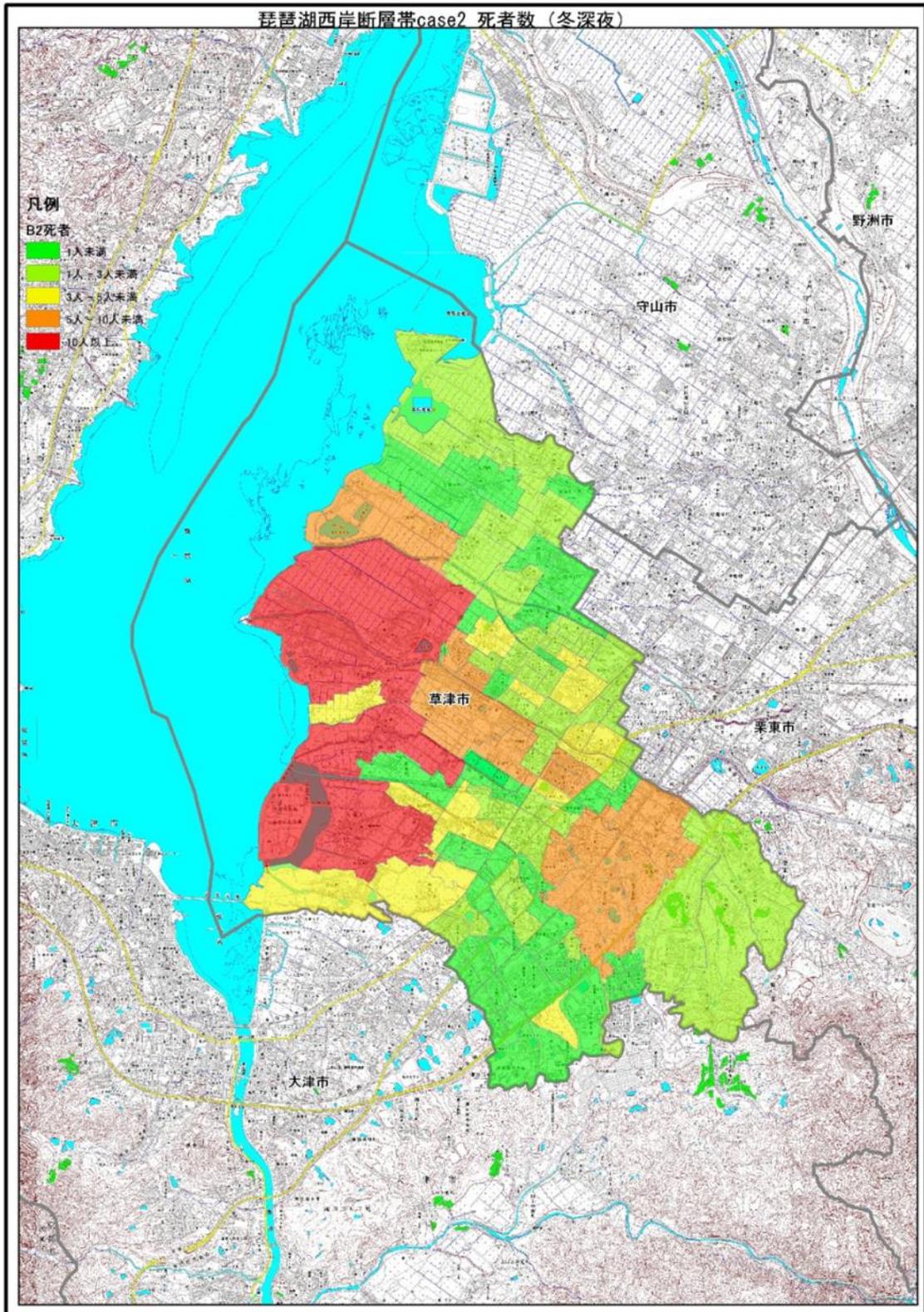
③ 建物被害想定図



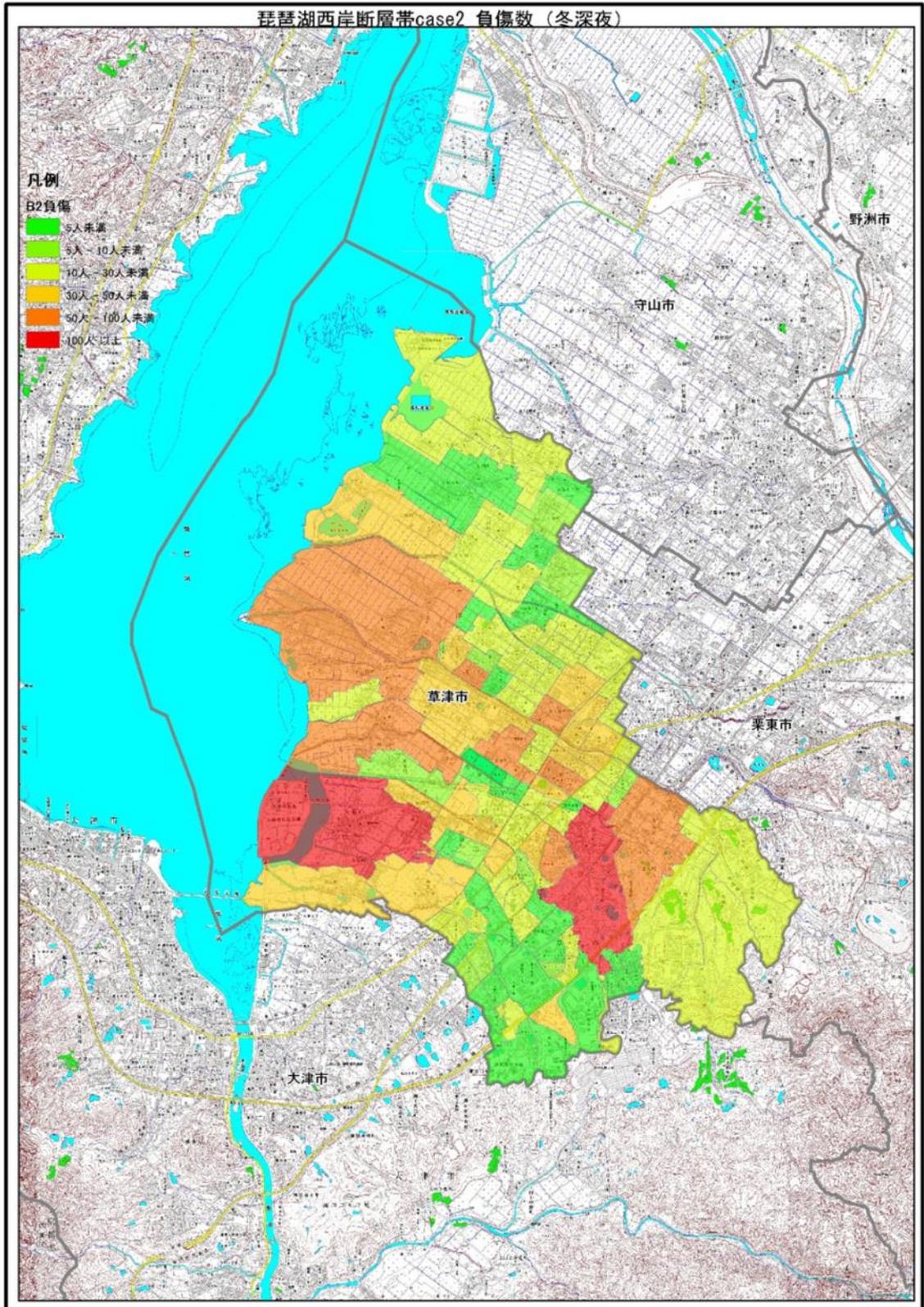
琵琶湖西岸断層帯case2 全壊棟(世帯)数



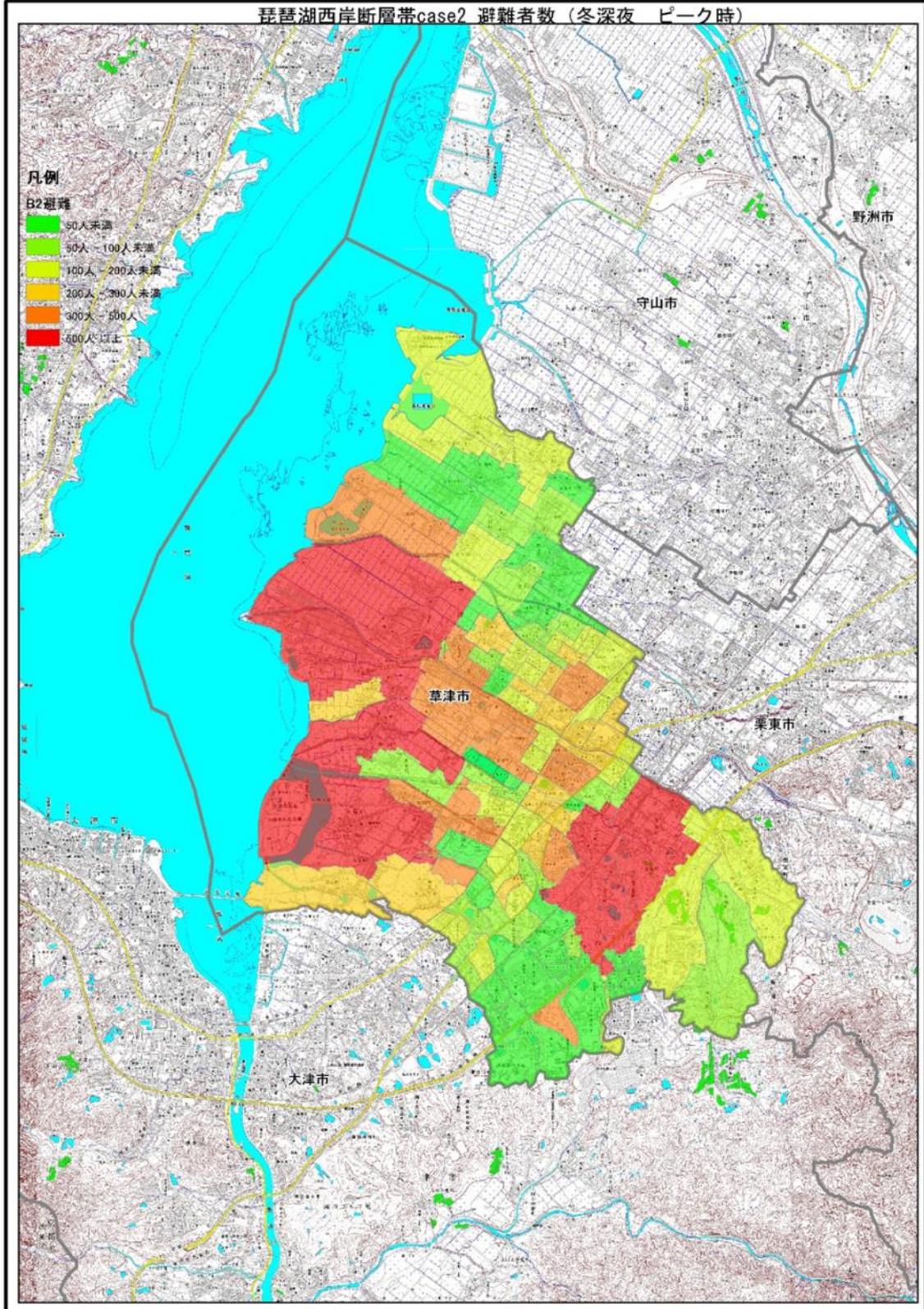
④ 人的被害想定図



琵琶湖西岸断層帯case2 負傷数 (冬深夜)



琵琶湖西岸断層帯case2 避難者数 (冬深夜 ピーク時)



VI-12 危険物施設一覧

通番	施設区分	設置施設名	設置場所	倍数
1	屋外タンク貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	5
2	屋外タンク貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	6
3	屋内貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	1.9353
4	一般取扱所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	4.5699
5	屋外タンク貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	7.05
6	屋外タンク貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	草津市青地町 1000番地	7.05
7	一般取扱所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	4.8618
8	一般取扱所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	3.471
9	屋外タンク貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	13.1
10	屋内貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	3.12
11	屋内貯蔵所	川重冷熱工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市青地町 1000	3.312
12	屋外貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	3.8
13	屋外タンク貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	7.5
14	一般取扱所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	16
15	屋外タンク貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	3.5
16	屋外タンク貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	8
17	屋外タンク貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	2.92
18	屋内貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	9.5
19	屋外タンク貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	10
20	屋外貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	2
21	屋内貯蔵所	ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市矢倉二丁目 3-1	9.28
22	屋内貯蔵所	株式会社メタルアート	草津市野路3丁目2番18号	3.9517
23	一般取扱所	株式会社メタルアート	草津市野路3丁目2番18号	5.67
24	屋内貯蔵所	石原産業株式会社中央研究所	滋賀県草津市西洪川二丁目 3-1	6.7
25	屋内貯蔵所	石原産業株式会社中央研究所	草津市西洪川2丁目	13.8151
26	給油取扱所	株式会社 塚腰運送	草津市上寺町	30
27	屋外タンク貯蔵所	中央合成化学株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山七丁目 5-1	7.5
28	屋内貯蔵所	中央合成化学株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山七丁目 5-1	9.2
29	一般取扱所	中央合成化学株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山七丁目 5-1	9.7625
30	屋外タンク貯蔵所	中央合成化学株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山七丁目 5-1	14.5
31	地下タンク貯蔵所	西消防署・コミュニティ防災センター	草津市上笠町477番1	6
32	製造所	株式会社T&K TOKA 滋賀事業所	草津市西矢倉1丁目3番11号	199.35
33	屋内貯蔵所	株式会社T&K TOKA 滋賀事業所	草津市西矢倉1丁目3番11号	395
34	一般取扱所	株式会社T&K TOKA 滋賀事業所	草津市西矢倉1丁目3番11号	8
35	屋内貯蔵所	株式会社T&K TOKA	草津市西矢倉1丁目3番11号	4.1
36	屋内貯蔵所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	49
37	屋内貯蔵所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	49

38	一般取扱所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	10.6599
39	地下タンク貯蔵所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	150
40	地下タンク貯蔵所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	10
41	一般取扱所	株式会社ナカイテクノ	滋賀県草津市山田町 30	5.6786
42	移動タンク貯蔵所	株式会社 PROGRAM	草津市新堂町25-1	2.5
43	給油取扱所	上原成商事(株)草津給油所(コスモ石油(株))	草津市矢倉2丁目8-27	341.4102
44	給油取扱所	株式会社シェル石油 大阪発売所	草津市笠山6丁目149-6	441.3104
45	屋内貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社空調冷暖ソリューションズ	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-1	9.75
46	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社空調冷暖ソリューションズ	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-1	2.811
47	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	7.3426
48	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	1.5
49	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東 3-1-2	2.5
50	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	6
51	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	6
52	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	草津市野路東2丁目3番1-2号	10
53	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	1.9167
54	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	2.875
55	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	1.2091
56	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	1.8333
57	屋外タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	1.8333
58	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東 3-1-2	40
59	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	27.6296
60	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	4.5573
61	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	6.3023
62	一般取扱所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	6.98
63	屋内貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	4.565
64	屋内タンク貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社キッチン空間事業部	滋賀県草津市野路東二丁目 3-1-2	7.5
65	屋内貯蔵所	日本トーカンパッケージ(株)	滋賀県草津市馬場町 1100	1.4733
66	地下タンク貯蔵所	滋賀県赤十字血液センター	草津市笠山7丁目1番45号	5
67	給油取扱所	林ポンプクリート株式会社	滋賀県草津市南笠東二丁目 8-28	10
68	地下タンク貯蔵所	湖南広域行政組合	草津市野路9丁目	4
69	屋内貯蔵所	ダイキン工業株式会社滋賀製作所	草津市岡本町1000番地の2	5.69
70	屋内貯蔵所	ダイキン工業株式会社滋賀製作所	滋賀県草津市岡本町 1000-2	7.1513
71	屋外タンク貯蔵所	ダイキン工業株式会社滋賀製作所	滋賀県草津市岡本町 1000-2	9.5
72	屋外タンク貯蔵所	ダイキン工業株式会社滋賀製作所	滋賀県草津市岡本町 1000-2	15
73	屋内貯蔵所	ダイキン工業株式会社滋賀製作所	滋賀県草津市岡本町 1000-2	4.9
74	屋内貯蔵所	ムラテックKDS株式会社 滋賀工場	滋賀県草津市岡本町 1000-18	3.08
75	屋内貯蔵所	サンスター技研株式会社	滋賀県草津市岡本字大谷 1000-16	3.7
76	屋内貯蔵所	サンスター技研株式会社	滋賀県草津市岡本町字大谷 1000-	9.3627

			16	
77	屋内貯蔵所	株式会社アートライナー	草津市駒井沢町150-1	7.806
78	給油取扱所	大信興産株式会社(施設廃止状態)	滋賀県草津市南山田町 748	115.7667
79	販売取扱所	駒井 弥継	草津市野路東2丁目2089番地1	10.2583
80	給油取扱所	株式会社西日本宇佐美関西支店	草津市野路東6丁目1番1号	337.53
81	屋内貯蔵所	日新電機株式会社	草津市追分町字上尾	5
82	地下タンク貯蔵所	草津市北山田浄水場	草津市北山田町1321-1	2
83	屋外タンク貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	5
84	屋外タンク貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	5
85	屋外タンク貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	10
86	屋内貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	17.49
87	屋外タンク貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	12.8
88	屋外貯蔵所	平岡織染株式会社滋賀ターボリン工場	草津市岡本町1000-19	9
89	給油取扱所	(株)西日本エネルギー	草津市駒井沢町	337.3
90	屋内貯蔵所	株式会社GSユアサ	草津市笠山8丁目	14
91	一般取扱所	株式会社GSユアサ A3棟	草津市笠山8丁目	23.6176
92	一般取扱所	株式会社GSユアサ M1棟	草津市笠山8丁目	61.008
93	屋外タンク貯蔵所	青地 準二	滋賀県草津市青地町 783	10
94	給油取扱所	馬場商事株式会社	滋賀県草津市上笠二丁目 4-5	90.4102
95	屋内貯蔵所	中野製薬製造株式会社	滋賀県草津市南山田町 63-1	58.89
96	屋内貯蔵所	中野製薬製造株式会社	滋賀県草津市南山田町 63-1	19.55
97	屋内タンク貯蔵所	(株)ダイコーロジサービス	滋賀県草津市笠山四丁目 2-63	1.5
98	屋内貯蔵所	株式会社ベル織工	草津市集町309番1	2.7
99	屋内貯蔵所	住友精密工業株式会社	滋賀県草津市岡本町 1000-15	5.45
100	一般取扱所	住友精密工業株式会社	滋賀県草津市岡本町 1000-15	3.148
101	一般取扱所	住友精密工業株式会社(油機工場)	滋賀県草津市岡本町 1000-15	2.88
102	屋内貯蔵所	住友精密工業株式会社	滋賀県草津市岡本町 1000-15	7.6
103	一般取扱所	住友精密工業株式会社(航機工場)	滋賀県草津市岡本町 1000-15	7.98
104	屋外貯蔵所	住友精密工業株式会社	滋賀県草津市岡本町 1000-15	5.6667
105	給油取扱所	三興商運株式会社	滋賀県草津市長束町 207	10
106	地下タンク貯蔵所	滋賀医科大学	滋賀県草津市笠山七丁目 6-53	50
107	地下タンク貯蔵所	滋賀医科大学	滋賀県草津市笠山七丁目 6-53	50
108	屋内貯蔵所	滋賀医科大学	滋賀県草津市笠山七丁目 6-53	5.28
109	屋内貯蔵所	滋賀医科大学	草津市笠山7丁目6-53	2.49
110	屋内貯蔵所	オムロン株式会社草津事業所	滋賀県草津市西草津二丁目 2-1	3.46
111	地下タンク貯蔵所	トーヨーポリマー(株)草津工場	草津市馬場町120031	60
112	地下タンク貯蔵所	トーヨーポリマー(株)草津工場	草津市馬場町120031	6
113	地下タンク貯蔵所	トーヨーポリマー(株)草津工場	草津市馬場町120031	60
114	製造所	トーヨーポリマー(株)草津工場	草津市馬場町1200-31	69.125

115	屋内貯蔵所	トーヨーポリマー㈱草津工場	草津市馬場町120031	10
116	屋内貯蔵所	トーヨーポリマー㈱草津工場	草津市馬場町120031	149.87
117	屋内貯蔵所	トーヨーポリマー㈱草津工場	草津市馬場町1200-31	149.9
118	屋内貯蔵所	トーヨーポリマー㈱草津工場	草津市馬場町120031	149.87
119	屋内貯蔵所	西日本旅客鉄道株式会社草津保線区	滋賀県草津市洪川一丁目 1-16	2.64
120	屋内貯蔵所	堀井産業株式会社	滋賀県草津市馬場町 1200-33	19.78
121	一般取扱所	堀井産業株式会社	滋賀県草津市馬場町 1200-33	8.75
122	屋内貯蔵所	ダイエーホーム ラミネート事業部	滋賀県草津市馬場町 1200-5	2.34
123	給油取扱所	ENEOS株式会社	草津市矢橋町	349.2329
124	地下タンク貯蔵所	新協化成工業株式会社(旧:大杉株式会社)	滋賀県草津市笠山一丁目 4-9	5
125	屋内貯蔵所	大杉株式会社	草津市野路東6丁目6番22号	4.8276
126	地下タンク貯蔵所	西日本電信電話株式会社滋賀支店	滋賀県草津市草津二丁目 15-24	3
127	給油取扱所	株式会社トヨタレンタリース滋賀	草津市草津町1862番1	3
128	屋内貯蔵所	滋賀県立湖南農業高等学校	滋賀県草津市草津町 1839	2.5
129	屋内貯蔵所	コーナン商事株式会社	草津市木川町324番地1	2.97
130	地下タンク貯蔵所	パナソニック㈱オートモーティブ社	滋賀県草津市桜ヶ丘五丁目 1-5	4
131	地下タンク貯蔵所	パナソニック㈱オートモーティブ社	滋賀県草津市桜ヶ丘五丁目 1-5	20
132	地下タンク貯蔵所	パナソニック㈱オートモーティブ社	滋賀県草津市桜ヶ丘五丁目 1-5	20
133	販売取扱所	ディオワールド草津店	草津市西洪川1丁目23-1	5.04
134	地下タンク貯蔵所	ポイントバケーション近江びわ湖	滋賀県草津市北山田町 560	5
135	屋内貯蔵所	近江塗料店	滋賀県草津市矢橋町 19-1	9.7232
136	販売取扱所	家田塗料株式会社	草津市野路東4丁目12-28	7.652
137	屋内貯蔵所	家田塗料株式会社	草津市野路東4丁目12-28	4.08
138	屋内貯蔵所	株式会社メタルアート	草津市馬場町1200番地の30	4.05
139	一般取扱所	株式会社メタルアート	草津市馬場町1095-3	1.26
140	屋内貯蔵所	日産部品近畿販売株式会社	草津市野路東6丁目2-2	4.2137
141	一般取扱所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所 素箔棟	滋賀県草津市山寺町 61-8	48.26
142	屋内貯蔵所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町笹谷 61-8	144.3
143	一般取扱所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	15.3298
144	一般取扱所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	26.253
145	地下タンク貯蔵所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	75
146	地下タンク貯蔵所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	75
147	屋内貯蔵所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	145
148	屋内貯蔵所	株式会社UACJ製箔 滋賀製造所	滋賀県草津市山寺町 61-8	145
149	屋内貯蔵所	滋賀県立草津高等技術専門学校	滋賀県草津市青地町 1093	6.792
150	屋内貯蔵所	株式会社森川商店	草津市馬場町	3.29
151	地下タンク貯蔵所	株式会社びわこ乃千松	滋賀県草津市新浜町 297-1	1.9
152	一般取扱所	日東電工株式会社滋賀事業所	滋賀県草津市山寺町 61-7	49.96
153	屋内貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	滋賀県草津市山寺町 61-7	19.86

154	屋内貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	滋賀県草津市山寺町 61-7	37.8861
155	一般取扱所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	336.9369
156	地下タンク貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	282.5
157	屋外タンク貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	11
158	一般取扱所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	49.5
159	地下タンク貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	120
160	地下タンク貯蔵所	日東電工株式会社滋賀事業所	草津市山寺町61-7	450
161	屋内貯蔵所	オープン化粧品(株)滋賀工場	滋賀県草津市山寺町 61-1	3.94
162	屋内貯蔵所	オープン化粧品(株)滋賀工場	滋賀県草津市山寺町 61-1	19.25
163	給油取扱所	(株)ENEOSフロンティア Dr.Drive 草津西店	滋賀県草津市木川町 319.320	216.9864
164	給油取扱所	近江輸送事業協同組合	滋賀県草津市駒井沢町 186-6	50
165	給油取扱所	山田漁業協同組合	滋賀県草津市北山田町 3130	22
166	地下タンク貯蔵所	(独)水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	滋賀県草津市下寺町津田江地先	2
167	地下タンク貯蔵所	優水化成工業株式会社滋賀工場	滋賀県草津市上寺町 186-1	25
168	屋内貯蔵所	株式会社アヤハディオ草津追分南店	草津市追分南2丁目11番11号	6.8637
169	屋内貯蔵所	草津電機株式会社	滋賀県草津市東草津二丁目 3-38	3.0907
170	給油取扱所	大同運送株式会社 滋賀営業所	滋賀県草津市芦浦町 803	19.2
171	屋内貯蔵所	東京濾器株式会社草津工場	滋賀県草津市青地町 30	3.8133
172	一般取扱所	滋賀県警察草津警察署	草津市野村3丁目1番11号	2.73
173	地下タンク貯蔵所	滋賀県警察草津警察署	草津市野村3丁目1番11号	8
174	屋内貯蔵所	日本電気硝子株式会社精密ガラス加工センタ	滋賀県草津市笠山一丁目 4-37	8.15
175	屋内タンク貯蔵所	日本電気硝子株式会社精密ガラス加工センタ	草津市笠山1丁目4番37号	12.5
176	屋内貯蔵所	和研薬株式会社	滋賀県草津市下笠町 945-1	49.6817
177	屋内貯蔵所	株式会社近江ケミフアー	滋賀県草津市志那町 3-4	5
178	屋内貯蔵所	パナソニック(株)アプライアンス社冷熱空調デバイス事業部	滋賀県草津市桜ヶ丘五丁目 1-5	3.78
179	屋内貯蔵所	パナソニック(株)中国・北東アジア社 冷熱空調デバイス	滋賀県草津市桜ヶ丘五丁目 1-5	8.0827
180	給油取扱所	有限会社アサノ石油	草津市野村1丁目25-31	271.3
181	屋内貯蔵所	株式会社市金工業社	滋賀県草津市野村四丁目 3-10	4.8
182	屋内貯蔵所	ダイキンケミカルエレクトロニクス株式会社	滋賀県草津市青地町 675	4.9167
183	屋内貯蔵所	株式会社写真化学草津事業所	草津市野路東7丁目2番10号	2.38
184	地下タンク貯蔵所	西濃運輸(株)大津支店	滋賀県草津市南山田町字天野 100-1	1.9
185	給油取扱所	ENEOS株式会社(エネオスエネジェット	草津市野路9丁目9-3	281.1764
186	給油取扱所	EneJet 湖南草津	草津市木川町422-3	331.1764
187	屋内貯蔵所	学校法人 立命館	滋賀県草津市野路東一丁目 1-1	9.4967
188	屋内貯蔵所	学校法人 立命館	滋賀県草津市野路東1丁目 1-1	5.4
189	屋内貯蔵所	学校法人 立命館	滋賀県草津市野路東一丁目 1-1	19.33
190	屋内貯蔵所	学校法人 立命館	滋賀県草津市野路東一丁目 1-1	19.33
191	屋内貯蔵所	学校法人 立命館	滋賀県草津市野路東一丁目 1-1	19.33

192	給油取扱所	エネオスエネジェット	草津市東矢倉2丁目240-3	328.1202
193	屋内貯蔵所	ニプロ㈱	滋賀県草津市野路町 3023	10
194	屋内貯蔵所	琵琶湖博物館	滋賀県草津市下物町 1091	1.5
195	給油取扱所	森正商事㈱グリーンヒル岡本 SS	草津市岡本町467番地の1	221.48
196	屋内貯蔵所	泉化成産業㈱	滋賀県草津市追分町 90	50
197	屋内貯蔵所	近江度量衡株式会社	滋賀県草津市東矢倉三丁目 11-70	3.69
198	給油取扱所	清進産業株式会社(センコー㈱)	滋賀県草津市新堂町 13	30
199	給油取扱所	出光興産株式会社 関西支店	草津市橋岡町74-1	331.34
200	屋内タンク貯蔵所	くさつ平和堂	滋賀県草津市大路一丁目 10-27	6.9
201	給油取扱所	㈱伊藤佑セルフステーション近江大橋給油所	滋賀県草津市新浜町 19-1	400.1202
202	給油取扱所	出光興産株式会社	草津市野路東4丁目1-27	281.3333
203	給油取扱所	帝産湖南交通株式会社	草津市山寺町188	60
204	給油取扱所	滋賀県輸送事業協同組合	滋賀県草津市駒井沢町 137-1	79.2
205	屋外貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合常盤給油事業所	滋賀県草津市片岡町 185	3.6
206	移動タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合本店	滋賀県草津市上笠四丁目 3番 17号	1.94
207	一般取扱所	レーク滋賀農業協同組合本店	滋賀県草津市上笠四丁目 3番 17号	30
208	移動タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合本店	滋賀県草津市上笠四丁目 3番 17号	1.94
209	移動タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合本店	滋賀県草津市上笠四丁目 3番 17号	1.94
210	地下タンク貯蔵所	レーク滋賀農業協同組合農業センター	滋賀県草津市下笠町字井ノ元浦 3174番地	20
211	地下タンク貯蔵所	草津市営火葬場	滋賀県草津市東草津四丁目 3-27	1.95
212	地下タンク貯蔵所	草津市立ロクハ公園	草津市追分7丁目11番2号	3
213	給油取扱所	出光興産㈱関西支店	草津市野村5丁目1-1	311.3357
214	地下タンク貯蔵所	アイフル株式会社	草津市西大路町1番	7.5
215	地下タンク貯蔵所	草津市立なごみの郷	草津市志那町2552	5
216	給油取扱所	エネオスエネジェット	滋賀県草津市片岡町 2304	230.5
217	給油取扱所	伏見運送株式会社	滋賀県草津市馬場町字岩川原 1075 番1号	20
218	屋内貯蔵所	伏見運送株式会社	草津市馬場町1075-1	199.688
219	屋内貯蔵所	伏見運送株式会社	草津市馬場町1075-1	200
220	屋内貯蔵所	伏見運送株式会社	草津市馬場町1075-1	198.088
221	屋内貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	180
222	製造所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	606.6
223	屋内貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	2110.6667
224	屋内貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	16.9272
225	屋内貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	886.3607
226	一般取扱所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	60
227	地下タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目 2-1	275
228	屋外タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	40

229	屋外タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	40
230	屋外タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	160
231	屋外タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	100
232	地下タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	275
233	地下タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	55
234	地下タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	50
235	地下タンク貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	50
236	屋外貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	27.77
237	一般取扱所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	9.9
238	製造所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	120.0692
239	屋内貯蔵所	イサム塗料株式会社滋賀工場	滋賀県草津市笠山八丁目2-1	83.12
240	屋内貯蔵所	湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	3.1
241	地下タンク貯蔵所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	10
242	地下タンク貯蔵所	湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	10
243	一般取扱所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	2.6493
244	地下タンク貯蔵所	湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	13
245	一般取扱所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	6.1427
246	地下タンク貯蔵所	湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	35
247	地下タンク貯蔵所	湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	35
248	地下タンク貯蔵所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	10
249	一般取扱所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	3.5907
250	屋内貯蔵所	滋賀県下水道公社湖南中部浄化センター	草津市矢橋町	8.4085
251	地下タンク貯蔵所	湖南広域行政組合環境衛生センター	滋賀県草津市集町404-1	7.5
252	一般取扱所	㈱クサネン	滋賀県草津市青地町138	9.5
253	移動タンク貯蔵所	㈱クサネン	滋賀県草津市青地町138	2
254	移動タンク貯蔵所	㈱クサネン	草津市青地町138番地	1.35
255	移動タンク貯蔵所	㈱クサネン	滋賀県草津市青地町138	1.5
256	地下タンク貯蔵所	㈱クサネン	滋賀県草津市青地町138	115
257	移動タンク貯蔵所	㈱クサネン	滋賀県草津市青地町138	1.5
258	地下タンク貯蔵所	草津イトマン・フィットネスクラブ	草津市西洪川1丁目9番44	7
259	一般取扱所	株式会社メタルアート	草津市馬場町1081	3.6
260	地下タンク貯蔵所	医療法人 誠光会	草津市矢橋町1660	6
261	地下タンク貯蔵所	TENSEISHINBIKAI	草津市南山田町1523-4	10
262	地下タンク貯蔵所	社会福祉法人しあわせ会	草津市矢橋町885-1	1.9
263	屋内貯蔵所	東西工業株式会社	草津市岡本町1000番地66	3.348
264	給油取扱所	株式会社西日本宇佐美	草津市笠山6丁目	441.3104

VI-13 高圧ガス製造所、貯蔵所一覧

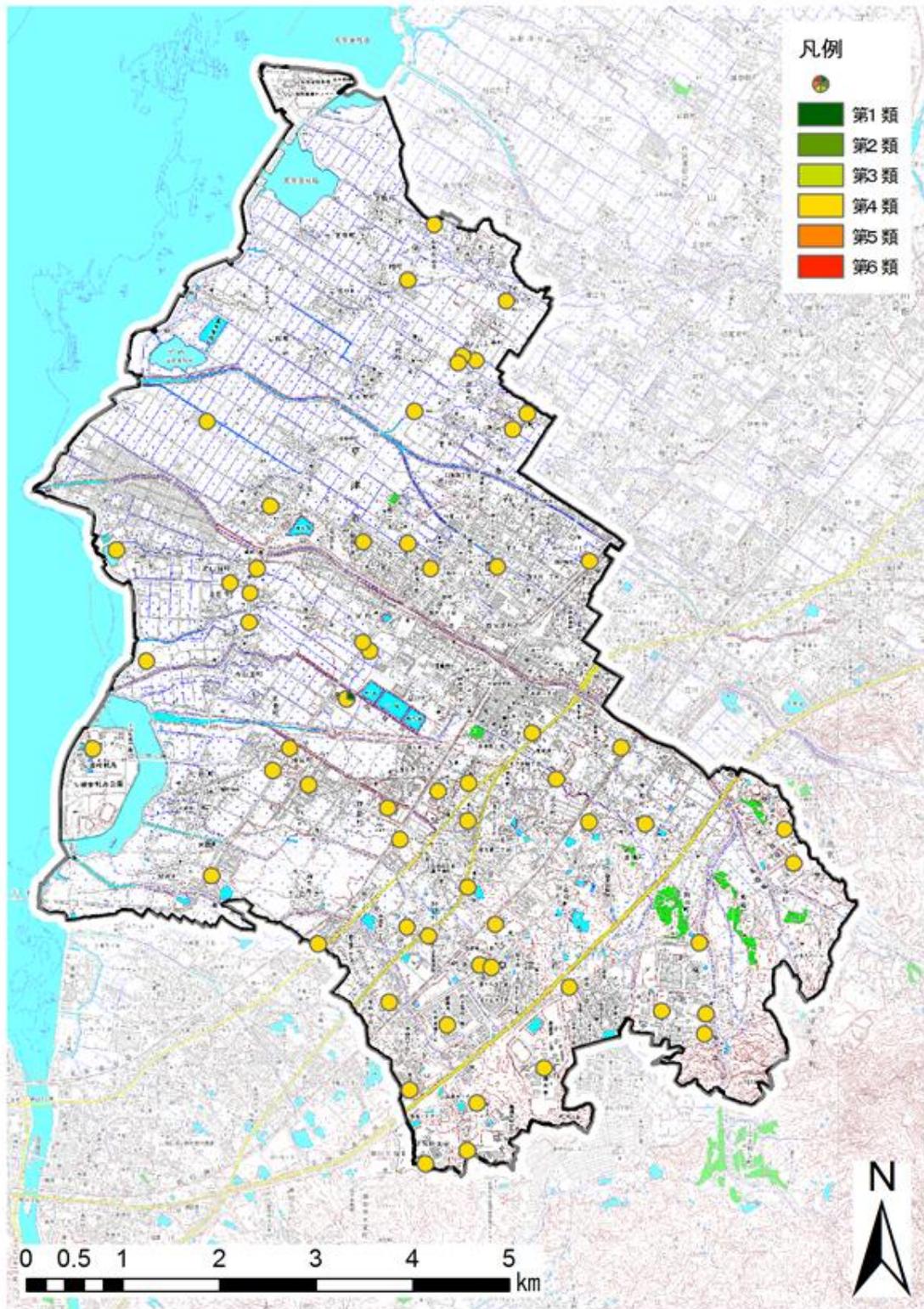
事業所名	所在地	第二種ガス	
		製造所	貯蔵所
ダイキン工業(株)滋賀製作所	岡本町大谷1000-2	○	
滋賀医科大学	大津市瀬田月輪町	○	
松下電器産業(株)エアコン部エアコン事業課	野路東二丁目3番1-1	○	
(株)丸留憲運輸支店草津支店	矢橋町字北萱2080番地の3	○	
上原成商事(株)滋賀支店湖南工場	新浜町上川中492	○	
近江タクシー(株)草津営業所	笠山五丁目3-8	○	
中野製薬(株)	南山田町63-1	○	
日本製箔(株)滋賀工場	草津市山寺町笹谷61-8	○	
日電硝子加工(株)	笠山一丁目2-60	○	○
松下冷機(株)コイル事業部	野路東二丁目3番1-3号		○
(株)ナミコス滋賀工場	山寺町笹谷529-4、東谷203		○

VI-14 毒物劇物製造所一覧

毒物劇物製造所

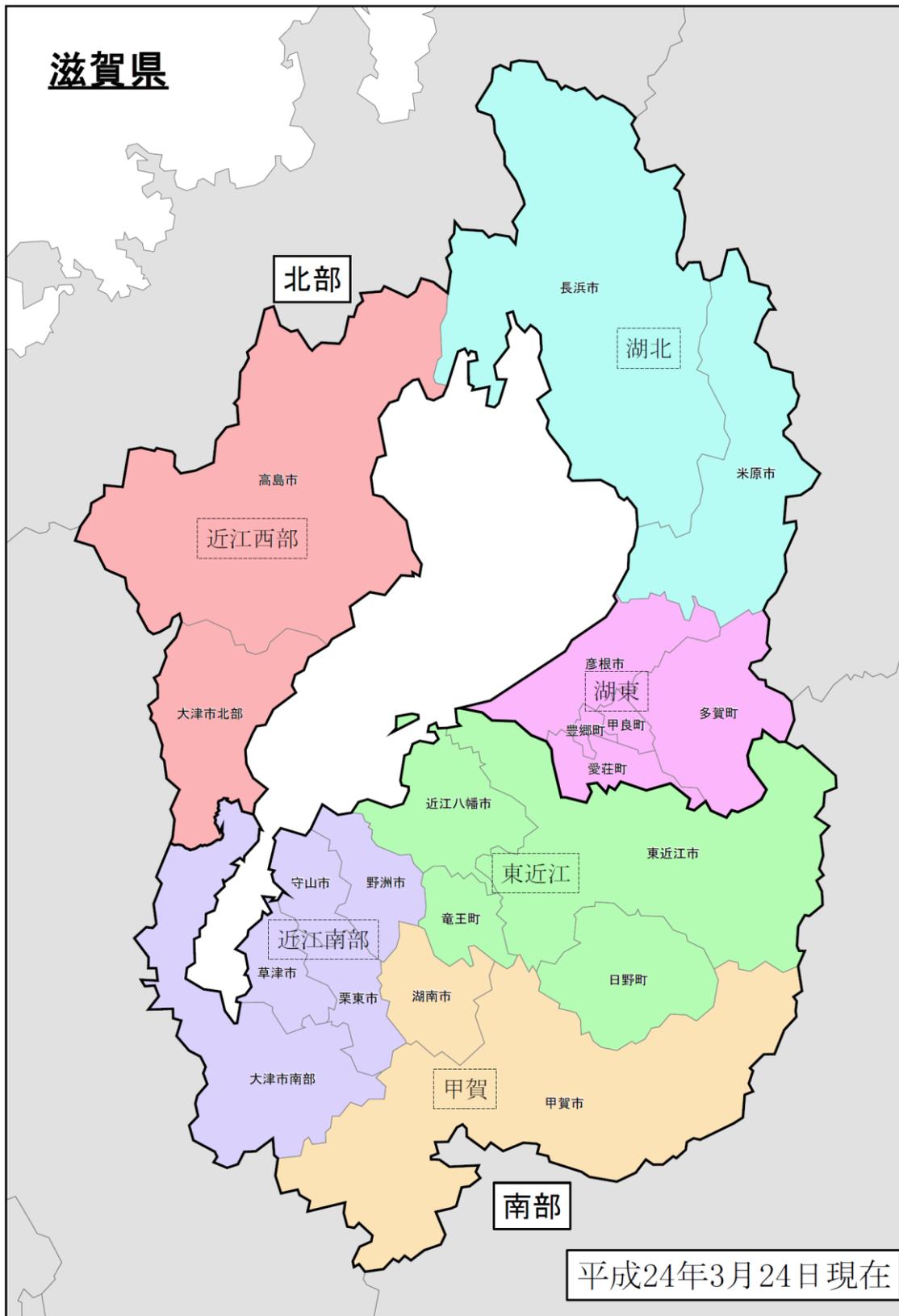
事業所名	所在地	電話番号	施設の種類	品目
タカラバイオ(株) 草津営業所	野路東七丁目2番6 2号	565-6960	製造所	メタノール、トルエン

VI-15 危險物施設分布図



VI-16 気象予警報（警報の種別および発表基準）

② 賀県の気象予警報の発表区域



②草津市における警報・注意報の種別および発表基準 (彦根地方気象台ホームページ)

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署 彦根地方気象台

草津市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		近江南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	
	洪水	流域雨量指数基準		草津川流域=14.8	
		複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	暴風	平均風速		琵琶湖	20m/s
				琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速		琵琶湖	20m/s 雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準		8
土壌雨量指数基準			80		
洪水		流域雨量指数基準		草津川流域=11.8	
		複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
強風		平均風速		琵琶湖	12m/s
				琵琶湖を除く地域	12m/s
風雪		平均風速		琵琶湖	12m/s 雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	100m		
乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15mm 以上				
低温	最低気温 -5℃以下*2				

	霜	4月以降の晩霜	
	着水		
	着雪	24時間降雪の深さ:15cm以上 気温:0℃以上	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は彦根地方気象台の値。

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)を参照。

流域雨量指数 : 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>)を参照

表面雨量指数 : 表面雨量指数は、短時間強雨による、浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>)を参照

滋賀県全体における警報・注意報の種別および発表基準 (彦根地方気象台ホームページ)

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

令和3年6月8日現在

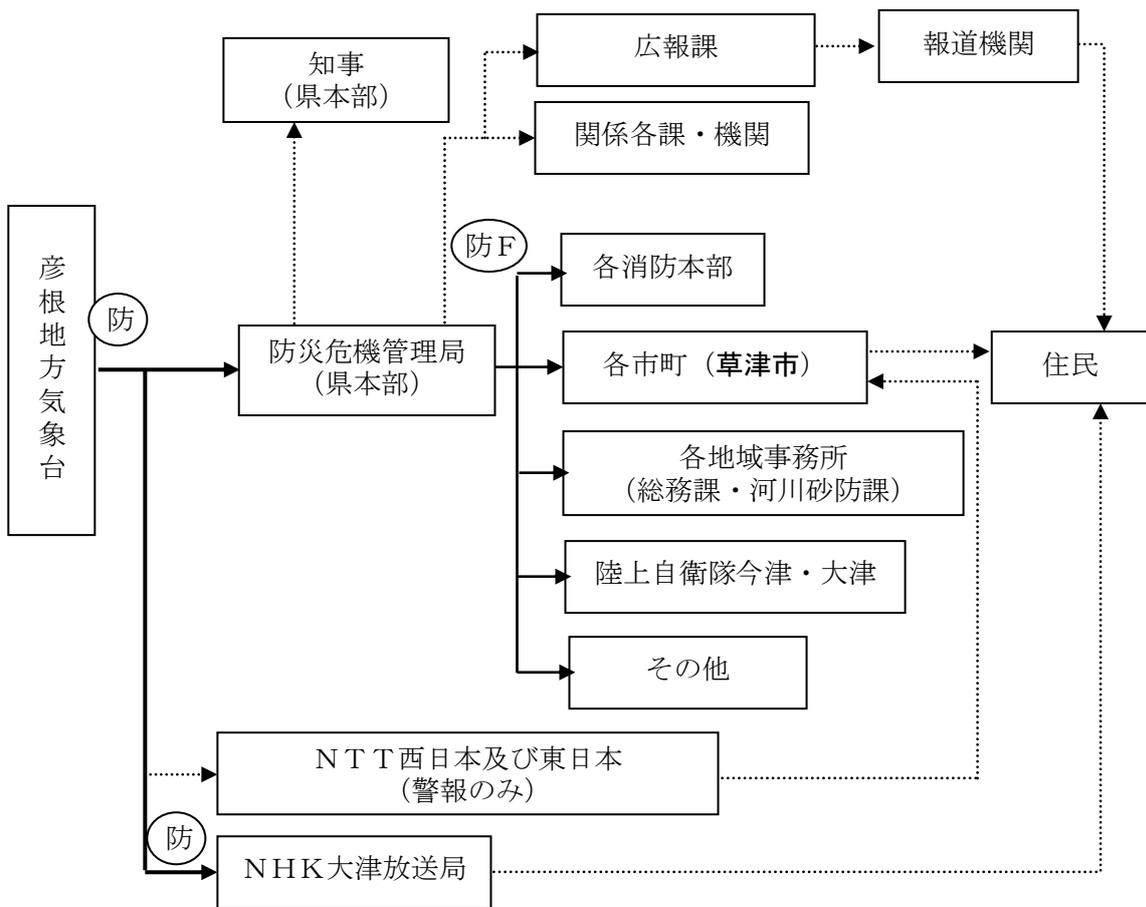
発表官署		彦根地方気象台				
府県予報区		滋賀県				
一次細分区域		南部			北部	
市町村等をまとめた地域		近江南部	東近江	甲賀	近江西部	湖北 湖東
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s		20m/s	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s	
	暴風雪(平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 30cm	平地 12時間降雪の深さ 30cm 山地 12時間降雪の深さ 40cm		平地 12時間降雪の深さ 40cm 山地 12時間降雪の深さ 50cm	平地 12時間降雪の深さ 35cm 山地 12時間降雪の深さ 50cm
	波浪(有義波高)					
	高潮					
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s		12m/s	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s	
	風雪(平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm	平地 12時間降雪の深さ 10cm 山地 12時間降雪の深さ 25cm		平地 12時間降雪の深さ 20cm 山地 12時間降雪の深さ 30cm	
	波浪(有義波高)					
	高潮					
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	100m				
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%				
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15mm 以上					
低温	最低気温 -5℃以下*1					

	霜	4月以降の晩霜	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:15cm以上 気温:0℃以上	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0℃以上
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		90mm	

*¹ 気温は彦根地方気象台の値。

VI-17 気象予警報伝達系統図

—— (防F)	防災 FAX(県防災行政無線)
- - - (警)	警察無線
—— (防)	緊急防災情報ネットワーク
.....	その他



(注) 防災危機管理局から地域振興局、市町、消防本部等への予警報の音声および FAX の伝達方法
 勤務時間内の場合
 防災行政無線 FAX および音声一斉により伝達する。
 勤務時間外の場合
 防災行政無線 FAX を一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿泊者に伝達する。

VI-18 土砂災害警戒区域指定位置図

① 土砂災害警戒区域一覧

(1) 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	草津市山寺町	祥光寺	I-2702	H18.1.20 (指定) R3.3.23 (解除) R3.3.23 (再指定)	県告 第53号 第193号 第189号	H18.1.20 (指定) R3.3.23 (解除) R3.3.23 (再指定)	県告 第104号 第206号 第202号
2	草津市山寺町	山寺町-2	I-2703	H18.1.20	県告 第54号	H18.1.20	県告 第105号
3	草津市馬場町	馬場町-1	I-2705	H18.1.20	県告 第55号	H18.1.20	県告 第106号
4	草津市馬場町	馬場町-2	I-2706	H18.1.20	県告 第56号	H18.1.20	県告 第107号
5	草津市馬場町	馬場町-3	II-2775	H18.1.20	県告 第57号	H18.1.20	県告 第108号
6	草津市山寺町	山寺町-4	II-2779	H19.3.30	県告 第204号	H19.3.30	県告 第210号
7	草津市山寺町	山寺町-5	II-2780	H19.3.30	県告 第204号	H19.3.30	県告 第210号
8	草津市笠山七丁目	笠山	II-2708	H19.3.30	県告 第204号	-	-
9	草津市岡本町	岡本-3	II-2707	H20.3.12	県告 第128号	-	-
10	草津市岡本町	岡本-1	II-2782	H20.3.12	県告 第128号	H20.3.12	県告 第133号
11	草津市岡本町	岡本-2	II-2783	H20.3.12	県告 第128号	H20.3.12	県告 第133号
12	草津市岡本町	岡本-4	II-2784	H20.3.12	県告 第128号	H20.3.12	県告 第133号
13	草津市岡本町	岡本-5	II-2785	H20.3.12	県告 第128号	H20.3.12	県告 第133号
14	草津市岡本町	岡本-6	II-2786	H20.3.12	県告 第128号	H20.3.12	県告 第133号
15	草津市山寺町	山寺町-1	II-2701	H21.3.9	県告 第136号	-	-
16	草津市山寺町	山寺町-2	II-2704	H21.3.9	県告 第136号	H21.3.9	県告 第139号
	栗東市荒張、 草津市山寺町	浅柄野-1	III-2706	H21.3.23	県告 第212号	-	-
17	草津市山寺町	山寺町-6	II-2821	H22.2.19	県告 第103号	-	-

18	草津市山寺町	山寺町(7)	Ⅱ－2825	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
19	草津市山寺町	山寺町(8)	Ⅲ－2826	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
20	草津市山寺町	山寺町(9)	Ⅰ－2827	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
21	草津市山寺町	山 寺 町 (10)	Ⅲ－2828	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
22	草津市山寺町	山 寺 町 (11)	Ⅱ－2829	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
23	草津市山寺町	山 寺 町 (12)	Ⅱ－2830	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
24	草津市岡本町	岡本(7)	Ⅲ－2831	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
25	草津市岡本町	岡本(8)	Ⅱ－2832	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
26	草津市岡本町	岡本(9)	Ⅰ－2833	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
27	草津市青地町	青地町(1)	Ⅱ－2834	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
28	草津市青地町	青地町(2)	Ⅱ－2835	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
29	草津市追分南 五丁目	追分南(1)	Ⅱ－2836	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
30	草津市桜ヶ丘 一丁目・追分 南六丁目	桜ヶ丘(1)	Ⅰ－2837	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
31	草津市若草三 丁目・若草二 丁目	若草(1)	Ⅱ－2838	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
32	草津市若草三 丁目・若四丁 目・岡本町	若草(2)	Ⅰ－2839	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
33	草津市追分南 六丁目	追分南(2)	Ⅰ－2841	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
34	草津市桜ヶ丘 一丁目	桜ヶ丘(2)	Ⅱ－2842	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
35	草津市桜ヶ丘 二丁目・追分 南七丁目	桜ヶ丘(3)	Ⅱ－2843	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-
36	草津市桜ヶ丘 二丁目	桜ヶ丘(4)	Ⅱ－2844	R3. 2. 19	県告 第 130 号	R3. 2. 19	県告 第 136 号
37	草津市桜ヶ丘 三丁目	桜ヶ丘(5)	Ⅰ－2845	R3. 2. 19	県告 第 130 号	-	-

38	草津市桜ヶ丘五丁目	桜ヶ丘(6)	Ⅱ-2846	R3. 2. 19	県告第130号	-	-
39	草津市桜ヶ丘五丁目	桜ヶ丘(7)	Ⅲ-2847	R3. 2. 19	県告第130号	-	-
40	草津市野路東一丁目	野路東(1)	Ⅲ-2848	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
41	草津市野路東一丁目	野路東(2)	Ⅲ-2849	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
42	草津市野路東二丁目	野路東(3)	I-2850	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
43	草津市野路東二丁目	野路東(4)	I-2851	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
44	草津市野路東三丁目	野路東(5)	I-2852	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
45	草津市野路町	野路町	Ⅲ-2853	R3. 2. 19	県告第130号	-	-
46	草津市笠山五丁目	笠山(1)	Ⅱ-2854	R3. 2. 19	県告第130号	-	-
47	草津市笠山八丁目	笠山(2)	I-2855	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号

(2) 土石流

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	栗東市荒張・草津市馬場町	菖蒲谷川支流	2208013	R3. 2. 19	県告第130号	R3. 2. 19	県告第136号
2	草津市馬場町・大津市桐生三丁目	伯母川支流	2206001	R3. 2. 19	県告第130号	-	-

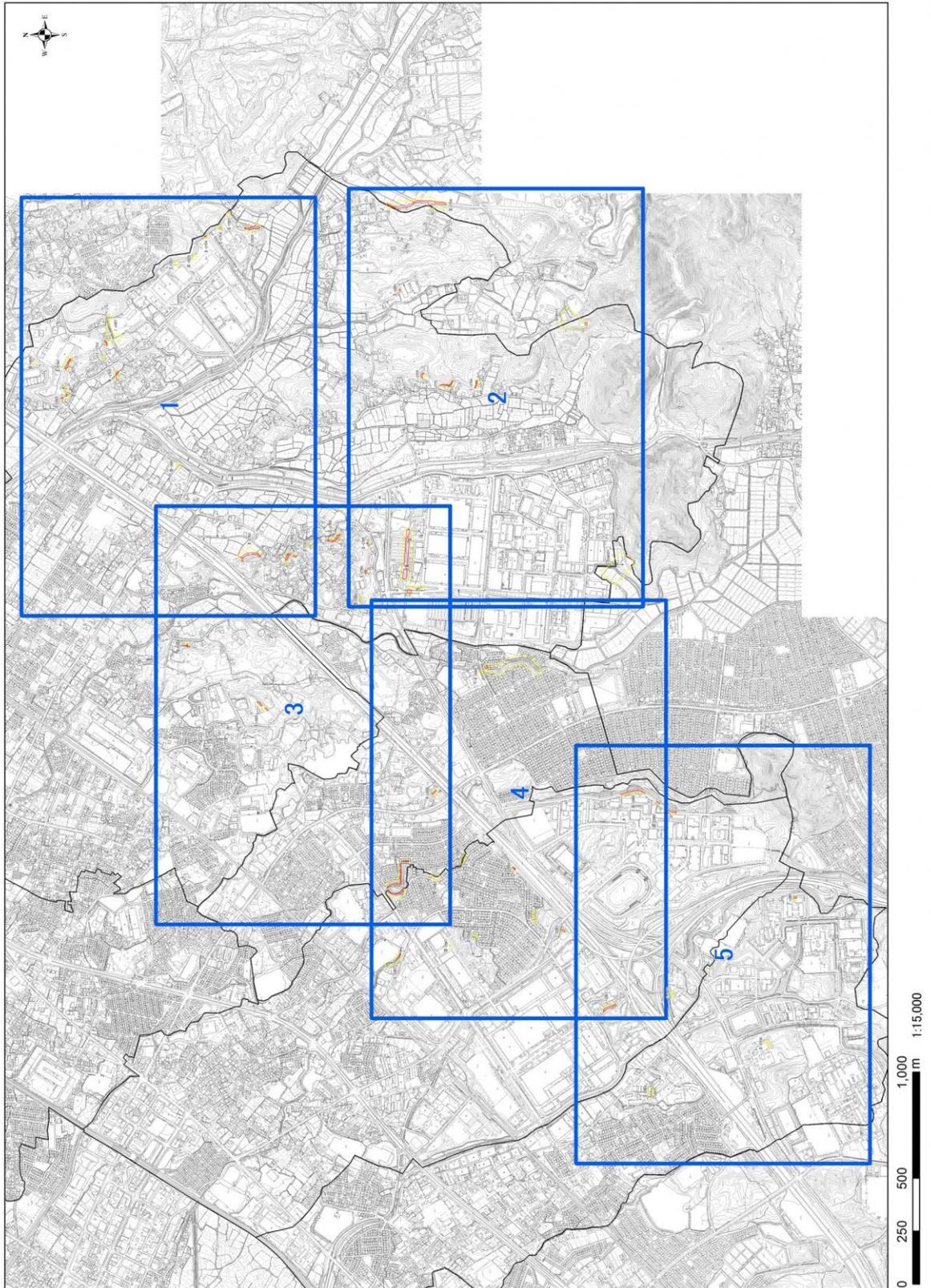
② 土砂災害警戒区域警戒避難体制

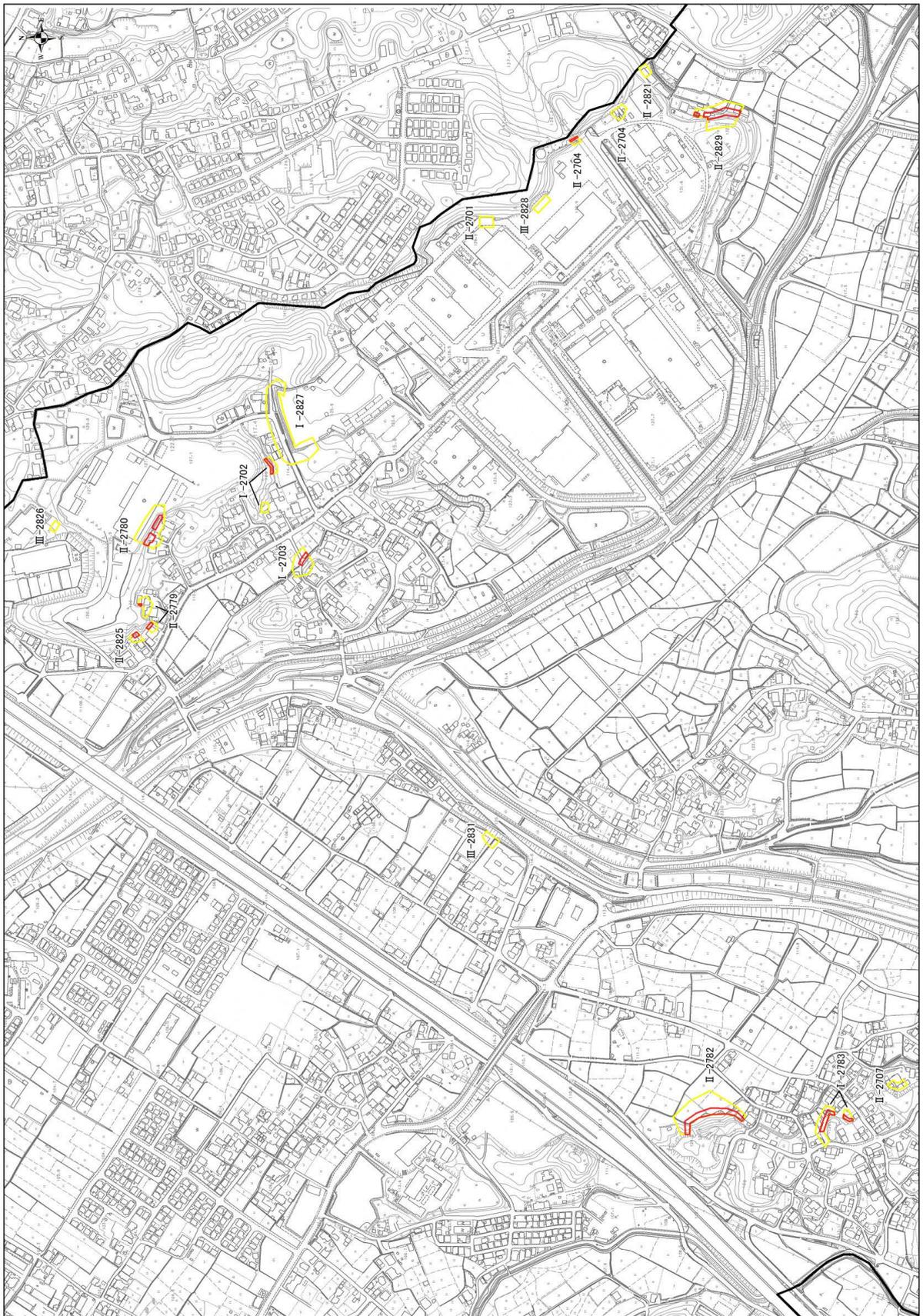
番号	情報収集方法	情報伝達方法	避難場所	区域内要援護者施設	
				施設の有無	情報伝達方法
1	①滋賀県防災ポータル ②テレビ, ラジオ ③インターネット	①広報車による巡回 ②新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 ③広報紙、チラシ等 ④航空機その他	志津小学校	無	-
2	同上	同上	同上	無	-
3	同上	同上	同上	無	-
4	同上	同上	同上	無	-

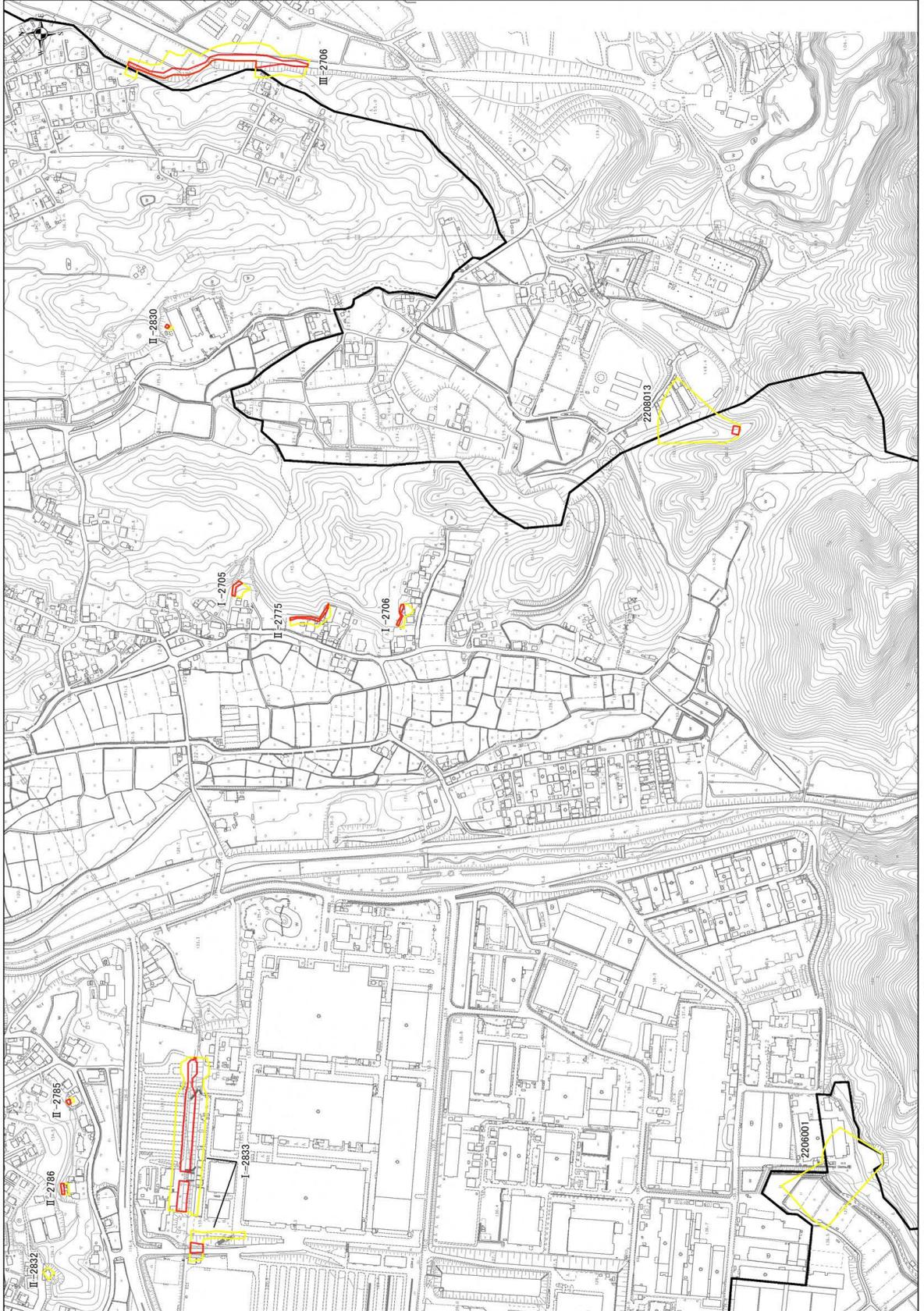
5	同上	同上	同上	無	—
6	同上	同上	同上	無	—
7	同上	同上	同上	無	—
8	同上	同上	南笠東小学校	無	—
9	同上	同上	志津小学校	無	—
10	同上	同上	同上	無	—
11	同上	同上	同上	無	—
12	同上	同上	同上	無	—
13	同上	同上	同上	無	—
14	同上	同上	同上	無	—
15	同上	同上	同上	無	—
16	同上	同上	同上	無	—
17	同上	同上	同上	無	—
18	同上	同上	同上	無	—
19	同上	同上	同上	無	—
20	同上	同上	同上	無	—
21	同上	同上	同上	無	—
22	同上	同上	同上	無	—
23	同上	同上	同上	有	①広報車による巡回 ②新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 ③広報紙、チラシ等 ④航空機その他
24	同上	同上	同上	無	—
25	同上	同上	志津南小学校	無	—
26	同上	同上	同上	無	—
27	同上	同上	志津小学校	無	—
28	同上	同上	同上	有	①広報車による巡回 ②新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 ③広報紙、チラシ等 ④航空機その他
29	同上	同上	志津南小学校	無	—
30	同上	同上	玉川小学校	無	—
31	同上	同上	志津南小学校	無	—
32	同上	同上	同上	無	—
33	同上	同上	玉川小学校	無	—
34	同上	同上	同上	無	—

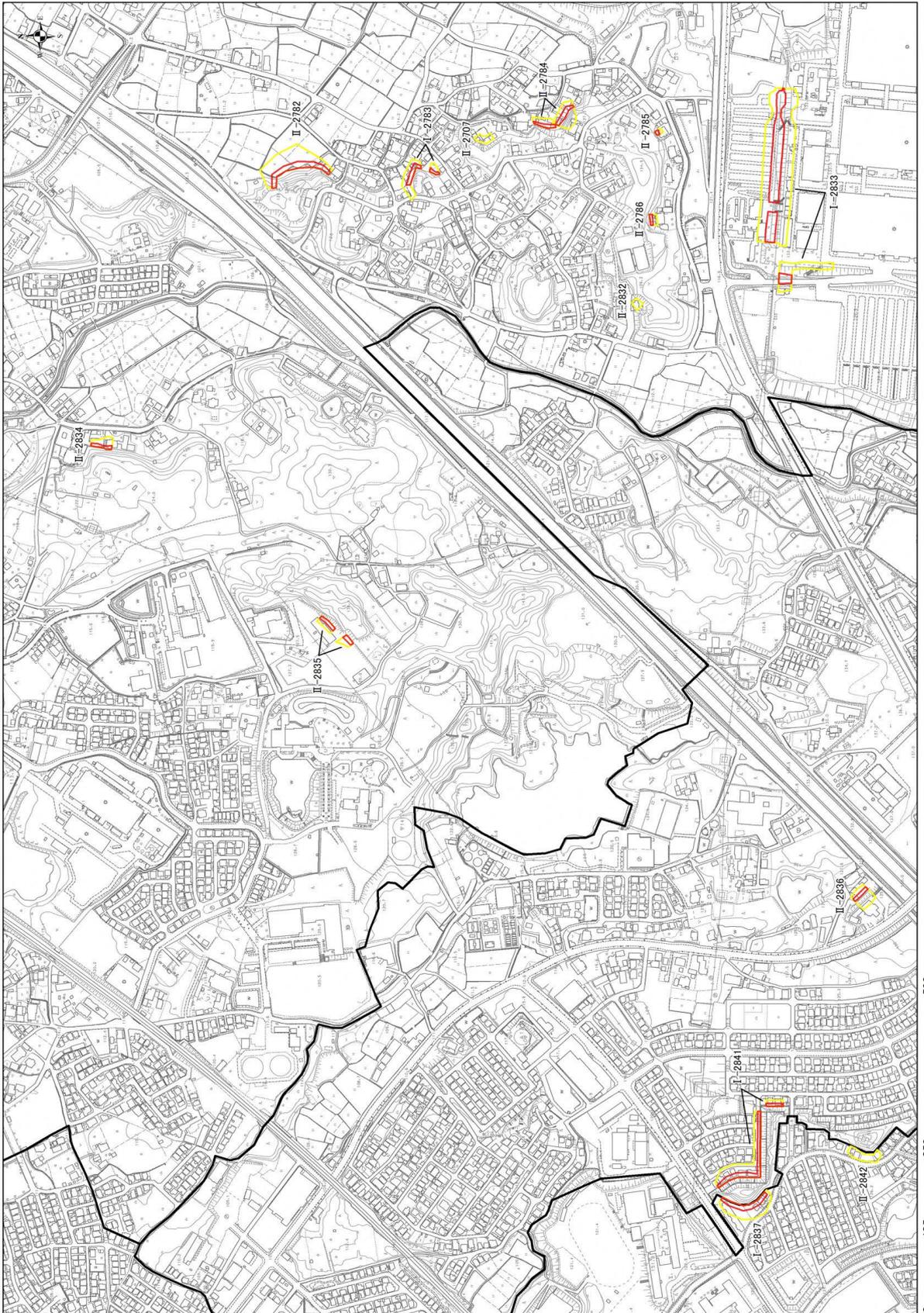
35	同上	同上	同上	無	—
36	同上	同上	同上	無	—
37	同上	同上	同上	無	—
38	同上	同上	同上	無	—
39	同上	同上	同上	無	—
40	同上	同上	志津南小学校	無	—
41	同上	同上	同上	無	—
42	同上	同上	玉川小学校	有	①広報車による巡回 ②新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 ③広報紙、チラシ等 ④航空機その他
43	同上	同上	同上	無	—
44	同上	同上	同上	無	—
45	同上	同上	同上	無	—
46	同上	同上	志津南小学校	無	—
47	同上	同上	同上	有	①広報車による巡回 ②新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 ③広報紙、チラシ等 ④航空機その他

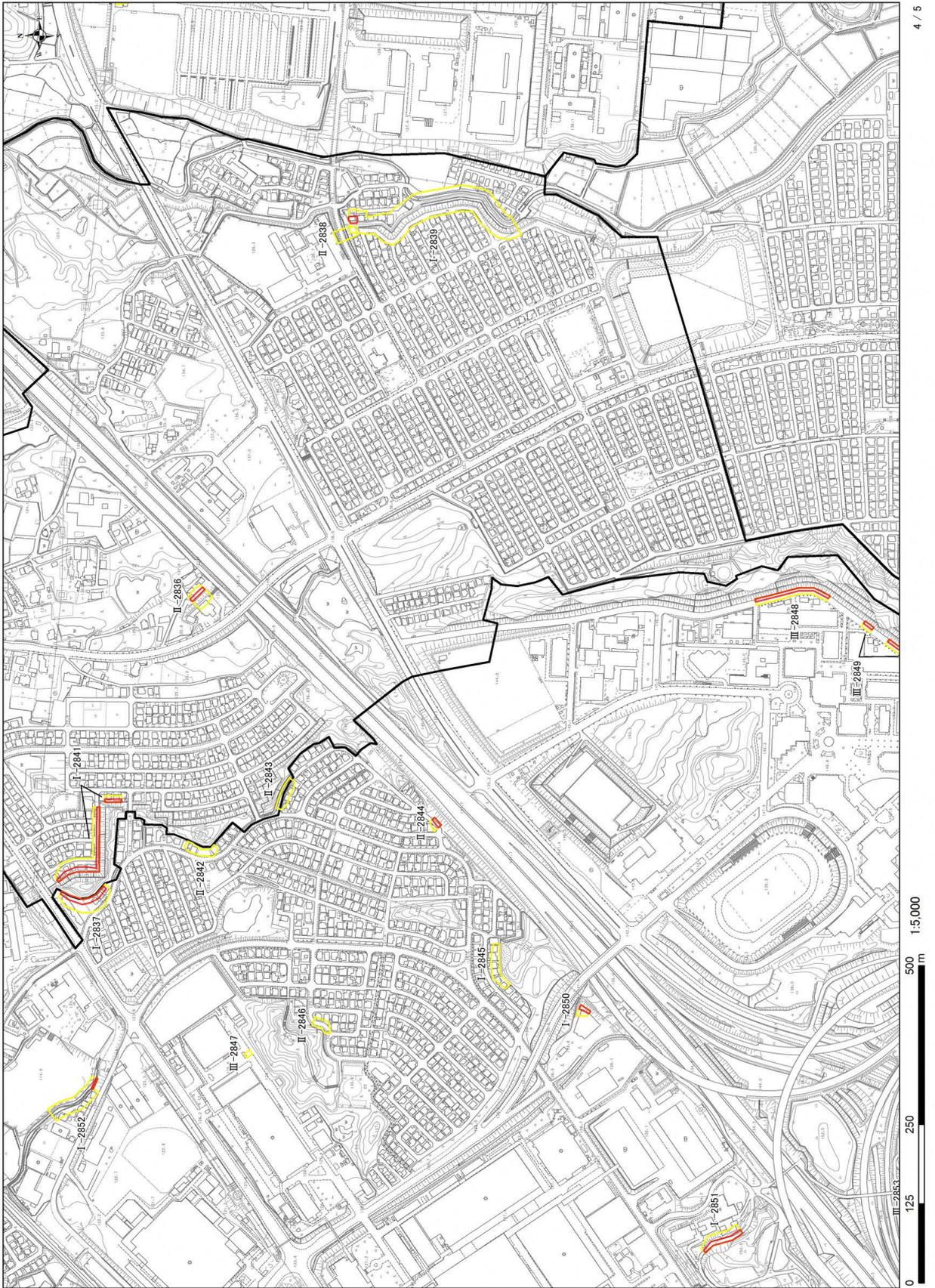
土砂災害警戒区域指定位置図

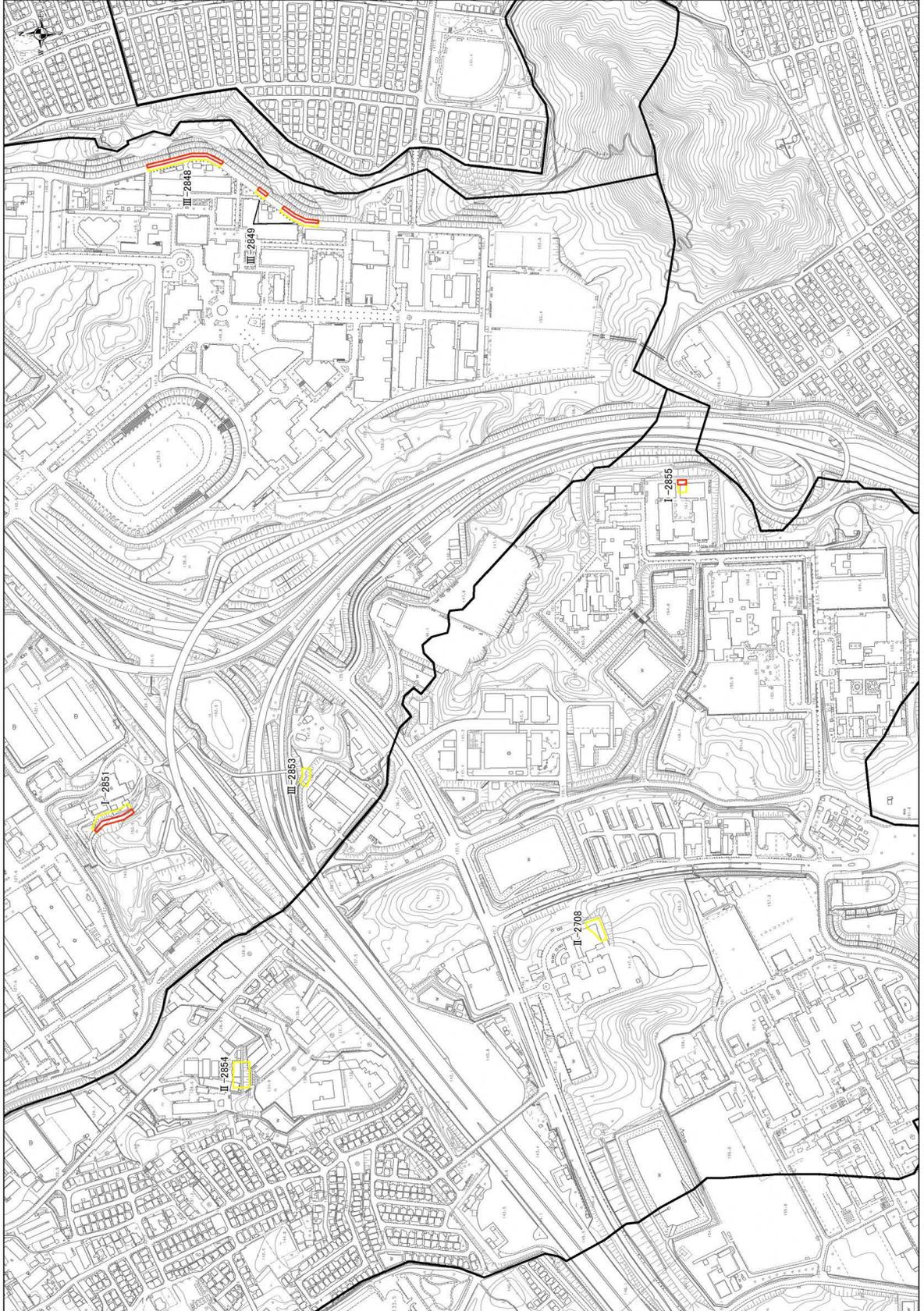




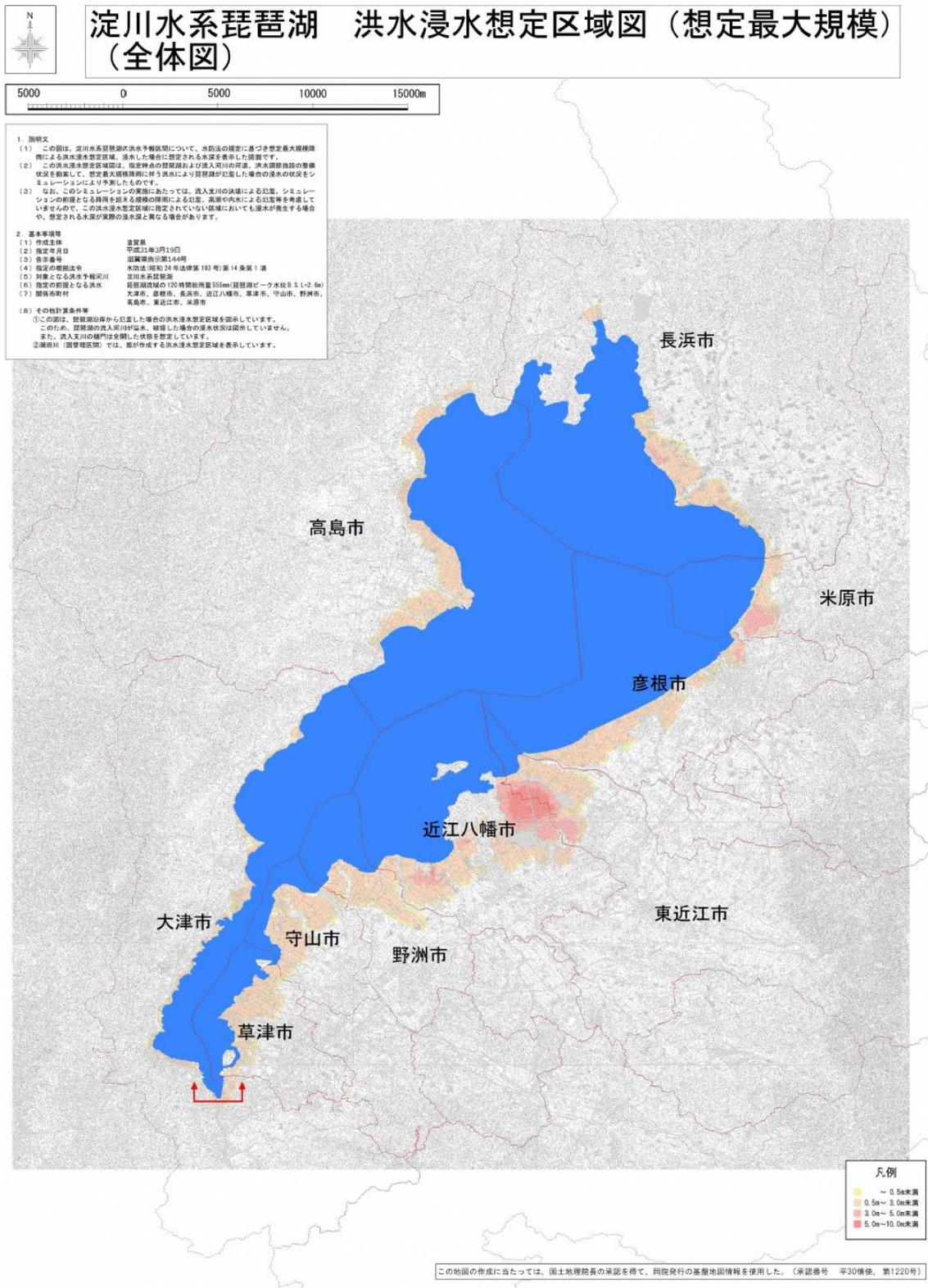








③ 琵琶湖浸水想定区域図



出典： <https://shiga-bousai.jp/dmap/help/shinsui.html>

VI-20 水害・土砂災害リスクの見込まれる要配慮者利用施設リスト

(1) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（避難確保計画の作成義務）

No	施設所管課 または 施設関係課	施設種別	施設名	住所	リスク のある 河川名
1	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームなぎさ	集町 260-1	野洲川
2	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 常輝の里	志那中町 25	野洲川
3	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	社会福祉法人 華頂会 グループホーム はるか	新浜町 153-2	琵琶湖
4	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	医療法人社団よつば会 グループホーム クローバー	上笠四丁目 24-19	草津川
5	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム オアフ	草津二丁目 5-24	草津川
6	介護保険課	認知症対応型通所介護事業所	しが健康医療生活協同組合 デイサービスセンターにじの家 くさつ	野村七丁目 9-17	草津川
7	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム あん 常盤	芦浦町 326-7	野洲川
8	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 心	駒井沢町 246-1	野洲川
9	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 ころね	南山田町 960-5	琵琶湖
10	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	ステップアップ (小規模多機能型)	矢橋町 155-1	琵琶湖
11	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	地域密着型小規模多機能居宅介護サービス フェイス	草津二丁目 14-32	草津川
12	介護保険課	小規模多機能型居宅介護事業所	パナソニック エイジフリーケアセンター草津野村・小規模多機能	野村一丁目 24-10	草津川
13	介護保険課	通所介護事業所	デイサービスセンターなぎさ	集町 260-1	野洲川
14	介護保険課	通所介護事業所	社会福祉法人寿会草津市北部デイサービスセンター常輝の里	志那中町 25	野洲川
15	介護保険課	通所介護事業所	社会福祉法人みのり 草津市上笠デイサービスセンター湯楽里	上笠一丁目 9-11	草津川
16	介護保険課	通所介護事業所	デイサービス愛	上笠二丁目 5-6	草津川
17	介護保険課	通所介護事業所	デイサービス和花	上笠二丁目 5-8	草津川
18	介護保険課	通所介護事業所	デイサービス 暖団 草津	野村七丁目 17-11	草津川
19	介護保険課	通所介護事業所	花まるデイサービス	若竹町 2- 24	草津川
20	介護保険課	地域密着型通所介護事業所 (療養介護含む)	デイサービス向日葵	北山田町 866	琵琶湖
21	介護保険課	地域密着型通所介護事業所 (療養介護含む)	地域密着型通所介護事業所心のほitori	駒井沢町 246-1	野洲川
22	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	労協センター事業団 草津地域福祉事業所 デイサービス みんなの家	東草津一丁 目 2-35	草津川
23	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	だんらんの家 東草津	東草津一丁 目 3-21	草津川
24	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	リハプライド 草津中央	草津町 1512	草津川

25	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	でいさーびすととなりぐみ草津	上笠二丁目 18-16 1階	草津川
26	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	アルクスタジオ草津支店	上笠二丁目 18-16 2階	草津川
27	介護保険課	地域密着型通所介護事業所	通所介護事業所やじろべえのハウス	木川町 1607	草津川
28	介護保険課	短期入所生活介護事業所 介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	特別養護老人ホームゆうすいのさと	駒井沢町 400-1	野洲川
29	介護保険課	短期入所生活介護事業所 介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	ショートステイえんゆうの郷	南山田町 761	琵琶湖
30	介護保険課	短期入所生活介護事業所 介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム 帆の里	矢橋町 500-1	琵琶湖
31	介護保険課	介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム ぼぶら	上笠一丁目 1-22	草津川
32	介護保険課	介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	介護老人福祉施設 なみき	上笠一丁目 1-16	草津川
33	介護保険課	介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム 風和里	岡本町 217	草津川
34	介護保険課	介護老人福祉施設（特別 養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム やまでら	山寺町 1118	草津川
35	介護保険課	介護老人保健施設	社会医療法人誠光会 介護老人保健施設 草津ケアセンター	野村二丁目 13-13	草津川
36	介護保険課	看護小規模多機能型居宅 介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所な でしこ草津	西渋川二丁 目 9-48-11	草津川
37	長寿いきがい課	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム びおら	矢橋町 105-1	草津川
38	長寿いきがい課	有料老人ホーム	ステップアップ有料老人ホーム	矢橋町 155-1	琵琶湖・草津川
39	長寿いきがい課	有料老人ホーム	すまいる I 号館	矢橋町 628-1	草津川
40	長寿いきがい課	軽費老人ホーム（ケアハウス）	ケアハウスぼぶら	上笠 1-1- 22	草津川
41	長寿いきがい課	サ高住（有料老人ホーム ではない）	ここあ草津ステーション	大路 1-8- 15	草津川
42	長寿いきがい課	サ高住（有料老人ホーム ではない）	ナーシングホーム悠ライフ草津	草津町 1532-1	草津川
43	長寿いきがい課	サ高住（有料老人ホーム ではない）	エイジフリーハウス草津野村	野村 1-24- 10	草津川
44	長寿いきがい課	サ高住（有料老人ホーム ではない）	イリーゼ草津	野村 6-17- 36	草津川
45	長寿いきがい課	その他社会福祉施設	なごみの郷	志那町 2552	琵琶湖
46	障害福祉課	地域活動支援センター	障害者福祉センター	西渋川二丁 目 9-28 「渋川福複 センター」 2階	草津川
47	障害福祉課	就労継続支援（B型）事業 所	こなんSSN	集町 160-3	野洲川
48	障害福祉課	就労継続支援（B型）事業 所	シエスタ	川原町 297-3	野洲川
49	障害福祉課	共同生活援助事業所	DearHouse	新堂町 30- 1	野洲川

50	障害福祉課	グループホーム	ソーシャルインクルーホーム草津橋岡町	橋岡町 173	草津川
51	障害福祉課	就労移行支援事業所	LITALICO ワークス草津	野村一丁目 19-5 A・S野村ビルⅡ	草津川
52	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービス あおぞら	上笠 1-5-18	草津川
53	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	いまここ plus 放課後デイサービス	平井 1-1-13	草津川
54	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	こころね	青地町 982	草津川
55	発達支援センター	障害児相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業	おひさまはうす	山寺町 1186-2	草津川
56	発達支援センター	児童発達支援センター(福祉型)	発達支援センター湖の子園	西渋川 2-9-38	草津川
57	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	辻義塾	橋岡町 75-1	草津川
58	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	草津地域福祉事業所みんなの家 児童 デイサービスもも	東草津 1-2-35	草津川
59	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	いまここ mico	南山田町 1087-2	草津川
60	発達支援センター	放課後等デイサービス事業所	ソラマメくらぶ	東草津 1 丁目 1-15	草津川
61	健康増進課	一般診療所(有床)	医療法人加藤乳腺クリニック	西大路町 8-12	草津川
62	健康増進課	一般診療所(有床)	医療法人産科婦人科ハピネスパースクリニック	矢橋町 233-3	琵琶湖、草津川
63	健康増進課	一般診療所(有床)	富田クリニック	西渋川 1-3-22	草津川
64	健康増進課	一般診療所(有床)	第二富田クリニック	駒井沢町 395-1	野洲川
65	幼児課	小規模保育事業所A型	豆の木保育園アトラスタワー	大路 1 丁目 9-1-109 クロスアベニュー草津	草津川
66	幼児課	小規模保育事業所A型	TAMランド草津園	野村 1-3-2 SKキューブ 1 階	草津川
67	幼児課	小規模保育事業所A型	京進のほいくえん HOPPA 草津野村園	野村 6-11-4 コンフォレ T3 1 階	草津川
68	幼児課	小規模保育事業所A型	京進のほいくえん HOPPA 草津若竹園	若竹町 7-10 ACT21 2 階	草津川
69	幼児課	小規模保育事業所A型	京進のほいくえん HOPPA 草津大路園	大路 1 丁目 15-41 ステートミナミ 1 階	草津川
70	幼児課	小規模保育事業所A型	さくら坂小規模保育園	草津 1 丁目 4-27	草津川
71	幼児課	小規模保育事業所A型	第三あおば草津保育園	大路三丁目 1-31 terrace ism2-1	草津川

72	幼児課	小規模保育事業所A型	渋川ナーサリー	渋川1丁目 4-29 プテ イフィール ココ102	草津川
73	幼児課	小規模保育事業所A型	れもんのご草津保育園	西大路町 9-18	草津川
74	幼児課	小規模保育事業所A型	西渋川たっち小規模保育園	西渋川1丁 目16-51 パルスエイ トI 1階	草津川
75	幼児課	家庭的保育事業所	家庭的保育の家「もものみ」	馬場町 207-122	草津川
76	幼児課	家庭的保育事業所	家庭的保育の家「つぼみ」	平井 2-6- 24 ハイツイ ング A-103	草津川
77	幼児課	認可外保育施設	こんぺいとう自然保育園(「ソラマメく らぶ」→施設内に有)	東草津1丁 目1-15	草津川
78	幼児課	認可外保育施設	京滋ヤクルト販売(株)草津センター託児 室	野村1-22- 25	草津川
79	幼児課	認可外保育施設	淡海医療センター 院内託児所とっと	矢橋町 1660	琵琶 湖、草 津川
80	幼児課	認可外保育施設	おはな保育園	岡本町 228-1	草津川
81	幼児課	認可外保育施設	おはな野村保育園	野村1-26- 5	草津川
82	幼児課	(認可) 保育所	草津第二保育所	草津町 1350	草津川
83	幼児課	(認可) 保育所	志津保育園	青地町 946	草津川
84	幼児課	(認可) 保育所	第四保育所	芦浦町 310-1	野洲川
85	幼児課	幼保連携型認定こども園	認定こども園みのり	上笠 1-9- 15	草津川
86	幼児課	(認可) 保育所	草津大谷保育園	北大萱町 296	琵琶 湖・野 洲川
87	幼児課	(認可) 保育所	第三保育所	橋岡町 202	琵琶 湖・草 津川
88	幼児課	幼保連携型認定こども園	あゆみこども園	平井 2-13- 3	草津川
89	幼児課	幼保連携型認定こども園	さくら坂東こども園	矢橋町 235	琵琶湖
90	幼児課	幼保連携型認定こども園	さくら坂南こども園	矢橋町 189	琵琶 湖、草 津川
91	幼児課	幼保連携型認定こども園	渋川あゆみこども園	西渋川町2 丁目7-7	草津川
92	幼児課	(認可) 保育所	第二博愛保育園	矢橋町 1165-5	琵琶湖
93	幼児課	(認可) 保育所	あおじ保育園	青地町 261	草津川
94	幼児課	(認可) 保育所	草津くじら保育園	草津町 1988	草津川
95	幼児課	(認可) 保育所	草津コベル保育園	岡本町 773	草津川

96	幼児課	幼保連携型認定こども園	矢橋ふたばこども園	矢橋町 888-1	琵琶湖・草津川
97	幼児課	幼保連携型認定こども園	草津中央おひさまこども園	草津3丁目 13-10	草津川
98	幼児課	幼保連携型認定こども園	たちばな大路こども園	大路二丁目 1-55	草津川
99	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」常盤	志那中町 119	琵琶湖・野洲川
100	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」老上西	矢橋町 526-1	琵琶湖・草津川
101	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	博愛児童クラブ	矢橋町 1163-16	琵琶湖・草津川
102	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」草津	草津3-14- 5	草津川
103	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	スポキッズ志津	青地町 583	草津川
104	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	スポキッズ大路	大路2-11- 7	草津川
105	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」笠縫	上笠1丁目 6-2	草津川
106	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」志津	青地町 946	草津川
107	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」大路	大路2丁目 9-11	草津川
108	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」笠縫東	平井3丁目 8-1	草津川
109	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	「のびっ子」渋川	西渋川2丁目 9-38	草津川
110	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	児童育成クラブ さくら	西渋川2丁目 2-6	草津川
111	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	KRM 児童育成クラブ渋川	渋川2-7- 28	草津川
112	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	児童育成クラブフレンズ	上笠3-2- 14	草津川
113	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	スポキッズ笠縫	上笠4-1-1	草津川
114	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業 実施施設	児童育成クラブ みんなの家にこに子	上笠二丁目 4-11	草津川
115	子ども・若者政策課	児童福祉施設等	淡海医療センター 病児保育室 陽だまり	矢橋町 1660	草津川
116	幼児課	幼稚園型認定こども園	認定こども園草津カトリック幼稚園	草津1-9- 21	草津川
117	幼児課	幼稚園	草津幼稚園	草津2-13- 24	草津川
118	幼児課	幼稚園型認定こども園	常盤こども園	志那中町 278	琵琶湖・野洲川
119	幼児課	幼稚園型認定こども園	笠縫こども園	上笠一丁目 6-1	草津川
120	幼児課	幼稚園	若竹幼稚園	若竹町 1-8	草津川
121	教育総務課・学校教	小学校	常盤小学校	志那中町 119	琵琶湖・野

	育課				洲川
122	教育総務課・学校教育課	小学校	老上西小学校	矢橋町508-1	琵琶湖
123	教育総務課・学校教育課	中学校	新堂中学校	新堂町111	野洲川
124	教育総務課・学校教育課	小学校	志津小学校	青地町827	草津川
125	教育総務課・学校教育課	小学校	草津小学校	草津三丁目14-5	草津川
126	教育総務課・学校教育課	小学校	草津第二小学校	大路二丁目7-62	草津川
127	教育総務課・学校教育課	小学校	渋川小学校	西渋川二丁目8-55	草津川
128	教育総務課・学校教育課	中学校	草津中学校	草津二丁目16-8	草津川
129	教育総務課・学校教育課	小学校	笠縫小学校	上笠一丁目6-2	草津川
130	教育総務課・学校教育課	小学校	笠縫東小学校	平井三丁目8-1	草津川
131	人権政策課	その他の社会福祉施設	西一会館	草津町1446-1	草津川
132	人権政策課	その他の社会福祉施設	新田会館	木川町898-3	草津川
133	人権政策課	その他の社会福祉施設	橋岡会館	橋岡町71	草津川

(2) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（避難確保計画の作成義務）

No	施設所管課 または 施設関係課	施設種別	施設名	住所
1	介護保険課	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム マハナ	青地町1248-1
2	介護保険課	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム菖蒲の郷	山寺町837
3	介護保険課	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム萩の里	野路東2丁目4番10号
4	危機管理課	特別支援学校	草津養護学校	笠山8丁目3-111

(3) 地先の安全度マップにおける浸水リスクのある要配慮者利用施設（避難確保計画の作成推奨）

No	施設所管課 または 施設関係課	施設種別	施設名	住所	水害リスクの種別
----	-----------------------	------	-----	----	----------

1	介護保険課	通所介護事業所	第二菖蒲の郷デイサービスセンター	追分南 5-18-8	地先の安全度マップ
2	介護保険課	通所介護事業所	草津市南笠通所介護事業所あさひ	笠山 1-1-46	地先の安全度マップ
3	介護保険課	通所介護事業所	マザーレイクデイサービスセンター	笠山 5-3-66	地先の安全度マップ
4	介護保険課	通所介護事業所	デイサービスセンターティエール・みなみ草津	東矢倉 2-2-33	地先の安全度マップ
5	介護保険課	通所介護事業所	ツクイ南草津	南草津 2-6-3	地先の安全度マップ
6	介護保険課	通所介護事業所	菖蒲の郷デイサービスセンター	山寺町 837	地先の安全度マップ
7	介護保険課	通所介護事業所	リハビリスタジオオタ照	矢橋町 7-7	地先の安全度マップ
8	介護保険課	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	リハステーション草津 デイサービス	下笠町 338-1	地先の安全度マップ
9	介護保険課	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	楽 地域密着型通所介護事業所	野路町 645-2	地先の安全度マップ
10	介護保険課	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	草津地域福祉事業所デイサービス みんなの家	東草津 1-2-35	地先の安全度マップ
11	介護保険課	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	デイサービス リハビリあっとほーむ	矢橋町 7-8	地先の安全度マップ
12	介護保険課	短期入所生活介護事業所	第二菖蒲の郷ショートステイ	追分南 5-18-8	地先の安全度マップ
13	介護保険課	短期入所生活介護事業所	菖蒲の郷ショートステイ	山寺町 837	地先の安全度マップ
14	介護保険課	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム第二菖蒲の郷	追分南 5-18-8	地先の安全度マップ
15	長寿いきがい課	サ高住(有料老人ホームではない)	ティエール・みなみ草津	東矢倉 2-2-33	地先の安全度マップ
16	人権政策課	その他社会福祉施設	新田会館	木川町 898-3	地先の安全度マップ
17	人権政策課	その他社会福祉施設	西一会館	草津町 1446-1	地先の安全度マップ
18	人権政策課	その他社会福祉施設	橋岡会館	橋岡町 71	地先の安全度マップ
19	障害福祉課	生活介護事業所	生活介護事業所あゆみ	追分 6-16-5	地先の安全度マップ
20	障害福祉課	生活介護事業所/就労継続支援（B型）事業所	障害福祉サービス事業所むつみ園	山寺町 666-1	地先の安全度マップ
21	障害福祉課	生活介護事業所	山寺作業所	山寺町 680-1	地先の安全度マップ
22	障害福祉課	身体障害者福祉センター（A型）	滋賀県立障害者福祉センター	笠山 8-5-130	地先の安全度マップ
23	障害福祉課	地域活動支援センター	障害者福祉センター	西渋川 2-9-38	地先の安全度マップ
24	障害福祉課	就労継続支援（B型）事業所/就労移行支援事業所/自立訓練(生活訓練)事業所	ワークステーションわかたけ	川原町 297-3	地先の安全度マップ
25	障害福祉課	就労継続支援（B型）事業所	若竹作業所	山寺町 657-1	地先の安全度マップ
26	障害福祉課	就労継続支援（B型）事業所/就労移行支援事業所	障害者福祉サービス事業所第二むつみ園	山寺町 666-1	地先の安全度マップ

27	障害福祉課	就労移行支援事業所	クロスジョブ草津	大 路 1-8-1 南洋軒ビル 7階	地先の安全度マップ
28	障害福祉課	就労移行支援事業所	滋賀障害者雇用支援センター	大 路 2-11-15	地先の安全度マップ
29	障害福祉課	就労移行支援事業所	スマイルプラス草津駅前センター	西 浜 川 1-1-18 イカヒビル 3階	地先の安全度マップ
30	障害福祉課	共同生活援助事業所	にぎやかの家	上 笠 1-5-19	地先の安全度マップ
31	障害福祉課	聴覚障害者情報提供施設	滋賀県立聴覚障害者センター	大 路 2-11-33	地先の安全度マップ
32	健康増進課	一般診療所（有床）	草津ハートセンター	駒 井 沢 町 407-1	地先の安全度マップ
33	健康増進課	一般診療所（有床）	医療法人智林会 山田産婦人科	西 浜 川 1-21-14	地先の安全度マップ
34	健康増進課	病院	滋賀県立精神医療センター	笠 山 8-4-25	地先の安全度マップ
35	健康増進課	病院	医療法人真心会南草津野村病院	野 路 1-6-5	地先の安全度マップ
36	健康増進課	病院	医療法人芙蓉会南草津病院	野 路 5-2-39	地先の安全度マップ
37	幼児課	児童センター	笠縫東児童センター	平 井 2-13-3	地先の安全度マップ
38	幼児課	小規模保育事業所A型	京進のほいくえん HOPPA 草津野村園	野 村 6-11-4 コンフォート3 1階	地先の安全度マップ
39	幼児課	幼保連携型認定こども園	あゆみこども園	平 井 2-13-3	地先の安全度マップ
40	幼児課	小規模保育事業所A型	豆の木保育園	大 路 1-7-1 リーデンスタワー 草津 109	地先の安全度マップ
41	幼児課	小規模保育事業所A型	第二あおば南草津保育園	野 路 町 3001 丸ヶ ユ すぎ 102、103	地先の安全度マップ
42	幼児課	小規模保育事業所A型	あおば南草津保育園	南 草 津 3-1-2	地先の安全度マップ
43	幼児課	小規模保育事業所A型	TAMランド野路つばみ園	野 路 8 丁 目 16-11	地先の安全度マップ
44	幼児課	小規模保育事業所A型	玉川たっち小規模保育園	野 路 9 丁 目 1-38	地先の安全度マップ
45	幼児課	認可外保育施設	プティット南草津ルーム	野 路 1-4-16	地先の安全度マップ
46	幼児課	保育所型認定こども園	TAM ランド野路こども園	野 路 8-16-10	地先の安全度マップ
47	幼児課	認可外保育施設	元気ひろば保育園	野 路 町 3014	地先の安全度マップ
48	幼児課	認可外保育施設	立命館みらい保育園びわこ	野 路 東 1 丁 目 1-1 びわこ キャン パス コー ア ス テ ー シ ョ ン 2 階	地先の安全度マップ
49	幼児課	幼保連携型認定こども園	あさひこども園	笠 山 1-1-40	地先の安全度マップ

50	幼児課	(認可) 保育所	すぎのこども園	木川町 591-1	地先の安全度マップ
51	幼児課	(認可) 保育所	ののみち保育園	野路 6-8- 10	地先の安全度マップ
52	幼児課	(認可) 保育所	草津保育園	東矢倉 1- 3-22	地先の安全度マップ
53	幼児課	幼保連携型認定こども園	くさつ優愛保育園モンチ	南笠町 777	地先の安全度マップ
54	幼児課	幼保連携型認定こども園	たちばな大路こども園	大路 2-1- 55	地先の安全度マップ
55	幼児課	幼稚園型認定こども園	笠縫東こども園	平井 3-8-2	地先の安全度マップ
56	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業実施施設	KRM 児童育成クラブ駒井沢	駒井沢町 1 1 8 - 9	地先の安全度マップ
57	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業実施施設	「のびっ子」矢倉	矢倉 2-5- 50	地先の安全度マップ
58	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業実施施設	スポキッズ老上	野路町 4 5 5 - 9	地先の安全度マップ
59	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業実施施設	スポキッズ玉川	野路 9 - 1 - 3 8	地先の安全度マップ
60	子ども・若者政策課	放課後児童健全育成事業実施施設	スポキッズ南笠東	笠山 1 - 8 - 9 1	地先の安全度マップ
61	子ども・若者政策課	児童福祉施設等	医療法人 コス小児科 病児保育室 オルミス	野村 8-3- 10	地先の安全度マップ
62	幼児課	幼稚園型認定こども園	笠縫こども園	上笠 1-6-1	地先の安全度マップ
63	幼児課	幼稚園型認定こども園	玉川こども園	野路 9-6- 63	地先の安全度マップ
64	幼児課	幼稚園型認定こども園	山田こども園	南山田町 672-2	地先の安全度マップ
65	幼児課	幼稚園型認定こども園	矢倉こども園	矢倉 2-5- 21	地先の安全度マップ
66	教育総務課	小学校	玉川小学校	野路町 9- 6-12	地先の安全度マップ
67	教育総務課	小学校	矢倉小学校	矢倉 2-5- 50	地先の安全度マップ
68	教育総務課	小学校	志津南小学校	若草 2-16- 2	地先の安全度マップ
69	教育総務課	中学校	玉川中学校	野路東 3- 3-18	地先の安全度マップ
70	教育総務課	小学校	山田小学校	北山田町 350 番地	地先の安全度マップ
71	危機管理課	高等学校	草津高等学校	木川町 955-1	地先の安全度マップ
72	危機管理課	高等学校	湖南農業高等学校	草津町 1839	地先の安全度マップ
73	危機管理課	高等学校	綾羽高等学校	西渋川 1- 18-1	地先の安全度マップ

[Ⅶ 医療・福祉・教育施設等]

Ⅶ-1 医療機関

(1) 救急告示病院

施設名	救急告示病院	診療科目	病床数	所在地	電話番号
医療法人誠光会 淡海医療センター	○	内・循・消・呼・小・外・ 神内・整・脳神外・泌・ 皮・産婦・耳鼻咽喉・眼・ 放・リハ・アレ・リウ・ 麻・心血外・歯	320	矢橋町 1660	563-8866
近江草津徳洲会病院	○	内・消・循・外・心外・ 呼外・脳外・整・産婦・ 小・眼・耳鼻咽喉・放・ 泌・皮	199	東矢倉三丁目 34-52	567-3610

(2) 医師会

名称	事務局所在地	電話番号	会員数
草津栗東医師会	大路二丁目 1-35	563-3380	294

Ⅶ-2 近隣死体処理場

保健所名	市町村名 (施設名称)	箇所数	使用燃料別炉体基数		1日の 焼却能力	備 考
			重油・灯油	その他		
大津保健所	大 津 市 (大津聖苑)	1		7	11	
	大 津 市 (志賀聖苑)	1	4		6	
草津保健所	草 津 市 (草津市宮火葬場)	1	3		7	
	守山市・野洲市 (野洲川斎苑)	1	4		8	

Ⅶ-3 棺の調達先

調 達 先	所 在 地	電 話	最大調達数
花 市 商 店	大津市和邇今宿604	594-1018	10~15
(株) 滋 賀 葬 祭	栗東市霊仙寺六丁目 6-9	552-2405	20
(有) 総 合 葬 儀 社	野洲市久野部160-7	588-0253	10

Ⅶ-4 ドライアイス調達先

調 達 先	所 在 地	電 話	最大調達数
(株) セ レ マ	大津市札の辻 1-22	524-4444	150 kg
田辺商事(株)滋賀営業所	栗東市目川1023	553-3261	4000kg

Ⅶ-5 教育施設(学校・幼稚園・幼稚園型認定こども園)

小学校

学校名	場所	電話番号
志津小学校	青地町 827	562-0341
志津南小学校	若草二丁目 16-2	564-3666
草津小学校	草津三丁目 14-5	562-0124
草津第二小学校	大路二丁目 7-62	563-3800
渋川小学校	西渋川二丁目 8-55	566-6116
矢倉小学校	矢倉二丁目 5-50	564-4388
老上小学校	野路町 517	562-0440
老上西小学校	矢橋町 508-1	566-2401
玉川小学校	野路九丁目 6-12	563-1271
南笠東小学校	南笠東四丁目 4-1	562-9540
山田小学校	北山田町 350	563-3744
笠縫小学校	上笠一丁目 6-2	562-0352
笠縫東小学校	平井三丁目 8-1	564-4391
常盤小学校	志那中町 119	568-0002

中学校

学校名	場所	電話番号
高穂中学校	追分七丁目 6-1	565-3611
草津中学校	草津二丁目 16-8	562-2125
老上中学校	矢橋町 7-1	564-4394
玉川中学校	野路東三丁目 3-18	566-3631
松原中学校	下笠町 110	568-0246
新堂中学校	新堂町 111	568-2990
光泉中学校 (学校法人)	野路町 178	564-5600

幼稚園型認定こども園

学校名	場所	電話番号
志津こども園	青地町 845	562-0147
矢倉こども園	矢倉二丁目 5-21	566-7222
老上こども園	矢橋町 4	562-6320
玉川こども園	野路九丁目 6-63	564-0043
山田こども園	南山田町 672-2	562-1340
笠縫こども園	上笠一丁目 6-1	562-6275
常盤こども園	志那中町 278	568-1053
笠縫東こども園	平井三丁目 8-2	564-6595

Ⅶ-6 文化財の指定状況等

① 文化財の指定状況

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍他	考古資料	天然記念物
国指定文化財	8	5	9	1	0	0	0
県指定文化財	2	3	2	0	3	1	0
市指定文化財	4	6	13	3	3	2	2

区分	史跡	無形民俗文化財	有形民俗文化財
国指定文化財	3	1(1)	0
県指定文化財	0	(5)	1
市指定文化財	3	3	4

令和3年4月1日現在 出典：市HP

* () は選択文化財

② 文化財の防災設備設置状況

区分	対象数	警報設備	消火設備	避雷設備
国指定建造物	9	8	5	7
県指定建造物	2	2	0	0
市指定建造物	1	1	0	0

(令和3年4月1日現在)

[VIII 基準等]

Ⅷ-1 火災警報の発令基準

○消防法

昭和 24 年 6 月 4 日
法律第 193 号

(気象状況の通報及び警報の発令)

- 第 22 条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
 - 4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

○湖南広域行政組合火災予防規則

平成 10 年 4 月 1 日
規則第 31 号

- 第 14 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)に関し、火災予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- (1) 実効湿度が 65 パーセント以下で、最小湿度が 30 パーセント以下となる見込みのとき。
 - (2) 実効湿度が 65 パーセント以下で、最大風速が 7 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上吹く見込みのとき。
 - (3) 平均風速 12 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- 2 消防局長は、火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要と認めるときは、火災に関する注意報(以下「火災注意報」という。)を発するものとする。
- (1) 彦根地方気象台長が火災気象通報を発したとき。
 - (2) 火災が多発しているとき。
- 3 消防局長は、前項の火災注意報を発しておく必要がなくなったときは、直ちに解除するものとする。

Ⅷ-2 被害即報等

① 別表1 即報基準 (県への報告)

区 分	事 項	種 別	基 準	
火 災 等 即 報	一般基準	火 災 特定の事故	1)死者3人以上生じたもの 2)死者および負傷者の合計が10人以上生じたもの 3)自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	火 災	建 物 火 災	1)特定防火対象物で死者の発生した火災 2)高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3)大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4)特定違反對象物の火災 5)建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6)他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7)損害額1億円以上と推定される火災
			林 野 火 災	1)焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2)空中消火を要請したもの 3)住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交 通 機 関 の 火 災	1)航空機火災 2)タンカー火災 3)船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4)トンネル内車両火災 5)列車火災
			そ の 他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
		石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3)特定事業所内の火災(1)以外のもの	
	危 険 物 に 係 る 事 故	1)死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4)500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5)海上、河川への危険物等流出事故 6)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故		

		原子力災害等	<p>1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>3)原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p>
		その他の特定の事故	<p>1)可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>2) 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</p>
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。	
事故	救急	<p>1)死者 5 人以上の救急事故</p> <p>2)死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故</p> <p>3)要救助者が 5 人以上の救助事故</p> <p>4)覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故</p> <p>5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</p> <p>6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</p> <p>7)自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>8)上記 1)から 7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p>	
	即救	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 	
	報助		
災害等即報	武力攻撃	<p>1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>2)国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p>	
災害即報	一般基準	<p>1)災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>3)災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>4)気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p>5)自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>	
	個別基準	地震	<p>1)当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの</p> <p>2)人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
		津波	<p>1)津波警報又は津波注意報が発表されたもの</p> <p>2)人的被害又は住家被害を生じたもの</p>

		風水害	1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1)積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2)積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1)噴火警報（火口周辺）が発表されたもの 2)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。		

② 別表2 直接即報基準 (消防庁および県への報告)

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	1)航空機火災 2)タンカー火災 3)船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4)トンネル内車両火災 5)列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1)死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3)原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他	1)ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 2)爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
事故急救助即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャックによる救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5)その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
災害力即攻撃	1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	

災害 即報	1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 2)津波、風水害、火山災害で行方不明者が発生した災害
----------	---

③ 別表3 災害即報事項例示

事 項	例 示
(1) 市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備体制(職員約〇〇名配置)を指示
(2) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
(3) びわ湖水位上昇に伴う被害状況	びわこ水位上昇に伴い〇〇地区の湖岸〇〇ha 浸水、農作物〇〇の状態。
(4) 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃がけくずれのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況、と絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降町役場と〇〇地区間の電話不通。
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し、緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。)
(7) ガス施設関係の情報(供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
(8) 避難関係の情報 (避難指示発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難指示を発令した。現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(9) 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別年令)	〇〇時頃〇〇において、がけくずれのため男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し救出にあたっている。
(10) 住家の被害状況 (全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう、なお今後も増加する見込みである。 (災害救助法適用基準に達するかも知れない。)
(11) 非住家の被害状況 (学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇mの強風により倒壊した。
(12) 市町村災害対策本部のとした主な応急対策実施状況	〇〇地区に〇〇時に避難指示を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復旧作業中。
(13) 県への要請事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋に関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋至急調達して送付してほしい。〇〇部落が孤立しているので、カンパン〇〇箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
(14) 災害写真 (フィルムおよび説明書添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
(15) 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	〇〇地区で〇月〇日から連絡つかず、住民の動向が懸念される。
(16) 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者が出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等。

(17) 作業日報	<p>市町村における主要な活動状況について毎日 17 時現在で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはその都度行う。</p> <p>報告すべき事項は、おおむね次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置状況（開設、閉鎖の日時） (2) 避難指示の状況、避難場所の設置状況（箇所数、人員） (3) 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） (4) 応援措置、救助活動の概要 (5) 音信不通、状況の把握できない地区名
-----------	---

Ⅷ-3 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込のもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込のもの。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位を言うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊されている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	

中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊または半焼に準する程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	住家の損害割合が 10%未満のもの。
床上浸水 床下浸水	床上浸水は、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。床下浸水は、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス 2～3 枚が割れた程度のもものを除く。

分類	用語	被害程度の判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの。
被世帯害数	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
田畑被害	流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がかったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道(道路法第2条第1項に規程する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。(ただし、橋りょうをのぞいたものとする。)
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川(河川法の適用もしくは準用される河川)堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。

分類	用語	被害程度の判定基準
その 他の 用語 の 解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港および下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

Ⅷ-4 災害救助法の適用基準

- (1) 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 〃
15,000 人以上 30,000 人未満	50 〃
30,000 人以上 50,000 人未満	60 〃
50,000 人以上 100,000 人未満	80 〃
100,000 人以上 300,000 人未満	100 〃
300,000 人以上	150 〃

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯と換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。(以下同じ。)

- (2) 県全体の住家の滅失した世帯の数が1,000世帯以上で、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 〃
15,000 人以上 30,000 人未満	25 〃
30,000 人以上 50,000 人未満	30 〃
50,000 人以上 100,000 人未満	40 〃
100,000 人以上 300,000 人未満	50 〃
300,000 人以上	75 〃

- (3) 県全体の住家が滅失した世帯の数が5,000世帯以上で、当該市町村の多数の世帯が滅失したとき。

- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

Ⅶ-5 災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」

救助の種類		期間	程 度	方 法
収容施設の 供与	避難 所	災害発生の日 から7日以内	<p>設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費および光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)で、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものが利用する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>(基本額) 避難所設置費：100人1日当たり3万円 (加算額) 冬季(10月から3月まで)については、別に定める額を加算する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に対して行う。 2 学校等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、または天幕を設営して行う。
	応急 仮設 住宅	供与できる期 間は完成の日 から建築基準 法(昭和25年 法律第201号) 第85条第3項・ 第4項・第5項 の規定による 期間内	<ol style="list-style-type: none"> 1 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、240万4,000円以内とする。 2 居住者の集会等に利用するため、1施設当たりの規模およびその設置のため支出できる費用は、別に定める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊し、全焼し、または流失して居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して行う。 2 同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 高齢者等で、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および施設および設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を設置することができる。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを収容することができる。 5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

救助の種類		期間	程 度	方 法																																										
炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内、ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給できる	<p>1 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	<p>1 避難所を利用する者、住家に被害を受けて炊事のできない者および住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p>																																										
	飲料水	災害発生の日から7日以内	支出できる費用は、水の購入費のほか、給水および浄水に必要な機械および器具の借上費、修繕費および燃料費ならびに給水および浄水に必要な薬品および資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与		災害発生の日から10日以内	<p>支出できる費用は、季別、世帯区分および被害別により、1世帯当たり次の表の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。この表において同じ。）または船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営む事が困難となった者に対して行う。</p> <p>2 被害の事情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1)被服、寝具および身の回り品</p> <p>(2)日用品</p> <p>(3)炊事用具および食器</p> <p>(4)光熱材料</p>																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">被害者</th> <th colspan="2">夏季 4月から 9月まで</th> <th colspan="2">冬季 10月から 3月まで</th> </tr> <tr> <th>全壊 全焼又は 流失世帯</th> <th>半壊 半焼又は 床上 浸水世帯</th> <th>全壊 全焼又は 流失世帯</th> <th>半壊 半焼又は 床上 浸水世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td></td> <td>円 17,500</td> <td>円 5,700</td> <td>円 29,000</td> <td>円 9,200</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td></td> <td>22,600</td> <td>7,700</td> <td>37,500</td> <td>12,200</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td></td> <td>33,300</td> <td>11,600</td> <td>52,300</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td></td> <td>39,900</td> <td>14,000</td> <td>61,300</td> <td>20,300</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td></td> <td>50,500</td> <td>17,700</td> <td>77,000</td> <td>25,800</td> </tr> <tr> <td>6人以上 1人増すごとに 加算する</td> <td></td> <td>7,400</td> <td>4,400</td> <td>10,500</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	被害者	夏季 4月から 9月まで		冬季 10月から 3月まで		全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	1人世帯		円 17,500	円 5,700	円 29,000	円 9,200	2人世帯		22,600	7,700	37,500	12,200	3人世帯		33,300	11,600	52,300	17,100	4人世帯		39,900	14,000	61,300	20,300	5人世帯		50,500	17,700	77,000	25,800	6人以上 1人増すごとに 加算する	
世帯区分	被害者	夏季 4月から 9月まで		冬季 10月から 3月まで																																										
		全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯	全壊 全焼又は 流失世帯	半壊 半焼又は 床上 浸水世帯																																									
1人世帯		円 17,500	円 5,700	円 29,000	円 9,200																																									
2人世帯		22,600	7,700	37,500	12,200																																									
3人世帯		33,300	11,600	52,300	17,100																																									
4人世帯		39,900	14,000	61,300	20,300																																									
5人世帯		50,500	17,700	77,000	25,800																																									
6人以上 1人増すごとに 加算する		7,400	4,400	10,500	3,300																																									

救助の種類		期間	程 度	方 法
医療および助産	医療	災害発生の日から14日以内	支出できる費用は、次のとおりとする。 (1)救護班による場合 使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕費等の実費 (2)病院または診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 (3)施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師）の場合 協定料金の額以内	1 災害のための医療の途を失った者に対して、応急的に行う。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむをえない場合においては、病院または診療所（施術者を含む。）において行う。 3 次の範囲内において行う。 (1)診療 (2)薬剤または治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療および施術 (4)病院または診療所への収容 (5)看護
	助産	分べんした日から7日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1)救護班による場合 使用した衛生材料の実費 (2)助産師による場合 慣行料金の8割の額以内	1 災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 (1)分べんの介助 (2)分べん前および分べん後の措置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から1箇月以内	1 支出できる費用は、1世帯当たり、52万円以内とする。	1 災害のため住家が半壊し、または半焼して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について現物をもって行う。
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から1箇月以内	1 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1)生業費1件当たり3万円 (2)就業支度金1件当たり1万5,000円 2 貸与期間は2年以内、無利子とする。	1 住家が全壊、全焼または流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

救助の種類		期間	程 度	方 法
学用品の 給与	教科 書	災害発生の日 から 1 箇月以 内	支出できる費用は、給与するための実費とする。	1 住家の全壊、全焼、流失、半 壊、半焼または床上浸水（土 砂のたい積等により一時的 に居住することができない 状態となったものを含む）に より学用品を喪失し、または き損し就学上支障のある小 学校児童および中学校生徒 および高等学校等生徒に対 して行う。 2 被害の実情に応じ次に掲げ る品目の範囲内において現 物をもって行う。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品
	文房 具お よ び 通 学 用 品	災害発生の日 から 15 日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1)小学校児童(盲学校、ろう学校および養護学校 の小学部児童を含む。この表において同 じ。)1人当たり 4,100 円 (2)中学校生徒(盲学校、ろう学校および養護学校 の中学部生徒を含む。この表において同 じ。)1人当たり 4,400 円 (3)高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程およ び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後 期課程(定時制の課程および通信制の課程を 含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門 学校、専修学校および各種専門学校の生徒を いう。この表において同じ)1人当たり 4,800 円	
埋葬	埋葬	災害発生の日 から 10 日以内	支出できる費用は、死体の応急的処理程度の埋 葬とし、次の額の範囲内とする。 (1)大人 1体当たり 19 万 9,000 円 (2)小人 1体当たり 15 万 9,200 円	1 災害の際死亡した者につい て行う。 2 次の範囲内において原則と して、棺または棺材等の現物 を持って実際に埋葬を実施 する者に支給する。 (1)棺(附属品を含む。) (2)埋葬または火葬(賃金職員 等雇上費を含む。) (3)骨つぼおよび骨箱
死体の捜 索		災害発生の日 から 10 日以内	支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機 械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料 費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害により現に行方不明の 状態にあり、かつ、四囲の事情 により既に死亡していると推 定される者に対して行う。

<p>死体の処理(埋葬を除く。この項において同じ。)</p>		<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1)死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置 1体当たり3,300円</p> <p>(2)死体の一時保存 ア 既存建物を利用する場合 当該施設の借上賃について通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,000円。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、当該地域における通常の実費を加算する。</p> <p>(3)検案(救護班により行うことができない場合に限る。) 当該地域における慣行料金の額</p>	<p>1 災害の際、死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。 (1)死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置 (2)死体の一時保存 (3)検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p>
<p>災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(「障害物」)の除去</p>		<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費および輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万7,000円以内とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合においては、当該2以上の世帯に対し、支出できる費用の総額は13万7,000円以内とする。</p>	<p>居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p>
<p>応急救助のための輸送費および賃金職員等雇上費の支給</p>		<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>次の範囲内において行う。</p> <p>(1)被災者の避難 (2)医療および助産 (3)災害にかかった者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分</p>

Ⅷ-6 農業用河川工作物応急対策事業の事業区分および採択基準

事業の内容、交付要件及び事業主体は次の通り。

1. 大規模事業

(内容)

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であって、その総事業費が10,000万円以上のもの。

(事業主体)

滋賀県

(負担割合)

国：55% 県：37% 市：8%

2. 小規模事業

(内容)

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備であって、その総事業費が800万円以上10,000万円未満のもの。

(事業主体)

ア. 滋賀県

イ. 草津市、土地改良区、農業協同組合、その他県知事が適当と認めるもの
(総事業費5,000万円未満)

(負担割合)

ア. 国：50% 県：42% 市：8%

イ. 国：50% 県：32% 市：13% 地元：5%

採択基準

工作物の構造が不適當または不十分なため、前後一連の区間に比較して、その治水機能が劣っている工作物について、国が別に定める対策基準により改善措置を必要とするもの、およびこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするものであること。

工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事を必要とするもの。

Ⅷ-7 災害り災者救じゅつ用寄贈品等に対するJR運賃減免実施基準

1 災害割引の対象となる災害の程度

災害の種類	地域	被害状況
風 水 害 海 し ょ う	都道府県、東京都のうち区 存する区域または五大都市	2,000 世帯以上の住家の床上浸水ま たは 1,000 世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000 世帯以上の住家の床上浸水ま たは 500 世帯以上の住家の流失損壊
	町 村	500 世帯以上の住家または一町村全住 家の床上浸水 300 世帯以上の住家または一町村全住 家の流失倒壊
爆 発	限定しない	1. 家屋 300 世帯以上または一町村住家 の焼失倒壊 2. 死傷者(軽傷のものを除く)50 名以上
事変等その他の事故	震火災の例による	

(注) 被害状況のうち大破、半壊または半焼は含まないものとする。

2 災害割引の適用条件

災害種類	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件
風水害	り災者救じゅつ用寄贈品 (再植用稲苗もみを含む)	制限しない	り災地の知事、県事務 所長、日本 赤十字社長 または支部 長	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者救護材料官公庁ま たは日本赤十字社の救護 員が救護のため使用する 物品および使用後返送す るもの	官公庁ま たは日本 赤十字社	官公庁また は日本赤十 字社	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者用物資 1. 生活必需品(震火災の場 合に同じ) 2. 応急建築の材料(震火災 の場合に同じ)	制限しない	制限しない	3月	震火災の場合に同 じ
爆発および その他の事 故	り災地用応急工事材料、木 材、竹、針金類、スコップ、 蛇かご、むしろ、俵、かま す、なわ		り災地の県 知事、県事 務所長、市 町村長	15日	託送の際、り災地用 応急工事材料であ ること申告し、かつ 鉄道で認めたもの に限る。 (注)鉄道で認めた ものとは、り災地の 知事その他の自治 団体の長からの電 話電報、その他の方 法で応急工事材料 の運送方の依頼を 受けたものをいう。
	り災者救じゅつ用寄贈品	制限しない	り災地の知 事、県事務 所長、市町 村長	1月	震火災の場合に同 じ
	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字 社の救護員が救護のため 使用する物品およびその 使用後返送するもの	官公庁ま たは日本 赤十字社	官公庁また は日本赤十 字社	1月	震火災の場合に同 じ

(第 号)

災害り災者用物資証明書

り災者住所氏名

品 名
数 量
発 駅 ・ 着 駅
荷送人 ・ 荷受人

上記の貨物は、 年 月 日に発生した に対し、この
り災者が直接消費するため購入するものであることを証明する。

年 月 日

り災地の地方公共団体の長

公
印

Ⅷ-8 水防工法

1 堤防の被害

河川堤防の被害の原因は越水、浸透、洗掘の三つに大別される。

- (1)越水 堤防天端の低いところ、河床が隆起しているところ、橋梁や用水堰など河川を横断した工作物のある上流側は越水の危険がある。堤防の天端より水位がかさみ、あふれ始めは裏堤防のり先附近を洗掘し、次第にその洗掘が拡大し破堤する。
- (2)浸透 砂目の多い堤防、やせた堤防、旧河川を横切って築堤したところ、樋門、樋管がある箇所などに浸透水がにじみ出て堤体がうみ、のり崩れや堤防に亀裂が入ってくる。またこの浸透が箇所的に集中し、水脈となって噴水するものがある。
- (3)洗掘 河川の湾曲部の水当り箇所、護岸の痛んでいる箇所、橋梁、用水堰ぜきなどの下流側などは流速により洗掘される危険が大きい。また、大河川など河巾の広いところでは波浪により洗掘される恐れがある。したがって、これらに適合した水防工法を選ばねばならない。また、水防は出水緊急時で暗夜暴風雨中においても確実に実施可能なものである必要があり、このためにも平常から資材、労力を確保し、水防演習を行って熟練しておくことが大切である。

2 越水防止工法

(1) 積土俵工(図1)

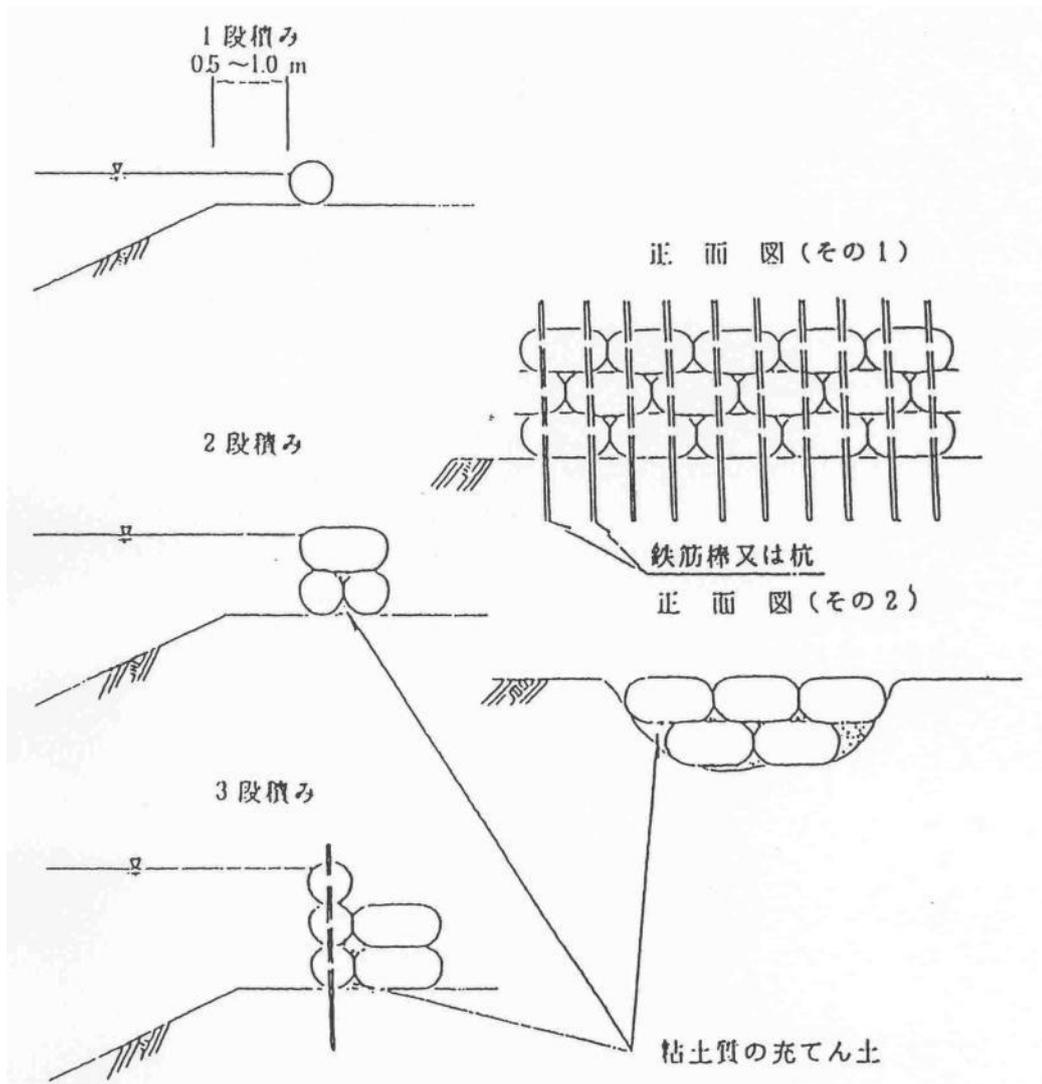
目的：越水防止

材料：土俵、土のう、木のう(または鉄筋棒)、塊土、防水シート

工法：

- I) 表のり肩が欠け込んでもさしつかえないように肩から 50cm~1m 引き下げて所要の高さに土俵を積み上げる。
- II) 1 段積みときは長手または小口積みとし、俵の継ぎ目に粘土をつめて十分に踏み固め、むしろなどを押し当てて透水を防ぐ。
- III) 2 段積みときは長手に 2 段積みし、その上に小口で 1 段並べる。
- IV) 3 段積みときは前面を長手 3 段にし、鉄筋棒等で 2 ヶ所串刺しにし、裏側に押さえとして 2 段程度積む。
- V) 土俵と土俵との継ぎ目から水が漏れないように、すき間に粘土などをつめるか、前面にシートをはる。

図1 積土俵工



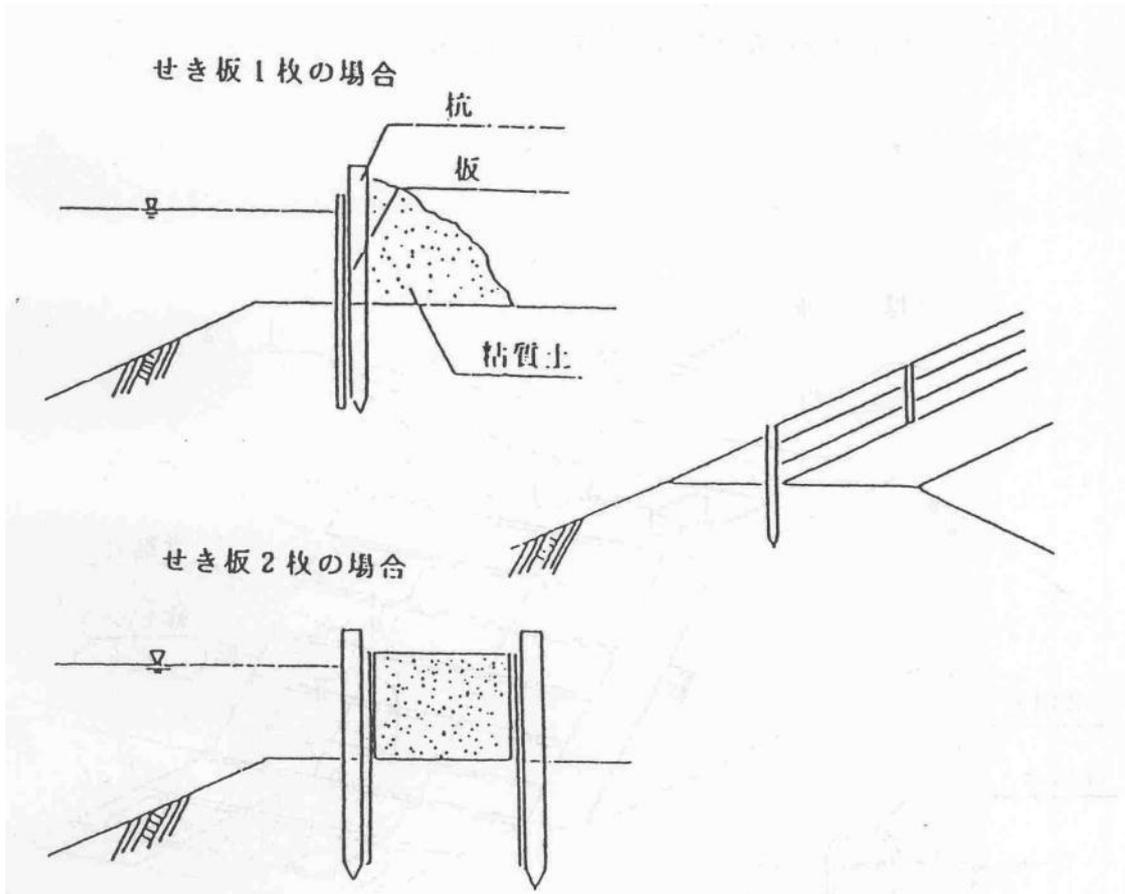
(2)せき板工(図2)

目的：越水防止(板の入手が容易なとき)

材料：板、杭、くぎ、針金、粘性土、防水シート

工法：杭を打ち込み、その前面に板を釘付けして防水堰を作る。または杭を2列に打ち、その両内側に板を釘付けし、中に土砂を充填することもある。

図2 せき板工



(3)裏むしろ張工(図3)

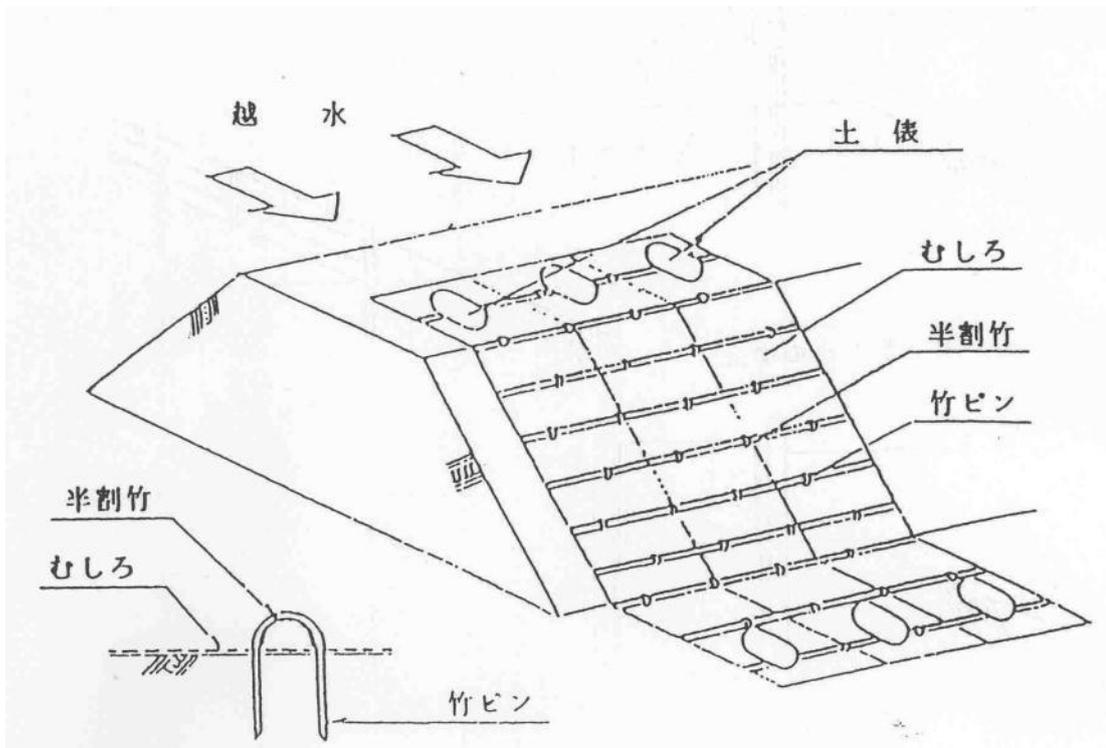
目的：越水したときの堤防崩壊防止

材料：むしろ、竹、土俵

工法：

- I)むしろを最下部、最下流から堤防に長手が平行になるようにおき、竹および竹ピンにてこれを押さえる。
- II)天端、小段、犬走りなどの平場に重り土俵 15m 内外の間隔で長手を堤防に直角になるように置く。
- III)天端にも十分むしろをかぶせ堤体を保護する。

図3 裏むしろ張工



3 浸水防止工法

(1) 釜断工(図4)

目的：裏のり尻平場の漏水、噴水をせき上げて圧力を弱める。

材料：土俵、土のう、塊土、むしろ、縄、防水シート、樋、鉄筋、パイプ

工法：

I)漏水または噴水口の周囲に直径2~3mの環状に積み上げ、この内に水をせき上げて圧力を弱める。

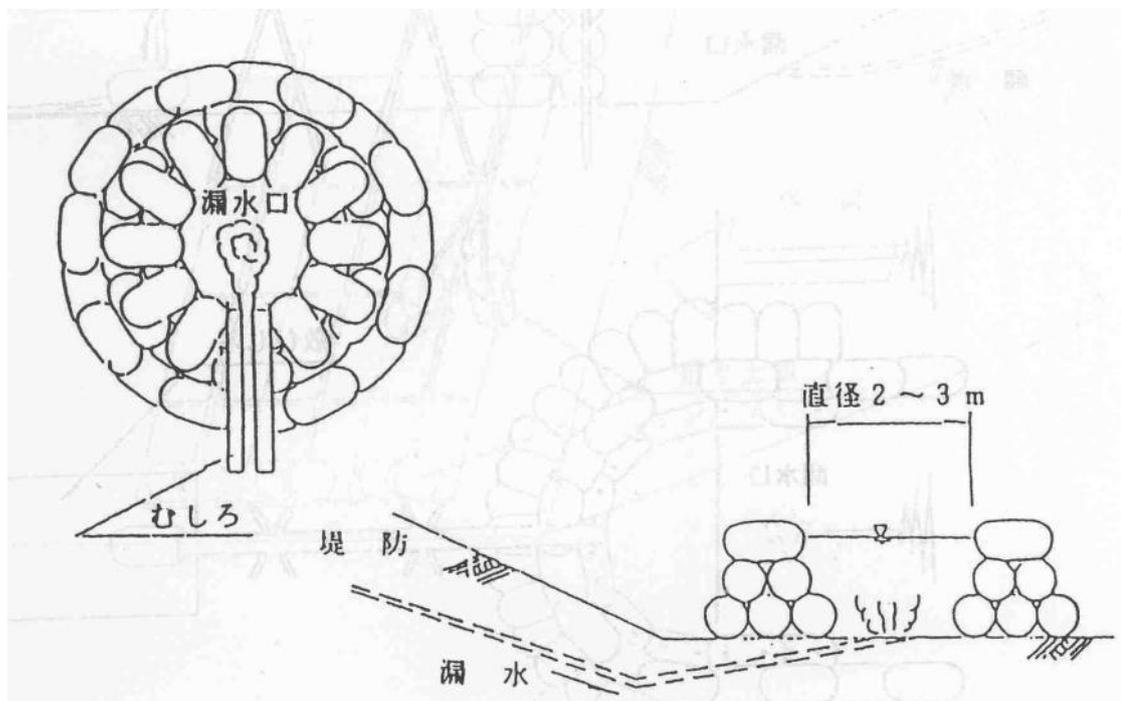
II)水流しにむしろを当て上透水を緩やかに放流させる。

III)土俵と土俵との間に塊土を詰め込んで十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐか、防水シートを全面に押し当てる。

IV)土俵が3段以上のときは杭または鉄筋棒を差し、または杭棚にして崩れを防ぐ。

V)漏水口をふさがないように注意して施工する。又土俵は漏水の水位より高く積み上げないこと。

図4 釜断工



(2)月の輪工(図5)

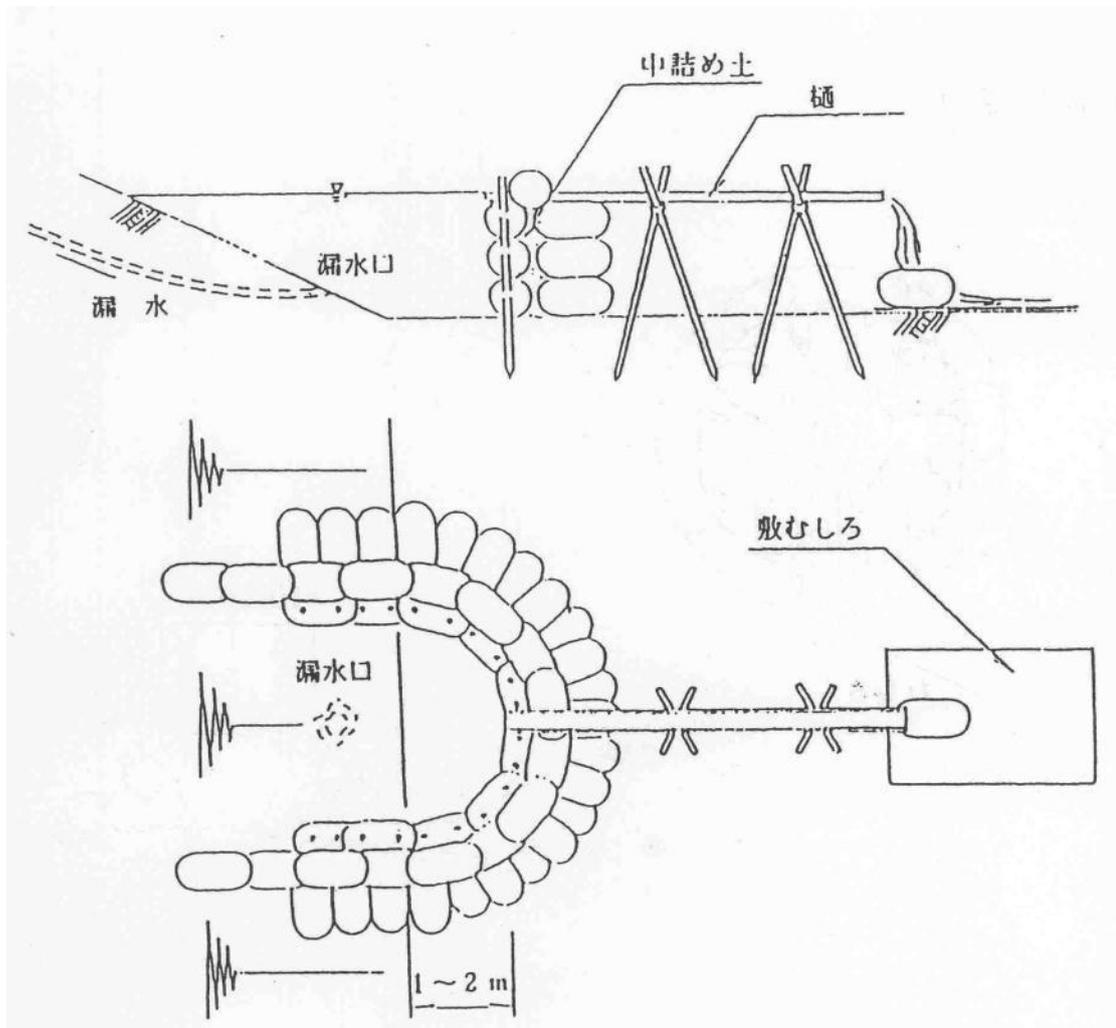
目的：堤防裏のりの漏水をせき上げて圧力を弱める。

材料：土俵、土のう、むしろ、塊土、樋、木杭、パイプ、防水シート

工法：

- I)漏水口の周囲のり先に水位を弱める程度の高さに土俵を半径1~2m程度の半月状に積み上げる。
- II)この中に漏水をためて、上透水を堤内に放流させる。
- III)上透水の流口にはむしろを当てその先に樋をかけて導く。
- IV)土俵と土俵の間には塊土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐか全面に防水シートを張る。

図5 月の輪工



(3) 継ぎむしろ張工

目的：堤防裏のり崩壊および透水防止

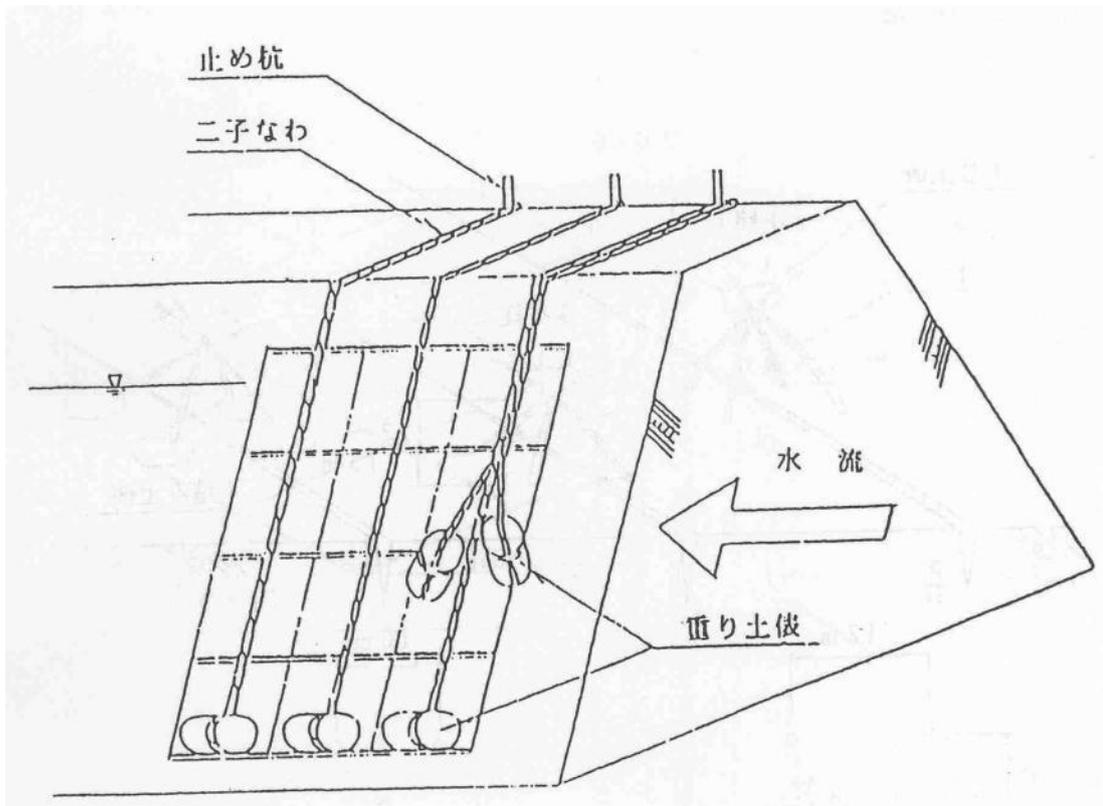
材料：むしろ、縄、竹、土俵、木杭、ロープ

工法：

I) 漏水箇所の全面ののり面にむしろを羽重ねにし、これを縄で縫い合わせ、0.5～0.9 mピッチに力竹を平行に縫い、最下端のむしろに重り土俵を取り付けて留め杭でこれを固定し、上流側に重り土俵をのせる。

II) 堤内で作って、すし巻き様にして天端から手繰り綱をつけて徐々におろす。

図6 継ぎむしろ張工



(4) 五徳縫工(図7)

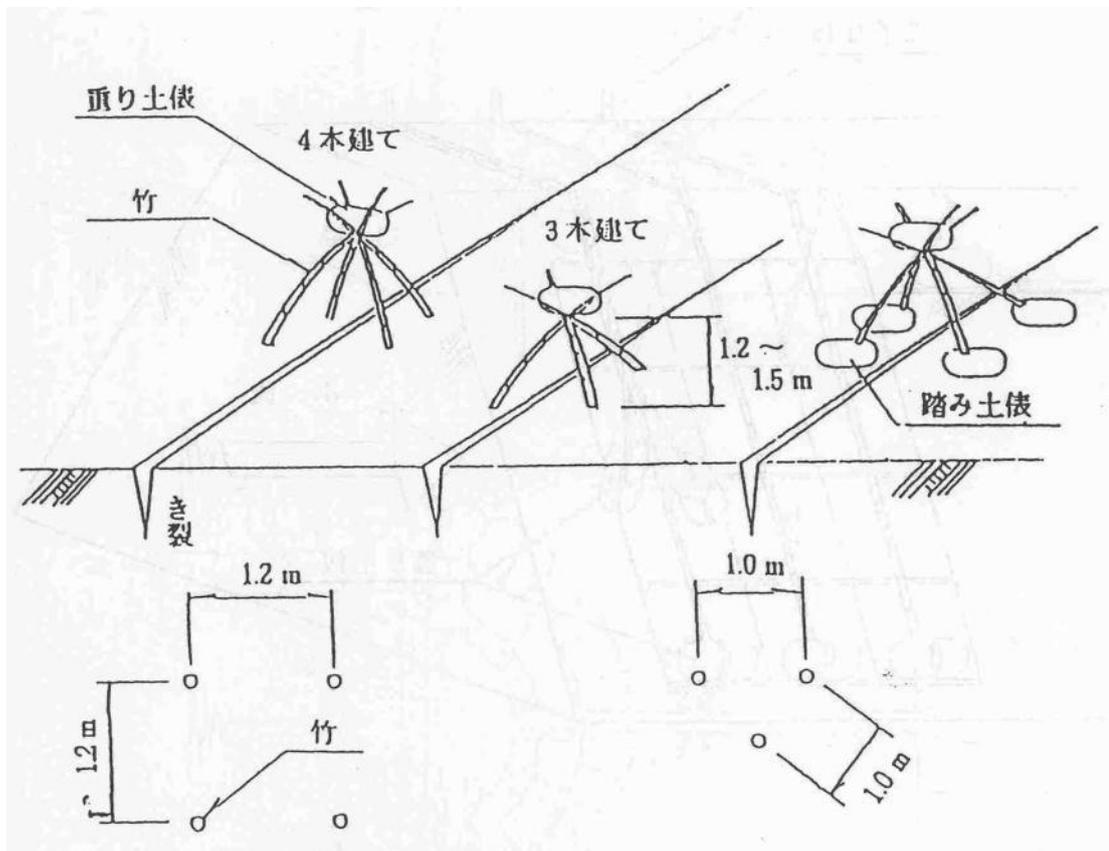
目的：裏のりあるいは天端の亀裂崩壊の拡大防止

材料：竹、土俵、縄、鉄線

工法：

- I) き裂をはさんで竹を3~4本一辺1mぐらいの3~4脚に堤体深く突き差し地上1.2~1.5mぐらいの所を縄または鉄線で結束する。
- II) この上に重り土俵をのせる。
- III) 施行箇所の地盤が特に軟弱なとき、または張芝のないときは、それぞれの竹に踏み土俵を用いる。
- IV) き裂の延長が長い場合は、何組かを適当な間隔に施す。

図7 五徳縫工



(5) 籠止め工(図8)

目的：裏のり堤防の亀裂または崩壊防止

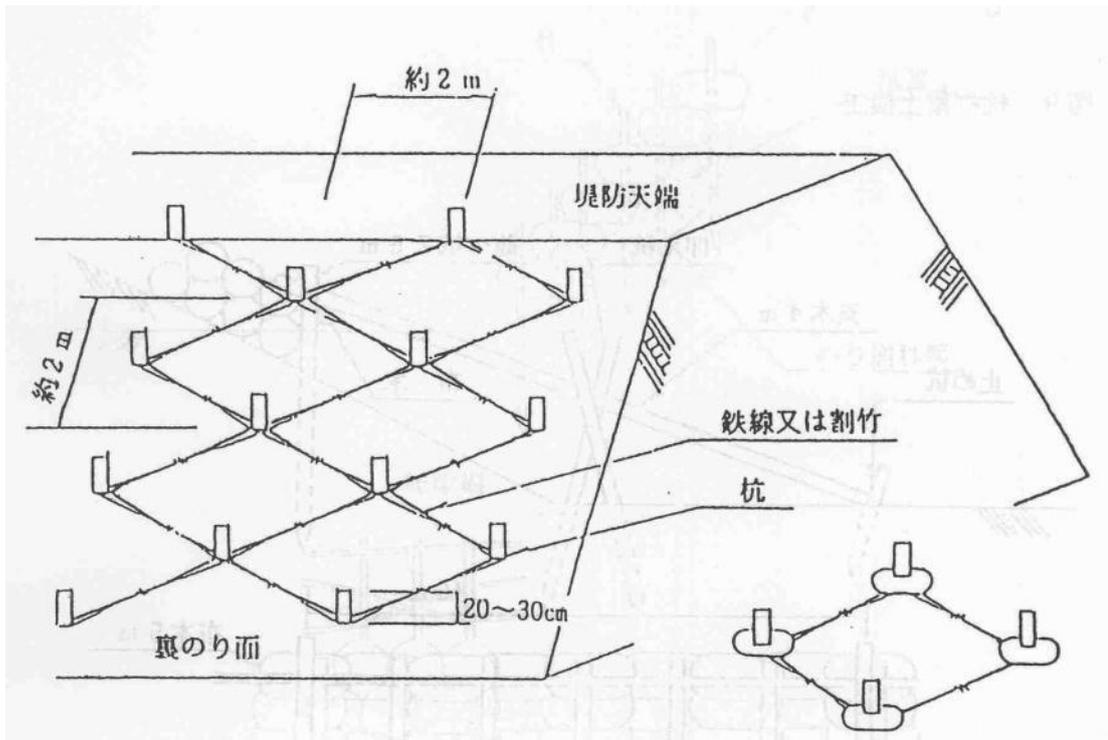
材料：木杭、割竹、縄、土俵、粗朶、鉄線

工法：

I) のり面に長さ 2~2.5m の杭を 2m ピッチに千鳥に打ち込み斜に各杭を割竹にてつぎ合わせる。

II) もし堤体が軟弱な場合は敷粗朶をなし、重り土俵をのせる。

図8 籠止め工



(6) 杭打積土俵工(図9)

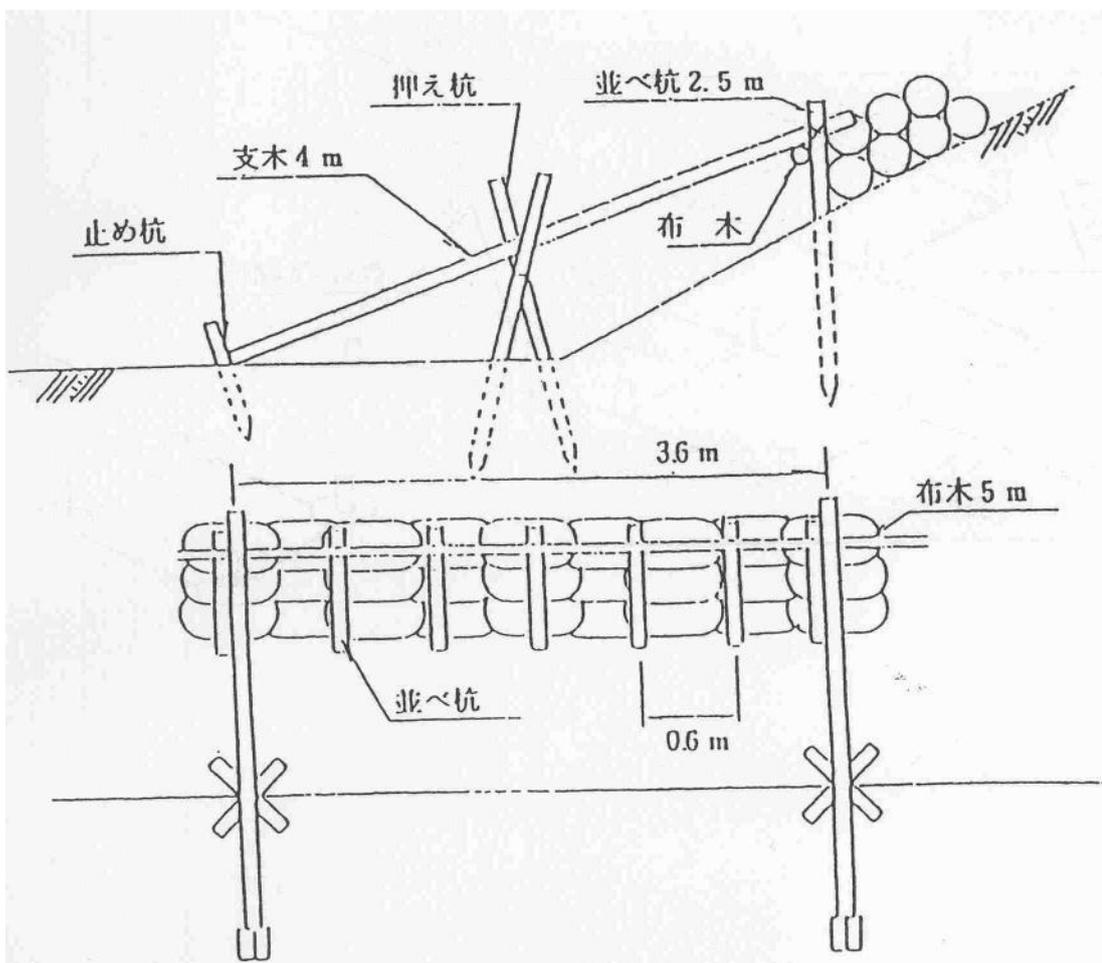
目的：堤防裏のり崩壊防止

材料：並杭、布木、支木、押杭、止杭、鉄線、土俵

工法：

- I) 裏のり面に並べ杭を60cmピッチで打ち込み、上部に布木を取り付ける。
- II) 支木を並べ杭6本につき1本ぐらいの割合で取り付け、支木の根元には止杭を2本並べて打ち込んでとめる。
- III) 支木を押さえるためには支木の中に押杭を2本合掌に打ち込み縄でしぼる。
- IV) 並杭とのり面との間に土俵を長手に積み上げる。
- V) なお、支木がはずれないように必要に応じて押杭の頭と止杭の所に重り土俵をのせる。

図9 杭打積土俵工



(7) 土俵羽口工(図 10)

目的：裏のり崩壊箇所の補強

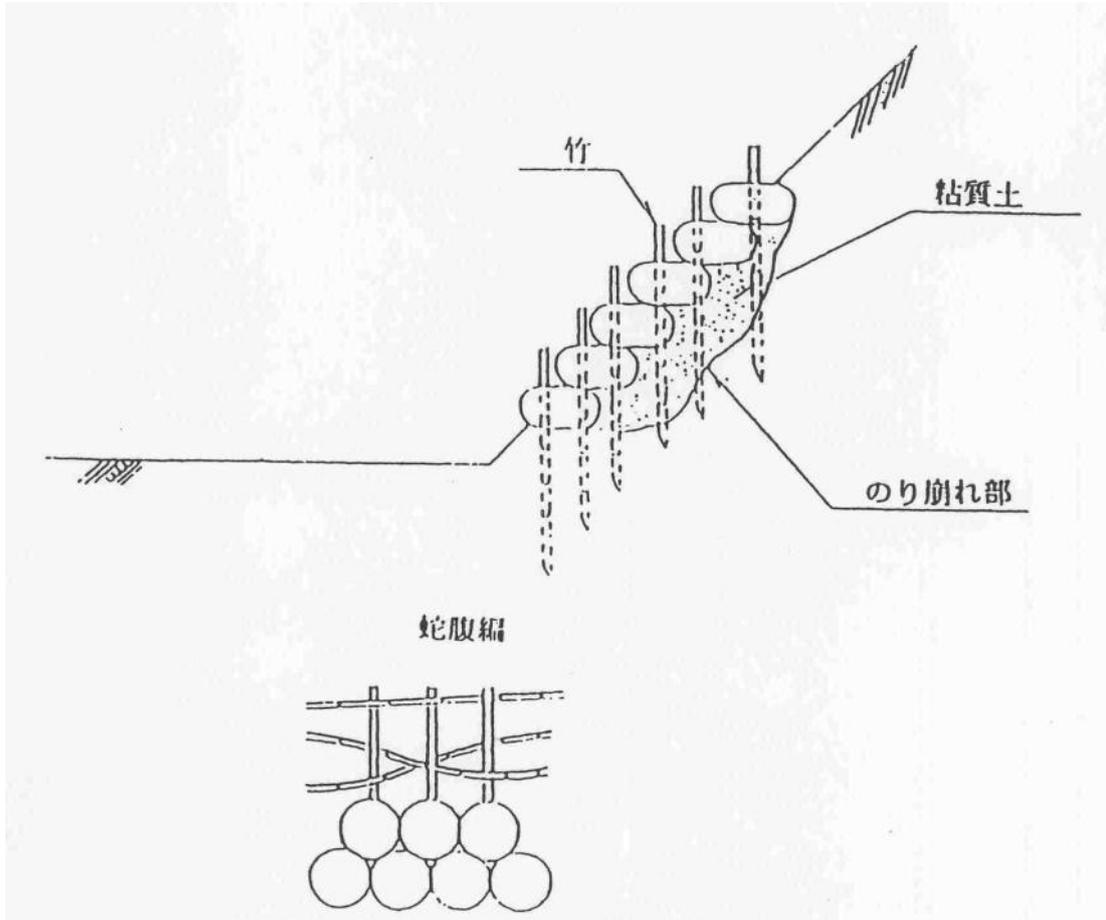
材料：土俵、竹、縄、土砂、割竹

工法：

I) 土俵を小口に並べて1層積んで蛇腹編みとし、その上に土をしいて踏みならす。

II) 順次半俵引きの勾配で土俵を積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。

図 10 土 俵 羽 口 工



(8) 折返し工(図 11)

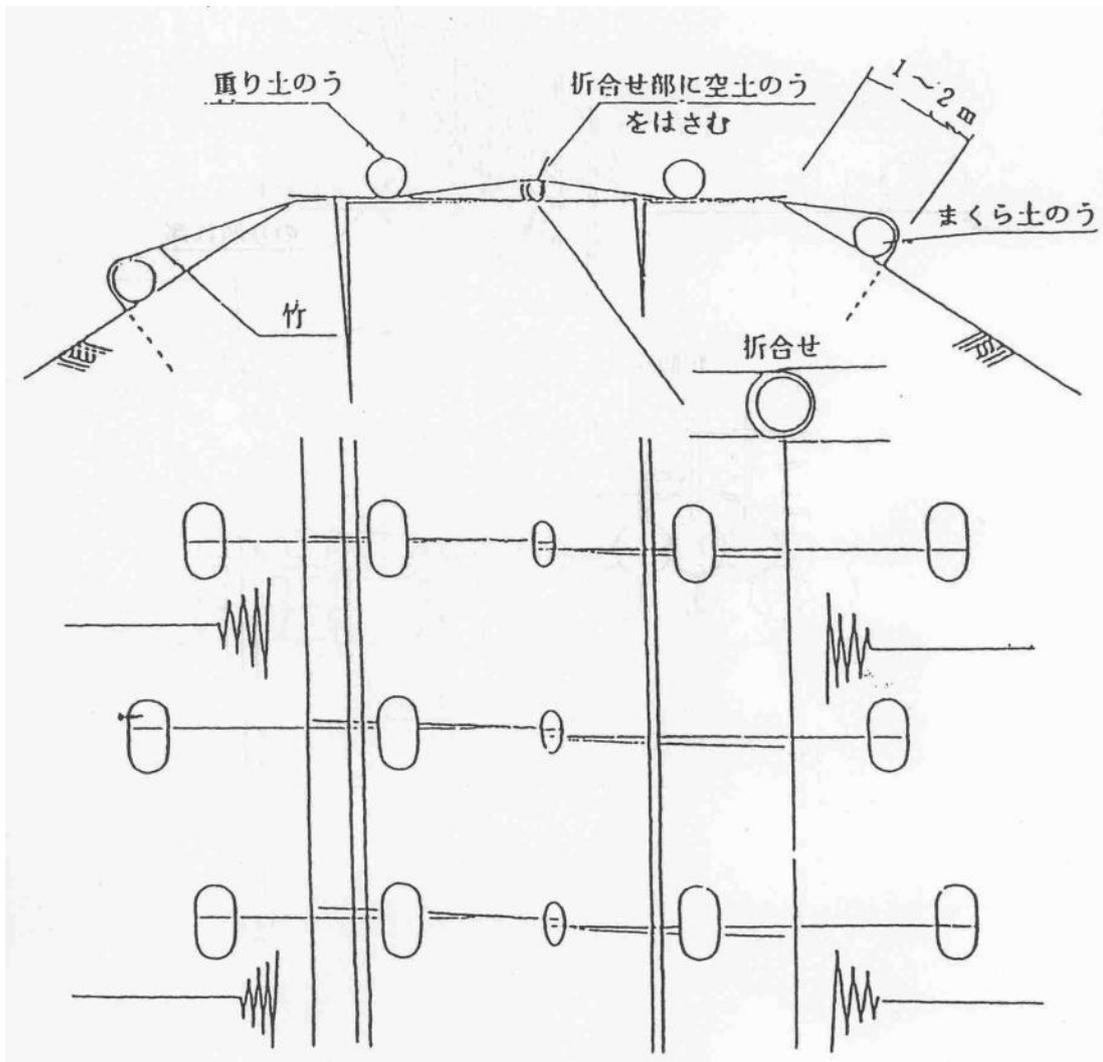
目的：堤防天端の亀裂拡大防止

材料：土俵、棧俵、二子縄、竹

工法：

- I) 天端の表および裏のりに1~2mピッチに竹を突き差し、その根元に土俵を置き、これを枕にして竹を折り曲げる。
- II) 天端で双方の竹を折り返して引きかけて二子縄で結束する。
- III) 竹の折返し部分は折損しやすいため、棧俵などを丸めてしんにする。
- IV) 折返しは数組施工する場合は竹の立て込み位置を千鳥形にして、亀裂の生じないようにする。

図 11 折 返 し 工



4 洗掘防止工法

(1) 木流し工(図 12)

目的：流木を緩和して堤防表のり面洗掘の拡大防止

材料：樹幹(松・杉・樫・椎・檜・柳)等の枝葉の茂ったもの。土俵、留杭、鉄線またはロープ、割竹

工法：

I) 樹木の枝に重り土俵を結びつけ、木の根元を鉄線または割竹あるいは丈夫なロープ

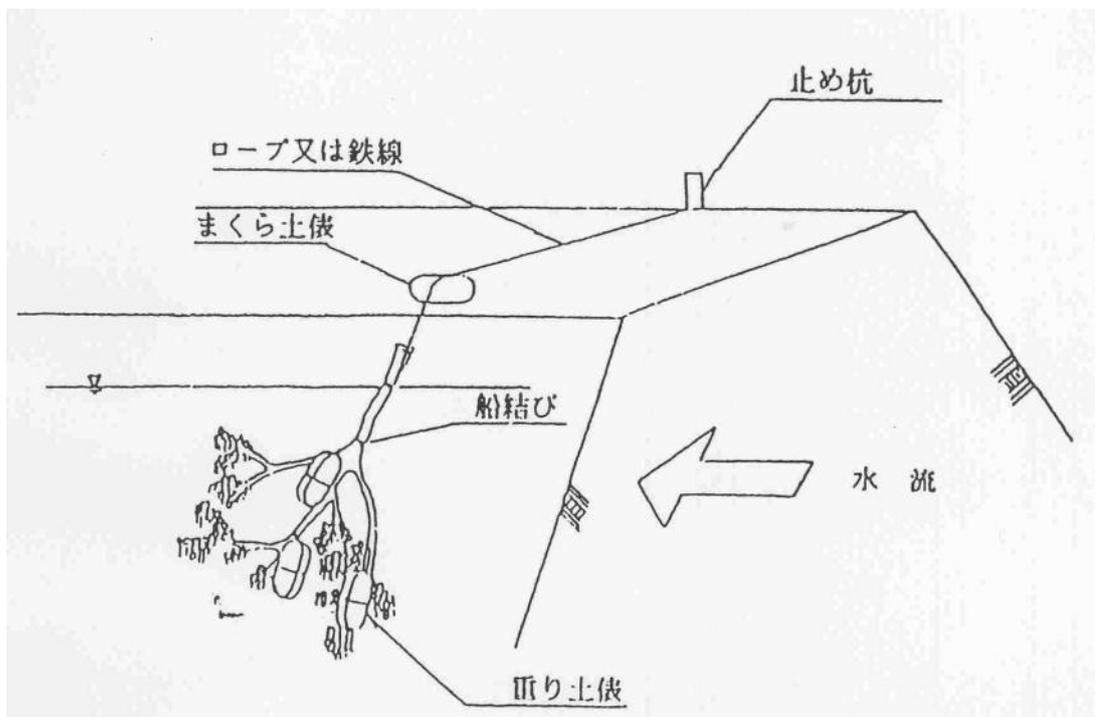
II) この樹木を上流より流しかけて洗掘のり面に落ち着くようにし、ロープを天端の留杭

III) 樹木を流すときに命綱を腰につけた者が水中に入り、かいしゃく(介錯)をする。

IV) 表のり肩に枕土俵(または丸太)をおく。

V) 枝を用いる場合は数本結束して立木のないところでは葉付で「竹流し」をする。

図 12 木 流 し 工



(2) わく入れ工(図13)

目的：流れを緩和し堤脚崩壊面の拡大を防止する。

材料：杭丸太、蛇籠、結束鉄線、玉石

工法：

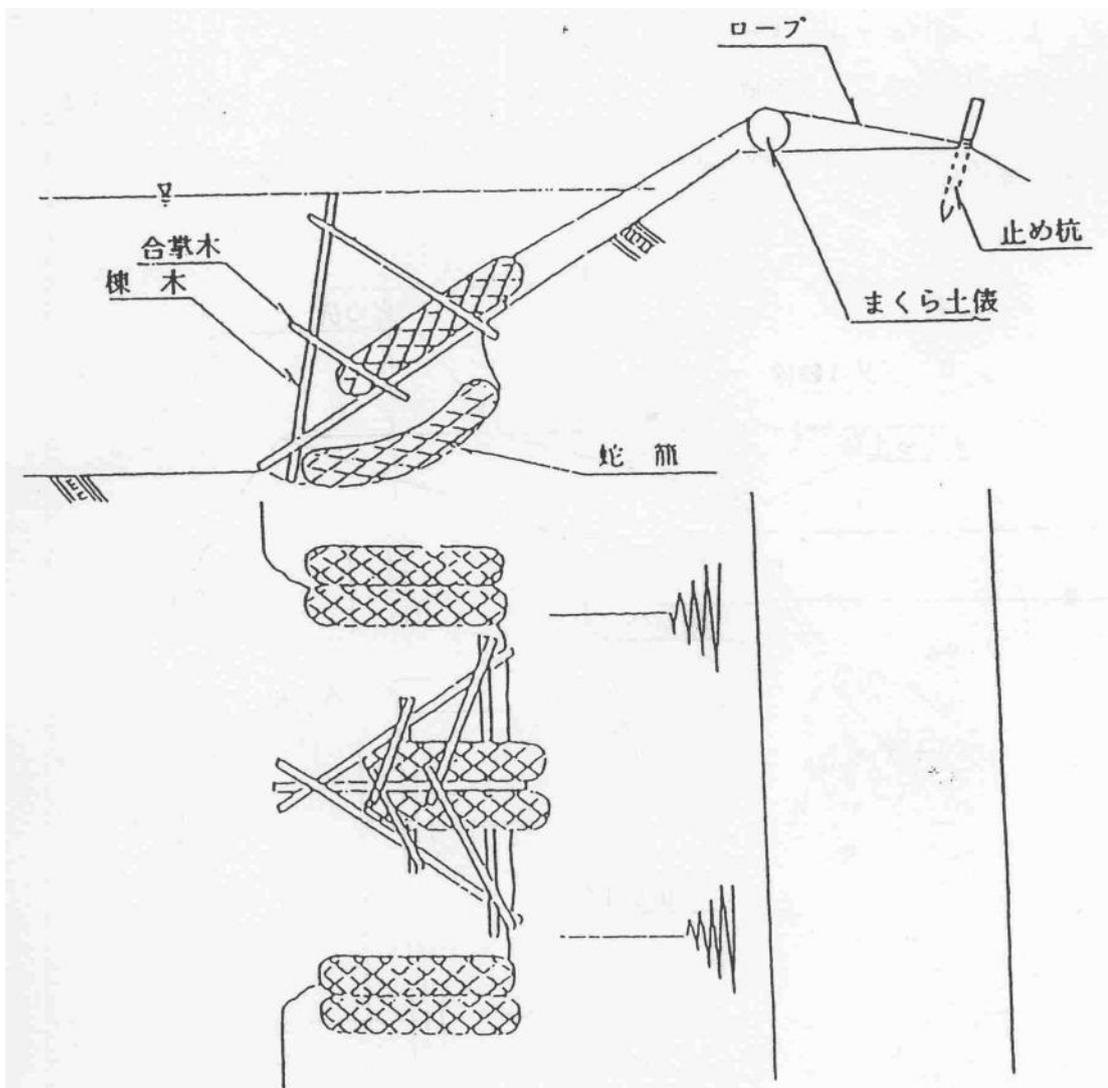
I) 合掌木を三角形に組んで各交差箇所を鉄線で十分結束して起こす。

II) ついで棟木を取り付ける。

III) 敷成木を土俵で抜けぬ程度に並べて結束し、側当木を取り付ける。

IV) 組立てが終わったら予定箇所に沈めると同時に命綱をつけた者がこのの上に乗る、浮き上がるのを押さえつけつつ土俵または蛇かごを入れる。

図13 わく入れ工



(3) 築回し工(図 14)

目的：崩壊堤防のり断面の補強

材料：杭木、竹、土俵

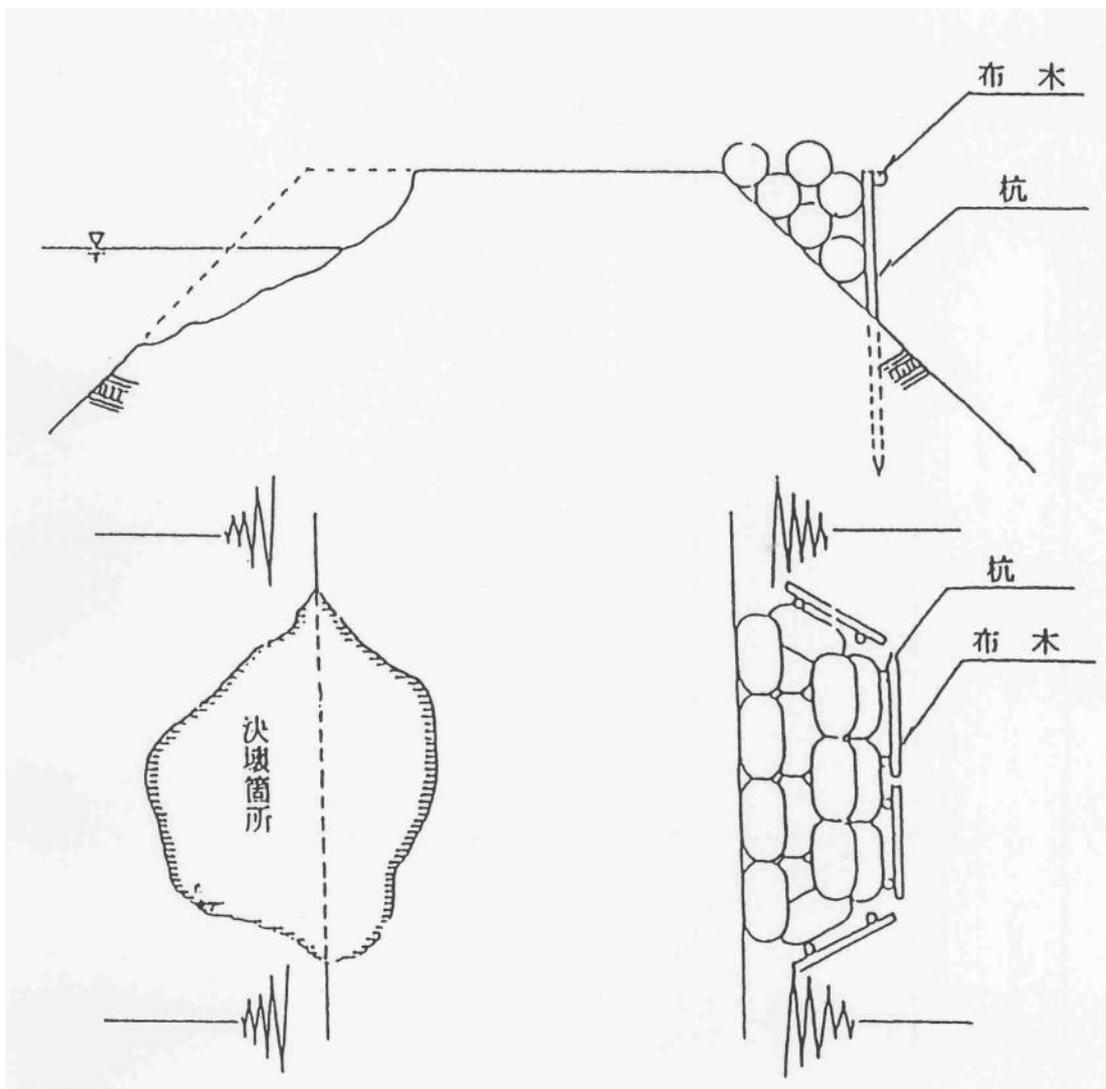
工法：

I) 杭を 90cm 間隔に打ち込みこれに竹棚を編みつける。

II) 内側に土俵をつめる。

III) 表のり崩壊箇所にもしろ張などを行って崩壊の拡大防止をする。

図 14 築回し工



水防工法一覧表

現象	工法	工法の概略説明	主に使用される箇所、河、川	主要材料	適要	
越水	積土俵	堤防天端に土俵または土のうを何段か積み重ねる。	一般河川	土俵、杭、または竹	応急嵩上げ工	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板を当てる。	都市周辺河川(木材の得やすいところ)	杭、板	〃	
	蛇籠積み	堤防天端に土俵の代わりに蛇籠を積む。	急流河川	蛇籠、詰石、むしろまたは防水シート	〃	
	裏むしろ張り	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い場所	むしろ、縄、竹、土俵	応急越流堤工	
浸漏 水 透	川裏対策	釜段	裏小段裏のり先平地に円形に積土俵する。	一般河川	土俵、むしろまたは防水シート、杭、または竹、鉄筋棒、樋	漏水緩和
		月の輪	同上でのりにかかり半月形に積土俵する。	同上	同上	〃
	川表対策	詰土俵	川表の漏水口に土俵を詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土俵、縄、むしろ、杭、竹	漏水止め工
		継ぎむしろ張り	川表の漏水水面にむしろを垂れ被覆する。	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土俵	表のり決壊工にも用いる
		むしろ張り	川面の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	むしろ、竹、縄、土俵	漏水止め工
		畳張り	上記むしろの代りにたたみを用いる。	同上	古畳、杭、土俵、縄	〃

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所、河、河	主要材料	摘要	
浸 透	裏のり亀裂	五徳縫い	裏のり面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土俵、鉄線	き裂防止
		竹挿し	裏のり面の亀裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	同上	竹、土俵	滑動防止
		力杭打ち	裏のり先付近に大きな杭を並べる	粘土質堤防のすべり面にそい滑動するもの	杭、竹、土俵	すべり面に沿い滑動
		籠止め	裏のりを菱形様に杭打ち竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土俵、粗朶	滑動防止
	裏のり破崩壊	立籠	裏のり面に蛇籠を立て被覆する。	砂質堤防 急流河川	蛇籠、詰石、杭	裏のり補強
		杭打ち積土俵	裏のり面に杭を打ち並べ中詰に土俵を入れる。	砂質堤防	杭、布木、土俵、鉄線	〃
		土俵羽口	裏のり面に土俵を小口に張り上げる。	一般堤防	土俵、竹または杭	〃
		築回し	裏のり面に杭を打ち中詰土俵を入れる。	同上	土俵、杭棚材、布木	〃
		繫杭打	杭を数列のりの上下に打ち並べこれを連結し、中詰土俵を入れる。	同上	杭、丸太材、縄、土俵	〃
		棚搔詰土俵	上記の工法とほぼ同じで棚をかく。	同上	杭、棚材、そだ、土俵	〃

現象	工法	工法の概略説明	おもに使用される箇所、河、川	主要材料	摘要	
浸透	天端付近の亀裂	折返し	天端の亀裂を両肩付近に竹を挿し折り曲げて連絡する。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	き裂防止
		杭打ち繋ぎ	同上、竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	〃
		控取り	亀裂が天端から裏のりにかかるもの、折り返しと同様。	粘土質堤防	竹、土俵、縄	〃
		繋ぎ縫い	同上の現象で杭打ち繋ぎと同様。	砂質堤防	杭、鉄線、土俵	〃
洗掘	木流し	樹木を重り土俵をつけて流し被覆してやる。	急流河川	立木、土俵、縄、鉄線、杭	洗掘防止	
	むしろ張り畳張り継ぎむしろ張り	堤防表のり面をむしろまたは畳で被覆する。	芝付き堤防で比較的緩流河川	むしろ、縄、竹、土俵、畳	〃	
	築回し	裏のり面に杭を打ち中詰土俵を入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭棚材、布木、土俵、板	洗掘防止、裏のり崩壊の断面補充にも用いる	
	立籠	表のりに蛇籠を立てて被覆する。	砂利堤防、急流河川	蛇籠、詰石、杭、鉄線	洗掘防止	
	わく入れ	川倉、牛わく、猪の子などを入れる。	急流河川、かなり河幅の広い河川	わく工材	〃	
	捨石	大きな石または石表などを投入する。	急流河川	石、石表	〃	

Ⅷ-9 新震度階級

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がはいることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにおおきなひび割れ・亀裂はいるものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- ※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状態でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※4 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

3 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる。下水管やマンホールが浮き上がる。建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては、天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

4 ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度の以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガスの供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のために自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

5 大規模構造物への影響

<p>長周期振動による 超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期振動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の震動波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

Ⅷ-10 災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

(令和4年3月)

災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

1. 趣旨

災害時における安否不明者ならびに行方不明者および死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりをすることから、災害時の円滑な運用を目的とし、公表方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、国からのガイドライン等が示された場合や運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

安否不明者：当人と連絡がとれず安否がわからない者

死者：災害が原因で死亡した者

行方不明者：災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者

3. 公表の方針

①安否不明者

災害時において、安否不明者の氏名等の情報を公表することが救出・救助活動に資する場合は、住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者である当該安否不明者に係る情報を除き、原則として公表する。

公表に際しては、予め、氏名等の公表について家族等の同意を得るよう努めるものとする。ただし、家族等の意向の確認に時間を要する場合はこの限りでない。

②死者・行方不明者

原則として公表しない。

ただし、大規模災害時において、死者または行方不明者の氏名等を公表することが公益上特に必要があると認める場合は、氏名等の公表についてその家族等が同意した死者または行方不明者（住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者を除く）の氏名等を公表することができる。

4. 公表内容

氏名、住所(町・大字まで)、年齢、性別、被災の状況を公表することを原則とする。ただし、死者・行方不明者にあつては、家族等の同意を得られた範囲の情報に限る。

5. この公表方針は、市町や警察の公表方針を妨げるものではない。

[X 様式等]

区-3 災害被害即報様式(その3-農業関係被害、避難勧告等)

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対象					被害面積	備考 (被害の程度・規模等)	
		市町村名	地先名		田畑	農作物	林地	農業施設	林道			

農業関係被害等についての区分

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農地被害施設	8-4	林地被害	8-5	林道被害
-----	-------	-----	------	-----	--------	-----	------	-----	------

区-4 「第1号様式(火災)」

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県名	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災の種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮火日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態 用途				事業所名(代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者		人			
	重傷		人			
	軽傷		人			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟	計 棟		焼損面積	m ² (林野 a)
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助 活動状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない場合は、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

区-5 「第2号様式(特定の事故)」

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別
防災区域内の事故
 - 2. 危険物に係る事故
 - 3. 原子力災害
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種. 第一種. 第二種等. その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1.危険物 2.準危険物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス		物質名			
	5.毒劇物 6.R I 等 7.その他()					
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()					
施設の概要			危険物施設 の区分			
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者			
			重症 人(人)			
			中等症 人(人)			
			軽症 人(人)			
消防防災活動状 況および救急・ 救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自営防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消防防災ヘリコプター		機 人	
			海上保安庁		人	
		自 衛 隊		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他		人		
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

区-6 「第3号様式(救急・救助・武力攻撃災害等)」

第 報

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害	
発生場所		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法
事故の概要		
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)
	計 人	{ 重傷 人(人) 中等傷 人(人) 軽傷 人(人)
不明	人	
救助活動の要否		
要救護者数(見込)	救助人員	
消防・救急・救助活動状況		
災害対策本部等の設置状況		
その他参考事項		

(注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がと

れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

区-7 第4号様式(その1)「災害概況即報」

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 分 時 日			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住宅被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確

認」等)を記入して報告すれば足りること。)

区-7の2 第4号様式(その1) 別紙

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

区-9 第5号様式「災害確定報告」

市町村		草津市		区		分		被害	
災害名				田	流失・陥没	ha			
確定年月日		月 日 時確定			冠 水	ha			
報告者名				畑	流失・陥没	ha			
					冠 水	ha			
区的分		被害		文教施設		箇所			
人的被害	死者	人		病院		箇所			
	行方不明者	人		道路		箇所			
	負傷者	重傷	人	橋梁		箇所			
		軽傷	人		河川		箇所		
住家被害	全壊	棟		港湾		箇所			
		世帯		砂防		箇所			
	半壊	棟		清掃施設		箇所			
		世帯		崖崩れ		箇所			
	一部損壊	棟		鉄道不通		箇所			
		世帯		被害船舶		隻			
	床上浸水	棟		水道		戸			
		世帯		電話		回線			
		人		電気		戸			
	床下浸水	棟		ガス		戸			
世帯			ブロック塀等		箇所				
非住家	公共建物	棟		罹災世帯数		世帯			
		世帯		罹災者数		人			
	その他	棟		火災発生		建物件			
				危険物		件			
				その他		件			

区的分		被害		都害		名称			
公立文教施設		千円		道対策		設置		月日時	
農林水産業施設		千円		府策		解散		月日時	
公共土木施設		千円		県本					
その他の公共		千円		災部					
小計		千円		設置					
公共施設被害		団体		災害					
その他	農産被害	千円		市対策					
	林産被害	千円		町村本					
	畜産被害	千円		部					
	水産被害	千円		計		団体			
	商工被害	千円		災害					
				適応					
				市町村					
			救助法						
			計		団体				
	その他	千円		消防職員		出動延人数		人	
被害総額	千円		消防団		出動延人数		人		
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類・概況								
消防機関の活動状況									
その他(避難勧告・指示の状況)									

区-10 被害即報事項事例

別表 2(被害即報事項例示)

事 項	例 示
(1) 市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号の接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、 第2号配備体制(職員約○○名配置)を指示
(2) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水 位は上昇する見込みである。 ○○川は○○地点において○時頃○米にわたり決壊し、浸水 家屋多数発生現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中
(3) びわ湖水位上昇に伴う被害状 況	びわこ水位上昇に伴い○○地区の湖岸○○ha 浸水、農作物○ ○の状態
(4) 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通の状況	県道○○線は○時頃がけくずれのため○○地点において不 通となった。復旧の見透しは現在のところ不明、○時以降管 内のバス交通はすべて運休
(5) 電力通信関係の情報 (停電状況、と絶状況等)	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中 ○時以降町役場と○○地区間の電話不通
(6) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中給水車○台 を派遣し、緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもし れない。)
(7) ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○戸がガス供給停止、復旧の見透しは 不明
(8) 避難関係の情報 (避難指示発令状況、避難理由、 避難世帯数、避難場所)	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地 区約○○○世帯に対し避難指示を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中
(9) 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、 性、年齢)	○○時頃○○において、がけくずれのため男○名が生き埋め になった。現在地元消防団員約○○○名が出動し救出にあた っている。
(10) 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上 浸水、床下浸水等の概況、原因 等)	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床 上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水 決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生し ているもよう。なお今後も増加する見込みである。(災害救助 法適用基準に達するかもしれない。)

事 項	例 示
(11) 非住家の被害状況 (学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○米の強風により倒壊した。
(12) 市町村災害対策本部のとした 主な応急対策実施状況	○○地区○○時に避難指示を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊出しを実施中 ○○川の決壊箇所消防団員約○○○名を出動させ応急 復旧作業中
(13) 県への要請事項 (市町村災害対策本部が応急対策 を実施するための必要資機材の 調達斡旋に関する要請等)	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋至急調達 して送付してほしい。○○地区が孤立しているので、カン パン○○筒を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg至急調達してほしい。
(14) 災害写真 (フィルムおよび説明書添付した もの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流失、 その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真
(15) 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	○○地区で○月○日から連絡つかず、住民の動向が懸念さ れる。
(16) 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的 に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等
(17) 作業日報	市町村における主要の活動状況について毎日 17 時現在 で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはそ の都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 ① 災害対策本部の設置状況(開設、閉鎖の日時) ② 避難指示の状況避難場所設置状況(ヶ所数、人員) ③ 消防機関の活動状況(作業内容別、団員数、職員数) ④ 応援措置、救助活動の概要 ⑤ 音信不通、状況の把握できない地区名

区-11 パトロール結果報告書

パトロール結果報告書		調査区域	_____
報告者	_____ 班 _____		
パトロール日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分		
パトロール場所	パトロール時間	現場状況	
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		
	時 分	(河川水位) 護岸天端より _____ c m (隧道) 水深 _____ c m (ゲート) 異常あり ・ 異常なし (スクリーン) 異常あり ・ 異常なし	
	確認状況		

区-12 水防実施状況報告書

水防実施状況報告書

管理団体名									指定・非指定の別					
水防実施時の台風または豪雨名									報告年月日 年 月 日					
場所		川 岸		左 地先		右		m		人	手当	円	円	円
日時		自		月		日					その他	円	円	円
出動人員数		消防機関に		属する者		人		その他		計	円	円	円	
水防作業の概況および工法		工法		箇所		m				資材費	円	円	円	
水防の結果	効果	堤防	田	畑	戸	道路	鉄道	人口	合計	円	円	円		
		m	h a	h a	戸	m	m	人	かます俵	枚	枚	枚		
	被害	m	h a	h a	戸	m	m	人	むしろ	枚	枚	枚		
										なわ	kg	kg	kg	
										丸太	本	本	本	
											その他			
他の団体よりの応援の状況									立退きの状況およびそれを指示した理由					
居住者出動状況									水防功労者の氏名年齢所属およびその功績概要					
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異常の有無および緊急工事を要するものが生じた時はその場所および損傷状況					
現場指導官名									水防活動に関する自己批判					
水防関係者の死傷									備考					

区-13 災害情報等受理通報書

様式第1号

災害情報等受理通報書

災害対策本部(総括班)

1) 情報等受理内容

受理(入手) 日 時	年 月 日	AM 時 分	受理者名
受 理 (入手)先	機関名 氏 名		
情報等内容要 点	被害箇所		
	被害情報等の要点		

2) 情報等処理内容

処理日時	年 月 日	AM 時 分	処理者名
通報・指示 要請先	班(班長・副班長・連絡員) (その他)		
処理内容要点 を箇条書きに する。	区分	通報・指示・要請・その他 (該当するものに○を付すこと。)	
	班		

災害時通報・指示・要請の対応結果報告書

班長
班 副班長名
連絡員

通報・指示 要請番号	No.		
対応	対応日時	年 月 日	AM 時 分
	PM		
	内容(詳細に記入すること)		
応援を求め た班名			

区-14 家屋被害調査結果報告書

様式第2号

家屋被害調査結果報告書

[班 課]

報告者氏名		報告日時		年	月	日	時	分
町内会名								
住家・非 住家別	非住家 の種類	被災世帯名	住 所	家族数	被災の状況		便槽への 浸 水	
					床上	床下	cm	有・無
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
住・非								
計							戸	

※○ 住家・非住家の別欄は該当するものを○で囲んでください。非住家の場合はその種類を記入してください。(倉庫・車庫等)

- 被害状況の区分欄は、浸水、全壊、半壊、一部損壊、流出等を記入してください。
- 家族数、浸水の床上、床下の別は、関係機関に報告する関係上、必ず記入してください。

区-15 り災者台帳

様式第3号

り災者台帳

(表面)

(年 月 日現在)

世帯主	氏名		住所		
	生年月日		避難先		
	性別		連絡先		
り災事項	被災日時		被災場所		
	災害の原因	台風 号	大雨 洪水	強風 暴風 地震	
	住家	所在地			
		種別	自家 自家以外	棟数	棟
		被害の程度	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 準半壊に至らない (一部損壊)		
	非住家	所在地			
		種別	自家 自家以外	棟数	棟
		被害の程度	全壊 半壊 全焼 半焼 流失 一部破損		
	家財	流失 滅失 焼失	き損	分の1以上	
	生命	死亡 人、行方不明	人、重傷	人、軽傷 人	
	その他				
	調査状況				
	調査申請日	(第一次)	(第二次)	(再)	
	調査実施日	(第一次)	(第二次)	(再)	
	証明書交付状況				
世帯員	氏名	続柄	性別	生年月日	
必要な救助	避難所 応急仮設住宅 炊き出し 飲料水 被服寝具 医療 助産 救出 住宅応急修理 学用品 埋(火)葬 死体搜索 死体処理 障 害物除去 災害弔慰金 災害救護資金 その他()				
要配慮者該当事由等					

(注)生命のり災害程度を世帯人員の備考欄に記入のこと

(裏面)

月 日	援 護 状 況 等

(注) 援護状況等には、救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を記載し、できれば義援金品の内容を明記すること。

区-16 リ災証明書

様式第4号

第 号

リ災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	備考

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）		
被害区分	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 埋没		
住家の種別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<u>自家の種別</u>	<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 自家以外

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

草津市長

⑩

区-17 避難所収容者名簿

災害年月日												
災害種類		避難所名										
住所	氏名	性別	年齢	備考	避難所収容期日							
					月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	

区-18 避難所開設日誌

災害年月日			
災害種類		避難所名	
月 日 曜日 天候		責任者氏名	記載者氏名
		印	印
収容人員		記事	給貸与に関する事項 従事職員の氏名
給 与 人 員	朝食		
	昼食		
	夜食		

区-19 物品出納簿

避難所名

災害年月日		災害種類		品目		
年月日	受人	払出	用途	受領者印	残高	

区-20 被災者救助明細書

救助事項別							
取扱所							
住所	世帯主氏名	家族の 構成人員	給 貸 与 品	数 量	月 日	責 任 者 印	備 考

区-21 応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書

様式1

災害救助用米穀引渡申請書

番 号
年 月 日

知 事
農業・農村振興事務所長 殿

農業・農村振興事務所長
取 扱 者

1. (給食を必要とする理由)
2. 申請数量 精米kg
3. 給食対象人員
4. 給食延食数
5. 受渡場所 (複数の場合は場所別数量)

区-22 応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書

様式2

災害救助用米穀所要数量通知書

番 号
年 月 日

滋賀農政事務所長 殿

滋賀県知事

1. (給食を必要とする理由)
2. 取扱者別、引渡場所別、所要数量

区-23 災害救助用米穀売却指示書

様式 3

災害救助用米穀売却指示書

番 号
年 月 日

(卸売業者) 殿

滋賀農政事務所長

1. 米穀売却指示数量 精米kg

2. 受取人および引渡場所

区-24 災害救助用米穀引渡申請書

(別紙様式 2 号)

災害救助用米穀引渡申請書

第 号
年 月 日

滋賀食糧事務所長
○○○○支所長 殿
○○○倉庫責任者

申請者
市町村長 氏名 印

年 月 日をもって発動された災害救助法に基づく災害救助用米穀として、下記のとおり政府所有食糧を緊急引渡し下さるよう申請します。
なお、引取物品は連絡可能となり次第滋賀県知事に買い受け手続きを致します。

記

1. 引渡物品の種類、数量
2. 引渡希望者倉庫名
3. 引渡申請数量算出基礎
 - (1) 被害の概要
 - (2) 数量

	給食者延人員 人	数量 (精米換算) kg
被災者用		
救助者用		
計		

(注 1) 被害の概要には被害の種類、戸数とその程度、被災者人員等を記入する。

(注 2) 公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

区-26 世帯構成員別被害状況書

様式第1号

世帯構成員別被害状況書

区 分		全壊（焼）	流 失	半壊（焼）	床上浸水
世帯構成員別世帯	1人世帯				
	2人世帯				
	3人世帯				
	4人世帯				
	5人世帯				
	6人世帯				
	7人世帯				
	8人世帯				
		計			
構成内訳	大人	男			
		女			
	小人	男			
		女			
児童生徒	小学生				
	中学生				

(年 月 日 時現在)

区-27 生活必需品等必要状況

様式第2号

生活必需品等必要状況

(避難所名

)

品名		必要数	
寝具	毛布		
	布団		
衣服	作業服		
	服	大人 男女別	
		子供 男女別	
	肌着	大人 男女別	
子供 男女別			
身の回り品	タオル		
炊事用具	鍋		
	炊飯器		
	プロパンガス		
食器	茶碗		
	皿		
	箸		
日用品	石鹸		
	ちり紙		
	歯ブラシ		
光熱材料	マッチ		
	ローソク		
衛生用品	紙おむつ		
	生理用品		

区-28 義援金品拠出者名簿

様式第1号

義 援 金 品 拠 出 者 名 簿

				町
年 月 日	住 所	氏 名	拠出区分	数 量

区-29 義援金品引継書

様式第2号

義 援 金 品 引 継 書

引継者	機関名		職氏名	印
引受者	機関名		職氏名	印

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1. 引継年月日
2. 引継場所
3. 引継金品

次表のとおり(車両番号)

金品区分	単 位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由・その他

(注)1. 2部作成し、授受両機関とも保管する。

2. 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

区-30 義援金品受領書

様式第3号

義 援 金 品 受 領 書		No.
殿		
(住所 氏名)		
1. 現 金	金	円
2. 物 資		梱包
ただし	災害の義援金品として 上記のとおり受領しました。	
年	月	日
機関名		
(取扱者		印)

区-31 現金出納簿

様式第4号

現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残

区-32 義援品受払簿

様式第5号

義 援 品 受 払 簿

年月日	適	用	受	払	残	て ん 未

区-33 緊急輸送車両確認申請書

様式第1号

申 請 書

緊急輸送車両確認申請書			
滋賀県知事 殿			
滋賀県公安委員会 殿			
		年 月 日	
		申請者住所 (電話)	
		氏名	印
番号票に表示 されている番号			
輸 送 人 員 または品名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
通 行 の 目 的			
車 両 の 種 別			
備 考			

区-34 緊急輸送車両確認証明書

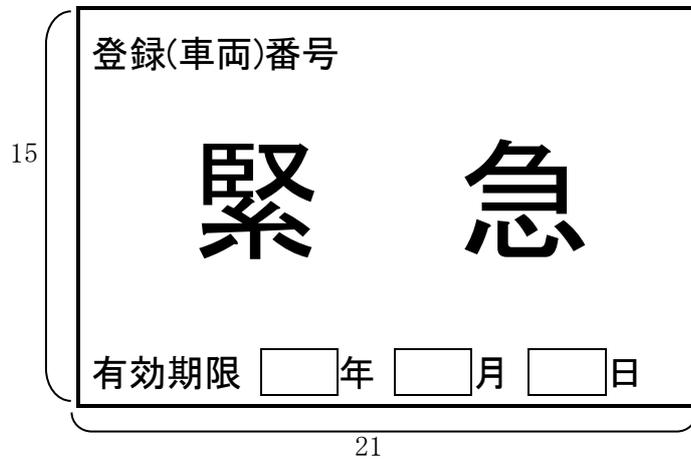
様式第2

証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号票に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

区-35 緊急車両標章

様式第3号



- 備考
1. 色彩は記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

区-36 「災害状況報告書」(様式第1号)

様式第1号

災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	年 月 日 時 分
送信者氏名		所属部局	

第 報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況	災害の 原因	
-----------	--	-----------	-------	-------	-----------	-----------	--

1 被害の概要、発生患者数等

市 町 村 名	全 戸 数	全 壊	半 壊	流 失	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	被 害 率	ね ず み 族 昆 虫 駆 除 の 地 域 指 定 の 要 否	有 代 執 行 の 必 要 の 無	の 災 害 救 助 法 適 用 の 無	発生患者数					備 考	
												患 者	擬 似	保 菌 者	計	死 者		

2 災害防疫所要経費の概算額

県分

市分

3 感染症指定医療機関の被害の概略

4 ①その他参考となる事項(県)

②その他参考となる事項(市)

区-37 「災害防疫活動状況報告書」(様式第2号)

様式第2号

災害防疫活動報告書

報告機関名

約束番号		1			2		3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
月日	区分	赤痢患者発生数			前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数へ応援を除く	防疫活動をしている保健所数へ応援を除く	保健所職員へ雇用職員を含むの防疫活動従事者数	本庁職員へ雇用職員を含むの防疫活動従事者数	消毒方法を行った戸数	ねずみ族昆虫駆除を行った戸数	感染症予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
		真症	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者														
/	当日																					
	累計																					
/	当日																					
	累計																					
/	当日																					
	累計																					
/	当日																					
	累計																					
計	当日																					
	累計																					

報告に際しての注意事項

- ① 「1. 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2. 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1. 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「8. 消毒方法を行った戸数」および「9. ねずみ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、市町村または都道府

県が実施したものをいう。

④「15. 備考」には、り災地域における赤痢以外の1類から3類感染症患者数、感染症指定医療機関以外への入院患者数および県の執行による実施戸数(消毒方法、ねずみ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。

⑤防疫活動終了の時は、その旨報告すること。

⑥防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

区-38 「災害防疫作業日誌」(様式第3号)

様式第3号

災 害 防 疫 作 業 日 誌

作業(業務)内容	検便、予防接種、給水、清潔、消毒、そ昆、検病			
日 時	月	日	時 より	時 まで
実 施 量	戸 人 件			
従事者数 人	本庁職員	人	他県応援隊	人
	衛環センター職員	人	自衛隊	人
	保健所職員	人	日赤	人
	市町村職員	人	臨時雇上	人
使 用 備 品	自動車	台	時間・走行距離	km
お よ び	ろ水器	台	(大・中・小型)	時間
実 働 時 間	噴霧器	台	(大・中・小型)	時間
使用薬剤・消耗品等				
実施地域または場所				
報 告 者 氏 名				
備 考				

(注)この票は、業務内容ごと、班等の単位ごとに作成すること。

区-39 「患者台帳」(様式第4号)

様式第4号

患 者 台 帳

病名													
番号	発生受付日時	住所	氏名 性年齢	本人職	発病	擬以 診断	届出	入院 場所	入院 月日	転帰判	感染 系統	入院後 検査成績	届出医師
	転帰 受付日時	設定場 所		家計 主職	初診	真性 診断	報告		転帰 月日	転症 病名		前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前() 後()	

内容

付加情報

草津市災害対策本部広報渉外班

緊急放送

発出日時：●●年●●月●●日

担当課：●●課

担当者：●●

連絡先：077-561-●●●●

避難情報（準備・勧告・指示）

いずれかを選択し、チェック

被害情報 安否情報

避難生活情報 その他（ ）

通常のラジオ放送で依頼の場合

発令時間：平成●●年●●月●●日（●） 午前・午後 ●時●●分

右記①～③を選択

①通常放送

②はスピーカーと告知ラジオを起動させての放送

②告知放送（ラジオ+スピーカー）（緊急、一斉）

③グループ放送

緊急は、告知ラジオをMAX音量、一斉はラジオ毎音量で

③グループ放送の場合、下から選択 ③は、ラジオだけ、スピーカーだけ、地域だけなどを選択

- | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 告知ラジオ | <input type="checkbox"/> 全体 | <input type="checkbox"/> 志津 | <input type="checkbox"/> 志津南 | <input type="checkbox"/> 草津 | <input type="checkbox"/> 大路 |
| <input type="checkbox"/> 屋外スピーカー | <input type="checkbox"/> 渋川 | <input type="checkbox"/> 矢倉 | <input type="checkbox"/> 玉川 | <input type="checkbox"/> 老上 | <input type="checkbox"/> 南笠東 |
| <input type="checkbox"/> ラジオ+スピーカー | <input type="checkbox"/> 山田 | <input type="checkbox"/> 笠縫 | <input type="checkbox"/> 笠縫東 | <input type="checkbox"/> 常盤 | |

まず、②③を選択し、その後は右記の、全体もしくは、該当学区を選択

月 日 時まで繰り返し

- 15分毎 30分毎 1時間毎 2時間毎 不要

内容

繰り返し間隔を選択

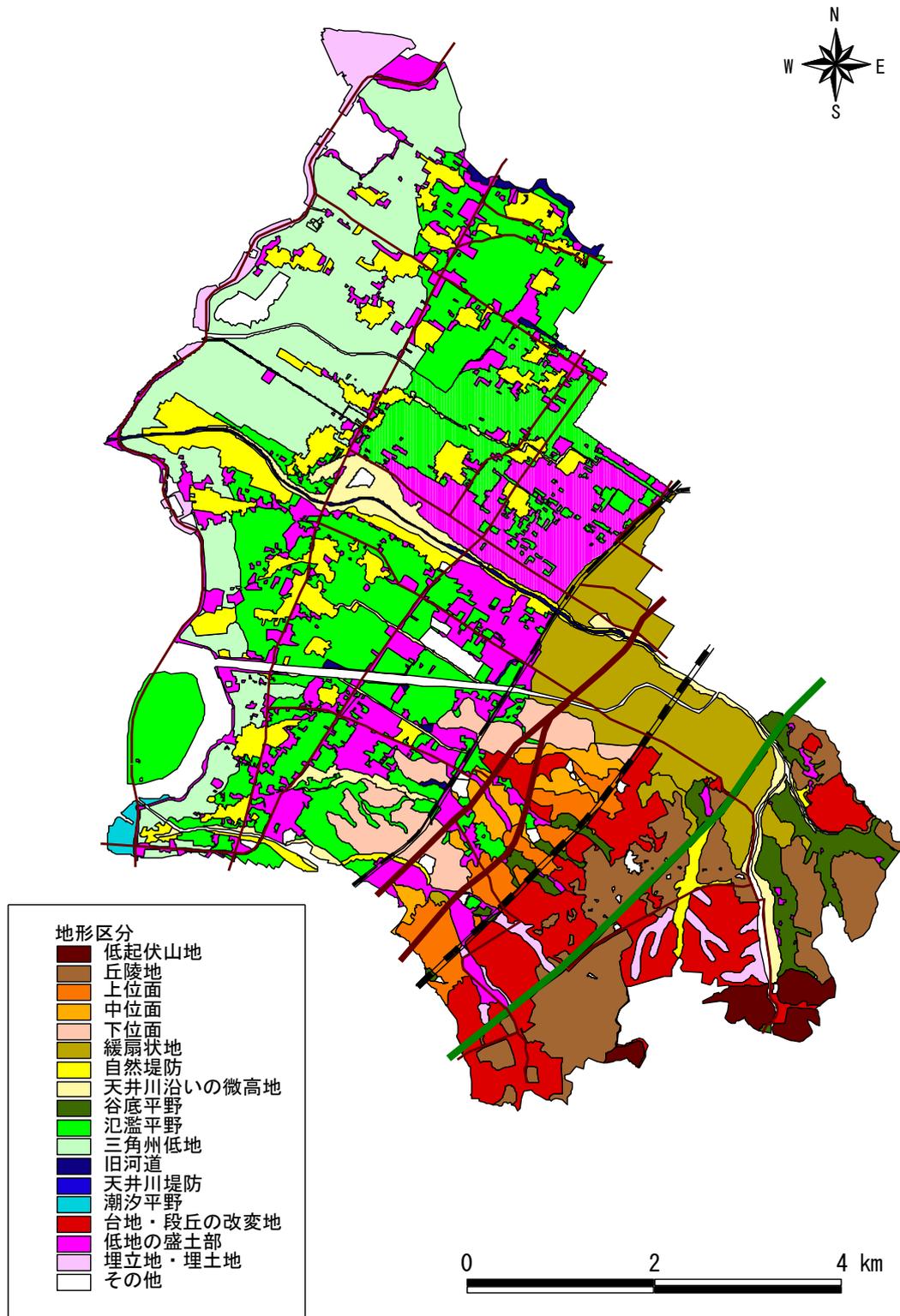
放送文案を記載。長い場合は、別紙とする。

付加情報

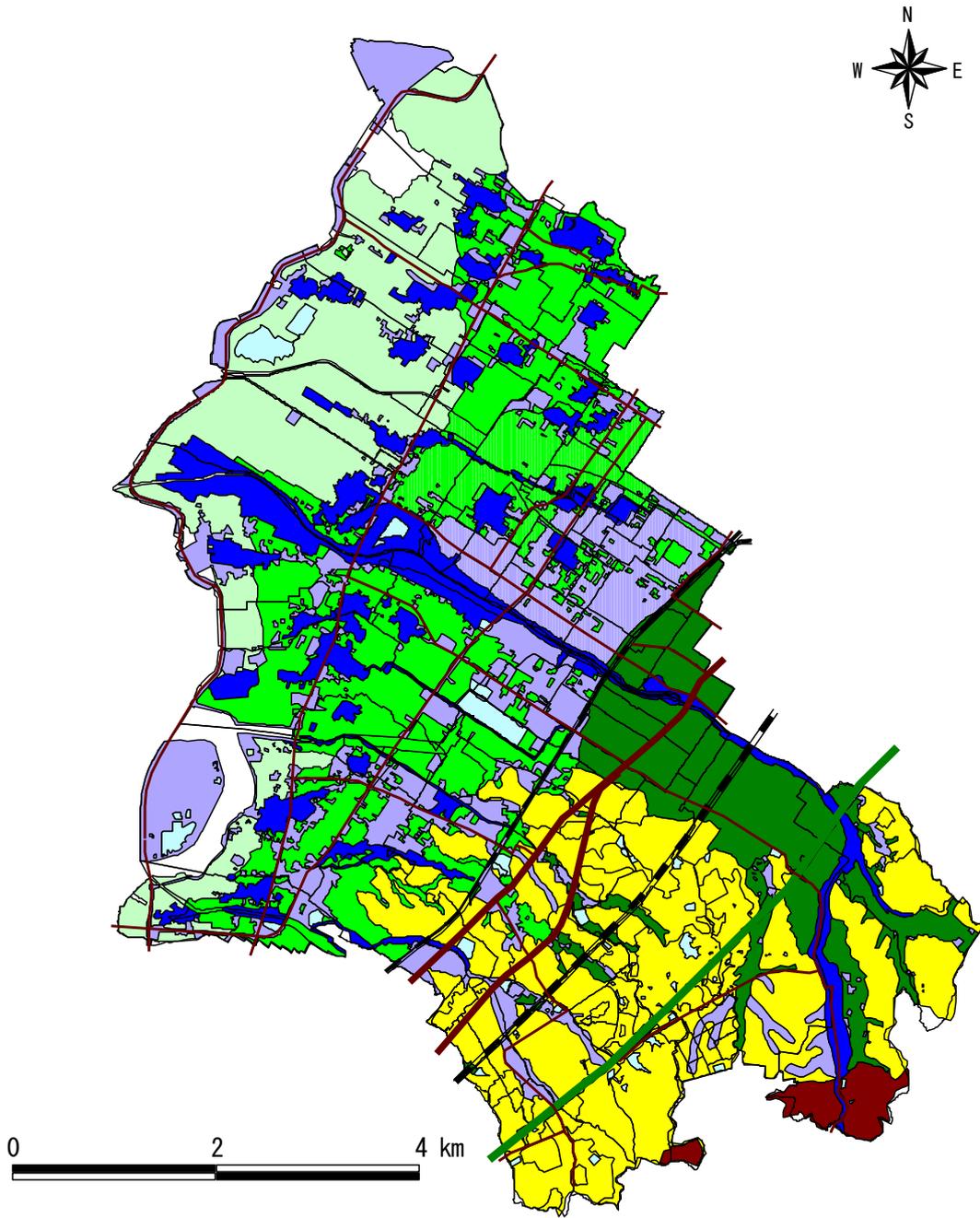
繰り返し2回放送など、追加情報を付加

[X 草津市の概況]

X-1 草津市の地形



X-2 草津市の地盤種別図



地盤種別	
■	1種 [堅固な地盤・岩盤 (第3紀以前の地盤・岩盤)]
■	2種 [洪積層 (古琵琶湖層群・段丘堆積層)]
■	3-I種 [沖積層 (厚さ10m以下)、扇状地堆積物、谷底堆積物]
■	3-II種 [沖積層 (厚さ10m以下)、沖積層の大部分]
■	3-III種 [沖積層 (厚さ15m以下)、三角州性堆積物]
■	4種 [沖積層上の天井川堆積物、自然堤防堆積物]
■	4種 [沖積層上の盛土地盤、丘陵部の埋土地盤、沖積層 (厚さ15m以上)]
■	水部等

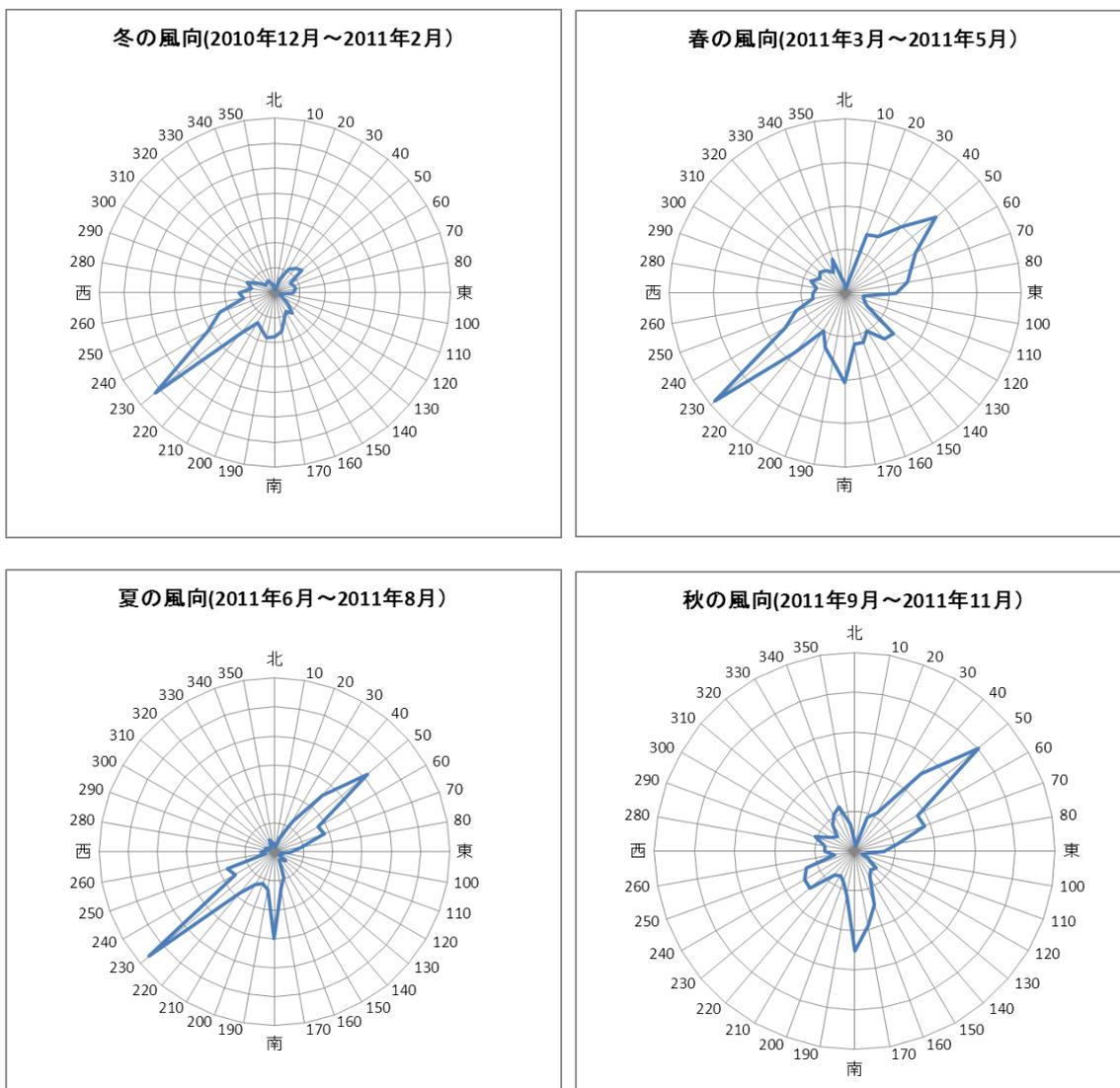
X-3 草津市の気象状況

歴年	気 温(℃)			風 速(m/s)		総降雨量 mm
	最 高	最 低	平 均	最 大	平 均	
1981	34.5	-6.6	14.0	6	1.0	1441
1982	33.3	-3.4	14.7	7	1.1	1351
1983	35.3	-2.7	14.9	6	1.1	1648
1984	36.4	-4.9	14.2	6	1.0	1121
1985	35.7	-3.8	15.0	6]	1.0]	1615]
1986	35.0	-3.4	14.4	7	1.1	1488
1987	36.4	-2.4	15.4	6	1.1	1393
1988	33.6	-2.6	14.5	7	1.1	1710
1989	33.9	-1.0	15.1	6	0.9	2037
1990	34.5	-3.4	15.6	10	1.3	1757
1991	34.8	-2.8	14.9	11	1.6	1732
1992	34.7	-2.6	14.6	9	1.5	1509
1993	32.7	-2.9	14.1	10	1.7	1907
1994	37.0	-3.2	15.4	12	1.8	926
1995	36.1	-3.2	14.3	10	1.7	1607
1996	35.4	-4.0	14.0	8	1.7	1673
1997	35.1	-5.4	14.7	9	1.7	1601
1998	34.9	-2.7	15.7	10	1.6	1863
1999	34.5	-5.1	15.1	8	1.7	1441
2000	36.1	-2.7	15.1	9	1.7	1306
2001	36.1	-3.5	14.9	9]	1.7	1297
2002	36.1	-2.9	15.1	8	1.7	1060
2003	35.3	-4.5	14.6	9	1.6	1950
2004	35.4	-3.6	15.6	10	1.6	1743
2005	34.5	-4.1	14.8	11	1.7	1170
2006	35.9	-3.8	14.6	9	1.5	1790
2007	36.6	-3.7	15.2	10	1.5	1349
2008	36.9	-2.5	15.2	10	1.5	1540
2009	35.6	-1.8	15.5	11	1.6	1421.5
2010	37.5	-2.4]	16.9]	11.7]	1.9]	1812]
2011	36.9	-3.9	15.3	9.4	2.0	1719
2012	36.4	-4.1	15.2	11.8	2.1	1582.5
2013	37.3	-2.4	15.6	10.7	2.1	1588.5
2014	36.8	-2.5]	15.1	9.8	1.9	1465
2015	37.5	-1.8	15.6	11.0	1.8	1939.5
2016	36.3	-4.0	16.0	9.3	1.7	1763.5
2017	35.7	-2.7	15.1	11.2	1.8	1581.0
2018	38.0	-4.5	15.9	14.9	1.8	1768.0
2019	36.6	-1.9	15.9	11.9	1.8	1494.0
2020	37.7	-2.3	16.0	10.1	1.8	1645.0
2021	36.4	-3.4	15.8	11.4	1.8	1816.0
2022	37.3	-2.0	15.8	9.9	1.8	1482.0

出典：気象庁 過去の気象データ

観測地：大津

：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。



琵琶湖博物館内気象観測データによる四季毎の風向(2010年12月～2011年11月)

気象庁定義による四季の区分

【春】3月～5月(3/1～5/31)

【夏】6月～8月(6/1～8/31)

【秋】9月～11月(9/1～11/30)

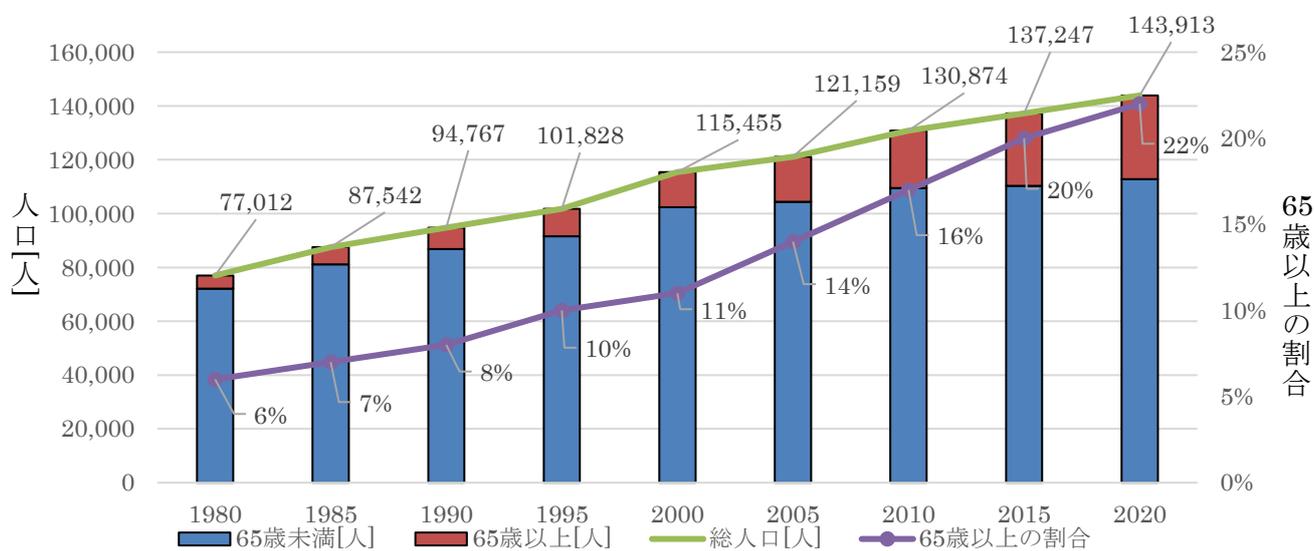
【冬】12月～2月(12/1～2/末日)

琵琶湖博物館内観測気象データ(<http://www.lbm.go.jp/emuseum/meteo/index.html>)

X-4 草津市の人口推移

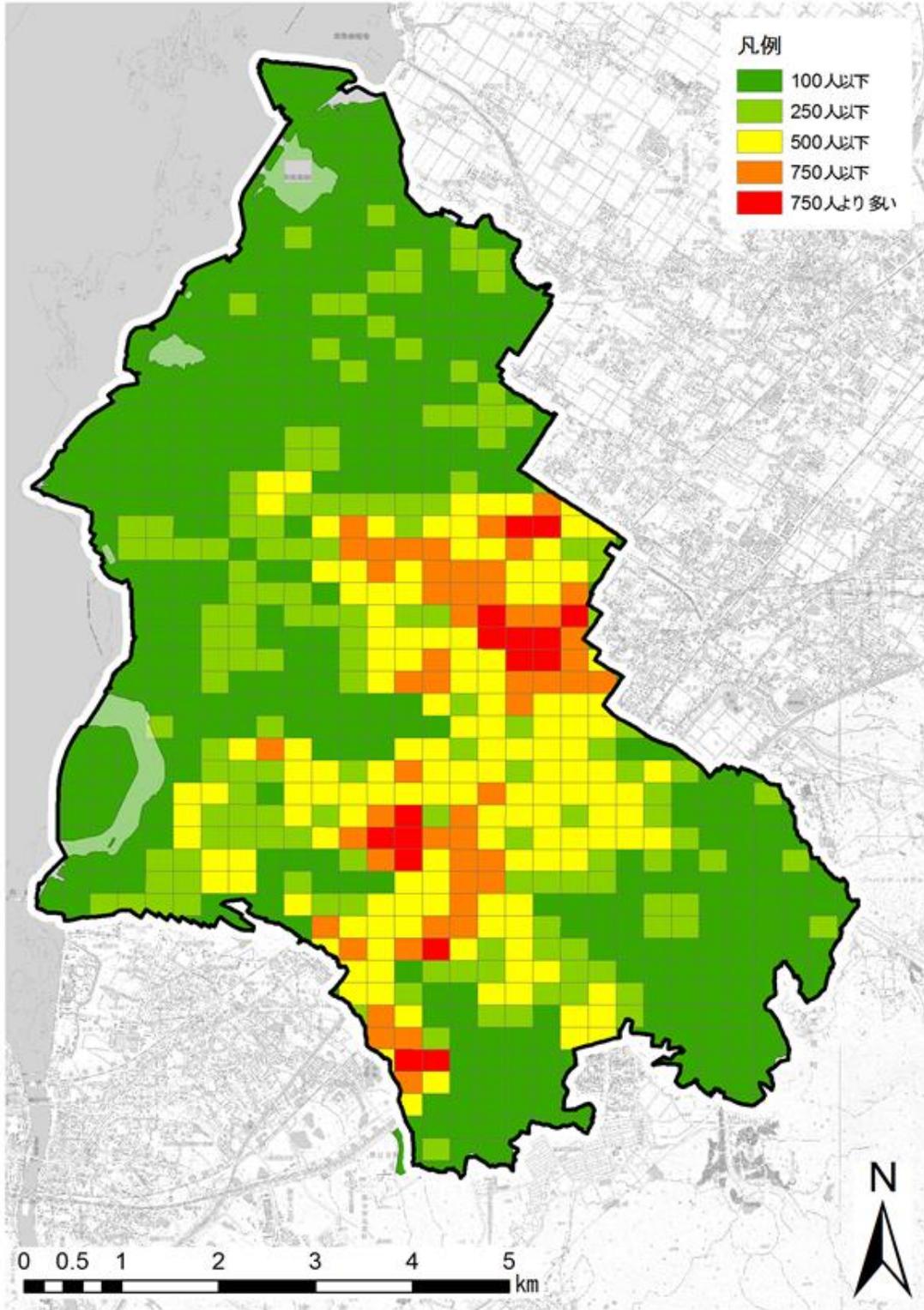
年	65歳未満[人]	65歳以上[人]	総人口[人]	65歳以上の割合
1980	72,086	4,929	77,012	6%
1985	81,170	6,372	87,542	7%
1990	86,773	7,994	94,767	8%
1995	91,596	10,232	101,828	10%
2000	102,396	13,059	115,455	11%
2005	104,421	16,738	121,159	14%
2010	109,447	21,427	130,874	16%
2015	110,368	26,879	137,247	20%
2020	112,784	31,129	143,913	22%

参考：総務省統計局 e-Stat(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do>)



参考：総務省統計局 e-Stat(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do>)

X-5 草津市人口分布



X-6 草津市の建築物の状況

① 建築物の推移

	棟総数	木造		非木造	
		住宅・アパート・併用	住宅以外	住宅・アパート・併用	住宅以外
昭和60年	37,775	19,447	9,958	8,465	3,505
平成2年	42,764	22,950	8,741	5,808	5,265
平成7年	43,484	23,442	7,535	6,446	6,061
平成12年	44,498	24,396	6,509	7,250	6,343
平成14年	45,136	24,884	6,291	7,529	6,432
平成15年	45,384	25,142	6,167	7,618	6,457
平成16年	45,726	25,457	6,047	7,727	6,495

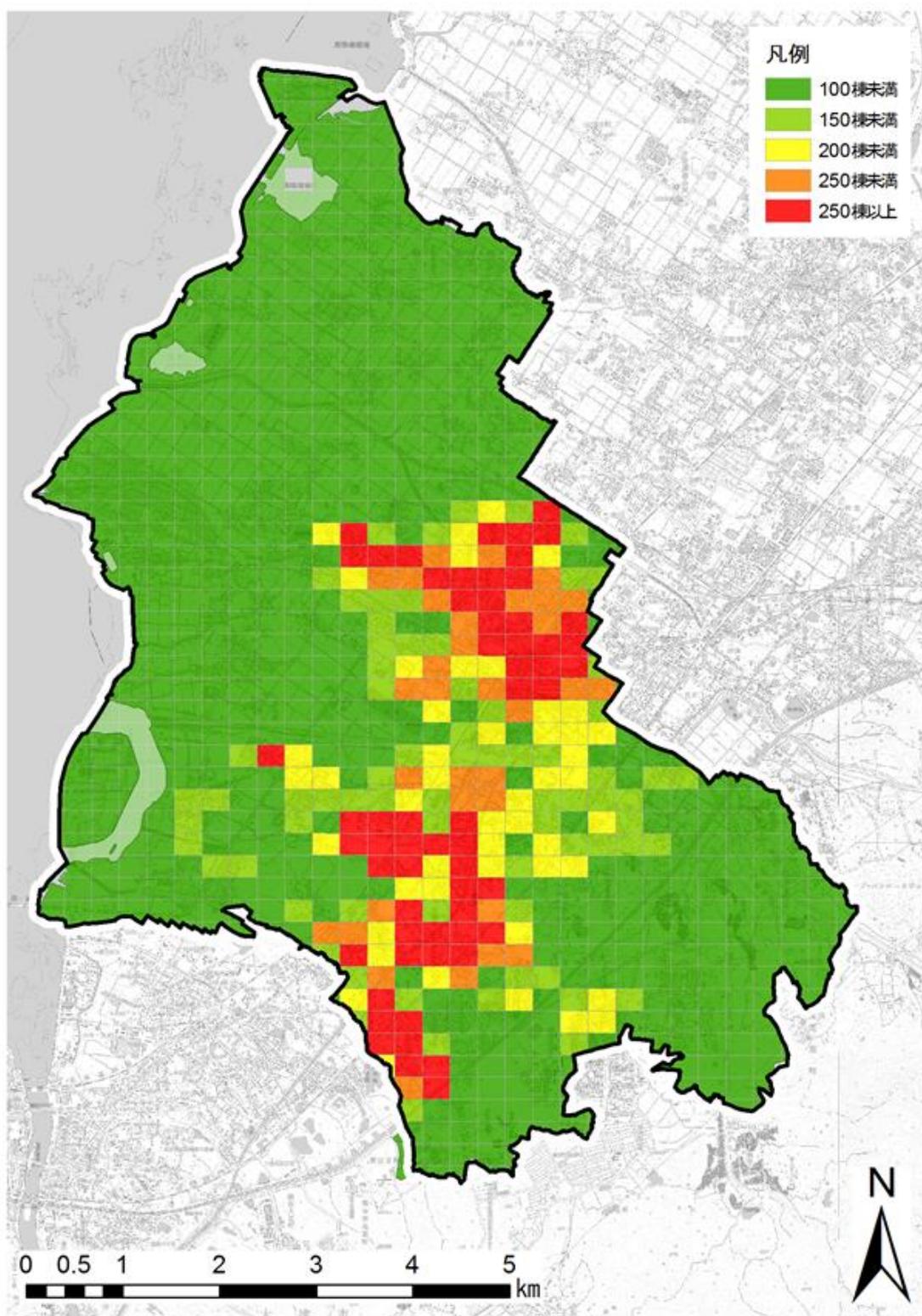
(出典：市統計書)

② 住宅系建物の現況

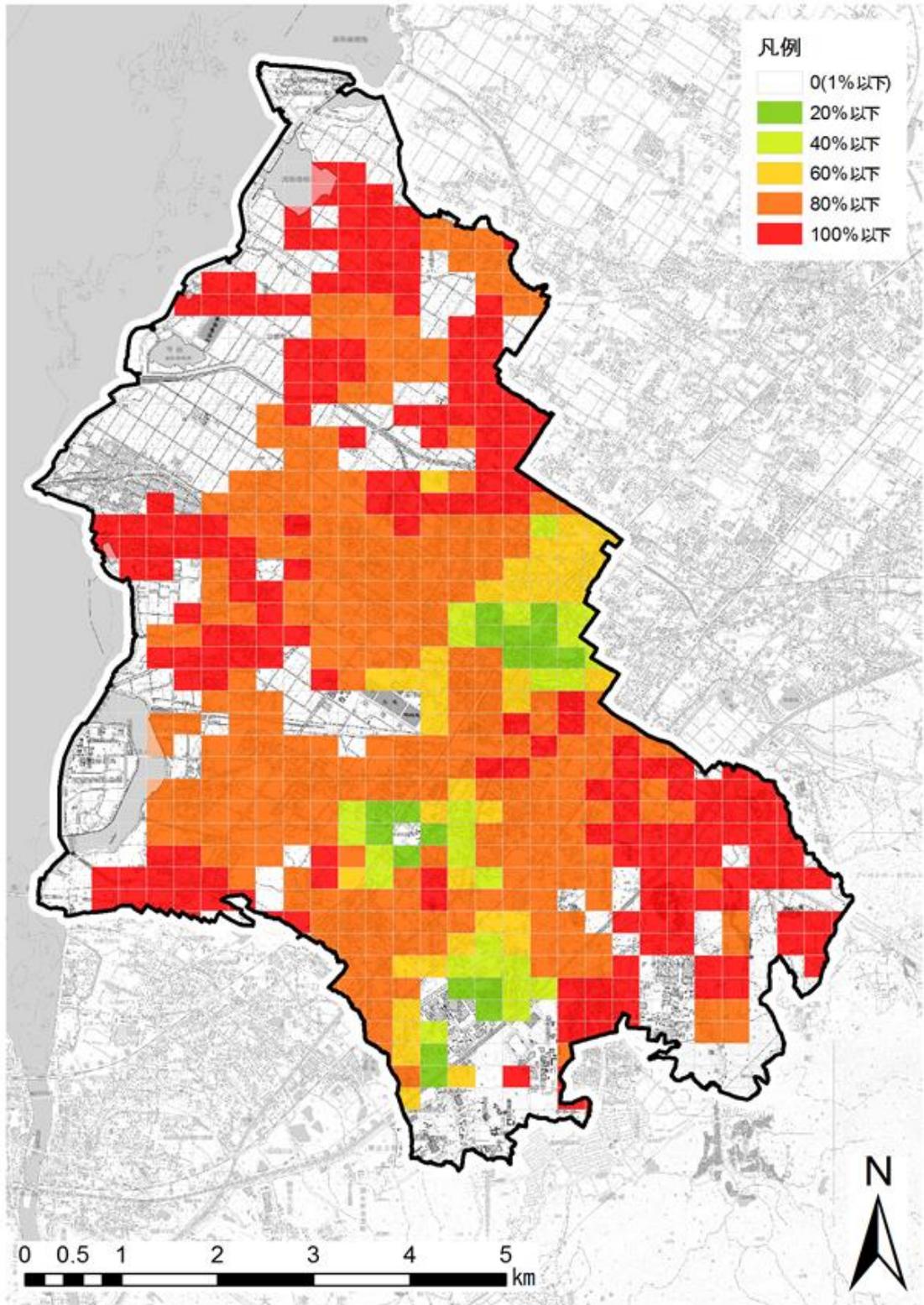
	木造	非木造	計	1981年(新耐震) 以前の建物
専用住宅	24,279	5,635	29,914	10,166 (34.0%)
共同住宅	182	965	1,147	187 (16.3%)
併用住宅	703	367	1,070	15 (1.4%)
寄宿舍・寮	8	67	75	40 (53.3%)
計	25,172	7,034	32,206	10,408 (32.3%)

* () は計に対する割合を示す。
(平成16年3月末 市データ)

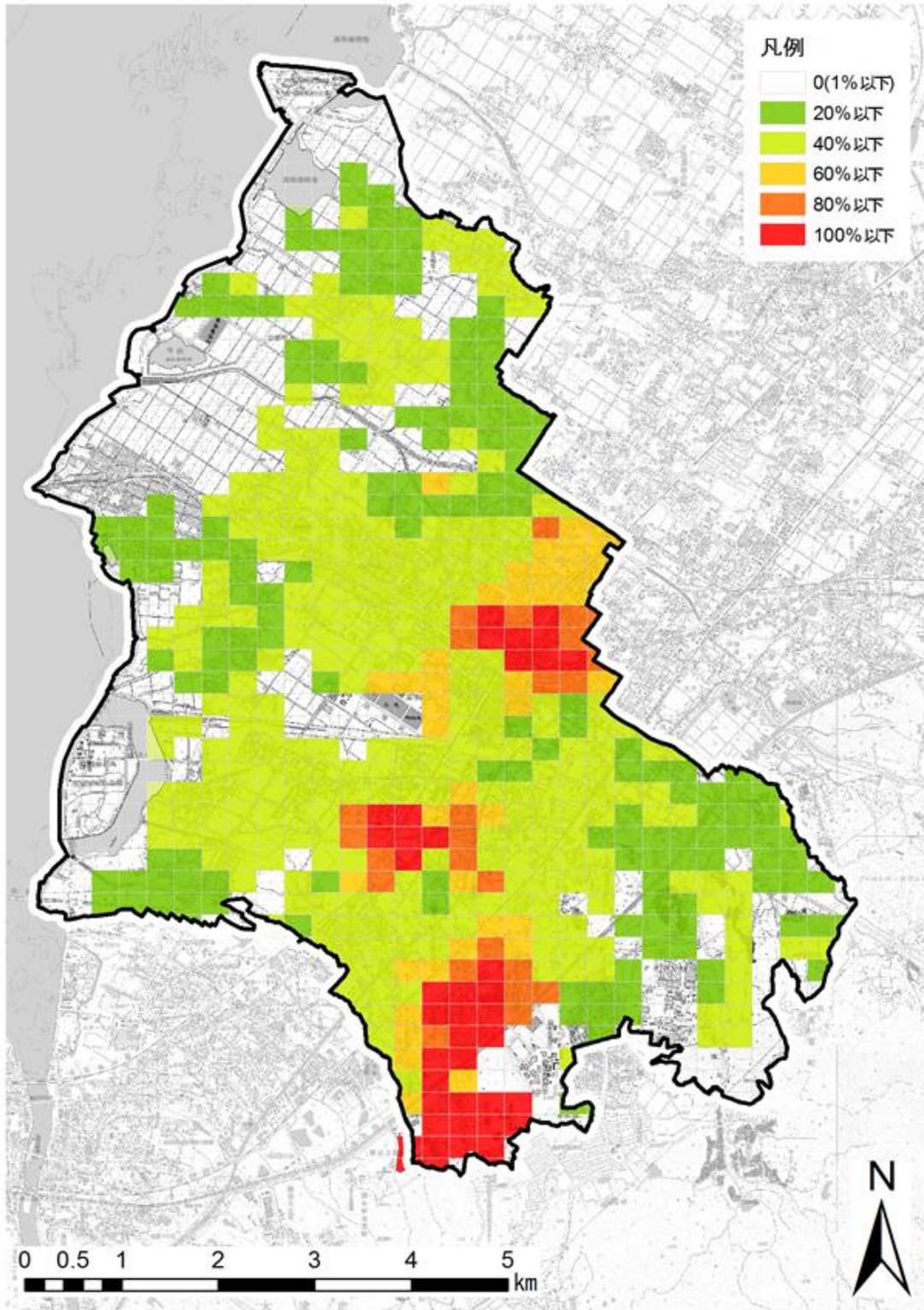
X-7 建物棟数



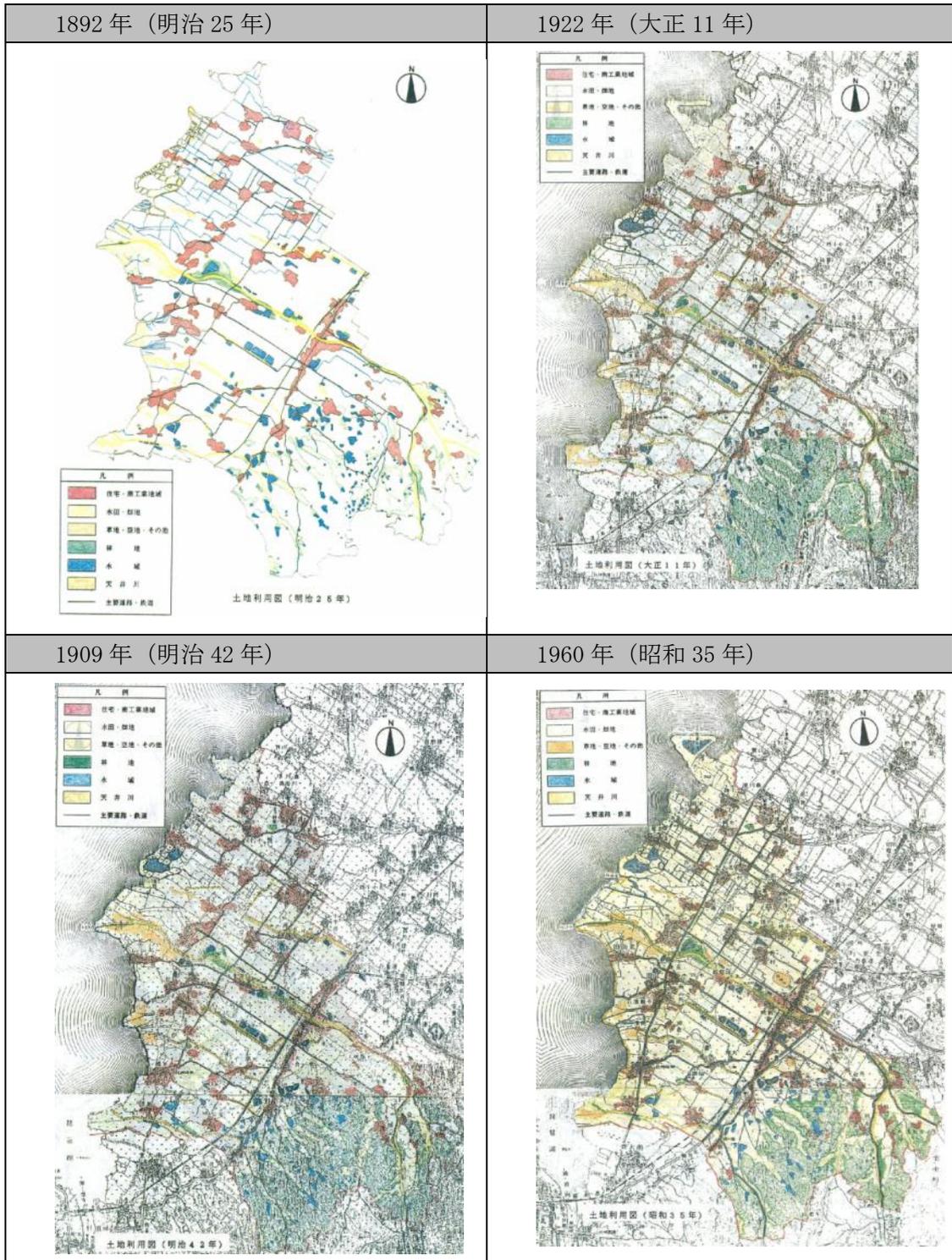
X-8 木造建物割合



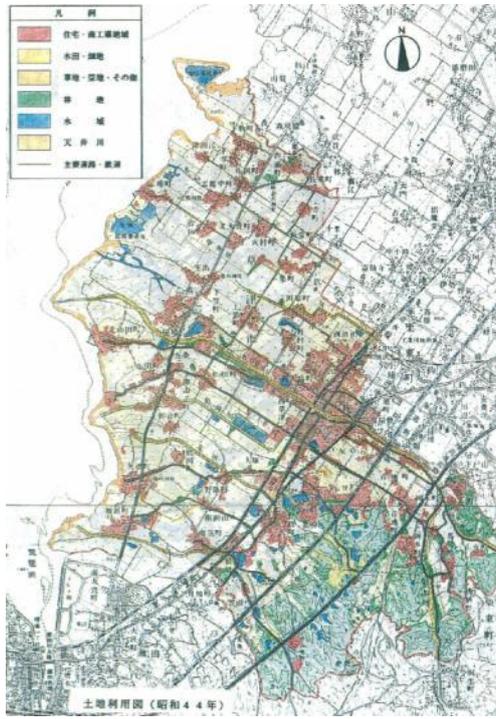
X-9 非木造建物割合



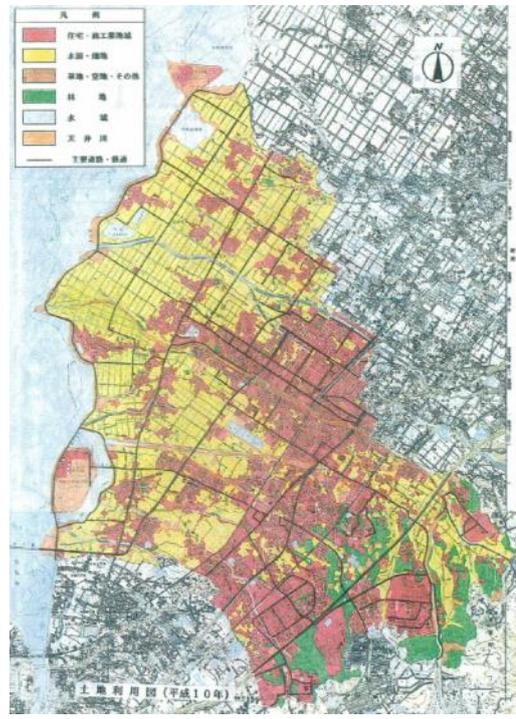
X-10 土地利用の変遷図



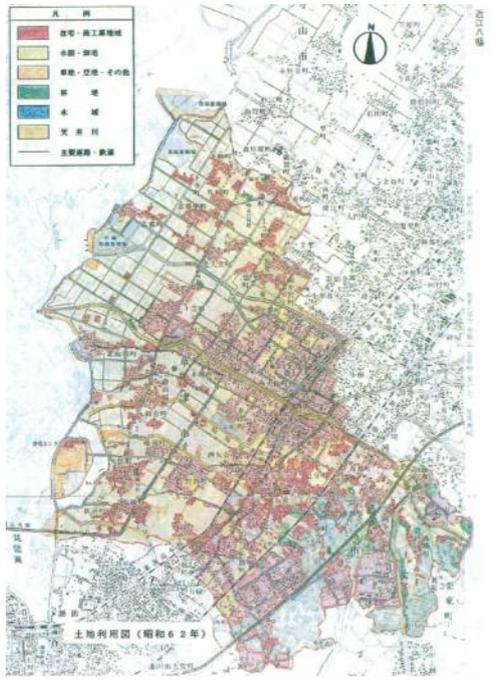
1969年（昭和44年）



1997年（平成9年）



1987年（昭和62年）



[XI 大規模事故災害関連]

XI-3 滋賀県広域災害緊急医療情報システム

http://www.shiga.iryō-navi.jp/qqport/kenmintop/

XI-4 毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/14890.html>

毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準

毒物及び劇物取締法の規定により、毒物劇物営業者、特定毒物研究者または毒物、劇物を業務上取り扱う者は、毒物、劇物または法第11条第2項規定する政令で定める物(以下「毒劇物」という。)が飛散し、漏れ、流れ出た等の場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害の発生を防止するために、必要な応急の措置を講じなければならないことになっています。

この毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準は、厚生労働省が毒劇物の運搬事故が生じた場合にとるべき応急の措置の具体的な方法を品目毎に定めたもので昭和52年から平成8年までの間に発出された9本の通知を取りまとめたものです。

この基準は、運搬事故時のみならず、飛散、流失の漏えい事故等についても適応されます。

■この基準に掲載されているもの

- 毒物
- 劇物
- 法第11条第2項に規定する政令第38条に定める物
 - 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。)
 - 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウムまたは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(pHが2.0から12.0までのものを除く。)

厚生労働省通知

- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準について(昭和52年 2月14日 業発第163号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その2)(昭和56年 3月31日 業発第332号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その3)(昭和60年 4月 5日 業発第375号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その4)(昭和62年 9月12日 業発第784号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その5)(平成 3年 3月 6日 業発第257号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その6)(平成 4年12月 7日 業発第1190号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その7)(平成 6年 3月14日 業発第230号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その8)(平成 7年 3月16日 業発第248号)
- 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準(その9)(平成 8年 3月15日 業発第250号)

■この基準は、次の項目より構成されます。

■毒劇物の名称(通称名)

- 化学式
- 毒物及び劇物取締法における毒物または劇物の区別および指定名
- 性状

■措置

- 漏えい時(少量、多量)
- 出火時(周辺火災の場合、着火した場合、消化剤)
- 暴露・接触時(人体に対する影響、救急方法)
- 注意事項
- 保護具

滋賀県健康福祉部医務薬務課薬事担当

毒物・劇物の名称(通称名)・種類

【ア】

亜塩素酸ナトリウム アクリルアミド アクリルアミド水溶液 アクリルアルデヒド アクリル酸 アクリルニトリル
亜硝酸ナトリウム 亜硝酸メチル アセトンシアノヒドリン 亜セレン酸ナトリウム 亜セレン酸バリウム ア
ニリン 2-アミノエタノール アリルアルコール アンチノック剤 アンモニア水

【イ】

一酸化鉛 EDDP 一水素二弗化アンモニウム EPN

【エ】

液化アンモニア 液化塩化水素 液化塩素 N-エチルアニリン エチルチオメトン N-エチルメタトルイジン
エチルメチルケトン エチレンオキシド エチレンクロロヒドリン NAC エピクロロヒドリン MIPC
MTMC MPP 塩化亜鉛 塩化エチル 塩化カドミウム 塩化金酸 塩化第一水銀 塩化第一錫 塩化第一
銅 塩化第二金 塩化第二水銀 塩化第二錫(無水物) 塩化第二錫・五水和物 塩化第二銅 塩化第二銅アンモニウ
ム 塩化チオニル 塩化トリフェニル錫 塩化バリウム 塩化ホスホリル 塩化メチル 塩基性ケイ酸鉛 塩基性炭
酸銅 塩酸 塩酸アニリン 鉛酸カルシウム 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム

【オ】

黄リン オキシシアン化第二水銀

【カ】

過酸化水素水 過酸化尿素 カリウムナトリウム合金 カルボン酸(高級脂肪酸)のバリウム塩 過酸化ナトリウム
カリウム カルタップ

【キ】

ぎ酸 キノリン キシレン

【ク】

クレゾール クロム酸亜鉛カリウム クロム酸カルシウム クロム酸水溶液 クロム酸ストロンチウム クロム酸ナト
リウム クロム酸鉛 クロム酸バリウム クロロアセチルクロライド 2-クロロアニリン クロロ酢酸ナトリウム
クロロスルホン酸 2-クロロニトロベンゼン クロロピクリン クロロブレン クロロホルム

【ケ】

ケイ酸鉛 硅弗化亜鉛 硅弗化アンモニウム 硅弗化カリウム 硅弗化水素酸 硅弗化錫 硅弗化銅 硅弗化ナトリウ
ム 硅弗化鉛 硅弗化バリウム 硅弗化マグネシウム 硅弗化マンガン

【コ】

五塩化アンチモン 五塩化磷 五酸化バナジウム 五弗化砒素 五塩化砒素 五酸化二砒素 五弗化アンチモン
五硫化二リン

【サ】

酢酸亜鉛 酢酸エチル 酢酸第二水銀 酢酸第二銅 酸化ビス(トリブチル錫)のエマルジョン(水系)10% 酢酸鉛
酢酸フェニル水銀 三塩化アンチモン 三塩化砒素 三塩化硼素 三塩化磷 三塩基性硫酸鉛 酸化カドミウム
酸化第二水銀 酸化バリウム 酸化ビス(トリブチル錫) 酢酸トリフェニル錫 酸化アンチモン(III) 三酸化二砒
素 三弗化アンチモン 三弗化砒素 三弗化硼素 三弗化磷 三硫化二砒素

【シ】

シアナミド鉛 2,4-ジアミノトルエン シアン化亜鉛 シアン化カリウム シアン化銀 シアン化コバルトカリウ
ム シアン化水素 シアン化第一金カリウム シアン化第一銅 シアン化銅酸カリウム シアン化銅酸ナトリウム シ

アン化ナトリウム シアン化ニッケルカリウム 四塩化炭素 四塩基性クロム酸亜鉛 シクロヘキシルアミン
ジクロロ酢酸 ジクワット 2、4-ジニトロトルエン 四弗化硫黄 ジボラン ジメチルアミン 臭化エチル 臭化
カドミウム 臭化銀 臭化水素酸 臭化第二水銀 臭化メチル 重クロム酸アンモニウム 重クロム酸カリウム
重クロム酸ナトリウム水溶液 シュウ酸 シュウ酸ナトリウム 臭素 酒石酸アンチモンカルcium 硝酸
硝酸亜鉛 硝酸カドミウム 硝酸銀 硝酸第一水銀 硝酸第二水銀 硝酸第二銅 硝酸鉛 硝酸バリウム
四硫化四砒素

【ス】

水銀 水酸化カドミウム 水酸化カリウム水溶液 水酸化トリフェニル錫 水酸化ナトリウム水溶液 水酸化鉛
水酸化バリウム 水素化アンチモン 水素化砒素 ステアリン酸カドミウム ステアリン酸鉛

【セ】

セレン セレン化鉄 セレン化水素

【タ】

ダイアジノン 炭酸バリウム 炭酸カドミウム

【チ】

チオシアン酸亜鉛 チオシアン酸第二水銀 チメロサール チオシアン酸第一銅 チタン酸バリウム

【テ】

DEP DDVP DCIP

【ト】

トリクロロ酢酸 トリフルオロメタンスルホン酸 トルエン トリクロロシラン トルイジン

【ナ】

ナトリウム β-ナフトール

【ニ】

二塩基性亜硫酸鉛 二塩基性亜リン酸鉛 二塩基性ステアリン酸鉛 二塩基性フタル酸鉛 二酸化セレン 二臭化コハク
酸ビス(トリブチル錫) ニッケルカルボニル ニトロベンゼン 二硫化炭素

【ハ】

発煙硫酸 パラコート

【ヒ】

PAP BPMC ピクリン酸 ピクリン酸アンモニウム 砒酸 砒酸水素二ナトリウム 砒素 ヒドラジン
ピロリン酸亜鉛 ピロリン酸第一錫 ピロリン酸第二銅

【フ】

フェノール フェンバレート N-ブチルピロリジン 弗化亜鉛 弗化水素 弗化水素酸 弗化第一錫
弗化第二銅 弗化トリフェニル錫 弗化トリブチル錫 弗化鉛 弗化バリウム

【ヘ】

ヘキサフルオロアンチモン酸カリウム ヘキサフルオロアンチモン酸ナトリウム ヘキサフルオロ砒酸リチウム
ヘキサメチレンジイソシアナート

【ホ】

硼酸鉛 硼弗化アンチモン 硼弗化アンモニウム 硼弗化カリウム 硼弗化水素酸 硼弗化テトラエチルアンモニウム
硼弗化ナトリウム 硼弗化マグネシウム 硼弗化リチウム ホスゲン ホルムアルデヒド水溶液

【ム】

無機シアン化合物含有液 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物 無水クロム酸水溶液 無水クロム酸

【メ】

メタクリル酸　メタホウ酸バリウム　メチルアミン　メトミル　メタノール　N-メチルアニリン　メチルメルカプタン

【モ】

モノクロル酢酸　モノゲルマン

【ヨ】

沃化銀　沃化第一銅　沃化メチル　ヨウ化水素酸　沃化第二水銀

【ラ】

ラウリン酸カドミウム

【リ】

硫化カドミウム　硫化バリウム　硫酸　硫酸亜鉛　硫酸カドミウム　硫酸銀　硫酸ジメチル
硫酸第一錫　硫酸第二銅　硫酸ヒドロキシルアミン　硫酸モリブデン酸クロム酸鉛　硫セレン化カドミウム
燐化亜鉛　燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤　燐化水素　リン酸亜鉛

【ロ】

六弗化セレン

引用：滋賀県健康福祉部医務薬務課薬事担当 HP